

# 「大学史に見る日本の大学問題」

2012年度山本ゼミ共同研究報告書

慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会

# 序

2012年度の山本ゼミでは、「大学史に見る日本の大学問題」というテーマのもと、プロジェクト研究を推し進めた。このテーマは、初回ゼミにおけるプロジェクト研究のテーマ設定に関する議論の中で、一人の学生から発案され、それに全員が賛同する形で設定されたものである。これまで教員側が提示するテーマに基づいて、プロジェクト研究を展開してきた当ゼミにあって、喜ばしい「事件」であった。

研究の趣旨は、第一に、今日の日本の大学が抱える「問題」について、例えば「グローバル化」や「ガバナンス」といった政策レベルの視点から語られる問題ではなく、まさに学生の目線から捉えられる身近な問題群を抽出することであり、第二に、それら問題群の由来を日本の近代大学史の中に探ろうとすることであった。近代大学史に考察範囲を絞り込んだのは、現代と近代とを連続的にとらえることで、今日の問題を歴史的に捉え返す視点を確保しようとするプロジェクト研究の方針に基づくことである。

こうしてプロジェクト研究では、学生の目線から捉えられた「大学問題」を、①大学の経営、②大学間の格差、③大学と宗教との関係、④大学（高等教育）における女子教育、⑤大学の機能（大学は研究機関か教育機関か）、という五者に分類し、各問題の由来を近代大学史の中に探る作業を展開した。この五つの研究グループのメンバー名を紹介すると次の通りである。

## <第一章 「大学経営」班>

高橋虎太郎、若菜良平（4年）

上埜春香、片山 泰、佐賀 僚（3年）

## <第二章 「大学間格差」班>

木村 円、松本啓志、水谷公美、村岡佳菜子（4年）

中尾唯一、水野由佳子（3年）

## <第三章 「大学と宗教」班>

大下咲子、瀧口晃太郎、濱田悠佑、山口花奈（4年）

小林 楓、高橋 茜（3年）

## <第四章 「女子教育」班>

嵯峨崎隼大、吉貝 穰（4年）

河野展寛、小山 遥、布川隆博、長谷山瑛子（3年）

## <第五章 「大学機能」班>

神田昌代、野崎まりか、野見山実香、山縣 麗（4年）

海江田諭、西田 想（3年）

メンバー諸君は、実質 10 ヶ月足らずの短い研究期間であったにも拘わらず、このプロジェクト研究を実に精力的に進めてくれた。その結果、共同執筆とはいえ、160 頁を超え

る大部の労作が出来上がった。まずは、この研究報告書の執筆者たるすべてのゼミナリストたちの努力に、心より敬意を表したいと思う。

もう一つ、ゼミナリストたちを評価したいことは、五つの研究テーマそれぞれについて、その研究方法を自分たちの頭で考えようとする姿勢が顕著であった、という点である。例えば、宗教系大学における教育と宗教との関係を探るについて、開設講座に占める宗教系講座の割合を量的に分析しようとした試みや、あるいは、帝国大学が研究と教育とのいずれに比重を置いていたかを探るについて、「演習」や「卒業論文」の設置状況に着目とする、といった具合にである。

もちろん、こうしたアプローチが研究として十分な有効性を担保しているかといえば、そのことに疑問の余地がないわけではない。また、このアプローチによって何某かのことを明らかにし得たとしても、そこには自ずと限界があることもいうまでもない。だが、そうした問題が現前することを十分に自覚しながら、局所的であれ、日本の大学問題の所在に鋭角的に切り込もうとしたゼミナリストたちの研究姿勢は、高く評価したいと思う。

ただし、その一方で、「研究報告書」と称するにはあまりにも稚拙で未整備な内容や形式が散見することも、指摘しないわけにはいかない。とくに、引用文の出所が必ずしも明記されていなかったり、引用文献の表記が未完成であったりするものが少なくなかった。論文としての形式を一定の水準に整えることが、研究の最も基本的な要件であることは論を俟たない。この点に関しては、ゼミナリストたちに強く反省を促しておきたい。

ともあれ、今年度のプロジェクト研究の完成を喜ぶとともに、このプロジェクト研究の経験を通して、ゼミナリストたち一人ひとりが、今後益々学問的な成長を遂げていくことを心より期待する次第である。

2013年3月15日 山本 正身

# 目 次

序 .....	i 頁
第一章 大学経営を支えたものは何であったか .....	1 頁
はじめに―本研究の意義 .....	1 頁
第一節 大学財政及び経営の制度的変遷 .....	2 頁
1. 帝国大学    2 頁	
2. 官公立専門学校    3 頁	
3. 私立専門学校    5 頁	
(1)慶應義塾大学    5 頁	
(2)早稲田大学    7 頁	
(3)法政大学    8 頁	
(4)立教大学    8 頁	
第二節 帝国大学の自治経営獲得への歩み .....	9 頁
1. 講座および学科の増設    9 頁	
(1)明治期    9 頁	
(2)大正期    11 頁	
(3)第二次世界大戦後    12 頁	
(4)国立大学法人化前後    14 頁	
2. 大学院改革    16 頁	
(1)発足時―大学院の前身―    16 頁	
(2)明治・大正期    17 頁	
(3)戦後    18 頁	
(4)現代の大学院経営    18 頁	
第三節 私立専門学校の経営努力 .....	21 頁
1. 慶應義塾大学    21 頁	
2. 早稲田大学    22 頁	
3. 法政大学    24 頁	
4. 立教大学    25 頁	
まとめ .....	25 頁
第二章 大学間格差 .....	29 頁
はじめに .....	29 頁
第一節 教授陣による格差 .....	32 頁
1. 官立学校    32 頁	
2. 私立学校    33 頁	
3. まとめ    34 頁	

第二節 大学の財政状況による格差 .....	35 頁
1. 官立学校   35 頁	
(1) 専門学校   35 頁	
(2) 帝国大学   35 頁	
2. 私立学校   36 頁	
(1) 私立専門学校の財政   37 頁	
(2) 大学への昇格志向と私立大学の誕生   37 頁	
(3) 財政面から見た官立大学への劣位   38 頁	
(4) 大学令の公布と私立大学の存続   39 頁	
第三節 就職による格差 .....	40 頁
1. 官僚   40 頁	
(1) 官立学校   40 頁	
(2) 私立学校   42 頁	
2. 専門職   44 頁	
(1) 医師   44 頁	
(2) 弁護士   45 頁	
3. 民間企業   46 頁	
(1) 官立学校   46 頁	
(2) 私立学校   48 頁	
むすび .....	49 頁
第三章 大学と宗教 .....	55 頁
はじめに .....	55 頁
第一節 明治期・大正期 .....	56 頁
1. 仏教系学校   56 頁	
(1) 駒澤大学   56 頁	
(2) 龍谷大学   59 頁	
2. 神道系学校   63 頁	
(1) 國學院   63 頁	
(2) 皇學館   69 頁	
3. キリスト教系学校 同志社大学   73 頁	
第二節 戦前期・戦時中   77 頁	
1. 仏教系学校   77 頁	
(1) 駒澤大学   77 頁	
(2) 龍谷大学   78 頁	
2. 神道系学校   80 頁	
(1) 國學院   80 頁	

(2) 皇學館	82 頁	
3. キリスト教系学校 同志社大学	84 頁	
第三節 戦後期	.....	88 頁
1. 仏教系学校	88 頁	
(1) 駒澤大学	88 頁	
(2) 龍谷大学	90 頁	
2. 神道系学校	94 頁	
(1) 國學院	94 頁	
(2) 皇學館	103 頁	
3. キリスト教系学校 同志社大学	104 頁	
おわりに	.....	105 頁
第四章 高等教育における女子教育	.....	111 頁
はじめに	.....	111 頁
第一節 女子高等師範学校について	.....	112 頁
1. 東京女子高等師範学校	112 頁	
2. 奈良女子高等師範学校	113 頁	
3. 考察	114 頁	
第二節 大正期臨時教育会議での女子教育に関わる議論	.....	115 頁
第三節 女子大学設立構想と門戸開放	.....	119 頁
1. 女子大学設立構想	119 頁	
(1) 女子高等師範学校	119 頁	
(2) 私立専門学校	120 頁	
2. 戦時体制下での門戸開放	120 頁	
(1) 名古屋帝国大学	120 頁	
(2) 慶應義塾大学	121 頁	
(3) 早稲田大学	121 頁	
3. 戦後の門戸開放	122 頁	
(1) 戦後の教育政策	122 頁	
(2) 各大学の様子	124 頁	
(3) 女子大学・女子帝国大学設立運動	125 頁	
第四節 女子高等教育黎明期に影響を与えた人物とその功績	.....	127 頁
1. 成瀬仁蔵	127 頁	
2. 山川健次郎	132 頁	
むすび	.....	135 頁
第五章 帝国大学に見る大学の研究体制	.....	139 頁

はじめに .....	139 頁
第一節 文学部における研究体制 .....	140 頁
1. 授業形態に関して 140 頁	
2. 卒業生の進路に関して 144 頁	
第二節 法学部における研究体制 .....	146 頁
1. 授業形態に関して 146 頁	
2. 卒業生の進路に関して 151 頁	
第三節 理学部における研究体制 .....	155 頁
1. 授業形態に関して 155 頁	
2. 卒業生の進路に関して 157 頁	
おわりに .....	159 頁

# 第一章 大学経営を支えたものは何であったか

## —経営・財政面における大学自治の観点から—

### はじめに—本研究の意義

帝国大学は「国家の須要」というしかるべき存在意義を国から与えられ、それに応じるべく国からの徹底した管理を受けていた。一方、私立専門学校は国からの援助に頼らず、それぞれの資本及び方針に基づいて学校運営を行ってきた。こういった先行研究で得た基本的な知識は、日本の大学史における大学の地位や学術研究上の優位性などに関して、圧倒的な官尊私卑の状態を示すものであった。本研究において主な研究・比較対象となる帝国大学と私立専門学校の設立の理念はそれぞれ、1886（明治 19）年の帝国大学令、1903（明治 36）年公布の専門学校令において法令化され示されている。両者は設立当初から異なる存在意義及び目的を与えられており、国からの期待の大きさの違いは一目瞭然である。では、我々の研究テーマである大学経営についてはどうであったか。帝国大学は国からの支出金に頼る形で運営を行い、国家が要請する人材を安定的に供給するべく、学術研究にその多くの資金を投じてきた。一方の私立はこれに相対する形で存在していた。こういった基本的認識は、既に我々の中にあるが、細かい収支出のデータなどからの検証は果たしていない。そこで本研究では、①収入の源は何処にあったか、②研究費や設備費などの支出に関する決定権は何処に存在していたか、③収支出という大学の経営・財政面の最も根幹となる部分についての大学の自治はどの程度であったかなどを中心に、帝国大学における経営面の国家の干渉はいったいどこまで及んでいたのか、また、私立の経営は本当に国家の干渉を受けず独自の資本及び方針に基づいて行われていたのかなどの基本認識に関する検証を行う。

ここで、検証の方法についていくつか定義しておきたい。まず、本研究において取り扱う年代については、①大学及び諸専門学校の発足期、②明治末から大正初期、③終戦後、④現在という4つの時期を取り扱う。尚、④現在については国立大学法人化にスポットを当て、国立大学の自治権獲得の歩みをより鮮明に描きたい。次に、各章の構成について述べる。第一章においては、それぞれ異なる地位や存在意義を与えられた高等教育機関について、それぞれが辿った大学財政・経営上の制度的変遷を通史的に述べる。ここでの歴史的文脈を基に、以後第二、三章においては、既に挙げた4つの時期ごとに、大学経営の根幹を担った収支出に関する分析（①収入の源は何処にあったか、②支出に関する決定権は何処にあったか、③大学の自治はどの程度認められていたか）を第二章では、帝国大学において国の政策や意図がどの程度実際の大学経営に介入していたかを中心に、大学の自治権獲得への歩みについて、また、第三章では、私立専門学校が官立直轄学校に比べて、決して楽とはいえない経営状態のなか、どのように資金を集めたのか、また、独自の資本や方針による経営はどの程度叶えられていたのかなどについて官立との比較を通して行う。こういった過程を経ることで、官尊私卑という大学史全体における基本的認識についての、



大学経営・財政面における再考を試みたい。

## 第一節 大学財政及び経営の制度的変遷

本節では、大学における財政及び経営の管理機構がどのような制度的変遷を辿ってきたかについての歴史的な背景を述べる。また、大学経営を支えた要因を分析するにあたって、これまでの先行研究で明らかとなっている日本の大学史における官尊私卑の傾向が、大学の財政・経営という面においてはどうかをより明確にしていくため、①帝国大学、②官公立専門学校、③私立専門学校という3つの大学群、特に言えば官立と私立とを分けて、それぞれについての節を構成する。個々の大学の財政及び経営に関する制度的な幕開けを歴史的に辿り、後章の具体的な要因分析へと繋げていきたい。

### 1. 帝国大学

日本の大学史を語るうえで欠かせない存在として、「国家の大学」つまり帝国大学がある。先行研究においても、大学史上における地位や学術研究上の優位性については一通りの知識を得てきた。また、先にも述べたが「国家の大学」として、国家の要請に応えてきたこと、一方で、大学の自治権を巡り多くの議論が交わされてきたことなども重要な事実であった。そして、経営・財政に関する歴史的な変遷についても、上記の事実と同様の経緯があったと考えられる。「国家の大学」としての要請と大学経営とがどのような関係にあり、また、そこにはどのような背景があったのかを明らかにしていきたい。尚、ここでは帝国大学の中でも最も長い歴史を持つ、東京帝国大学を主に取り扱う。

日本の教育財政が初めて制度化されたのは、1872（明治5）年の学制発布以後である。しかし、学制による教育体制は財政的な措置を不十分なまま発足したため、官立学校は財政的に不安定であった。大学財政は国家の管理下におかれ、国庫からの支出金に大きく依存していた。

1873（明治6）年、大蔵省は歳入出見込会計表を公布し、一切の収入を同省が管理すること、また、各省庁の定額金を集中管理することとなった。この見込会計表が公表されることにより、歳入出の概算が示され、それと共にわが国における近代的な予算会計制度が形成されることとなった<sup>(1)</sup>。各省庁の定額金は、期間を越えての使用が認められておらず、残余は大蔵省に返付しなければならなかった。そのため、直轄学校の定額金を、年度を越えて使用できるように確保することが文部省の課題となっていた<sup>(2)</sup>。そして翌年の1874（明治7）年に、文部省は太政官に対して定額金を補助金と改称し、残金を翌年に繰り越して使用する伺いを出し、それが認められた<sup>(3)</sup>。これには、「学校費ノ本体」はあくまで授業料などの受益者・私費負担であることを強調する狙いがあり、こういった学校資本形成の動きは、大蔵省の圧力によって取り消しなどの処分を受けることもあったが、その管理を受けることを前提として、再度、独立維持の資本形成へ踏み出していった。しかし、西南戦争後の物価上昇や国家が大学を掌握するか否かは国民の精神界の帰趨を決するという大学観の台頭などの時代背景は、大学自身が独自の財政によって国家から独立して

運営を進めていくことを困難にした。実際、補助金とされていた国庫支出金は経費金と改称され<sup>(4)</sup>、大学財政の本体は国庫支出金であり、国家が大学の維持に責任を持つことが明確となった。

## 2. 官公立専門学校

この節では官公立専門学校の例として、現在の一橋大学を、発足時から現在にかけて、取り扱っていく。取り扱う理由は資料が豊富であったためと、現在に至るまで合併が少なく、時代ごとの比較がしやすいと考えたためである。

ではまず発足時から官立の商業学校となるまでの状況について述べていきたい。1875（明治 8）年当時外務官僚であった森有礼によって私立の商法講習所が設立される。森自身ワシントン、ロンドンに滞在していた際、英米二か国で実業家が官僚や政治家に劣らず活躍していることに注目し、国家独立の基礎は経済の富強にあり、そのためには国家による経済人の育成が急務であることを痛感した<sup>(5)</sup>。このことが商法講習所設立の動機であったと考えることができる。しかしアメリカ人講師を招き、海外貿易に必要な商業実務や簿記の教育を始めたこの小さな商業学校の経営基盤は、極めて不安定であった<sup>(6)</sup>。創立の翌年には渋沢栄一らの助力により東京府に移管され、公立学校となる。

1878（明治 11）年 12 月には東京府に府会が成立し、府税による事業は府会の承認が必要となった。そして翌 79 年 4 月、第一回通常府会で商法講習所の経費予算が提出され、審議の結果半額に削減されてしまう。これは講習所の商業教育によって利益を受けるのは、府下 300 万人の商人のうちわずか数百人の外国貿易関係者に過ぎないから、このような学校に府民の税金を支出することはない、という意見が優位を占めた結果である<sup>(7)</sup>。翌 80 年の商法講習所経費予算は、所長矢野二郎の親友で雄弁家の沼間守一議員の賛成意見が議事を制し全額承認される。しかし、翌 81 年には一転して全額否認されてしまう。これも上記の商業教育不要論が、再び府会を押し切ったためである。その後東京府の松田府知事は講習所の廃校を公表し、創立以来わずか 5 年で廃校に追いやられてしまう。廃校となったものの、松田府知事は農商務卿にあてて講習所再開のための補助金の下付を要請する。農商務省に要請書を提出したのは、1881（明治 14）年に農商工の実業学校の管理権が文部省から新設の農商務省に移管されたからである<sup>(8)</sup>。その後、農商務省は 9.684 円の補助金を講習所に下付する決定を下す。これによって講習所は再開され、矢野所長が校長に復帰する。その後農商務省も予算申請額に対し減額してきたが、松田府知事による府下の銀行、会社、富商への要請によって大きな反響が生み、寄付金が集まった。これは商法講習所の廃止という事件が、ようやく府下の実業界に商業教育の重要性についての関心を呼び起こしたためである<sup>(9)</sup>。

このようにしてようやく発展の軌道に乗ったのは 1884（明治 17）年、農商務省に移管され、官立の東京商業学校になってからであった。校長は同省の河上謹一が兼任し、またこの時商議委員制度がおかれ、渋沢栄一、富田鉄之助、益田孝の三人が委員に就任した。この商議委員は、校長の推薦権、教職員人事の拒否権、重要案件の農商務省への具申など

強大な権限を与えられていたから実業会の有力者によって校務が左右される可能性もはらんでいた。この委員会の推薦によって矢野二郎が専任校長に復帰することとなる。その後森の働きかけによって東京商業学校は 1885（明治 18）年文部省に移管され、東京外国語学校に付設された高等商業学校と合併する。こうして、安定した発展の基盤を持つこととなった東京商業学校は 1887（明治 20）年に東京高等商業学校となった。

当時の商業教育への捉え方や東京府の財政の問題から、発足当時経営基盤が不安定であったことは、上記からわかるであろう。では文部省に移管されてからは財政、経営基盤はどのように推移していったのか。自治獲得までの主な出来事と絡めながら紹介していく。

まず東京高等商業学校となった直後の経営状況を見ていく。授業料は東京商業学校の時代は、一学期高等科 15 円であったのに対し、高等商業学校 21 年度の制度では予科、本科ともに毎年 5 円ずつ上がるスライド式となっている。これは学校財政の窮迫によるものである。1886（明治 19）年の『文部省年報』には年度の実費 43,033 円とされており、これは 1892（明治 25）年に至るまで、ほぼ横ばいで推移している<sup>(10)</sup>。しかし国による援助がなされているとはいえ、悠久に維持するためには独立の基礎も立てるべきと述べられており、原資の増大のために授業料が上がったと思われる。実際に明治 23 年度の歳入の内訳をみると 51,667 円のうち政府支出金 34,026 円、諸収入（大半が授業料）16,265 円、用途指定寄付金が 1,736 円となっている<sup>(11)</sup>。このことから授業料の増大が経営を支える大きな要因であったと考えることができる。

次に明治末期頃に起こった申酉事件について述べていく。1907（明治 40）年、高商教授側は高等商業学校に付属する専攻部<sup>(12)</sup>を独立の商業大学とする案を主張したが、文部省側は、帝国大学との関係を考慮して、東京帝大法科大学内に経済科を設置すべしとの案を主張した。ここで学校と文部省が対立する形となった。商業には独立の大学を設立する必要がないとの立場から文部省側は東京帝大側と内々に交渉をすすめ、高等商業学校を法科大学内に併合する方向へ進めていったが、それに対し何人かの教授が辞表を出し、学生総退学が決議された。学生側は商業大学を一橋に設立することと、専攻部を存続させることを求め、文部省は結局専攻部の存続を決めた。帝大併合による専攻部廃止は撤回されたものの、大学昇格は叶わなかった。申酉事件は文部省の帝大第一主義に対する抗争であった。そしてこの事件をきっかけに東京高商内にはアカデミズムの基礎を固めようとする動きが深く、静かに進行していく<sup>(13)</sup>。

この申酉事件以後も大学昇格を目指した動きは続いていく。大学昇格運動は、明治 30 年代には始まっていたが、大正に入ると商業大学不要論は姿を消し、むしろ問題の焦点は、いかなる形態の商科大学をつくるかに移りつつあった<sup>(14)</sup>。しかし商科大学をつくるといっても、東京高商を単独の商科大学に昇格させるべしという意見は依然として少数意見に過ぎなかった<sup>(15)</sup>。当時刊行されていた『教育時論』においても、東京には東京帝国大学という総合大学がある以上、別に官立の単科大学をつくる必要はないとし工部大学校、駒場農学校のように、東京帝大の一分科大学となすべしと社説で主張した。しかしこれ以降併合の話は再びされることはなく、1920（大正 9）年には東京商科大学に昇格した。これ

は卒業生の数が増えていき、彼らを通じて東京高商に対する、社会的評価は高まったことが一因であると考えられる。

その後 1949（昭和 24）年国立学校設置法の公布とともに、東京商科大学、同予科、附属小学専門部、商業教員養成所が一体となって一橋大学が発足した<sup>(16)</sup>。学部は商学部、経済学部、法学・社会学部からなり、定員は商学部、経済学部が 120 人、法学・社会学部が 200 人であった。法学・社会学は 1951（昭和 26）年に分割され定員はそれぞれ 100 人となった。ここで現在に続く一橋大学の形が整ったといえる。官立の学校とはいえ発足時から大学昇格運動が活発になっていくまで、存在意義が問われ、東京帝大への併合の危機がありながら、なんとか独立を保ってきた。官立であれば、文部省をはじめ政府の決定に従うのが普通であるように思うが設立の際、森有礼の私立として学校が始まり、経営が困難な時も、渋沢栄一による助力や各方面からの寄付金、授業料の増加など、経営を安定させるために自ら動いてきた点で、官立でありながら私立的側面があったことも認められる。

### 3. 私立専門学校

本節では、私立専門学校の経営状態についての状況をとりあげる。尚、第三章で扱う分類、①大きな社会的威信・権力を持つ創設者あるいはその周囲に集まる協力者集団（慶應義塾・同志社・東京専門学校等）、②複数個人の同志的結合（明治法律学校・専修学校・英吉利法律学校等）、③宗教団体（仏・神・キリスト教系の諸学校）を採用し、①に関しては慶應義塾・早稲田大学、②に関しては法政大学、③に関しては立教大学について取り上げ、今回は記述していく。尚、設立年代が各学校によって異なるため、今回は私立学校法が公布された 1949（昭和 24）年度を中心に、昭和 20 年～ 50 年あたりについて、私立の各分野の経営状態および戦災に対する取り組みをあげていく予定である（慶應義塾のみ理解を深めるため明治時代と、規約も記載）。

(1) 慶應義塾大学（『慶應義塾大学史 上・下巻』慶應義塾、1958 年より）

#### a. 明治期

義塾初期の会計記録として残っているのは 1869（明治 2）年 9 月から始まるものである。それ以前の福沢塾時代十ヵ年のことは明らかでないが、塾を維持した費用というものは主に福沢の私金によってまかなわれているものであると想定されている。

1868（慶応 4）年に、芝に当時江戸第一を誇る校舎ができたが、この校舎建設の最中において義塾の経営上に難関が横たわっていた。それは慶應 4 年の戊辰の変乱による、義塾の教師の整形に変動が起きたことであった。当時義塾の教員の多くは諸藩主からの給与によって一身の生計をたてていたが、動乱によって藩の給与がなくなったため、他に生計の道を講じなければならなくなった。そこで、塾生から授業料を徴収する制度を立てることにした。当時の慶應義塾記事では「教授も人の労力なのであるから、働いて報酬をいただくことになんの疑問があるだろうか」とし、授業料をとることを決意した旨記されている。入社金は金 3 円で、当時世間ではほかにない試みであったし、3 円は高額であったが、こ

れには軽々しい気持ちで入ることを防ぐためと、塾費にあてようとする 2 つの目論見がある。

この授業料の高さをきめる基準として最初は教員の生計費と諸々の雑費を合わせた額から算定したが、義塾を維持するためには教員の俸給をかなり低額にしなければならなかったため、義塾教員の給料は世間に比較してかなり低いものであった。その後物価の騰貴にしたがって授業料を次第にひきあげ、1 円から 1 円 50 銭、2 円 25 銭まで引き上げた。1879 (明治 12) 年に改正して 1 円 75 銭にした。

慶應義塾を維持するには年収入が 8 千円ほどなくてはならないと明治初年に見積もられた。この年の収入は 1 万円余であったため、黒字であったが、その後物価騰貴のため 1882 (明治 15) 年には維持に要する費用の概算は 1 万円ほどになっている。これに対して 1879 (明治 12) 年の収入は 3 千 700 円余となっており、年所要額の半分にも満たない収入しかなく、経営において重大な危機に陥っていた。

#### b. 昭和期

終戦直後の慶應義塾の当面する最大の課題は失われた施設の復旧を、出来るだけスミヨン家に測り、これを戦前に近い状況にまで戻すことにあった。そのため 1946 (昭和 21) 年 5 月 11 日の常議員会でさっそく復興長期計画を立案し、その実現を促進するために復興委員会を儲けることが決定した。この復興委員会の長期復興計画に基づいて、融資者はもちろん、各地域、職域あるいは年度三田会に、それぞれの物件ごとにそれを対象としての復興資金の寄付募集を行い、計画の早期実現努力することになった(復興計画として募金されたものは見た演説感修復工事費、福澤記念園新築整備費、三田図書館改修工事費、大学三田研究室改修移転費、中等部校舎移転費、病院外来診療室、入院病棟新築費、学生ホール新築火、大講堂修復火、綱町グラウンド整備費などである)。この募集寄付金総額は 3740 万 5 千円にのぼり、1964 (昭和 39) 年まで継続募集され、順次復興工事が行われた。それからこの復興資金募集事務を処理推進するために、1946 (昭和 21) 年には塾監局の中に資金募集係を設けた。

一方このような義塾の復興を促進するため、主として塾員に寄付協力を呼びかけようという動きがおこり、慶應義塾復興協力が組織された活躍した。さらにまた、戦前から義塾の維持経営面に寄付していた維持会もこれに協力した。維持会への寄付金は一口年額 12 円であったが、インフレによる物価の急騰と戦中戦後の社会的混乱からくる加入者の現象により本来の目的が充分達し難くなってきたので、時勢に即した額に改正するとともに、加入者の増加に努力し、義塾復興に寄与するところとなった。

さらに 1952 (昭和 27) 年に私立学校振興会法が交付され、私立学校建物戦災復旧のための資金貸付は、政府の出資する私立学校振興会において継承することとなった。慶應義塾がこの私立学校振興会から借入れた長期借入金合計で 3 億 590 万になった。

しかし、義塾が受けた戦災による打撃はあまりに大きかったため、あらゆる手段を尽くしての資金集めにもかかわらず、復興は容易にはすすまなかった。日吉の旧大学予科施設が 1949 (昭和 24) 年にアメリカ軍から返還されたが、ちょうどその時期に学制改革が行

われ、日吉校舎の修復や、大学、高等学校などの新設や諸施設の増築や改築等、義塾全般にわたってにわかに多大の資金を投ずる必要に迫られ、そのためにも従来の資金集めの方法ではいかんともしがたく、なんらかの特別方策を講じて急速にしかも多額の資金を集めなければならなかった。そこで、1949（昭和 24）年 11 月から塾員、塾生父兄および一般有志を対象として塾債 6000 万円を募集することになった。

#### c. 慶應義塾規約

慶應義塾を運営する上において最も基本となるのは慶應義塾規約であり、それが義塾でこのような名称で成文化されたのは 1889（明治 22）年のことであるが、その根源をなすものは明治の初年から既にあった。慶應義塾は 1868（慶應 4）年に現在の校名を定めた際に、『慶應義塾之記』を公にしていち早く一種の法人組織を宣言し、志を同じくするものの協力によってこの塾を経営維持していくたてまえをあきらかにし、それ以来この趣旨は今日まで引き継がれてきている。その後、様々な改訂が加えられ、特に明治 14 年には義塾が民法に基づく財団法人となったことにより全面的な改訂が行われ、さらに昭和 25 年 3 月 15 日に私立学校法が施行されるに及び、新たに学校法人としての規約を制定したのである。ただ、いずれにしても根本の趣旨においては大きな変革はなく、1889（明治 22）年以来つねに、塾員の選ぶ評議員をもって構成される評議員会がだいたい義塾運営上の最高の議決機関となっており、塾長の選任についてもやはり評議委員会がこれを決めることになっていて、新規約においても内容は私立学校法の要求する最小限度の改正にとどめられた。

#### (2) 早稲田大学（『早稲田大学百年史 第 4 巻』早稲田大学出版部、1992 年より）

1949（昭和 24）年にはじまった新学制から約 35 年間、早稲田大学は様々な改革を行ってきた。1949（昭和 24）年 4 月に新制学部を発足させたあと、私立学校法に基づいて 1951（昭和 26）年 3 月に財団法人から学校法人にその組織を変更し、また 4 月には新制大学院を開設した。しかしながら、こうした道のりは決して常に平坦な道乗りというわけではなかった。学園が新制大学として第一歩を踏み出したという当時、戦火でその 3 分の 1 を失った。校舎その他の教育施設の再建は軌道に乗りだしたばかりであったし、学生のみならず教職員さえも価値観の変化や多様化に戸惑いを見せていた。物心両面にわたって大学の体制を新しい制度に適合させていくには、大変な時間もかかるし、戦争によって日本経済は急激なインフレーションに見舞われ、大学財政は旧膨張し、大幅な学費改訂も行われた。

学苑は早稲田大学復興会の募金をはじめとして、80 周年記念事業募金、100 周年記念事業募金など事あるごとに校友、学生父母、一般篤志家に呼びかけ、募金を仰いできた。国あるいは地方公共団体からの私学助成も漸次軌道に乗り、1975（昭和 50）年 7 月に制定された私立学校振興助成法により、1976（昭和 51）年度から助成の範囲は研究設備の補助から経常費経費の助成にまで拡大されて、大学財政を支える大きな柱となるに至った。しかし、教職員お充足、教育研究設備の整備改善は限りなく続けられていくため、大学財政はいつも困難な状態にあり、学費値上げは常態化した。ときに、学費値上げに端を発する激しい学生運動が繰り広げられたこともあった。

(3)法政大学(『法政大学百年史』法政大学、1980年より)

1950(昭和25)年、大内兵衛が新総長となった。早朝就任を引き受けるに当たり、大内が見た法政大学の実情について、彼はこう述べていた。「法政大学は特別に戦災を受けた大学で、ぼくがここに入ったときはまさに再建の時期であった。予算も二億に足りないほどで、先生の月給も払えるか払えないかの境目という程度であった。その収入のほとんど全部は授業料である。国庫の補助もほとんどなく、基本財産の収入は一文もなく、また卒業生の寄付なども一文もない」このころは財政の再建や校舎の建設、私立学校法に準拠して学校法人法政大学として大学を再建することなど課題は山積していた。

10年後、大内総長は退任したが、1950(昭和25)年度の経常臨時部合計の決算額は1億4600万円で、34年度には9.4倍増した13億7500万円になっている。この間、経常部の決算額が確実に増加していることと、臨時部のそれが1957(昭和32)年度を頂点に減少に転じたことが注目を引く。

その後有澤廣巳新総長が就任した。有澤総長はまず、教職員が安んじて勤務に専念できるようにするためには退職後の生活の安定が必要とし、大学・教職員相互の積立による年金基金を設定し、年金制度を制定した。

さらに有澤は奨学金給費制度の制定をした。このころ、高度経済成長によって、大学財政は急速に弾力性を失い、学費値上げによって財政の均衡をはからざるを得なくなった。しかし、学費値上げは学生や父母の教育費負担に直接影響を与えずにはおかない。ことに低所得改装の父母やその指定の場合、経済負担の増大は就学そのものを断念させることにもなる。従来から日本育英会の育英奨学金制度があるとはいうものの、その枠は小さく、ことに私学に対しては数や額ともに国立に比べて差別されていて、学生の希望を到底満たすわけには行かなかった。こうした事情を考慮して、法政大学独自の奨学金給費制度を作り、1962(昭和37)年4月1日より実施することにしたのである。「本学学生であって、心身学術ともに優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学困難なものに、各学部学生構成補導、学務部長、学生部長、その他からなる奨学生選考委員会の選考を経た上で、学資金を給与する」というものであった。

(4)立教大学(『立教学院百二十五年史 資料編 第一巻』立教大学、1996年、および『同第二巻』より)

1931(昭和6)年、財団法人立教学院が成立した。このときはじめて立教学院は法的に立教中学校と立教大学とを経営する法人となり、それまで包括されていた専門学校の聖公会進学院は別の独立の財団法人となった。戦時中の文化系大学の理科系への転換政策の中で設置された立教小学校、立教高等学校は法的には財団法人時代に含まれる。

財団法人時代は、寄付行為の全面的変更、法人のいわゆる「邦人化」による宣教師たちの排除、理事組織の改組、戦後の追放問題など、試練の連続であった。戦時中の試練は多くの影響を戦後の立教学院にもたらした。アメリカ聖公会との関係もそのひとつで、戦時中に断絶された組織的關係は戦後ももともにもどることはなかった。

その後、1949(昭和24)年に私立学校法が公布されると、財団法人立教学院も学校法

人に組織変更することに決し、準備を開始した。1951（昭和 26）年には認可を得た。学院の財政であるが、1951（昭和 26）年度は借入金が 1700 万円である。その後続く高度経済成長の時代には、5、6 号館、図書館新刊、原子炉諸施設竣工など積極的に施設拡張を進め、土地や建物などの資産を増やした。しかし 1973（昭和 48）年の石油危機をきっかけに財政難が深刻化し、1977（昭和 52）年度末には累計赤字は 1973（昭和 48）年度の 6.8 倍近く、約 43 億円に達した。学院は大学の学費スライド制導入などによって赤字解消を進め、1987（昭和 62）年度には赤字額は約 9 億 3000 万円にまで減少した。以後、1990（平成 2）年に大学の新座キャンパスが竣工するなど、多額の資金を投入して施設設備を拡充しつつある。

## 第二節 帝国大学の自治経営獲得への歩み

### 1. 講座および学科の増設

#### (1) 明治期

帝国大学において初めて講座制が導入されたのは 1893（明治 26）年のことであったが、1890（明治 23）年に講座制に文部省に講座設定方が諮詢されるまで、講座に関する議論は行われてこなかった<sup>(17)</sup>。それまでの大学における教育・研究組織は、東京大学時代には学部と学科、帝国大学になってからも分科大学と学科、という 2 層だけからなっていた。例えば、帝国大学に改編改称する際に制定された帝国大学令には「分科大学ハ法科大学医科大学工科大学分科大学及理科大学トス 法科大学ヲ分テ法律学科及政治学科ノ二部トス」<sup>(18)</sup>とあり、分科大学と学科の 2 層による構成を理解することができる。ただ、このような分科大学の構成について明確に規定されてあったのは法科大学と、のちに追加された農科大学に対してのみであった。また、東京大学の時代まで遡っても、1877（明治 10）年に東京大学が創設されて以来、学部と学科の 2 層からなる構成に変わりはない。帝国大学に改称するまで学部構成に変更はなく、学科の分科独立動向が起きるなどの諸学科の細分化以外に主な動きは見られなかった<sup>(19)</sup>。ただ、分科独立の動向を経て専門分化が確定されつつあった諸学科は、後に設置された講座制の名称とかなり近いものがあったということを付け加えておく<sup>(20)</sup>。

このような状況であった帝国大学における学部構成は、帝国大学令の改正による講座制の導入に伴い、初めて講座という組織単位を設置することになる。講座制は、西欧諸国の大学に倣うという意図を発端に初めて議論の話題として登場し、芳川文相時代の 1890 年（明治 23）年に作成された大学令案において成文化された。これは、「欧米諸国に講座の制度あるに倣ひ、帝国大学にも講座を設けんと議、文部省内に起こり」<sup>(21)</sup>と帝国大学評議会に諮問があったことから分かる。講座制の導入案はすぐに法制化されるには至らず、ふたたび実現に向けた動きが復活するのは 1893（明治 26）年になってからである。当時の文部大臣であった井上毅が行った、帝国大学令の改正という改革施策の中の一部として講座制が採用されることになる。この大学令案は「戦前の帝国大学法制の基本形態を決定した」<sup>(22)</sup>と言われており、帝国大学の教育・研究の基礎組織として、講座制も帝国大学



に馴染んでいったと言えるだろう。

帝国大学の講座制はこのような流れの中で誕生したが、講座制に関して最初に、講座制定前後の帝国大学の収入源について検討する。帝国大学の主な収入源として、政府支出金、寄付金、前年度からの繰入金、大学独自の収入の四項目についての記載があった。これらの内講座制との関連の中で考えられるのは政府支出金と、授業料などを含んだ帝国大学の諸収入の2つである。以下『帝国大学百年史 資料三』<sup>(23)</sup>より紹介する。まず政府支出金については、1890（明治23）年332,776円、1891年366,697円、1892年365,851円、1893年372,410円、1894年377,353円である。それに対して授業料などの諸収入は1890年84,635円、1891年107,671円、1892年113,064円、1893年44,580円、1894年50,653円となっている。1893（明治26）年と1894（明治27）年に金額が激減しているが、これは今まで諸収入に組み込まれていた医院収入が分けられるようになったためであると考えられる。諸収入にその年の医院収入を加算すると1893年123,193円、1894年35,481円となっている。これらの数字から当時の帝国大学の収入源について2つの点を指摘することができる。1つ目に、帝国大学の歳入の大部分を帝国大学の政府支出金が賄っていたということである。政府支出金、諸収入の各年の金額差は歴然であり、大学による自己収入の割合は政府支出金の3分の1程度であることが読み取れる。2つ目に、講座制が導入された1893（明治26）年を挟んで政府支出金、帝国大学の諸収入ともに特別な変化がないことを読み取れる。

次に講座制が帝国大学の支出面に与えた影響について見ていく。1つ目に、講座俸（職務俸）の制度を定めたことが挙げられる。大学令では「教員ノ俸給ハ講座ノ種類ニ依リテ之ヲ定ム」（第十三条）とされていたが、その具体的な内容については明確にされていなかった。これを実施に移したものが帝国大学教官俸給令であり、これによって教授、助教授の俸給は本俸と講座俸（職務俸）の2本立てとなった。講座俸（職務俸）は講座費を主体として、教授の場合年額400円から1000円の幅で、文部大臣によって定められることになった<sup>(24)</sup>。ここに、講座の数に伴い、教授に対して講座俸が支払われていた、つまり講座の数が大学の予算に影響を与えていたとみることができる。さらに、講座俸の額について文部大臣が決定権を持っていたことに注目できる。講座制の導入に際して新たな支出として登場した講座俸であるが、その支出の額の決定を文部大臣が行っていた点に、帝国大学における支出の決定権の一部を、国が持っていたことを示唆できる。また、講座制の導入に際して規定されたものに一講座一教官制がある。これは、その講座を担当する教授がいない場合、助教授がその講座を担当し得るようにするというものである。1890（明治23）年の講座案では、助教授は講座を担当せず、補助講座を受け持つというものであった。この一講座一教官制によって、講座制の導入は「財政的負担の拡大なしに、むしろ助教授定員の縮小を結果として成し得た」<sup>(25)</sup>とすることができる。ここにも帝国大学の財政に深く関与する国の存在を認めることができる。

続いて、明治後期に講座制が財政面、特に収入源に与えた影響を示すものとして、1907（明治40）年の帝国大学特別会計法への移行を挙げるることができる。帝国大学特別会計

法の中では、帝国大学と京都帝国大学に対して定額支出金制が定められた。これは、大学財政における財源の中心であった、政府支出金を固定化するという制度であり、膨張する帝国大学財政を戦後における軍事費肥大財政のもとで保証することを意図したものと見られている<sup>(26)</sup>。だが、この定額支出金制の制定は、経済変動への対応を困難にするほか、帝国大学事業自身の拡大を抑制してしまう恐れがあった。すでに、1899（明治 32）年4月の帝国大学評議会で「各分科大学二増設又ハ新設ノ講座ノ件」が議決され、当時 130であった講座の数を 68 講座増設する計画が立てられていた。翌 1900（明治 33）年より実施に取りかかり、1900 年度には 5 講座、1901 年に 11 講座、1902 年度に 4 講座が新たに設置されていった。日露戦争中は一時中断されたが、戦後ふたたび、講座の増設が進められていくこととなる。それに伴い教室や実験室の増改築も進められており、この一連の流れに帝国大学における事業拡大があったとみていいだろう。この講座の増設や、教室、実験室の増築によって、1897（明治 30）年には 530,414 であった政府支出金が特別会計法制定の前年である 1906（明治 39）年には 818,937 まで増加することになった。拡大を進める大学財政と、戦後の軍備拡張や膨大な軍事公債償還による行政費の圧縮、この兼ね合いに当時の大学財政の課題があったと見ることができる。この会計法の施行以後、東京帝国大学財政は、「歳入に占める自己収入の割合を急速に高めていく」<sup>(27)</sup>ことになる。1907（明治 40）年には 20 %程度であった総歳入における自己収入の比率であったが、1919（大正 8）年には 39.2 %と、総歳入の 4 割近くまでに上昇している<sup>(28)</sup>。ここに、帝国大学の収入源の変化を読み取ることができる。同時に講座制の増設といった大学の拡大事業が、結果的に帝国大学の財政面に影響を与え、自己収入の増加を促すことになっている。ただ、自己収入の内訳をみると、自己収入増加の中心的な役割を担ったのが授業料ではなく、医科大学医院・伝染病研究所の患者収入や演習林の樹木及枝下代増加にあったことが分かる<sup>(29)</sup>。明治四一年から大正五年にかけての授業料・入学料の伸び率は 183 %であった。それに対し、患者収入の伸び率は 241 %、演習林収入は 438 %であり、自己収入全体の伸び率も 279 %と授業料・入学料の伸び率を上回っている<sup>(30)</sup>。このことから、講座の増設は自己収入の増加に一定の役割は果たしたが、収入源の大きな割合を占めるものではなかったと言えるだろう。

## (2) 大正期

はじめに、大正時代における講座制が帝国大学の支出面に与えた影響を見ていく。この時期の講座制の制度を大きく変えたものに、1919（大正 8）年に制定された「東京帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件」がある。この講座制の大幅な変更には、2つの大きな特徴がある。1つには、講座に対し、その講座に準ずるだけの研究費・教育費を配分するというものである。これまでの講座の機能は、担当する教授、助教授に講座俸（職務俸）を付するのみで、研究・教育費を伴うものではなかった<sup>(31)</sup>。可決された事項には「従来ノ講座ニ在リテハ講座ニ所属スベキ研究費ノ極メテ僅少ナルヲ通例トシ、研究並ニ教授上ニ著シク困難ヲ感じツ、アルノ現状ナリ、カクテハ講座設置ノ目的ヲ十分ニ達成スルヲ得ズ」と記されており、ここに講座研究費を充実させようとする帝国大学の意図を読み取る

ことができる。

2つ目に、講座制が教官定員と結び付けられたことである。原案には「講座ニハ教授一人、助教授一人及至二人、助手一人及至数人ヲ置クコト」とあり、1920（大正9）年に14講座を新・増設する際には、そのうち土木工学第五、造兵学第三を含む5講座において、教授1人、助教授1人、助手2人の人員が配置された<sup>(32)</sup>。しかし、既設講座についてはこのような定員を定めていなかったため、既設講座も先に述べた教官定員に基づく人員要求を行い、そのために政府支出金増額要求が大学側から提出されるようになる。具体的には、1923（大正12）年度予算編成に関して東京帝国大学は政府に、既設講座充実のための経費として要求された160万円を含め、総額850万円に上る増額要求を提出していた。だが、このように既設講座にまで教官定員を附することは大蔵省の認めるところではなくそのための予算も認められるものではなかった<sup>(33)</sup>。講座の充実を目指す上で必要とされる経費の要求、すなわち支出面に対する帝国大学側の働きかけが国家の予算編成の影響を受け、実らなかったことが分かる。

この定額支出金制による帝国大学の財政上の特徴を次の点に挙げる。上述したとおり特別会計法は講座増設などの臨時支出を經常歳入の中で処理する性格を持っているため、「教育研究などの經常的経費（人件費・物件費等）が緊縮される形でそのしわ寄せが行われていた」<sup>(34)</sup>ということだ。この当時の東京帝国大学の財政状況の一端を知るためのものとして、他の帝国大学との一講座当たりの経費を比較した数字を<表1>に紹介する。

	講座数	一講座当額	比
東京帝国大学	256	7838 円	1.0
京都帝国大学	170	7114 円	0.91
九州帝国大学	93	9633 円	1.23
東北帝国大学	84	9522 円	1.21
北海道帝国大学	53	14305 円	1.83

<表1> 「講座費概算比較調」『予算白書』（1924（大正13）年と推定される）<sup>(35)</sup>

この表から、定額支出金制のとられていた東京帝国大学と京都帝国大学の1講座当たりの経費が極端に少ないことが分かるだろう。このように、自己収入を増やし弾力的な予算運用を目指した定額支出金制であったが、講座の増設や既設講座の充実といった帝国大学の拡充に間に合わず、結果講座にかかる経費や人件費のような經常支出に大学の財政が圧迫されていったと言えるのではないか。これは、帝国大学における支出の決定に関する自由が少なくなっていたことを示すと同時に、帝国大学の自治権が、その大部分を国家の支出金、および国家の財政状況に大きく左右されていたと言えるのではないだろうか。

### (3) 第二次世界大戦後

本項では、第二次世界大戦後に発足した東京大学における講座制と経営についての動向について述べる。まず、本項で扱う時期の講座制に関する動向を明らかにした上で、収入

源のありかを検討したい。特に、1954（昭和 29）年 9 月 7 日の国立大学の講座に関する省令によって施行された新たな講座制に注目し、その前後の動向を探っていく。戦時中まで増設、改称を繰り返した帝国大学の講座は、終戦するとその数、種類の大幅な再編を余儀なくされる。講座の改廃、再編は 1949（昭和 24）年まで断続的に行われる。その後、新たな講座制に関する勅令が施行されるが、昭和 20 年代末から昭和 30 年代のはじめにかけて大学内の学部、学科、講座の再編成の動きが特に盛んになる。1954（昭和 29）年度から 1958（昭和 33）年度のあいだに 1 学部、5 学科、35 講座が増設された。これらの増設、新設の多くは理科系の学部によるものであり、分科系学部には学科の増設は 1 つもなかった。また、同年 5 月には従来の講座についての勅令が廃止されることになる。さらに 1954（昭和 29）年に施行された国立大学の講座に関する勅令によって、新たな講座制へと引き継がれていくことになる。ここで講座は「大学院に置かれる研究科の基礎となるもの」<sup>(36)</sup>と定義されることになる。続いて 1956（昭和 31）年に文部省は大学設置基準を新たに制定し、新制大学の研究教育組織の在り方を決定する。同省令の第五条には「大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする」と書かれている。ここで重要になるのは、講座制と学科目制の違いを規定することで、講座制と学科目制の大学が実質的に区別されるようになったことである<sup>(37)</sup>。講座制では「教育研究上」必要なものとして設定された専攻分野に基礎を置くのに対し、学科目制では「教育上」必要な学科目に基礎を置くとされており、この区別を予算編成上の基礎区分として新制国立大学発足当初から文部省は採用していた。このことによって、積算校費と呼ばれる予算の単価や教員の配置数などに差が生まれ、その予算上の格差は拡大していくことになる。戦後における講座制が、東京大学と学科目制を敷く他の新制大学との間に大きな財政面での格差を生みだしていたことが分かる。

次に、当時の収入源の特徴をとらえていきたい。まず、授業料などの歳入についてであるが、1946（昭和 21）年には 262 万 5291 円であった授業料が 1964（昭和 39）年には 1 億 8686 万 7000 円まで上昇している。この 2 つの期間の間の授業料の変遷についての記載がなかったため、具体的な増額の流れを理解することはできない。だが、この 2 つの機関の消費者物価指数が約 8 倍であることを考えても<sup>(38)</sup>、授業料による収入は拡大していったと考えてよいだろう。だが、昭和三十九年の国立大学に対する校費は 18 億 7359 万 4000 円であり、やはり東京大学の財政を支えたものは国家からの支出金であることが分かるだろう。続いて、文部省が定めた東京大学の予算を算定する積算校費と講座制の関連から、東京大学の収入を検討する。文部省、大蔵省の算定によって配分される東京大学及び国立大学の予算は、経常的研究費の中核をなし、教官当積算校費と学生当積算校費がその財源として存在していた。教官当積算校費の特徴としては、講座制による講座を担当している場合と、学科目制による学部お学科を担当する場合とでは、積算校費の単価が大きく異なっていた点、さらに同じ講座であっても、それが実験講座か非実験講座かによってもその単価が異なり、実験講座における校費の優遇があった点を指摘することができる。この研究重視の予算配分は、他の新制大学に比べて研究的な性格の強い東京大学の予算を

後押しするものだったと言えるだろう。

では、これらの予算配分を受けて、それらの支出としての経費への使われ方はどのようなものであったのだろうか。教官当積算校費は当初教官研究費と呼ばれていたものが改称されたもので、多様な使途が認められた点で、研究・教育の自由を保証した。だがその一方で、管理的経費が一般省庁なみの庁費しか配布されないため、積算単価のごく一部しか研究・教育に充当されないという問題を抱えていた<sup>(39)</sup>。たとえば、薬学部では、教官当積算校費は、中央共通費、水光熱費を除いた結果、30%強が講座で使用されるにすぎない。理学部化学科でも、校費の40%が研究者の自由に使用できる額と報告されている。また、積算校費の実質は戦後の物価上昇についていくことができず、物価との関連で言えば昭和「二十年代の積算校費の実質は戦前の30%にも達していなかった」<sup>(40)</sup>と言われている。このように戦後の予算配分の決定権については、一見東京大学の各学部や教授に委ねられたように見えた。だが実際にその予算の中で自由に使える額は、水光熱費などの制限の中での限られたものであったと考えられる。その後、1960（昭和35）年以降の科学技術振興の下で積算校費は増加していくが、このような一連の予算配分は上に述べたように講座制、学科目制の格差付けを伴って進展していくことになった。

最後に、戦後における大学の自治権についてだが、上に述べてきたことから考えると、優遇されていたはずの講座制を持つ学部においても、その研究費は必ずしも自由に使えるものではなく、積算校費の中で制限されてきた点にその特徴を認めることができるのではないか。大学の自由裁量を増やすことを意図しながらも、結果的には財政的な問題から其の自治権は制限されてきたと言える。

#### (4) 国立大学法人化前後

現代の東京大学において、講座数の移り変わりを示す資料、講座の変化が大学の経営に与えた影響についての資料は力不足から見つけることが出来なかった。逆に戦後の講座制について論じる時、その制度的な側面は学科目制というもう1つの制度との関わりの中で、つまり東京大学内部の内部についてというよりも、東京大学と、他の学科目制を採用する新制大学との関わりの中で語られることが多くあった。これは、研究を重視する講座制と、教育を基礎とする学科目制による格差問題にその中心的話題があるとみられる。本項ではこの点を踏まえた上で法人化前後における帝国大学の経営を検討していきたい。

まず、収入源の変遷を辿るために、国立大学法人化以前の1つの制度的変遷に大学院重点化政策を取り上げる。この発端には、東京大学法学部の大学院部局化がある。大学院部局化とは、これまで基本的に学部を設置されていた講座を大学院に設置するというものであった。学部に置かれていた講座を大学院に移すことの狙いとして次の文章を紹介する。

どのような考え方でそうなるのかよく分かりませんが、講座を学部から大学院に移せば、学部は大学院とは別組織になり、講座制の大学院の下に学部があるという形になります。そこで大学院講座の予算のほかに、(おそらくは)学科目制の学部予算が付いてくる。その結果、大体一、五倍ほどに予算額が増えることになるのだと、その当

時間関係者から聞いたことがあります<sup>(41)</sup>。

特に法学部は非実験系の講座が多数で、積算校費の額が文系学部の中でも少なかったことも影響した<sup>(42)</sup>と考えられているが、この大学院部局化は東京大学の他の学部からも次々と要求されることになる。こうして、東京大学の全ての学部が大学院重点化、部局化を果たし、さらに東京大学に留まらず、合計 13 の大学が大学院重点化を果たし、研究大学としてこれまで以上に大きな予算を獲得することになった。こうして、明治の東京帝国大学創設以来、長い間にわたって学部の構成単位の基礎となっていた講座が、学科目を単位とする学部に変えるのだが、これは東京大学のような研究機能の強い大学の資金面での強化を助長する役割を果たしたと言える。また、一連の予算獲得に向けた動きからは、国家からの出資金が大学の予算を計算するためにどれほどのウエイトを占めていたかを察することができる。もう 1 つ、東京大学の支出の決定権に関わる制度の改訂が法人化以前に行われているが、それについては後述する。

このようにいくつかの制度的変遷を経て、2004（平成 16）年に国立大学の法人化が施行される。この法人化によって、大学の収入源には変化があったのであろうか。法人化が施行された 2004（平成 16）年の自己収入は 4,501 億 9 千万円であり、その内授業料、入学料及び検定料の収入は 1,505 億 4 千万であった。国家による運営費交付金は 9,264 億円が計上されている。それに対して、平成 2011（平成 23）年の自己収入 5,935 億円で、授業料、入学料及び検定料の収入は 1,523 億 9 千万となっている。国家による運営費交付金は 8,976 億 6 千万であった<sup>(43)</sup>。これらの数字から、東京大学の収入が法人化以後に伸びており、その影響を受けて国家からの交付金が減額していることが分かる。国家から受け取る予算の減額はこれまでの動向には見られなかったものである。これは、東京大学が法人化以後、国家に頼らない収入の確保を一定以上に保っているからだと考えられる。国家の支出金を減らしながら自己収入を増やしている点に、今までとは異なる収入源の形が認められるだろう。だが、依然として自己収入における授業料の占める割合は低く、その増加率も自己収入全体の増額に比べれば、わずかなものであった。

次に、支出面における決定権がどこにあったのかについて検討する。まず、先に述べたように法人化以前のもう 1 つの制度的変遷から読み取れることを紹介したい。それは文部省の国立大学に対する予算配分の方式が「積算校費制」から「基盤校費制」に転換したことである。この制度の転換は参考文献の記載をもとに次のようにまとめることができる。それまでの積算校費制は講座・学科目、実験・非実験・臨床、学士・修士・博士などの別に定められた単価を部局ごとに積み上げていくことで予算編成がなされてきた。これは「ボトムアップ」型の予算編成であると言われる。それに対し新たに制定された基盤校費制では、大学ごとに「教育研究基盤校費」として前年度とほぼ同額の予算が一括して渡され、それを各部局、教員等にどのように配分し使用するかは各大学の自由に委ねられることになった。つまり従来のボトムアップ型の予算配分に対して、予算の一括配

分を受けた大学の本部ないし執行部が、独自に配分の基準や額を決める「トップダウン」型の予算配分の方式を導入することになったのである<sup>(44)</sup>。

もちろん、この転換をきっかけに配分方式の変更を試みた大学は少数であり、ほとんどの大学は、積み上げ式の予算配分を学部内で続けることになった。だがこの制度転換は、国立大学に財政、財務的な自由を当てたという点において、国立大学法人化に先立ち、大学の自立化に向けた準備段階になったと捉えることができる。このことから、大学に自治権を与えようという国家の意図に伴い、大学の予算配分、すなわち支出面における決定権が大学側に移っていったことが分かるだろう。

ここまで四項に渡って講座制の変遷と、それが帝国大学の経営に与えた影響とを考察してきたが、これらの記述を通して、大学経営および大学の自治の問題に、講座制が深く関わってきたことを見てとれる。講座制は、研究大学としての大学の機能を強めるために貢献し、大学側も文部省側もそのことを認識したうえで講座の拡充に努めてきた。東京大学になってからも「研究大学」として講座制は予算編成において優遇される。そうした動向の中、講座制の拡充に対する抑制的な働きをしたのが大学及び国家の財政であったと言えるのではないか。研究大学としての機能を高めるに、講座の拡充が求められたが、帝国大学自体の財政のみではそのための予算をまかなうことができなかった。つまり、講座の拡充には政府からの大学に対する予算増額が必要不可欠であった。ここに、大学側の自治に対する限界と、財政に関する政府への依存があったことを示唆できるだろう。

## 2. 大学院改革

大学院の活動に費やされる経費の実態を把握することは難しいとされている<sup>(45)</sup>。第1の問題に大学の学部と大学院の経費を厳密に分けて計上することが困難であるからである。多くの場合大学と大学院は一体のものとして運営しているからである。例えば理工系では学部生から博士課程後期生まで一体になって教育・研究活動している研究室もある。こういった場合、建物などの施設費や教員の人件費が学部のために費やされているのか、大学院のために費やされているのかを明確に判断することは難しい。第2の問題は研究のための経費と大学院教育のための経費の区別が難しいことである。大学院は教育と研究とが密接に関わるため、教育経費と研究経費の区別は学部以上に難しい。大学院生は教育を受ける立場であると同時に研究室の研究を支えており、大学院教育と研究は同じ財政基盤で成り立っている。

本節では上記のような大学院の財政を語ることの難しさを理解しつつ、帝国大学が大学院を設置することでどのような経営を行ってきたのかを検証したいと思う。その際、収入源、支出、国家への依存、または、国家からの干渉はどれほどあったのかに焦点を当てることで帝国大学がどのように自治を獲得していったのかを検証する。また、これを発足時、明治・大正期、戦後期、現代と時代を追って見ていく。

### (1) 発足時—大学院の前身—

1880（明治 13）年 8 月に設置された学士研究科は、学部卒業者の中でさらに学術研究

を深めることを希望する者に、その機会と便宜の提供を目的とするものであった。同年 8 月 20 日に制定された学士研究科規則の内容は学部卒業者(学士)で既修の学科につき引き続き研究する者を対象とすること、在籍期間は病欠期間も含めて 1 年以上 2 年以内であること、図書、実験設備等の利用については学部学生と同じ便宜を受けること、学資は自弁である保証人や授業料は不要であること、さらには、「在学中研究セル科目ニ就キ論文ヲ作り該学科ノ教授ヘ出シ」その校閲を求めること等を内容とする全 7 条のものであった<sup>(46)</sup>。1884 (明治 17) 年上記規則のうち学費自弁及び保証人・授業料不要の条項が削除・改正され、「法理文学部卒業者中学力最優等品行最端正ニシテ、既ニ卒業セシ学科ヲ更ニ深く研究セント欲スル者ヲ選、官費研究生トス、但其他卒業生中、学力優等品行端正ノモノニ限り願ニ依リ註議ノ上自費研究生タルヲ許スコトアルヘシ、尤自費研究生ト雖受業料ヲ納ムルヲ要セス」という条項と、「保証人ヲ設ケ在学證書ヲ出スヲ要セス」という条項が加えられた<sup>(47)</sup>。一方、東京大学医学部では、1881 (明治 14) 年 12 月に、別課医学生課程の卒業生中志願者を附属病院当直医介補として採用し、研修させた。この試行は良好な成績を修めたため、1883 (明治 16) 年 4 月からは医学部卒業生を対象とする第一医院当直医介補制度を開設し、修業期限 1 年を原則として、実地研究の習熟を目指すものとした。1885 (明治 18) 年 7 月になって、この学部卒業後の研修の制度が、先述の法理文学部の学士研究科と同種のものであり、同一大学に二種の異なる研究科を置くことは妥当ではないことから、この当直医介補制度は廃止された。これにともない学士研究科規則を改正して、医学部を加えた四学部に通用の研究科規則が制定された。さらに、従来、法理文三学部の官費研究生が支給月額 20 円で定員六名、医学部第一医院当直医介補が支給月額 10 円で定員が 12 名であったものが、4 学部を通じて、官費研究生は支給月額 20 円で定員 12 名とされた<sup>(48)</sup>。『東京大学五十年史』では、加藤三学部総理の撰科生優遇の意向も含めて、学士研究科は後年の帝国大学大学院の先駆けであったと位置付けている<sup>(49)</sup>。

## (2) 明治・大正期

帝国大学の創立と同時に「學術技芸の蘊奥を攷究」(帝国大学令第二条)するための機関として大学院が創設された。この大学院は法制上独立の機関として、各分科大学と並んで帝国大学を構成するものと位置づけられたが、大学院独自の専任教官や学科過程は設けられず、大学院生は、各分科大学に所属する指導教授のもとで各自研究従事するものとされた。1886 (明治 19) 年 4 月 1 日、大学院規程が初めて制定された。ただこの規程は、翌年制定の学位令に呼応して改正され、同時に大学院入学規程及び分科大学研究規程など、大学院の具体的な運営に対応する関連規程等も整備された。この体制により、1899 (明治 32) 年 2 月 24 日に大幅な規程の改正が行われるまで、帝国大学時代の大学院の沿革の第一期ともいべき時期が形成されることになる<sup>(50)</sup>。

1886 (明治 19) 年の発足当初の大学規程では入学や研究活動の規程の他に、大学院生の中の一定数に対し、評議会の議を経て、手当や研究活動にかかる費用を支給する給費学生の制度を設け、他は自費学生(これに対しても研究費を補助する場合もあった)とすること(第三、四、五)などが定められた。1887 (明治 20) 年の大学規程改正の財



政上の主な点は、さらに「大学院学生ハ授業料ヲ徴収セス」(第六)としたことである。他に重要な点として博士号取得のための学位試験を受験するためには、大学院に5年間在学しなければならない(第四)としたこと、次に、その5年間のうち、入学当初の2年間は各自の専攻と関連する各分科大学において、新設された研究科への所属を要する(第三)ことである。大学院と分科大学研究科の関係は多少複雑であり、研究科の在学者には、大学院生であると同時に最初の2年間を分科大学研究生として登録している者と、大学院学生身分は有さず分科大学研究生としてのみ在籍している者の二種類が存在することになっていた。1886(明治19)年の大学院規程に存在し、翌年には削除された規程は、ほぼ同じ形で研究科規程に受け継がれ(第二、三)、給費月額が15円(当時の分科大学学生の授業料は月額2円50銭)とされた(第四)。先に述べた1887(明治20)年改正の大学院規程中、授業料無償を定めた条項には但書がついていて「分科大学ニ於テ研究生タルノ間ハ研究科課程ニ依リ授業料ヲ徴収ス」(第六)とあり、大学院生にして自費研究生の場合、初めの2年間は有料で、残りの3年間は無料ということになっていた。

### (3)戦後

戦後の教育改革の一環として、大学院の改革も行われた。1949(昭和24)年大学基準協会が「大学院基準」を制定したころ、その中心にあった人々の間には、大学院が独自のスクーリングの機能を果たすものである限りは、それは独自の財政計画をもつべきだとの認識があった<sup>(51)</sup>。しかし、文部省側ではかなり早くから、大学院には独自の予算を立てない、とする意向が存在していた<sup>(52)</sup>。この方針はその後受け継がれ、28年度から国立新制大学院が発足することが決まってきた1951(昭和26)年頃には、①大学院は限定された大学にしか設けない、②大学院の管理組織等は学部の管理組織がこれを兼ね行うものとする、等の方針が定まりつつあった。そして、専任教官や研究設備に新設、經常費予算費目等の設置に関しては、全く考慮せず、基本的に既設の学部、講座等を基礎として運用する、との方針が規定されていた<sup>(53)</sup>。1953(昭和28)年度以降の大学関係の中で大学関係費は「国立学校運営費」として掲げられるが、その中には「国立学校」、「大学附属病院」、「大学附置研究所」の三費目が立てられているだけで、「大学院」という費目は含まれないことになった。

1953年の予算審議期には、文部省は大学院発足のための予算として学生定員を3,000名とし、当時の早稲田大学局長は東京大学の中央常任委員会および各学部自治会代表に「文部省案では、旧帝大と旧官立大学の十二校に新制大学院を置きその定員は全国で三千人であるが、学生のための諸経費、不完全な口座の整備、教授陣の拡充のために予算三億円が内定している」<sup>(54)</sup>と語っていた。その方向で予算編成は進み、国立学校運営費中の「物件費」の中に大学院学生経費が計上されたものの、それだけが大学院独自の経費といえるものであった<sup>(55)</sup>。

### (4)現代の大学院経営

ここでは東京大学も含めた国立大学が1990年代頃からどのようにその経営体系を変えてきたか見ていく。この時期は戦後以来続いてきた体制が国立大学法人化で大きく変化し

いく様を見ていく。

大学院に関わる活動のための財源は主に政府からの財政補助以外に学生納付金や生活費等の家計支出、企業や民間財団や個人からの寄付金や研究助成や奨学金がある<sup>(56)</sup>。政府からの財政補助は大学に対する一括補助としての機関補助と、個々の教員やプロジェクトあるいは学生に対する個別補助（非機関補助）の大きく2つがある。家計支出のうち入学金や授業料などの学生納付金は国立大学全体の10数%に過ぎないが、私立大学は全体の収入の7割以上を占める。これに対し、学生数を全体でみれば私立大学の学生は全体の8割弱を占め、国立大学は全体の2割強に過ぎないので、日本の高等教育費は学生納付金に大きく依存している<sup>(57)</sup>。しかし、大学院生に限れば国立大学の大学院生の数は学部学生の4分の1程度を占めるのに対して私立大学では3パーセント弱の規模にすぎず、大学院生数全体の中で、国立大学その3分の2を占め私立大学は3分の1を占めるにすぎない。その意味で大学院の教育費は学部学生と違って政府補助に依存する割合ははるかに高い。さらに、大学院学生の学生納付金そのまま大学院の財源になるわけでない。大学院経費、学部教育経費と区別せず支出されており、大学院生の納付額も見合った額が設定競られているわけではなく、学部と同等か、それより少なく、学生納付金は支出と切り離されていると言える。むしろ学部学生の納付金が大学院経費となり、内部補助となることもある。

企業、個人、団体など民間資金としては大学への寄付金、研究助成、受託研究費、共同研究費学生への奨学金などがある。学生援助については、文部省の「育英奨学事業に関する調査」によると1996（平成8）年には、奨学金支給額は公益法人によるものが310億、学校法人その他によるものが251億となっている。この他、地方公共団体のからの奨学金支給額は289億となっている。これらの学生援助以外の企業等からの民間資金はほとんど研究費という側面をもつため大学院と密接に関わる。企業などからの民間資金は特定の国立大学の特定の研究領域に集中する傾向がある<sup>(58)</sup>。

国立大学のへの機関援助は国立学校特別会計に対する政府の一般会計からの繰り入れである。一般会計からの繰り入れは、授業料などの学生納付金や附属病院収入や奨学寄附金、受託研究費などととも特別会計の歳入となる。この特別会計の歳出予算項目を見てみると、一般会計からの繰り入れ、学生納付金、奨学寄附金や受託研究費が財源となって、国立大学の運営費として支出される。国立大学運営費の中で最大の項目は、人件費であるが、その中で教員の給与は学部教育、大学院教育、研究活動と活動の違いで区別されているわけではなく、包括性が高い。国立大学の中の物件費は、管理経費、研究教育経費、特殊施設経費、設備施設経費、設備施設更新充実経費、更新補導経費などからなるが、かなりの部分は大学院に関わるが、大学院のための予算と限定されているわけではない。この物件費の中で最大の予算項目が、教官当積算校費である。これは講座当たりあるいは教官当りに単価が決まっていて、それを積算した額が大学に配分される。教官当積算校費の単価は学問分野の性格から実験系、非実験系、臨床系に分けられ、同時に他方で大修士講座、博士講座とに分けられて設定されている。学生等積算校費も理系や文系学部生か大学院生

か、理系か文系などによって単価別に区別が設けられている。その意味、大学院に限定した予算措置のように思えるが、単価の違いは実際のコストの違いを反映しているわけではないし、単価はあくまで予算を組みたてる基準に過ぎない。積算校費が大学に配分された後の使用は大学に任せられ、学部教育、大学院教育、研究活動ごとに区別された予算としては扱われず、したがって、きわめて包括性の高い予算項目である。国立大学運営費の中で大学院に限定した経費として、1992（平成 4）年に特定の研究科への重点特別経費とティーチングアシスタント経費を含む予算として始まった高度化推進特別経費やリサーチアシスタント経費からなる研究支援体制充実経費がある。高度化推進特別経費は 2000 年度には大学院重点整備経費と大学院充実支援経費からなる大学院創造性開発推進経費に組み替えられた。また、設備費の中に大学院教育研究設備費や大学院最先端設備費がある程度で、大学院に限定されるのはこれくらいである。国立大学運営費以外については、研究所経費はもともと教育活動とは独立した研究活動のための経費だが、近年では大学院教育を行うことが多く、どこまで大学院経費と考えればよいか難しい。上記見てきたように、大学院に限定された予算は近年増えているとはいえ額そのものは小さい。

機関補助は概して包括性が高いが、これに対して個別補助（非機関補助）は活動内容に足してはるかに限定的である。個別援助には大きく研究費援助と学生援助がある。個々の教員や研究者への研究費補助の代表は文部省科学研究補助金であり、この他に、1996（平成 8）年に始まった政府出資金事業と呼ばれる研究助成がある。科学研究費補助金は、研究活動に対する補助金であるが、理工系の研究室の重要な研究費財源となっているので、大学院教育とも密接に関わっている。なお、この科学研究費補助金は 8 割程度が国立大学に配分されている。学生援助の代表的なものは日本育英会による育英奨学事業などがある。

1999（平成 11）年に独立行政法人の通則法が成立すると、国立大学にもこれを適用すべきだとする声が強くなった。2000（平成 12）年には国立大学の法人化に関する検討会議が、国立大学協会のメンバーを加えてつくられた。その 1 年後には「遠山プラン」と呼ばれる政策が文部科学省から出された。ここで国立大学の予算配分の基礎となってきた「積算校費制」を全面的に廃止し、基盤的公費という名前で一括配分し、それを学内でどう配分して使うかは各大学の自由ということになった。積算校費制とは教員 1 人当たり、1 講座あたり、学生 1 人当たりいくらという予算単価を積算の基礎にして、それを積み上げて各国公立大学に配る予算を決めるといえば、ボトムアップの制度である。実際には学問の領域によって必要な経費に違いがあるため実験系、非実験系、医学部の場合は臨床系に分けて、教官当たり、講座あたりの予算をつける。それが大学・学部の運営費や教育、研究費に当てられるという仕組みを戦後ずっと採ってきた。

しかし、これが一变し国立大学特別会計という大きな枠組みがなくなって、各大学ごとに予算が組まれるようになった。その予算の重要な部分を占めるのが国から支給される「運営費交付金」である。それはさらに、標準運営費交付金と特定運営費交付金に分かれる。

「標準」というのは学生数など外形的な基準をベースにした配分額とされている。これは学問領域によって経費が異なるため、それぞれ計算基準は違い、配分額も違ってくる。さ

らにこれまでとは違い、人件費を含んだ額として配られる。法人化された大学の職員は非公務員となるため、どんな職員をどのような基準で何人雇い、どれだけ給与を払うかは、各大学の自由ということになる。つまり、人件費を含めて、運営費交付金をどう使うかは大幅に自由化される。「特定」とは「標準」ではみだすことのできない、各大学に独自の施設や事業の実施に必要な予算部分とされている。

例えば、付置研究所や付属病院などがそれに当たる。また、これまで文部科学省の提供する研究費は、科学研究費のような個人対象のものだけ、つまり研究者が応募し、審査を受けて獲得する研究費だけだった。それが、「遠山プラン」のひとつの柱として「トップ 30」という名前で COE (Center of Excellence) 育成の研究費制度が作られることになった。その後「21 世紀 COE」と名前が変わるが、国際的な研究拠点となるような大学に、国公私の別を問わず応募・審査方式で研究費を配分するようになる。個人ではなく組織に対して研究費予算を重点配分するというこれまでにない資金配分方式が登場した。国立大学法人は一定額の運営交付金を国からもらって運営されることにある。それ以外は自己努力で、研究費や病院収入、授業料収入、寄付金などの外部資金を稼ぐ努力をしている。自己収入としてはこれまで、国庫に吸い上げられていた学生納付金や付属病院の診察報酬がある。また、奨学給付金と呼ばれる企業その他からの研究費も各大学が自由に使っていいことになった。授業料は今では国が一定額に定めていたが、一定の幅（現在では 10 %）なかである程度自由に決めることができるようになった。施設設備費は国が別途負担することになる。国立大学は法人化されても、建物等減価償却を自ら行い、建物の更新等を自力で実施することはできず、基本的に国が作って出資するという形になっている。

### 第三節 私立専門学校の経営努力

#### 1. 慶應義塾大学

##### (1) 明治期

第一章で述べたように、慶應義塾ではいち早く授業料を徴収していた。入社金は金 3 円、授業料は物価の騰貴に応じて 1 円から 1 円 50 銭、2 円 25 銭まで引き上げ、その後 1 円 75 銭になった。

明治期の慶應義塾も、財政難に見舞われていた。慶應義塾は経営維持のために明治政府に対して資本金 40 万円の借用を出願したが<sup>(59)</sup>、その望みが薄くなったので、福沢は方向を変え、裕福な華族に対して資金の援助を求めた。一通は島津家の有力者へ、もう一通は徳川家の家臣に対してである。福沢が島津家に送った書簡の中で次の 3 つの策が提案されている<sup>(60)</sup>。

第一項：1879(明治 12)年より 10 年間無利息 20 万円、抵当に実価 20 万円に当たる公債証書をおさめる。

第二項：慶應義塾の土地や所有物など一切を島津家に 20 万で譲渡し、義塾を島津家の塾とし、その代金 20 万円は島津家の塾に寄付して、福沢はその塾の世話人に

なる。

第三項：義塾の土地や建物を 20 万円で島津家に譲渡して、慶應義塾は他所へ移転する。

福沢は徳川家の家臣大久保<sup>いちおう</sup>一翁に対しても同様の申し出をし、さらに 1879(明治 12)年 4 月には大久保や勝海舟をそれぞれ訪問し、義塾維持が困難であるという事情を訴えて徳川家に対して資金援助を願ったが、徳川家からは財政の余裕がないという理由で申し出は断られている(島津家のあいだでは、正式に問題にされたかどうか不明である)。手段に窮した福沢は、教員数を減らそうと試みたが、塾監の鎌田栄吉の反対により実行には至らず、俸給を減らす(各自の俸給を半減もしくは 3 分の 2)ことにした。それでもなお資金不足に見舞われたため、福沢は廃校を決意しさえした。その後協議の末、「慶應義塾維持法案」を定めて資金を募集して維持費に充てるとした。福沢をはじめとした義塾社中のものがこの資金募集に応じた。

その後義塾では「慶應義塾仮憲法」が制定<sup>(61)</sup>されたが、その規定によって社頭(理事委員長・福沢諭吉)と塾長(浜野定四郎)を中心とし、21 名の慶應義塾理事委員が今後義塾の学事や会計の事務処理を行うことになった。経営の主体が福沢諭吉ひとりだったのが、組織化し、福沢個人の手を離れて 21 名の理事委員に移ったのである。維持法案による申し込みの金額は最初法案中に予定した額には達しなかったが、十四年以降予想以上に入社生が増加し、1888(明治 21)年には 1000 名をこえる勢いになったため、義塾の会計も独立採算に近い状態になった<sup>(62)</sup>。

## (2) 戦後

慶應義塾の戦後の復旧の詳細は第一章で述べたが、慶應義塾もまた戦災の影響を受け、復旧に追われていた。戦後すぐに義塾は復興委員会を設け、地域、職域あるいは年度三田会に復興資金の寄付募集を行った。また、塾員のあいだで寄付協力を呼びかけようという動きがおこり、慶應義塾復興協力会が組織され、活躍した。さらに、私立学校振興会から借入金を得た。それでも足りなかったため、義塾は塾員、塾生父兄および一般有志を対象として塾債 6000 万円を募集することになった。

## 2. 早稲田大学

### (1) 明治期

大隈重信は自身の政治的立場と学苑とが結び付けられることのないよう配慮したが、政府は学苑を大隈の私兵養成所であるとみなした。そして、それによる圧迫は学苑の経営をも苦しめた。銀行は政府の味方をして、大隈に融資をしようとしなない。そのため、大隈は高利貸平沼専蔵に 4 万円を借りた<sup>(63)</sup>。その後額が増え、最終的な借入金は 14 万円にのぼった<sup>(64)</sup>。

当時の経営の大半を大隈が引き受けており、大隈はその後学校の基金として 3 万円の公債証書を与えたり<sup>(65)</sup>、自らの土地家屋を売却したりしている。しかしながら、学校経営にかかわっていた人々も大隈一人の私財に依存していたわけではなかった。大隈の年額

2,000 円、月額 166 円 66 銭あまりの援助も 1883(明治 16)年からは減少し、1885(明治 18)年には半額の 75 円となった<sup>(66)</sup>。これは学校当局のほうから辞退を申し出た結果であるといわれている。その後、薄給の教師陣たちも給料の割を天引きして寄付しているのを見ても、自ら難局を切り抜けようとする決意がみられる。

しかしながら、経営は苦しく、学苑はついに 80 銭の授業料増額<sup>(67)</sup>へ踏み切った(1 円→1 円 80 銭)。当時の平均が 1 円だったため、この額は非常に高額であった。さらに、月謝を納めないものは停学・退学とした。その代り、教科書は学校から貸付し、教科書を購入する費用は大隈家からの支援を受けた。

## (2)戦後

以下は、昭和二十四年度収支決算表と昭和四十五年収支決算表<sup>(68)</sup>の比較である。今回は 1949(昭和 24)年収支決算表と 1970(昭和 45)年収支決算表を用いる。

### 基本勘定

・収支決算の規模は、基本勘定では、昭和 24 年度の収入が経常勘定よりの繰入金 483 万円を除くと 2149 万円であるのに対して、45 年度の収入は 10 億 2794 万円<sup>(69)</sup>  
→ 47.8 倍となっている。

・1949(昭和 24)年 4 月から 1973(昭和 58)年 3 月までの 34 年間に、早稲田大学の資産額は 1 億円から 768 億円へ増加、同じ期間に負債額が 7000 万円から 280 億円へ増加している<sup>(70)</sup>。

→ 487 億円が大学の基本金の純増。

・1949(昭和 24)年度の支出が、普通預金 247 万円を除くと 2384 万円であったのに対して、1970(昭和 45)年度支出は 10 億 3498 万円<sup>(71)</sup>。

→ 43.8 倍となっている。

→物価指数の上昇を踏まえてもなお、学園の収支決算規模の増加倍率は大きい。

→早稲田の学園規模の増加を示唆。

明治期の早稲田大学は大隈や経営陣らの私財によってまかなわれていたが、このころは、学苑の形状的活動に関する費用の約 80 %が学生の納付金によってまかなわれていることがわかっている<sup>(72)</sup>。『早稲田大学百年史 第 4 巻』では「学苑財政が学生納付金に依存する体質は容易に改善できない」と記されていており<sup>(73)</sup>、このころの財政は完全に授業料に依存しているということがわかる。また、1949(昭和 24)年度から 1979(昭和 54)年まで学費は少しずつ値上げされている。

寄付金の割合は増加傾向にあったものの、相対的には低かった。また、国庫補助金等は 1970(昭和 55)年ごろまで増えていたが、その後は減少している<sup>(74)</sup>。私立大学経常費補助金なども導入され、そうした公費助成はともすると当たり前とみなされるようになってきたが、あまりにも増加するとその用途に関して政府の介入が入る恐れがある、といった理由から、早稲田大学は頭打ちになっている現状もある種歓迎すべきことがらなのかも

しれないと『早稲田大学百年史 第4巻』において述べている<sup>(75)</sup>。

支出に関しては、土地建物や機械器具、建設費の資金を当初寄附金に依存していたが、この頃には学生の納付金も重要な資金源となっていた。1950(昭和25)年から学生の納付金のうちに施設拡充費というものが加えられたことからこのことが裏付けられる。また、支出においては人件費の割合が非常に高く、昭和20年代には70%弱であったが、40年代になると75%を超えるに至った<sup>(76)</sup>。

資産は1949(昭和24)年度から1970(昭和45)年までの22年間のあいだに195.1倍になっていて<sup>(77)</sup>、負債はそのあいだ77.2倍になっている。

### 3. 法政大学

#### (1) 明治期

##### a. 東京法学校・東京仏学校時代

法政大学の前身として、東京法学校と東京仏学校がある。東京法学校の経営は、「法律雑誌」の経営で多少の資金を集めつつ、学生の支払う授業料を頼りに行われていた。一方東京仏学校は、学生数がきわめて少なく授業料に頼ることはできなかったが、仏学会が資金提供を行い、さらに司法省から5,000円を下賜されていた<sup>(78)</sup>。

東京法学校の経営は苦しく、学校閉鎖の危機になるほど借金の返済に苦しんでいたが、その一方で、東京仏学校の財政事情は潤沢であった<sup>(79)</sup>。東京仏学校の悩みは生徒数の確保で、両者の利害が一致し、和仏法律学校が発足することになる。

##### b. 和仏法律学校時代

明治30年代前半の収入は講義録<sup>(80)</sup>によるものがほとんどであった(5,900円余りで、全収入の3分の2近く、授業料2,600円の倍以上にのぼる<sup>(81)</sup>)。1903(明治36)年の決算表だと授業料収入7,579円、講義録収入4,753円と逆転している<sup>(82)</sup>。このころ留学生ブームが起り、清国の留学生のための速成教育科も導入された。しかしながら、一時期は大幅な収入増となってもものその後は赤字が続いて経営不振に陥り、さらに日中の友好関係の悪化などの理由もあいまって、速成教育科は5年ほどで廃止に追い込まれた。また、同時期に梅謙次郎総理が一時期に10円、20円などの当時としては多額な額を借金していたことがわかっている<sup>(83)</sup>。

#### (2) 戦後

戦後の法政大学は、第一章で述べたように、

法政大学は特別に戦災を受けた大学で、ぼくがここに入ったときはまさに再建の時期であった。予算も二億に足りないほどで、先生の月給も払えるか払えないかの境目という程度であった。その収入のほとんど全部は授業料である。国庫の補助もほとんどなく、基本財産の収入は一文もなく、また卒業生の寄付なども一文もない<sup>(84)</sup>

という状態であり、収入のほとんどが授業料、国庫補助金や卒業生の寄付なども望めな

った。1950(昭和 25)年度の経常臨時部合計の決算額は1億 4,600 万円、1959(昭和 34)年度には 9.4 倍増した 13 億 7500 万円になっている<sup>(85)</sup>。この間、経常部の決算額が確実に増加していることや臨時部の決算額が減少している。戦後からこの時期までの、大内総長時代に、法政大学は量的にも質的にも成長したと述べられている<sup>(86)</sup>。また、このころの人件費依存率は 50 ～ 60 %程度になっている<sup>(87)</sup>。

#### 4. 立教大学

##### (1) 明治期 (財団法人認可以前)

立教の母教会であるアメリカ聖公会内外伝道協会外国委員会は恒常的な債務状態にあり、日本側が要望する運営資金や人材派遣に応じないことから、明治期の立教は財政難と宣教師、教員不足との苦闘を強いられていた。

1899(明治 32)年、宗教教育禁止をかかげた文部大臣訓令が発令された。訓令の対象は文部省認可の私立学校にも及ぶため、政府認可を受けていた諸ミッションスクールにとっては深刻な問題であった。認可を継続しようとするれば、キリスト教教育を断念しなければならず、その場合は母教会からの経済支援が断たれてしまう。一方、認可を返上すれば、各種学校になるしかなく、その場合は生徒数が確実に激減することと、それに伴う経営不振を覚悟しなければならなかった。訓令発布 4 か月前の 1899(明治 32)年 3 月、立教は政府認可校としての立場を維持していた、他方、アメリカ聖公会内外伝道協会理事会は、「キリスト教が一定に教えられないような外国任地関連のいかなる学校へも経費計上は辞退する」と決議していた<sup>(88)</sup>。

立教の経営陣は、中学において宗教教育を断念するとした一方、中学生の寄宿舎においてキリスト教教育を行うことを決めた。寄宿生には定期的に宗教教育を行い、通学生には学校始業前と放課後に大聖堂で行われる平日礼拝に出席するようにするとし、最終的には母教会にも経営を認めてもらうことに成功した。

##### (2) 戦後

戦後の立教は、再建をはかるために 1946(昭和 21)年度から学費を値上げし、さらに戦時下で途絶えてしまったアメリカ聖公会による支援を期待していた。立教学院の再建はアメリカ聖公会、GHQ 幹部などの大きな後ろ盾を得て行われることになった。校舎の拡張、行動の設置など、諸施設の整備が行われ、さらに 1946(昭和 21)年には「立教学院拡張資金募集講演会」が組織され、卒業生や在学生の府警などに対する組織的な募金運動が展開されていた<sup>(89)</sup>。しかしながら、当座必要となる資金は度重なる銀行からの借入れでまかなっており<sup>(90)</sup>、聖公会本部へ援助を依頼するように理事長から提案がなされていたほどであった。

#### まとめ

私立大学が維持運営に必要な資金を得る方法として、①学生の支払う授業料にもつばらよる、②創始者の私財に頼る、③同窓生を中心に支持組織をつくる、④資金提供をしてく



れる組織をバックに持つ、⑤財源となる付帯事業を営む、⑥国家の助成を仰ぐ、などの道がありうる。

明治前半では、早稲田(当時の東京専門学校)の場合は②、慶應義塾の場合は③、キリスト教系や仏教系の要素は④に頼るのが基本的なスタンスであった。その他私学は①の手段を中心とし、いくらか⑤で補いながら、⑥を期待するというものがほとんどであった。

[注]

- (1) 国立教育研究所『日本近代教育百年史 第二巻』教育研究振興会、1974年、16頁。
- (2) 『東京大学百年史 通史一』東京大学出版会、1981年、444-445頁。
- (3) 同上、445頁。
- (4) 『東京大学百年史 資料三』東京大学出版会、538頁。  
1874(明治7)年から1880(明治13)年までの収入項目に見られる「補助金」の記載が、1881(明治14)年からは見られない。
- (5) 『一橋大学百二十年史』一橋大学学園史刊行委員会、1995年、2-3頁。
- (6) 天野郁夫『旧制専門学校論』玉川大学出版部、1993年、44頁。
- (7) 前掲『一橋大学百二十年史』、16頁。
- (8) 同上、22頁。
- (9) 同上、22-23頁。
- (10) 小島慶三『日本の近代化と一橋』如水社会学園史刊行委員会、1987年、68頁。
- (11) 同上、69頁。
- (12) 1901(明治34)年に予科、本科の上に設置された。
- (13) 前掲『一橋大学百二十年史』、66頁。
- (14) 同上、74頁。
- (15) 同上。
- (16) 同上、202頁。
- (17) 天野郁夫『大学の誕生(上)』中央公論新社、2009年、202頁。
- (18) 前掲『東京大学百年史 通史一』、795頁。
- (19) 同上、866頁。
- (20) 同上、453頁。
- (21) 同上。
- (22) 『東京帝国大学五十年史』東京帝国大学、1932年、974頁。
- (23) 前掲『東京大学百年史 資料三』、544頁-545頁。
- (24) 前掲『東京大学百年史 通史一』、871頁。
- (25) 同上、870頁。
- (26) 『東京大学百年史 通史二』東京大学出版会、1981年、47頁。
- (27) 同上 51頁。
- (28) 同上、52頁。

- (29) 前掲『東京大学百年史 通史二』、51 頁。
- (30) 同上、52 頁。
- (31) 同上、271 頁。
- (32) 同上、261 頁。
- (33) 同上、262 頁。
- (34) 同上、370 頁。
- (35) 同上、371 頁。
- (36) 同上、118 頁。
- (37) 天野郁夫『国立大学・法人化の行方 自力と格差のはざままで』東信堂、2008 年、11 頁。
- (38) 『東京大学百年史 通史三』東京大学出版会、1981 年、569 頁。
- (39) 同上、568 頁。
- (40) 同上。
- (41) 前掲『国立大学・法人化の行方 自力と格差のはざままで』、19-20 頁。
- (42) 同上、20 頁。
- (43) 「東京大学財務諸表」[http://www.u-tokyo.ac.jp/fin01/b06\\_09\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/fin01/b06_09_j.html)
- (44) 前掲『国立大学・法人化の行方 自力と格差のはざままで』、90-91 頁。
- (45) 江原武一『大学院の改革』東信堂、2004 年、80 頁。
- (46) 前掲『東京大学百年史 通史一』、488 頁。
- (47) 同上。
- (48) 同上、489 頁。
- (49) 同上。
- (50) 同上、949 頁。
- (51) 前掲『東京大学百年史 通史三』258 頁。
- (52) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』東京大学出版会、298-299 頁。
- (53) 同上、317 頁。
- (54) 前掲『東京大学百年史 通史三』、260 頁。
- (55) 同上。
- (56) 前掲『大学院の改革』、83-84 頁。
- (57) 同上、84-85 頁。
- (58) 同上、86 頁。
- (59) 『慶應義塾百年史 上巻』慶應義塾、1958 年、753 頁。
- (60) 同上。
- (61) 資金募集によって義塾を維持するためには資金の管理をはじめとした義塾の学事すべての運営を図る機構を整えなければならないということで可決された。
- (62) 前掲『慶應義塾百年史 上巻』、756 頁。
- (63) 『早稲田大学百年史 第 1 巻』早稲田大学出版部、1979 年、507 頁。
- (64) 同上。
- (65) 同上、517 頁。
- (66) 同上。
- (67) 同上、524 頁。

- (68) 『早稲田大学百年史 第4巻』早稲田大学出版部、1992年、717頁。
- (69) 同上、714頁。
- (70) 同上。
- (71) 同上。
- (72) 同上、721頁。
- (73) 同上。
- (74) 同上、727頁。
- (75) 同上、745頁。
- (76) 同上、722頁。
- (77) 同上、730頁。
- (78) 『法政大学百年史』法政大学、1980年、119頁。
- (79) 同上。
- (80) 同上、150頁。
- 和仏法律学校が発行したもので、初学者の独習を助ける目的でつくられたもの。
- (81) 同上。
- (82) 同上。
- (83) 同上、183頁。
- (84) 同上、268頁。
- (85) 同上、284頁。
- (85) 同上。
- (86) 『法政大学と戦後50年』法政大学戦後50年史編纂委員会・法政大学史資料委員会、2004年、1369頁。
- (87) 『立教大学の歴史』立教大学、2007年、61頁。
- (88) 同上、206頁。
- (89) アメリカ聖公会からは好意的な返事をもたらっていたが、審査が遅れており、速やかな資金援助が行われることはなかった。
- (90) 『法政大学百年史』法政大学、1980年、180頁。

## 第二章 大学間格差—大学間格差はどのように形成されたのか—

### はじめに

現在、日本には数多くの大学が存在する。その数は私立大学が 597 校、国立大学が 86 校、公立大学が 95 校の計 778 校という膨大な数である<sup>(1)</sup>。これだけ多くの大学が日本には存在しているのであるが、言うまでもなくこれらの大学は異なる設立経緯・歴史背景を有しており、それを抜きにしてこれら諸大学を一様に比べることは不可能である。そもそも、日本における高等教育は、大学と専門学校という 2 つの学校形態、官立と私立という 2 つの学校区分から始まり、その形や名称を変えながら現在の形へと発展してきた。また、高等教育の需要の高まりと共に、その量的拡大を担ったのは大学ではなく専門学校、とりわけ私立専門学校であった<sup>(2)</sup>。そして、それら私立専門学校は 1918(大正 7)年の大学令を契機に私立大学へと昇格し、その多くが現在まで続く主要私立大学へとなっていたのである。

しかし、これらの国公立・私立大学は全て同じレベルと言うわけではなく、それぞれの大学の間で格差、つまり東京大学をはじめとする旧帝国大学を頂点に置く官立優位のピラミッド型の構図として固定化されている。時にこの序列は、偏差値という形で数字となって表されたり、ランキングなどで格付けされたりすることで、さらに広く世の中に認識されてしまっている。たとえば最近では、多くの雑誌や新聞などで大学のランキングが特集されており、「入試難易度ランキング」や「就職に強い大学ランキング」<sup>(3)</sup>など私たちは簡単にそれらを目にすることができる。大学間の格差は学生や親にとって一種の学校を評価する個人的な指標として存在するだけでなく、さらには就職、社会的地位など学業とはかけ離れたところにまで影響を及ぼし、社会的な指標となってしまっていると我々は考える。

では、まず日本において高等教育がこのように階層的かつ固定的な状態に至った理由を考えていきたい。その上で最初に、明治初期、日本における高等教育の生成期であった時期に立ち戻り、諸大学の設立目的および経緯について概観していきたいと思う。

第一に、帝国大学についてであるが、日本の帝国大学において教師や学生が主導権を握って大学づくりが行われたという例は見当たらず、大学自治の重要性が問われるようになるまでの間、大学づくりのその全てが政府主導で行われてきた。帝国大学は、帝国大学令(明治十九年三月一日勅令第三号)により、設立された大学である。その第一条には「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」とある。つまり、国家の須要に応ずる教授研究を行なう機関として設立されたことが分かる。また、第二条には「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス」と明記されている。これにより、分科大学は最高の教育機関であり、高等中学校の卒業者を進学させて第三段階の高等教育を

施す場所であると規定された。学校教育はこの段階をもって完了し、それ以後の大学院制度は学術研究の機関として取り扱った。

明治初期時点で、帝国大学に期待されたことは、政府の必要とする人材、つまり政府の意図する任務を遂行し得る官庁エリートの養成であった。したがって、帝国大学に課せられた国家の要求は、専門教育、高度な技術教育を受けた学生を作り出す教育機関の設立あり、それを実践することで基本的教養を備え、かつ語学力に恵まれたエリートを産出することが設立の目的であったとすることができる。

一方で、帝国大学以外の官立専門教育機関としては、中等学校の教員養成のための高等師範学校(のちの東京教育大学)、女子高等師範学校(現・お茶の水女子大学)、東京音楽学校および東京芸術学校(現・東京藝術大学)、高等商業学校(現・一橋大学)、東京工業学校(現・東京工業大学)等がある。まず、高等師範学校、女子高等師範学校は師範学校(および中学校等)の教員養成というのが主たる役割であり、中学校をはじめとする中等学校の教員養成は、医師や法律家に準ずる、近代国家の主要な専門職の1つとして重要な役割を担っていた。

東京音楽学校は1887(明治20)年に発足した。その前身は1879(明治12)年、「東洋ニ洋ノ音楽ヲ折衷シテ、新曲ヲ作るル事」、「将来国楽ヲ興スヘキ人物ヲ養成スル事」、「諸学校ニ音楽ヲ実施スル事」<sup>(4)</sup>の3つを目的に設置された文部省の音楽取調掛である。初代の東京音楽学校校長となった伊澤修二を中心に、学則の第一条に「汎ク音楽専門ノ教育ヲ施シ、善良ナル音楽教員及音楽師ヲ養成スル処トナス」と定め、演奏家の養成というよりもむしろ教員養成を主たる目的として設立された。同様に、東京美術学校は1885(明治18)年に発足した文部省の図画取調掛に端を発し、1889(明治22)年にわが国固有美術の振作発揚を目的として正式に学校となった。しかし、学則の第一条には「絵画彫刻建築及図案ノ師匠(教員若クハ制作ニ従事スヘキ者)ヲ養成スル所トス」<sup>(5)</sup>とある。よって、東京音楽学校同様教員養成を主要な目的に挙げていたことが分かる。また、東京工業学校については、工業化に伴い大学等で工学を学んだような高級な技術者ではなく、工場で実践的に働く中・下級の即戦力となる技術者の必要性から設立された。

このように、官立の専門学校に関しては、帝国大学の補完的役割を担うと同時に、ある特定の職や分野に特化した準エリート人材の養成が主たる設立目的であった。

次に、私立専門学校の設立目的および経緯についてであるが、官立以外の私立学校(私学)は、幕末以来の和漢学塾や洋学塾から出発したが、その多くは幕末・維新期を経て姿を消してしまった。近代学校へと成長を遂げることができた洋学塾は、1858(安政5)年創立の蘭学塾を源とする慶應義塾だけであり、現在の主要私立大学の前身となる法学系私学は明治10年代の中ごろに誕生したものである。

『日本帝国文部省年報』(以下『文部省年報』)の記述の中では、帝国大学や官公立専門学校とは異なる専門学校群が初めて登場したのは1875(明治8)年度からである。1876(明治9)年度の「専門学校」の項を見ると、官立の東京専門学校・東京医学校の現状についての報告のほかに、「其他、公立専門学校五箇、私立専門学校六箇アリ。今其学科ヲ区分

スレハ、東京府下ニアルモノ、医学三箇ニシテ、農学法学各一箇」と書かれている。

しかし、開成学校と医学校が合併して東京大学ができた翌 1877(明治 10)年度の同年報では、「文運<sup>ようや</sup>漸ク進ミ、人知<sup>やや</sup>稍クルニ随ヒ、其数大ニ増大セリ。及本年ニ於テハ、公私立専門学校五十二箇ヲ見ル」と、「専門学校」についての記述が大きく変わっている。これら私立専門学校の増設は、近代化に伴い後発したことは想像できるだろう。実際に、1882(明治 15)年度の『文部省年報』の「専門学校」の項において、教育について「抑抑、需要ノ繁簡ニ因リテ、其供給ヲ計ルヘキハ、世ノ通理」との記載がある。つまり、明治 10年代に入る頃には、近代の学術技芸に対する学習需要が一握りの官公立高等教育機関だけでは充足できない程あったということが考えられる。そして、それに応えようとする多様なタイプとレベルの専門一科の教育を提供する専門学校が乱立したのである。1879(明治 12)年の「教育令」には、「専門諸科ヲ授クル所」である大学と対比させる形で、「専門学校ハ、専門一科ノ学術ヲ授クル所トス」という一条が設けられている。

そもそも、専門学校という学校種の名称はもともと「学制」の本文にはなく、官立の開成学校と医学校を対象として追加規定として設けられたものである。また、それは外国人教師が外国語で教授する、やがて設立されるはずの大学と肩を並べるくらいの高い水準の高尚な学校を想定して作られた言葉のようである<sup>(6)</sup>。しかし、実際は専門一科ということから浅近・低俗なものまで含む多種多様な学校類型を一括りに指す言葉となり、制度的にも低俗化してしまった。

他方で、これら諸専門学校の乱立の中で注視すべき点が法学を中心とする新しい専門学校が次々に誕生していったことである。これらの法学系専門学校は後に大学へと昇格し、今日に至る主要な私立大学へと成長していくのである。これら法学系私立専門学校の設立は、1876(明治 9)年の代言人(弁護士)の資格試験制度が発足したことに端を発する。司法制度の成立とともに、司法省学校においては司法官僚の速成が求められ、法学系私立専門学校においては、代言人の養成が喫緊の課題とされた。それに伴い、最初の本格的法学系私立学校である専修学校(現・専修大学)が 1880(明治 13)年に、同年に東京法学社(現・法政大学)、次いで翌 81(明治 14)年に明治法律学校(現・明治大学)が設立された。その後、東京専門学校(現・早稲田大学)、英吉利法律学校(現・中央大学)、日本法律学校(現・日本大学)が相次いで設立された。

これら法学系私立専門学校は、近代国家として法治国家を形成していくために、その担い手としての専門的知識を持つ人材養成の場として作られ、その役割を果たしたと考えられる。このことから考えられるのは、こうした私立専門学校は、官僚養成の場としての帝国大学とは異なり、目下の社会的要請に応え、専門職の速成の場として設立されたということである。

以上のように、それぞれの学校で設立経緯が異なっており、そもそもの出発時点で目的とするものが一様でなかったのは明確である。それに加えて、国家はエリート養成機関としてその頂点に帝国大学を据え、その下にその補完的機関としての機関として官立学校、また私立専門学校を設置していったことが窺える。よって、高等教育の生成期であった明

治初期においてすでに現在にまで続くピラミッド状の構造の原型が作られ、それがその後の発展過程で次第に強化され、制度化されてきたと考えることができる。

本論文では、以上のことを根底に据えた上で、このような階層的序列の中でどのような格差が存在していたかを、教授陣・財政・就職の 3 つの側面から、そして明治初期から戦時体制下に入るまでの期間に焦点を絞り、検証していきたいと思う。そして、それらを考察することで、どういったことが原因で格差が広がったのか、そこからどのような問題が生じてしまったのかを明らかにすることを研究目的とする。

## 第一節 教授陣による格差

大学にて学生に学問を教える教授という立場も、これまで大きな変遷を経てきた。ここでは、大学教授にスポットを当てて格差について見ていきたいと思う。

### 1. 官立学校

維新後、政府は急激な近代化、産業化を図るために、大勢の「お雇い外国人」を招聘した。1869(明治 2)年に誕生した、東京大学の前身である大学南校、大学東校においても、洋語により学問を教授する洋語大学校という理念のもと、外国人の教師を呼び寄せることを急務とした。そして、外国人に依存しないよう、卒業生を留学させ、帰国後に教師として教壇に立たせようとした。明治初年から継続的に送り出した留学生が帰国する頃から、外国人教師と日本人教師の比率は変化しはじめ、1881(明治 14)年に外国人教師 16 人に対し日本人教師は 21 人と逆転する<sup>(7)</sup>。1882(明治 15)年には卒業論文において邦文、漢文の使用を認め、洋語から邦語へと移行していくことになり、1886(明治 19)年に最初の帝国大学が発足する。1893(明治 26)年に帝国大学例が改正され、講座制と教授会が制度化された<sup>(8)</sup>。これにより帝大教授の地位を安定させ、彼等の専門家としてのアイデンティティを形成していき、帝国大学の教授になるプロセスが確立されていった。

こうして閉鎖的かつ強力な教授陣が作られていくが、全ての帝国大学が平等にその力をつけていったわけではない。東京大学以外の帝国大学は小さな東京大学に過ぎず、結果、同じ帝国大学でも帝大教授の輩出数・教員数には圧倒的な差が生まれていくことになる。

全帝国大学の教員数は戦前の時点では助教授を含めて 1,400 人ほどであったが、明治期においては 400 人ほどの小さな集団であった。ほぼ同等の学部構成を持つなど、東京帝大に次ぐ規模を持っていた京都帝国大学においてすら、1940(昭和 15)年以前は東京帝国大学の 6、7 割の教員数しか持たなかった。それ以外の帝国大学は、最大でも東大の五割強程度の教員数を持つに過ぎなかった<sup>(9)</sup>。各帝国大学の教授集団の出身大学の割合を見ても、東大は当然ながらほぼ全員が東大出身であるが、二番手の京都帝国大学も半数以上が東大出身の教授であるほどだ。そもそも、帝大教授の出身学歴シェアの時点で、東大が 70 %に対して京都帝国大学は 14.6%、九州帝国大学は 4.5%、さらに北海道帝国大学で 3.8%、東北大では 3 %、次いで多い大阪帝国大学は 2 %を割っているという、明確な差が生じている<sup>(10)</sup>。創設以前から前身校が存在し、そこで後継人材育成が行われていたことを考慮し

ても、この差の大きさは重要な意味を持つ。

それでは、なぜ同じ帝国大学でこれほどの差が生じてしまったのだろうか。まず、教授に昇格する為には欧米諸国への留学が不可欠とされていたこともあった<sup>(11)</sup>。東京帝国大学は明治初めから卒業生を留学させていた。そして、留学をするような優秀な学生自体も、国の中心という立地から集まりやすかったのである。さらに、政府の教育政策の要として設置された故の規模の大きさなども要因のひとつである。山野井によると戦前は、「中央」と「地方」の物理的・心理的な距離が大きかったとされ<sup>(12)</sup>、人々が中央におおきなあこがれを抱いていたことも、地元帝大よりも東大が選ばれる一因となっていたと考えられる。もちろん、各帝大の規模を考慮すると、教員数や出身者数は妥当であるという見方ができるかもしれない。しかしながら、それにしても東大の教員数・出身者の割合は圧倒的であり、東大が必ずしも待遇面で優遇されていた訳ではないものの<sup>(13)</sup>、明治から戦前にかけて、どれだけ東京帝国大学という存在が大きかったかをうかがい知ることができる。

## 2. 私立大学

明治初期は官立学校が政府から多大な支援を受ける一方、私立大学は主に経営面において苦境に立たされていた。特に、1873(明治 6)年の徴兵制では官立学校の学生は徴兵免除をされていたために、学生は私学を避けて官立に集まってしまった<sup>(14)</sup>。そのため、授業料を得ることもできず、かといって官立学校よりも高く授業料を設定することもできず、経営難に拍車を掛けていくこととなる。当然、教授達への給料も満足に払える状態ではなかった。慶應、早稲田などの一部を除き、私立大学では専任教員を持つことすら難しかったのである。そのため、方々から知識人を招聘し、非常勤の教員として雇用することとしたのである。

私立高等教育機関の教員の肩書きは、司法官、弁護士などの法律家や、東京帝国大学教授を核として、政治家、新聞記者などの現職を持つ者がほとんどであった<sup>(15)</sup>。つまり、この頃の私立の教員とは、現職の片手間にやっている役職に過ぎなかったのである。そのため、多くの私立学校が、夜に授業を行うというシステムを取らざるを得なかった。加えて 1903(明治 36)年の専門学校例において、教員の基礎資格が帝国大学の「学士」であることと定められてしまい、ますます私立専門学校の教授不足は加速していったのである。ここでは、そんな中でも専任教員の育成に成功した慶應義塾大学とその他の大学を比較して見ていくことにしたい。

慶應義塾は授業料を徴収するなど、経営面でも私立学校のさきがけとなるが多かった。しかし、帝大ができてからというもの、官学優位の前にやはり苦戦を強いられ、1879(明治 12)年頃に経営難に陥った。福沢諭吉は政府に支援を仰いだが、日頃から相容れていなかった福沢に対し政府は冷たく、福沢は大量のリストラ計画を持ち出すことになり、何とか廃塾を免れる、というほどだった<sup>(16)</sup>。1890(明治 23)年に開設した大学部は、外国人教師による専門教育に依存しており、早期の自前の教員が求められていた。1899(明治 32)年、大学部を慶應義塾の主とし、ようやく経営が安定し始めた頃、本格的な留学生派



遣を始めた。留学生自体は明治初期から送っており、また、1890(明治 23)年に大学部を設立した際も、大学部の教員となることを期待して派遣が行われたが厳しい財政事情もあった上、実業界に行ってしまう、教職につく者は少なかった<sup>(17)</sup>。だが、この 32 年からの派遣では慶應義塾の発展に大きく結びつくこととなる。教授になるためには、学士の資格を取る他、2、3 年の海外留学が必要だったとされる。学士全てが留学の機会を得たわけではないから、この海外留学が学士よりも上位の教授就任要件だとしたのである。安定したとはいえまだ苦しい財政の中で留学生を送った慶應義塾には、1903(明治 36)年 4 月までに 6 名が帰国し、教壇に上った。そして、第一次世界大戦が終結する大正 7 年頃まで、年に平均 1 名強、それ以降は年 3 人程度のペースで卒業生を送り出し、母校教員として確保している<sup>(18)</sup>。そして 1939(昭和 14)年には、1 名を除いて全教員を慶應出身者で埋めるまでになった。

慶應義塾は様々な工夫をすることで官立学校との差を必死に埋めようとしたのである。経営難に陥ったとき、リストラを敢行しても生き残り、少ない資金を繰り、留学生に一部を負担させながらも留学をさせることによって将来の専任教員を育て上げた。その結果、慶應義塾は屈指の伝統と実業界の著名人の輩出数を誇るようになり、彼らからの寄付金という形を持って、今なお、他の大学よりも安い授業料で運営されている<sup>(19)</sup>。今の慶應の実績は、官立学校との格差から生まれたと言っても過言ではないだろう。

だが、このような私立学校の発展は、全てでなしえた訳では当然無い。むしろ、慶應のようなモデルは数少ない。ほとんどの私立学校は、資金や教員の不足にあえぎ続けていたのである。学生を留学させる資金も無ければ、専任教員を持つことも出来ずに非常勤講師に全面依存していた。山野井敦徳によると、明治大学は実務畑からの人間を専任教授に据える、という手法をとっていた。また、派遣留学も行っていたものの、慶應ほど完璧な体制を確立することは出来なかった。法政大学はその明治大学よりもさらに遅れていて、その制度すら整っていなかった<sup>(20)</sup>。官立学校と私立学校の間には明確な格差が存在するように、私立学校の中でもまた、格差が生じている。その主たる原因は財政面に起因しているだろう。私立学校の財政的困窮は、この章で扱った教授陣の雇用で大きな影響を与えているのである。

### 3. まとめ

ここでは教授という視点から官立と私立学校の格差について見てきた。官立、特に東京帝大が、教育の発展を期待する政府の援助を一心に受けた結果、東京帝大のみが強大な力を持ち、あとの大学がその力に圧迫される形になっていたのが戦前期の大学のありかたである。官立の中でも立地のせいで人材の集まらないことを見ると、政府の援助だけでなく、当時の人々の心情の影響も大きいだろう。地方よりは中央、そして官立へのエリート意識が、他の学校の存在をぼかしてしまったのである。加えて官立学校の徴兵免除などが付されたことによって、その意識に拍車がかかってしまった。

大学の支出を多く占める人件費と研究費の格差は、大学に必要不可欠な教授のありか

たにも多大な影響をもたらす。現在のように助成金が東大のみ、などではなく私学にも行き渡っていたのであれば、大学は全く別の道を歩んでいたに違いない。

## 第二節 大学の財政状況による格差

### 1. 官立学校

#### (1) 専門学校

帝国大学成立前の時期には、文部省以外の官庁も、必要とされる専門官僚の育成を目的に専門学校を設立した。これらの学校は、もっぱら官費で専門官僚を養成することを目的としていた。工部省の工部大学校、司法省法学校、開拓使の札幌農学校、内務省の駒場農学校の4校が挙げられる<sup>(21)</sup>。

工部大学校は、6年制で官費、全寮制を原則とし、学生は入学後2年間の予科学のあと、2年間それぞれの専門学を学び、最後の2年間を実地修業にあてる実践重視の教育を受けた。卒業生には工学士の称号が与えられ、7年間の奉職義務という形で工業士官としてのポストが約束されていた。

司法省法学校も、学生はすべて官費で全寮制をとり、卒業生は法律学士の称号を与えられ、15年間という長期の奉職を義務づけられていた。

札幌農学校もまた、官費制と全寮制をとり、学生は3年の予科を経て4年間の専門教育を受け、卒業後は農学士となり、5年間の奉職義務を果たすことを求められた。

駒場農学校も官費生を主体とした全寮制で、予科2年、専門科3年の5年間の教育を行ない、卒業生には5年の奉職義務を課した。

これらの学校では、官費制、全寮制をとり、さらに外国人の教師を招聘し、専門的な教育が行われた。当時、外国人の教師を雇うだけでもかなりのコストがかかっていた。工部大学校の教師だったヘンリー・ダイアーには、大臣の工部卿よりも高い給与が支給されていた。それらが国からの支援によって行なえたという点で、これらの学校は優遇された環境にあったといえる<sup>(22)</sup>。

#### (2) 帝国大学

1904(明治37)年の帝国大学2校の支出額(約165万円)は、官立学校全体の約48%を占めていた。特に東京帝国大学は1校だけで99万円と、全官立学校予算の30%近くを占めていた。その比率が時代をさかのぼるほど高かったのはいうまでもない。このコストの高さがゆえに帝国大学には厳しい目が向けられることもあった<sup>(23)</sup>。

1889(明治22)年頃には、帝国大学の財政的な基盤の安定を目的に、基本財産案(国庫金から数百万を基本財産として与え、その利子収入により大学を維持運営する)、法人案(議会の予算審議権の枠外で、大学に毎年一定額の経常経費を与える)、皇室費案(皇室費のなかから大学予算を支出する)といった案が提案されるほどであった。それだけ帝国大学という大学が特異な存在であったことがわかる。

これらの案は具体化されることはなかったため、帝国大学の予算については、議会でたびたび激しい攻撃にさらされることになった。具体的には、政府の歳入全体が8000万円程

度なのに創設費が 300 万円、年間の維持費が 40 万円かかる帝国大学をいくつも作る必要はないといった主張が挙げられる。言い換えれば、それだけの大きな負担を国家が担っていたということでもある。こういった点からも帝国大学と私立の学校とは様子が大きく異なっていることがわかる<sup>(24)</sup>。

京都帝国大学の創設のときには、結果的には創設費の大部分を文部省が負担した。しかし、その際に考えられた、既存の官公立学校を移管、吸収するか、あるいは校地の寄付や建築費の負担など創設費用の大部分を立地する府県や市などの寄付に求めるという新設費用の調達方法が、その後の官立諸学校の設置にあたってごく一般的な方式になっていった。

1918(大正 7)年の「高等諸学校創設及拡張計画」のなかでは予算総額が、4400 万円と算定された。文部省の経常費が年間 2000 万円程度であったことからとてつもない額であったことがわかる。そのうち皇室からの御下賜金 1000 万円や公債の発行が予定されていたが、同時に富豪や地方からの寄付金を重要な財源として想定していた。実際に、高等学校や実業専門学校の新設は、創設費の多くを寄付金に仰ぐことで実現された<sup>(25)</sup>。

以上で見てきたように、官立の学校では創設にも国からの支援を受けていたことがわかった。十分なバックアップの体制により、大学としては良いスタートが切れる環境であったといえるだろう。特に東京帝国大学においては、国からの手厚い援助によって支えられていた。

## 2. 私立大学

はじめから大学として設置された帝国大学とは異なり、私立大学の前身は私立の専門学校だった。多くは留学経験者が創設した法律専門の単科の学校である。

(例)

専修大学	「専修学校」	1880(明治 13)年創設
明治大学	「明治法律学校」	1881(明治 14)年創設
法政大学	「和仏法律学校」	1885(明治 18)年創設
中央大学	「英吉利法律学校」	1885(明治 18)年創設 など

(例外)

早稲田大学 「東京専門学校」 1881(明治 14)年創設  
創設時から法学だけでなく、政治・物理学科も持つ複合的な教育機関を目指す。

慶應義塾大学 「慶應義塾」 1858(安政 5)年創設。  
前身は私塾。1868(明治元)年慶應義塾と改名。1876(明治 9)年には外国語専門学校に分類されているが、実際は洋書をテキストに広く役立つ教養としての「実学」を学ぶことを目的としている。

また、これらの他に 1887(明治 20)年代になると教員養成系の専門学校<sup>(26)</sup>や、宗教系

の専門学校<sup>(27)</sup>、女子教育の専門学校<sup>(28)</sup>が相次いで創設された。

#### (1) 私立専門学校の財政

私立専門学校の多くは創立者の私財によって財政が行われていた。私塾の場合でも、決まった授業料を徴収するという習慣は日本にはなく、習う者それぞれが判断し、入門の際と、盆と暮にそれぞれの事情に合った額を納めるというような形式であった。その慣習を捨て、最初に授業料を徴収したのは慶應義塾 1869(明治 2)年である<sup>(29)</sup>。以後各学校は少額であっても授業料を徴収するようになった。

しかしそれまでの教育は殆ど無料であったこと、教育を受けようとする階層の中心である旧士族は経済的に余裕がなかったため、財政を賄えるだけの収入を授業料に頼ることはできず、私立専門学校の多くは経営難に陥った。

特に公務を持つ専門家が本職のいわば「余暇」に指導にあたっていた単科の専門学校と違い、専任教員を招いて教育にあたっていた「東京専門学校」と「慶應義塾」では、人件費を賄う必要があったので事態は深刻であった。

そこで「慶應義塾」は「慶應義塾維持法案」1880(明治 13)年を策定し、同有志の寄付を募った<sup>(30)</sup>。「東京専門学校」は月謝を値上げし、滞納者を一掃する強硬手段をとって、授業料の収入の増加を図った。

この他学校によっては政府からの補助金を受けることもあった。しかし現代のように客観的な基準やルールに基づいて制度化されたものではなく、その時々の方針や必要性によるものであった。例えば最初の私学に対する補助金は、1887(明治 20)年、「英吉利学校」「東京仏学校」と「独逸学協会学校」に対して与えられた各 5000 円である。このときは治外法権廃止後に、外国法に通じた日本人判事の必要性が高まるという事情があった。しかしこれら 3 校への補助金は 1891(明治 24)年には議会で批判され、廃止されている。

#### (2) 大学への昇格志向と私立大学の誕生

1905(明治 38)年、専門学校令が施行され、私学の専門学校の中でも、一定の条件を満たして大学の名称を許可されるところがでてきた。ただし名称は大学でも法令上は専門学校のままであった。この頃の各大学の状況を<表 1>に記す。

	在学者数	授業料収入
早稲田	4,501	136,859
慶應義塾	1,151	38,585
明治	2,558	22,151
法政	1,045	25,779
中央	1,320	34,711
日本	1,838	29,129
関西	496	13,202

<表 1> 主要私立大学の状況 1905(明治 38)年<sup>(31)</sup>

### (3) 財政面から見た官立大学への劣位

明治・大正期の私立学校の授業料は、官立大学に比べて低水準であった。これは、官立以上の授業料を設定すると、入学希望者がいなくなってしまうという現実的な理由からであった。このような状況下で、経営を成り立たせていくために私立学校は、中等学校卒業生を多数予科(専門部)に入学させることにより、授業料収入の増収を図った。この予科は私立学校の大学部に進学するのではなく、官立学校に入学するための予備校的な性質を持っていた。また進学資格を持たない別科や特科という簡易な課程を設置して収入増を目指す学校もあった。

私立の学校の主たる収入は学生からの授業料であったが、その額を官立学校以上にすることもできず、また支出の主たるものは教員への人件費であったが、教育内容を充実させるためにこれを増やせば経営が厳しくなる、という循環があり、また優秀な学生の官立大学志向は強く、教育の質と財政状況を共に向上させていくのは大変難しい状況であった。こうして大学の官立優位の状態が続いていった。

表 2 に、1918(大正 7)年当時の主要私立学校の教員数、卒業者数と収支をまとめた。それぞれの学校の規模が違うので単純な比較はできないが、早稲田と慶應が教員数、卒業者数、収入、支出全ての面で他私立学校とは桁が違っており、官立に匹敵する入学者と規模を保っていたのはこの 2 校であることが推測される。また収支が赤字のように見える学校の中でも、独自の収入源を持っている学校(例えば同志社や立教は宗教系の私立であり、教会の経済基盤を持っていた。また寄付金や補助金の収入の割合が多い学校もあった)もあり、そのような学校は専門部に頼らず大学部の学生を集め、学校ごとに特色を持った専門教育を行えたものと思われる。

	教員数	卒業者数		授業料収入 (千円)	経常支出 (千円)	差引 (千円)
		大学部	専門部			
早稲田	176	776	229	396	366	30
慶應義塾	138	393	—	204	177	27
明治	86	96	114	86	82	4
法政	57	7	21	39	37	2
中央	99	64	72	48	60	△12
専修	52	39	28	50	47	3
日本	101	15	68	73	61	12
関西	64	7	40	34	38	△ 4
同志社	57	78	—	25	49	△24
立教	33	29	—	8	21	△13
日本女子大学	38	107	—	57	93	△36

<表 2> 主要な私立学校の状況 1918(大正 7)年<sup>(32)</sup>

#### (4) 大学令の公布と私立大学の存続

1918(大正 7)年 12 月、大学令が制定された。その際私立大学が大学として認可されるためにはいくつかの要件を満たすことを求められた。財政的なことだけに限定しても、次の項目があった。

- ・私立大学は「財団法人」でなければならない
- ・その財団法人は、必要な設備を維持し出来なければならない。維持するための資金維持費を保持するための基本的財産を保持していなければならない。その財産は現金または国債証券その他の有価証券により国家に供託する必要がある。その額は 1 学部の大学は 50 万円、1 学部増すごとに 10 万円である。
- ・大学はその目的と規模に応じ教育上研究上必要な設備を備えなくてはならない。その設備とは、普通の授業に必要な設備の他、学部の種別に応じた欧米 2 か国の図書各 2000 部以上、法・文・経・商の学部を持つ大学では図書館、医学部には附属病院、農学部には演習地である。
- ・大学各学科には相当数の専任教員を置かなければならない。それらの教員は文部大臣の認可を受けて採用しなければならない。

この時私立の専門学校は 26 校あったが、この条件は殆どの学校にとって非常に厳しいものであった。特に供託金の 50 万円は、当時の各校の収支からすればいかに難しいものであったのかが容易に想像できる。各学校は大学として存続するために、多くの努力をすることとなった。以下に主な大学の状況をみていく。

##### a. 早慶の場合

前項でみてきたように、早稲田・慶應の場合はこれらの条件の達成は比較的容易であった。この 2 校ともすでに財団法人になっており(早稲田：1898(明治 31)年に社団法人、1908(明治 41)年財団法人。慶應：1907(明治 40)年財団法人)、両校とも明治の末頃にはすでに経常収支は黒字になっていた。加えて慶應義塾の場合には、1901(明治 34)年に創設された「慶應義塾維持会」で、卒業生による経常的な寄付を得ており<sup>(33)</sup>、この大学認可の申請に際して特別な寄付を募る必要もなかった。早稲田大学は認可申請に際して寄付を募ったが、当時の三大財閥をはじめとする寄付が順調に集まり、さしたる困難なく申請することが出来た。このことはすでに両校が社会に多くの卒業生を送り出し、その活躍によって、学校自体が社会的評価を得ていたこと他に、学校の経営を支える学校外の協力も容易に得られていたことを示している。

##### b. 法律単科専門学校の大学としての存続

早稲田や慶應義塾が、創立時から法律だけでなく広く一般的な教育を目指し、実業界・経済界に卒業生を送り出していたのと異なり、法科単科の専門学校の卒業生は法曹界で活躍するケースが多く、学校を支える経済的支援を実業界から得る事が難しかった。

明治大学ではまず学生が大学認可を求めて在学生在が大会を開き、寄付金募集を決議し、

ついで卒業生の団体である校友会も寄付を募集したが、応募は予定数に満たず、また申し込みがあっても実際に払い込まれないというケースも多々あった。中央大学では卒業生(学員)を第1部官公吏、第2部弁護士、第3部実業家の3つに分けて寄付金を募り、特に官公吏は「本俸年額10分の1半」と金額まで定めたが、募金は順調にはすすまなかった。日本大学の場合は他校と同じ財政難に加えて、「昇格困難」との風評がたってしまった。そうなれば志願者の激減、在学生の流出という存亡の危機に立たされる。このような状況下で、条件を達成することはできなかったが新校舎を着工することで文部省の認可を得ることができた。

このようにして1920(大正9)年中に後述の同志社大学を含め、8校が昇格を決めたが、これら8校は予め財団法人になっていた学校である。後発の大学が認可を受けるのにはさらに2年を要した。例えば専修大学の場合は財団法人になるところから始めなければならなかった上、当時の学校の運営当局が大学への昇格に消極的だったことから認可の申請に至るまでに多くの時間を要した。

#### c. キリスト教系私立大学の存続

1920(大正9)年に大学として認可された8校のうち、同志社は他の大学と異なり、創設以来キリスト教徒の寄付によって維持されていた学校である。大学認可申請以前から教授陣の充実などを自負していたが、申請にあたっては期待していたアメリカキリスト教会からの寄付が得られず苦勞することになった。しかしながら、このように外部団体から寄付を集める宛のあった学校は例外的な存在であった。

#### d. 助成金の交付状況

以上のような状況があったために、大学令に対しては、有力な法学系私学の出身者が多数を占める「日本弁護士協会」から「建議書」が提出されるなど認可条件緩和が求められた。そこで六年間の分割供託が認められ、また1921(大正10)年には、最初に認可された8校のうち7校に10年間に25万円、年間25000円の補助金が政府から支給されることが決定した(うち同志社大学には支給が認められなかった。これは宗教系の大学への支給はできない為ともいわれるが本当の理由は不明である)。

この補助金は先発の各大学にとって非常に助けになったが、後発の各校には補助金は下らず、私学間の格差を生むことになった。これら後発の大学に補助金が支給されたのは1929(昭和4)年になってからであった。

### 第三節 就職による格差

本節では、高等教育機関卒業者たちがどのような社会移動を行ったのか。資格試験職業(官僚、医師、弁護士)と民間企業に焦点を当て、それぞれの職業における高等教育の官立学校と私立学校の格差を見ていきたい。

#### 1. 官僚

##### (1)官立学校

わが国の官僚任用制の構想は1869(明治2)年に徴士の神田孝平が中国の科挙にならい、

試験により新政府の人材を選抜する「進士及第ノ法」を建議したことからはじまったとされるが、明治 10 年代半ばに至るまで官僚任用試験制度を必要とする声はなかった。本格的な近代的官僚任用制度が導入されたのは 1885(明治 18)年に太政官制度に代わり、新しく内閣制度が発足され、初代内閣総理大臣に伊藤博文が任命されてからである。伊藤はプロイセンの国家体制に強い影響を受けており、就任と同時に官僚試験制度の成立に力を注いでいった。そこには官僚を安定的に確保していくために「国家ノ須要」に応ずる大学を創設し、またその大学に優秀な人材を送りこむための公教育の制度を確立する必要があった。そして 1886(明治 19)年、政府は官僚養成をその主要な目的とする「帝国大学」を発足し、大学と国家を一体化させていった<sup>(34)</sup>。

1887(明治 20)年、「高等文官試験試補及見習規則」の導入により、官僚任用は原則として試験による選抜となった。これにより、行政官僚は高等文官(総任官)と普通文官(判任官)に分かれ、それぞれ高等試験と普通試験によって選抜された。この試験で重要なのは学校教育との関わりであった。高等試験では帝国大学の法科、文科大学、その前身学部の卒業生に対してのみ試験免除の特権が与えられ、これはわが国特有の特権であり、政府の帝国大学に対するねらいを端的に示すものであった。これ以外の者には一定の学歴による受験資格が必要であり、それは「高等中学校及東京商業学校」とその他一部の私大の卒業証書を有するものに限られていた。さらに、普通文官試験は官公立の中学校と一部の私大の卒業証書を持つ者に試験免除の特権が与えられ、その他の者については試験が課されることになっていた。このように、政府は特定の学校、特に官立学校の卒業証書、言い換えれば学歴を取得したものに行政官僚の道を開くことで、官僚候補の学力水準を保っていた<sup>(35)</sup>。

当時、官僚は行政官僚、司法官僚、技術官僚の 3 つに分けられており、行政官僚と司法官僚はこの制度により試験任用となる。その後、司法官僚に関しては 1891(明治 24)年の「判事検事登用規則」によって試験が行われるようになった。この制度発足後にどれだけの法科大学卒業生が官僚になったのかを見てみると、1888(明治 21)年 81 %、1889(明治 22)年 69 %、1890(明治 23)年 79 %、1891(明治 24)年 84 %となっている。さらに試験合格者を加えた数字をみてみると、そのうち帝国大学卒業生の比率は行政官僚が 90 %、司法官僚が 52 %であった。このことから帝国大学卒業生は当時、もっとも社会的地位の高い行政官僚の職を目指していたことが分かる<sup>(36)</sup>。彼らがここまで行政官僚の職にこだわった大きな理由の 1 つに報酬の違いがあった。行政官の給料は卒業時の成績により決められるが、最低でも司法官の給料よりも高かった。他には、見習い機関が短く、昇給や昇進の機会がはるかに多かったことがある。そのため、行政官僚は無試験任用の帝国大学によって独占状態となり、行政官僚任用試験はほとんど実施されなかった。

1893(明治 26)年、官僚候補者の供給が需要を上回ってきた頃に新たに「文官任用令」が公布されたことで「文官試験規則」と「文官高等試験細則」が定められた。この新しい制度では無試験任用の特権が廃止されたが、高等文官試験において予備試験と本試験のうち帝大法科卒業生に限って予備試験免除という新しい特権が与えられた。ここで 1901(明



治 34) 年を例にみると、試験受験者総数 494 名中、帝大法科は 98 名であり、受験者の 8 割は予備試験を受験しなければならなかった。その予備試験では受験者の 4 分の 3 がふるい落とされ、合格率はわずか 26 % であったことから大きな特権であったと言える<sup>(37)</sup>。

次に普通文官(判任官)任用試験についても改革が行われ、試験合格が任用のための基本資格とされ、官公立中学校やこれと同等以上の官公立学校の卒業生には無試験任用の特権が与えられ続けた。しかし、一部の私立専門学校に同等に与えられていた特権は廃止された。つまり、新しい制度では官立学校と私立学校の競争において対等の地位に立たせることが目的ではなく、高等文官の供給過剰を防ぎ、官僚に優秀な人材をバランスよく置くことが目的であった。

今まで見てきたように東京帝国大学の独占は明らかであるが、ここで京都帝国大学と比較することで官立学校内の格差を見ていきたい。京都帝大は 1897(明治 30)年に創設され、演習科と論文試問の制度を特色とし、東京帝大とは異なった教育体制を取っていた。その京都帝大生は当時東京帝大生に独占されていた高等文官試験を目指し、また教授たちも教育努力の成果をもとめ、東西両京の大学は争いを繰り広げたが、以下のような結果となっている。

#### <東大と京大の高文合格者>

明治 35 年 全合格者 41 名中、東大 27 名、京大 1 名(在学中の大道良太が初の合格者)。

明治 36 年 53 名中、東大 38 名、京大 1 名。

明治 37 年 54 名中、東大 36 名。

明治 38 年 64 名中、東大 39 名、京大 2 名。

明治 39 年 63 名中、東大 50 名、京大 5 名<sup>(38)</sup>。

上記のように同じ特権を持つ帝国大学であっても、その差は歴然としていた。これは高等文官試験の実権を握っていた試験委員の殆どが東京帝大教授で占められていたことが原因とされる。東京帝大生は日頃から試験委員の講義を聞き、学年末の試験を通じてその出題傾向を知っていたため、大変有利な立場にあったと考えられる<sup>(39)</sup>。その後、官僚任用試験制度はいくつかの改革が行われたものの、おおもとは変わらなかった。それから帝国大学法科卒業生は大企業へと移動する者が増えはじめるが、政府の思惑により、戦前に至るまでその力は続いて行った。

#### (2)私立学校

前節から明らかであるように官僚任用制度では官立学校により多くの特権が与えられ、特に明治時代から大正時代には東京帝国大学の学生が数多く任用されていた。その一方で、私立学校の卒業生においても一定の機会が開かれていたが、ここではこの制度のもとで私立学校がどのような位置を占めていたのかを見ていく。

わが国の教育制度は、官公立の学校を中心として成長を遂げてきたとされているが、それは、国家が私立の創設や発達に対して権力による押さえつけを行っていたからではない。

私立学校の設置は自由であり、政府はむしろ高等教育を私立にまかせるべきだという考えを持っていた。しかし、1880(明治 13)年頃から近代法施行とともに法学系の私立学校が続々と創設され、その一部が反政府的団体と関係をもつようになると、政府は私立に対して警戒をするようになり、試験制度を通して特権を与える事で監督と統制を強めていった<sup>(40)</sup>。

まず最初に 1886(明治 19)年、文部省が「私立法律学校特別監督条規」により法科大学長を兼務する帝国大学総長に監督権を与え、5校(専修学校・明治法律学校・東京専門学校・東京法学校・英吉利法律学校)を対象に統制を行った。そして「判事登用試験」の発足などに象徴されるように法曹養成政策を変更し、私立に対して教育水準の引き上げを行った。そして同条規ではこの五校の卒業生から優等生を選び出し、試問を行い、合格した者には「及第証書」を交付し、判事試補に任命していった。このように政府は私立学校を司法官の供給において官立学校の補完的機能を果たすようにしたのである。これは以後の私立政策のはじまりをなすものであった<sup>(41)</sup>。

1887(明治 20)年の「高等文官試験試補及見習規則」により私立学校には高等文官試験の受験資格と中下級官僚の無試験任用という限定的な特権が与えられた。これにより私立法律学校の補完的機能は官僚養成全体に広げられ、私立学校の政策の方向性が決定的なものとなった。翌年、文部省により「特別認可学校規則」が公布され、5校(専修学校・明治法律学校・東京専門学校・東京法学校・英吉利法律学校)の他に独逸学協会学校と東京仏学校が特別認可学校として認められた。

また、このような特権に対して私立の反発がなかったわけではない。例えば、東京専門学校は「学の独立」をうたっていたため、国家の監督下に入ることに抵抗を感じ、中核的な政治科において認可申請を行わなかった。しかし、私立学校全体がこの特権にあずかる道を選んだのは若者の心をつかみ、経営を安定させるための、すなわちこれが学校の存続、繁栄に関わる大きな問題であったからである。その後も制度改正が行われるものの、戦前に至るまで私立学校は限定的な特権しか与えられず、国家からの厳しい統制の中で官立学校の補完的役割を果たしていくこととなった。しかし、その中で私立学校は「文官高等試験合格者の出身学校」<sup>(42)</sup>の表から分かるように健闘ぶりを見せている。1895(明治 28)年以降、東大法科出身者が圧倒的であることは明らかであるが、1905(明治 38)年までの11年間で全合格者のうち私立学校出身者は 31.2%も占めており、様々な官立中心の特権がある中でこの数値は高いと言えるだろう<sup>(43)</sup>。

また、私立学校の中では特に中央大学(東京法学院)、日本大学(日本法律学校)、法政大学(和仏法律学校)が多数の合格者を輩出している。しかしその後、1906(明治 39)年に試験規定が改正され、予備試験に外国語が加えられると、外国語に弱い私立学校出身の合格率は低下してしまった。このように試験制度やその改正により私立学校は度々苦戦を強いられるものの、そのあらゆる規制の中で学校の特色を生かし、段々と進出していったと考えられる。

## 2. 専門職

### (1) 医師

明治以前の日本において、日本には医師の同業組合や資格試験の制度は存在せず、誰でも自由に医師になることができた。よって、医師の社会的地位は低く、独学で医師と称する者も数多くいたのである<sup>(44)</sup>。この無秩序状態の改革に乗り出したのが、明治維新後の明治新政府であり、新政府は1874(明治7)年に「医制」を公布することで、新たに医師を開業するものは正規の医学校を卒業するか、あるいは資格試験に合格しなければならないと規定した。しかし、当時まだ医学校の数もそれほど多くなかったため、新政府は今まで開業してきた医師にはそのまま資格を認めるなどの寛容策を取りつつ、資格試験制度を推し進めたのである。では医師という専門資格取得においてどのような格差が生じていたのだろうか。

先にも述べた通り、明治期前半においては大きく分けて2つの医師免許取得方法が「医制」によって定められていた。1つ目は政府によって決められた学校を卒業し無試験で免許を取得する方法。2つ目は国家試験を及第する方法である。まず1つ目について見ていくと、無試験で免許を取得出来た学校とは、官立の医学校であった。第一に挙げられるのは、のちの東京大学医学部となる官立の東京医学校の学生に対してである。明治新政府は、この学校を卒業すれば無試験で医師の資格を取得することができるという特権を与えていた。この学校の卒業生は、免許取得後は医学士となり、公立医学校の教員、官庁の医師、軍医になったりと医師界の中でもエリートであった。

その他に無試験の特権が与えられたのは、公立医学校甲種、公立から官立へと移管した高等中学校の医学部5校であった。明治10年代半ばまで、各地の医師試験志願者の主な教育の場となったのは、公立病院に付設された医学所や医学教場であった。これらの場所は独立して府県立の公立医学校となり、東京大学医学部出身の医学士を教員に迎えて教育を行っていた。1882(明治15)年になると政府は「医学校通則」を定め、年限4年以上で東京大学卒業生の医学士3人を教員に持つ医学校を「甲種医学校」と認定し、その卒業生には無試験で医師免許を与えると定めた<sup>(45)</sup>。この特権を受けた公立の医学校は明治10年代の末までに21校にまで上り、甲種と認定されなかった乙種の医学校のみが国家試験に合格するための準備教育を行っていたのである<sup>(46)</sup>。ただ、医学校を維持していくためには莫大な費用が掛かるため、明治10年代後半になると医学校を廃止、縮小する府県が相次いだ。更には1886(明治19)年に政府が府県に地方税で医学校を維持することを禁止するという措置を取ったことも追い打ちとなり、官立に移管され、高等中学校の医学部となった5校は別として、生き残った公立医学校はわずか3校のみとなってしまったのである。官立に移管された高等中学校の医学部の卒業生は、東京大学医学部と同様に、新政府により無試験免許の特権が与えられた。しかし、これらの官立医学校出身の医師たちは東京大学医学部出身の医師のようなエリートコースは進むことが出来ず、同じ官立内でも資格を得た後にまで格差が生じてしまっていたことが分かる<sup>(47)</sup>。

次に、2つ目の国家試験を及第する方法について述べたいと思う。この国家試験は医術

開業試験と呼ばれ、医師を目指すものであれば大学を出ていなくても誰でもが受験できるというものであった<sup>(48)</sup>。新しく医師を目指す者の多くは、この国家試験を及第して資格を取得していた。1900(明治 33)年において、「学校卒業」の医師が 1600 人に過ぎないのに対し、「試験及第」の医師が 5600 人にまで及んでいることから見ても、そのことがうかがえる<sup>(49)</sup>。この国家試験を受ける者たちは、たいてい先に述べた公立医学校か、私立医学校に通い修学を行っていた。私立の医学校は、私立病院に付設されたものもあったが、東京には独立した私立医学校がいくつもあった。代表的な医学校としては長谷川泰によって 1876 (明治 9)年によって設立された済生学舎などが挙げられる。これらの私立医学校は国家試験のための予備校のようなものであり、官立医学校や明治 10 年代までの公立医学校のような特権は与えられなかった。官立の学校のような入学資格の制限はなく、学年制や進級制も存在せず、毎日ひたすら授業を受け続けるという学校であったが、能力と余力さえあれば官公立学校に学ぶよりもはるかに短い時間と費用で、試験により医師資格を取得できたのである。しかし、私立の医学校のほとんどが学生の支払う授業料を事実上唯一の収入源としていたため、資金も少なく、講師も非常勤の講師ばかりでそれほど質の高い教育を施す学校はあまり存在しなかったようである。

このように「医制」による試験制度が長く続けられていたが、このままでは質の高い教育を受けた医師が少なくなるという反発により、1916(大正 5)年に廃止となり、それ以後医師資格試験は医学専門学校を出た者しか受けることができなくなったのである。

以上が医師という専門職の格差の概観である。明治に入り、資格として整備されながらも、無試験特権が与えられたのは限られた官立のみであり、その他の私立の医学校は試験を受けさせるための予備校という意味合いが非常に強かったことが分かる。また、官立医学校の中でも、帝国大学を頂点とするピラミッド式の序列が医師となってからも存在し、私立医学校の中でも、収入の差による教育の質の違いという格差が生じてしまっていたことが分かる。

## (2) 弁護士

明治時代、現代における弁護士は代言人と呼ばれていた。この専門職は 1872(明治 5)年に存在が認められたものの、資格も事実上はないに等しく、誰でもなることができた。1876(明治 9)年に「代言人規則」が制定され免許制となることで職業として認められたが、社会的地位もそれほど高くなかったようである。この規則によると、免許を得るためには地方官がそれぞれ作成する「検査」を受ける必要があったが、その検査も簡単なものであり、かつ試験のための教育機関も作られておらず、初期の代言人はいわば徒弟制的に養成されていた。その後、1880(明治 13)年に日本で最初の近代法が公布されると「代言人規則」は改正され、司法省作成の試験が行われるようになった。この改正により全国統一の試験のための代言人養成機関が必要となったことで私法律学校（注）の成立が促されたのである。

私法律学校は大きく分けると 2 つのグループに分かれる。1 つ目がフランス法系、もう 1 つが英米法系である。フランス法系は司法省法学校の卒業生たちが主導となっており、

代表的な学校としては、明治法律学校(後の明治大学)<sup>(50)</sup>、東京法学校(後に東京仏学校と合併し、法政大学となる)などが挙げられる。2つ目の英米法系は東京大学法学部の卒業生らが主導となった。専修学校(後の専修大学)や東京専門学校(後の早稲田)、英吉利法律学校(後の中央大学)などがその代表として挙げられる。これらの私立法律学校は、官立法学校教育機関の卒業生らを講師として次々と設立されたのである。私立法律学校は主に代言人試験のための予備校としての意味合いが強かった。

代言人試験は、1881(明治14)年から1885(明治18)年までの5年間のデータによると受験者総数7968人に対して合格者371人という非常に難しいものであったが、学歴は必要とされず業績本位だったため、能力のあるものが合格できるという実力主義の世界だった<sup>(51)</sup>。代言人になるには、ほとんどがこの試験を受けなければならなかったが、例外的に無試験で免許を取得できるという特権が与えられた道も存在した。それが官立学校の卒業生達である。官立学校の中でも、一番早く特権にあずかったのは東京大学法学部の卒業生たちである。1879(明治12)年には、卒業証書を提出すれば免許が与えられた。次に特権が与えられたのは司法省法学校の卒業生たちである。ここはもともと司法官養成所であったため、1884(明治17)年になって無試験資格が与えられた。

このように、官立学校の卒業生は無試験で代言人となることができるという特権が与えられていたが、代言人は司法官や行政官に比べて社会的威信はあまり高くなかったため、なろうとする人数が少なかったようである。東京大学については、1878(明治11)年から1885(明治18)年の間に卒業して代言人になったものは14人、司法省法学校についてもほとんどが司法官となっていた<sup>(52)</sup>。つまり、官立学校は特権が与えられながらも、より社会的地位の高い司法官、行政官のような職業を目指すものがほとんどで、代言人の主流は私立法律学校の卒業生たちだったという事が分かる。とは言え、政府によって官立に特権が与えられるという政策が取られたことは、官立優位の格差が生じていたことを表しているのである。

### 3. 民間企業

#### (1)官立学校

明治期に入り、様々な高等教育機関が創設される中で高等教育卒業生たちは資格試験職業につく者が多く、官立学校では明治20年代後半になってようやく民間企業に進む者が出はじめていた。当時は現在のように企業が新卒者を一括採用する制度は存在せず、採用パターンは企業ごとに異なっていた。

ここでは戦前期において官立学校の中でも帝国大学と東京商業学校を見ていきたい。まず、1892(明治25)年における「帝国大学卒業生就業状況」<sup>(53)</sup>を見てみよう。表から就職先を政府系と民間系で分けると政府系が77%、特に法科では約9割を占めている。法科卒業生250名中、会社員8名、弁護士14名という数字から彼らがほとんど民間に目を向けていなかったことがよく分かる。また、工科卒業生においては卒業生の44%が民間企業の技術者になっている。これはもともと官営事業が民間企業へ払下げになったことか

ら起こった現象であり、彼らは最初から民間就職を目指していたわけではなかった<sup>(54)</sup>。そして、このように企業へ就職する者が少ない中で穂積陣重法科大学長や浜尾新総長による就職口の紹介や斡旋を受ける者が多く存在していた事が分かっている<sup>(55)</sup>。また、東京高等商業学校でも初代校長の矢野次郎や教頭の成瀬隆蔵らにより卒業生たちを近代企業に斡旋していた。特にこの学校では様々な近代企業が作られる時期にもっとも多く卒業生を民間に輩出したとされており、その卒業生の就職には校長や教頭など学校関係者、特に幹部たちのコネが大きく関係していた<sup>(56)</sup>。

その後、基本的な構造は変わっていないものの、明治 30 年代になるとようやく企業は組織的に整備され、高等教育卒業者を定期的に採用するようになっていった。その中で 1902 年(明治 35)年「東京帝国大学卒業者就業状況」<sup>(57)</sup> を見てみると、政府系が 71 % と依然高いウエイトを占めているが、法科の卒業生は 1892(明治 25)年の 9 割から 68 % に低下していることが分かる。これは特に財閥系の企業において帝大生の事務系職員採用がはじまったことと関係があった。このように東京帝大では徐々に民間企業に就職する者が増えていったものの、帝国大学では未だに経済学、商学を教えていなかったことから民間への関心は低かったと考えられる。

一方で東京高等商業学校では卒業生の民間企業への進出がさらに活発になり、民間企業からの人気も高かった。それは彼らが簿記や商業英語などの高い業務能力を持ち、実務にひいでていることや彼ら自身が企業への就職に意欲を示していたことが大きな要因であったと考えられる。1899(明治 32)年の「東京高等商業学校卒業者の状況」<sup>(58)</sup> を見てみると、帝国大学では官界への進出が多い中、民間系には過半数が就職している。特に民間企業の中でも銀行、保険等のサービス業の割合が非常に高く、製造業の比率が低いことから、この時期の東京高等商業学校卒業者は製造業の事務・管理職として採用されることが少なかったと考えられる。

1917(大正 6)年、臨時教育会議の答申により、高等教育機会の拡大が行われ、高等教育人口は 1915(大正 4)年の 1.0 % から 1930(昭和 5)年には 3.0 % へと増大していった。しかし、第一次世界大戦による経済不況で就職難の時代が訪れ、高等教育卒業者の供給過剰が起こる中で、産業界では企業の採用パターンが確立されていった。このような状況下で官立学校の卒業者の優遇がはっきり示されていたのは初任給であった。まずこの時期、官僚の社会的地位や給与が民間企業よりも高く、「質の良い人材が集まらないという現状を变革」<sup>(59)</sup> するためには官僚よりも給与を上げるという考え方が出始めていた。

次に、三菱系大企業の日本郵船の社員の初任給をみてみると、以下のようになっている。

< 1917(大正 6)年日本郵船社員の初任給 >

帝国大学 40 ~ 45 円

東京商高 35 ~ 40 円

慶應、早稲田、地方官立高商 30 円

その他私立専門学校 23 ~ 25 円<sup>(60)</sup>

このように官立学校では帝国大学が別格であり、卒業生の半数以上を民間企業に輩出している東京高商も高い水準であることが分かる。以上のように戦前期の官立学校では学校別、学校歴で就職先が分かれる傾向が見られ、官立学校が報酬という形で優遇されていたのである。

## (2) 私立学校

ここでは戦前の私立学校の就職状況を民間企業への進出がめざましい慶應義塾を中心に見ていこうと思う。

まず、慶應義塾は明治中期頃から福澤諭吉によって多くの卒業生が大企業へ斡旋されているが、慶應義塾では卒業生が後輩の就職斡旋や指導を行うという慶應義塾特有の就職支援がこの時期から開始されていた。例えば、大企業の三井銀行では門野練八郎が小野友次郎から紹介、日本郵船では平賀敏が波多野承五郎からの紹介など先輩の就職関与が多数確認されており、この時期の卒業生は福澤諭吉、小泉信吉等歴代塾長と同校出身者に評価されるかどうかがなにより重要であったと考えられる<sup>(61)</sup>。この時期、慶應以外の私立学校は大企業への就職、いわゆるコネによる企業と学校の結びつきにおいて遅れを取っていた。

その後、明治後半に企業が組織的に整備され、財閥系の企業を中心として雇用が拡大していくと、私立学校の卒業生がようやく民間企業へと進出していった。まずここで私立法律学校として伝統をもつ明治法律学校の 1909(明治 42)年までの就職状況を見てみると(「明治大学卒業生の就職状況」<sup>(62)</sup>)、法科卒業生のうち 13%が官僚を占め、20%が司法官と弁護士であった。これに対して銀行・会社員はたった 8%、自営業主が約 30%であり、この頃の不明者と「実業」は自営業主と考えられることから、全体の約 45%が伝統的部門(農業など)に従事していたと言える。彼らは「実業人よりは官僚、ホワイトカラーよりは専門職、俸給生活者よりは自営業主」<sup>(63)</sup>という職業分野を選択していった。この傾向は 1917(大正 6)年の日本法律学校卒業生にも見られ(「日本大学卒業生の就職状況」<sup>(64)</sup>)、卒業生の就職状況は銀行・会社員が 13%、官僚系は 27%、自営業主は 32%を占めていた。

このように伝統的な学科—法科のある私立学校を見ると大企業へ進出しているものはかなり少ないが、新しい学科を中心とする私立学校では状況が全く違うのである。それは上記であげた慶應義塾である。1903(明治 36)年から 1908(明治 41)年の卒業生の就職状況を見てみると(「慶應義塾卒業生の就職状況」<sup>(65)</sup>)、慶應義塾は約 47%が民間就職者であり、この傾向は明治大学商科においても見られる。

次に、早稲田は法・政・文の 3 学部を持つ均衡のとれた学校であった。大企業への進出においては慶應義塾に先を越されていたが、1909(明治 42)年には卒業生就職状況から分かるように(「早稲田大学卒業生の就職状況」<sup>(66)</sup>)、官僚 7%、自営業 45%、銀行会社員 19%、教員 9%、新聞・雑誌 5%など卒業生の活躍分野は多岐にわたっていた。その後、早稲田はとりわけ新聞・雑誌等のジャーナリズムにおいて活躍していった。以上のように戦前期の私立学校では伝統的な法律学校において大企業への進出が大幅に遅れていた

が、総合的な教育機関として早くから存在していた慶應義塾や早稲田では大企業へ進出する者が多かった。

その後、就職難の時代が訪れ、企業の採用パターンが確立していくと、前掲の〈1917(大正6)年日本郵船社員の初任給〉の例から分かるように学校歴、特に官立と私立の間で報酬の格差が見られた。しかし、私立学校の中で慶應義塾と早稲田は別格であり、給与の面でも官立学校に劣らない程となっていた。

## むすび

研究の結果、官立学校と私立諸学校といった階層間で既に生じていた設立目的や経緯の違いといったものは、その後の各方面での学校間格差に大きな影響を与えていったことが明らかになった。

まず、教授陣における格差は、その大学の力にも直結してくることが分かった。優秀な教授が集まり、優秀な学生を育てられれば、大学の評価も上がるし、それが出来なければ評価も得られないまま、人材もますます集まらなくなってしまうからである。東京帝国大学は手厚い援助によって、今なお高い地位を保持していられるほどの力をつけ、慶應義塾も卒業生などの援助を集める効果的な経営を行ってトップレベルの規模を有している。そういった大学と、援助を受けることができなかつたり、留学制度などが整備できなかったことによって教授を満身に集められなかった大学とは、差が広がり続けてしまうことになる。また立地の問題も大きかった。行政に近い場所を好むという心理は、エリートを目指す層にとっては譲れないものだったのであろう。この立地に関しては今よりも日本全国に行き来が難しかった当時においては解決不可能な問題であったから、ますます大学側は人材集めに苦心することとなる。このように大学教授の確保は財政の問題から人間の心理まで様々な要素が求められた、非常に複雑な問題であったと言って良い。

次に第二節では、大学の財政状況を取り上げた。官立学校では、政府の手厚い保護があったことを確認することができた。学校を設立する段階から運営する段階まで援助を受けていて、私立学校と比較すると、とても優遇された環境であったといえる。その中でも、特に帝国大学は、莫大な額の支援を受けていた。一方で、私立学校では、授業料が主な収入であった。その授業料を官立学校より高く設定することは困難であったため、財政的には非常に苦しい状況であったようだ。そんな中でも、慶應義塾大学、早稲田大学の2校においては、安定した財政状況にあった。また、キリスト教系の学校のように、独自の収入源があった学校もあった。しかし、多くの私立学校では、財政面での問題を抱えていたことが確認できた。財政の面では、私立学校に比べて、官立学校、特に帝国大学ではとても優位な状況にあったのである。

第三節では高等教育機関卒業生たちがどのような職業を選択していったのか、資格試験職業(官僚、医師、弁護士)と民間企業に絞り、それぞれの職業の中で官立学校と私立学校における格差がどのように存在していたのかを検討した。まず、官僚に関してはわが国では1887(明治20)年の官僚任用制度導入により試験による選抜となったが、この試験は学



校との関わりが深かった。政府は特定の学校、特に官立学校の学歴(中でも帝国大学の学歴)を取得したものに多くの特権を与え、当時最も地位の高い職業である行政官僚への道を開いていた。その一方で私立学校は制度等政府からの厳しい統制を受け、一定の機会を与えられるものの、やはりその役割は政府により官立学校の補完的機能を果たすという限定的なものに位置づけられていた。専門職に関しては、まず医師について見ていくと、明治に入り、資格として整備された後は、無試験特権が与えられたのは限られた官立のみであった。中でも帝国大学を卒業すれば医師になった後もエリートになれるというピラミッド式の序列が官立内でも存在し、学校に入った時点で将来が決定されるという格差を生じさせていた。また、その他の私立の医学校は試験を受けさせるための予備校という意味合いが強く、収入源の少なさから、教育の質の違いという格差が生じていたのである。次に、弁護士についてであるが、「代言人規則」が改正され、司法省作成の試験が行われるようになった後は、官立学校の卒業生は無試験で代言人となることができるという特権が与えられた。つまり官立優位の格差が生じていたのである。代言人の社会的地位の低さから、この職業の主流は私法律学校(特に帝国大学)の卒業生たちだったが、政府の政策として、官立とその他の学校の間で格差が作られていたことが分かるのである。

最後に民間企業の就職に関しては明治 20 年代頃まで官立学校(帝国大学、東京商業学校)の卒業生は地位の高い官僚へ進むものが多く、民間企業へ就職するものは少なかった。その後、民間企業就職者が増え、就職難の時代に入ると、企業の採用パターンが確立していった。この状況下で企業は社会的地位の高い官僚よりも給与を上げることで質の良い人材を集めることを考え、官立学校卒業生(特に帝国大学)に対して報酬という目に見える形で優遇を行ったことから官立と私立での格差は明らかであった。そして私立学校においては伝統的な法律学校よりも早くから大企業へ進出していた慶應義塾と早稲田で官立学校に劣らない報酬を得ていたことが分かり、私立学校内でも格差が見られた。

以上のように、高等教育の生成期であった明治初期においてすでに固定化されていたピラミッド状の構造が、その後の発展過程で次第に強化されていった流れを把握することができた。本研究においては、明治初期から戦時体制下に入るまでの期間に絞り研究を行ってきたが、諸方面で生じた格差は時代と共に是正されるものもあれば、今なお色濃く残っているものもあるだろう。今回は断片的にしか学校間格差を捉えることができなかったが、多方面で生じる学校間格差を把握するためにはより長期的かつ広範囲にこの問題を見ていく必要があるだろう。

[注]

(1) 平成 22 年 5 月 1 日現在のデータ。文部科学省ホームページより引用。

< [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/index.htm) >

(2) 天野郁夫『高等教育の日本的構造』玉川大学出版部、1986 年、14 頁。

(3) プレジデント社編『PRESIDENT 10.18 号』プレジデント社、2008 年。

- (4) 芸術研究振興財団東京芸術大学百年史編集委員会『東京芸術大学百年史』音楽之友社、1987年。
- (5) 磯崎康彦・吉田千鶴子『東京美術学校の歴史』日本文教出版、1977年、63頁。
- (6) 天野郁夫『大学の誕生(上)』中公新書、2009年、67頁。
- (7) 同上、52頁。
- (8) 山野井敦徳『日本の大学教授市場』玉川大学出版部、2007年、25頁。
- (9) 同上、29頁。
- (10) 同上、34-35頁。
- (11) 前掲『大学の誕生(上)』、55頁。
- (12) 前掲『日本の大学教授市場』、39頁。
- (13) 同上。
- (14) 橘木俊詔『早稲田と慶應 名門私大の光と影』講談社、2008年、68頁。
- (15) 前掲『日本の大学教授市場』、51頁。
- (16) 前掲『早稲田と慶應 名門私大の光と影』、69頁。
- (17) 天野郁夫『大学の誕生(下)』中公新書、2009年、93-94頁。
- (18) 前掲『日本の大学教授市場』、53頁。
- (19) 前掲『早稲田と慶應 名門私大の光と影』、187頁。
- (20) 前掲『日本の大学教授市場』、61頁。
- (21) 前掲『大学の誕生(上)』、32頁。
- (22) 前掲『大学の誕生(下)』、13頁。
- (23) 同上、14頁。
- (24) 同上、15-16頁。
- (25) 同上、375頁。
- (26) 東洋大学、国学院大学など。
- (27) 同志社大学、立教大学、駒澤大学など。
- (28) 日本女子大学、東京女子大学など。
- (29) 慶應義塾125年編集委員会編『慶應義塾125年』慶應義塾、1983年、140頁。
- (30) 慶應義塾史事典編集委員会編『慶應義塾史事典』慶應義塾、2008年、38頁。
- (31) 前掲『大学の誕生(上)』、189頁。
- (32) 前掲『大学の誕生(下)』、201頁。
- (33) 前掲『慶應義塾史事典』、69頁。
- (34) 天野郁夫『増補 試験の社会史』平凡社、2007年、207-218頁。
- (35) 同上、218-220頁。
- (36) 同上、218-223頁。
- (37) 潮木守一『京都帝国大学の挑戦』講談社、1997年、138-140頁。
- (38) 同上、133-138頁。
- (39) 前掲『京都帝国大学の挑戦』、146-155頁。
- (40) 天野郁夫『教育大全集5 教育と選抜』第一法規出版、1982年、123-128頁。
- (41) 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989年、132-133頁。
- (42) 前掲『京都帝国大学の挑戦』、142-143頁。

- (43) 同上、142-145 頁。
- (44) 明治以前の日本の医学は、長い間中国伝来の漢方学だった。1874(明治 7)年当時の調査でも、医師の 8 割が漢方医で占められていた。
- (45) 前掲『増補 試験の社会史』平凡社、2007 年、194-195 頁。
- (46) 同上、195 頁。
- (47) 軍医を例にとると、医学専門学校卒業生は、三等軍医や軍医小監にはなかなかならず、多くは尉官相当官で一生涯を終える者が多かった。それに対し、官学出身の医学士は卒業後すぐに二等軍医または中軍医となり、佐官相当官以上に進むことが出来た。
- (48) 天野郁夫『学歴の社会史』新潮社、1992 年、113-114 頁。
- (49) 前掲『増補 試験の社会史』、197 頁。
- (50) 1880(明治 13)年に司法省法学校からフランスに留学を命じられ帰国した岸本辰雄ら 3 人によって設立された。
- (51) 奥平昌洪『日本弁護士史』巖南堂書店、1971 年、巻末附表より。
- (52) 前掲『増補 試験の社会史』、188 頁。

第 5 表 文官高等試験合格者の出身学校

	明治28年	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
東大 法 科	25	41	25	23	22	39	18	27	38	35	39	50	58	77	110	111	125
東京高等商業	1							1	1		2	5	1	13	11	12	2
東京高等師範			1								1			1			3
東京外国語															1		
中央 農 林	4	3	13	7	3	4	2	3	4	1	3	1	3	5	1	1	
早稲 稲	2	1	4	1	1	1	1	3	3	3	1	3	5	5	4	4	1
専修 修 治	1		1		1			1	1								
明治 協 会	2	2	1	3	1	2	2	3	1	1	3		2	1			1
日 立 命 館		3															
法政 政 府			5	5	2	4	4	2	5	7	4	1	1	3			2
慶応 慶 応			2			4	6	4	1	3	7		2		1		
慶応 西 京				1		1	1										
立命 命 館										1						1	
その他	2		2	1	1	3	6	3	3	3	3	5	1	1	2	1	3
合 計	37	50	54	41	31	58	42	41	53	54	64	63	77	106	130	130	139
全合格者中東大 法科出身者の占 める割合	67.6%	82.0%	46.3%	56.1%	71.0%	67.2%	62.9%	65.0%	71.7%	64.8%	60.9%	79.4%	75.3%	72.6%	84.6%	85.4%	89.9%

- (53) 前掲『学歴の社会史』、314-315 頁。

表 2-1 帝国大学卒業生就業状況(1892 年)

	法	医	工	文	理	農	計
政府・公的部門	104	1	1	25	10	53	194
行政官	114	—	—	—	—	—	114
司法官	—	10	129	—	55	52	246
官庁医員	—	124	—	—	—	—	124
学校教員	8	116	35	22	68	68	317
(小計)	(226)	(251)	(165)	(47)	(133)	(173)	(995)
民間・私的部門	8	—	—	—	—	1	9
銀行会社員	—	—	107	—	10	—	117
病院医員	—	6	—	—	—	—	6
学校教員	2	—	2	4	2	4	14
弁護士	14	—	—	—	—	—	14
開業医	—	113	—	—	—	—	113
自営業	—	—	19	—	6	4	29
(小計)	(24)	(119)	(128)	(4)	(18)	(9)	(302)
合 計	250	370	293	51	151	182	1,297
公的部門比(%)	90	68	56	92	88	95	77

出典)『教育時論』No.295、明治25年8月25日号より作成。天野(2005)より引用。

- (54) 天野郁夫「産業革命期における技術者の育成形態と雇用構造」、日本教育社会学会『教育社会学研究』20 卷、1965 年 10 月、165-167 頁。
- (55) 川口浩編『大学の社会経済史』創文社、2000 年、191-198 頁。
- (56) 同上。
- (57) 橋木俊明『東京大学 エリート養成機関の盛衰』岩波書店、2009 年、58-60 頁。

表2-2 東京帝国大学卒業生就業状況(1902年)

	法	医	工	文	理	農	計
政府・公的部門							
行政官	342	2	4	23	—	8	379
司法官	275	—	—	—	—	—	275
技官	—	23	400	—	45	249	717
官庁・病院医員	—	255	—	—	—	—	255
学校教員	43	105	89	326	184	97	844
(小計)	(660)	(385)	(493)	(349)	(229)	(354)	(2,470)
民間・私的部門							
銀行会社員	164	14	6	7	—	7	198
会社技術員	—	—	352	—	29	8	389
弁護士	103	—	—	—	—	—	103
開業医	—	195	—	—	—	—	195
その他	37	2	50	18	2	21	130
(小計)	(304)	(211)	(408)	(25)	(31)	(36)	(1,015)
合計	964	596	901	374	260	390	3,485
公的部門比(%)	68	65	55	93	88	91	71

出典)『文部省第三十年報』(94-96頁)より作成。天野(2005)より引用。

(58) 同上、64-67頁。

表2-3 東京高等商業学校卒業生の状況(1899年現在)

	専攻部	本科	計
民間企業	10	378	388 (58.0)
銀行保険	5	110	115 (17.2)
運 輸	2	68	70 (10.5)
商 社	1	68	69 (10.3)
商 店	2	73	75 (11.2)
その他	—	59	59 (8.8)
官 庁	7	42	49 (7.3)
外 務 省	5	13	18 (2.7)
鉄 道 省	—	12	12 (1.8)
その他	2	17	19 (2.8)
学 校	4	60	64 (9.6)
商業学校	4	56	60 (9.0)
自 営 業	—	30	30 (4.5)
在 学 中	1	17	18 (2.7)
その他	8	20	28 (4.2)
不 明	—	53	53 (7.9)
死 亡	—	39	39 (5.8)
合 計	30	639	669 (100.0)

出典)『高等商業学校一覧』明治32年度による。天野(2005)より引用。

(59) 前掲『教育大全集 5 教育と選抜』、150-154頁。

(60) 同上、151頁。

(61) 前掲『大学の社会経済史』、192-193頁。

(62) 前掲『近代日本高等教育研究』、265-266頁。

表5-25 明治大学卒業生の就職状況(明治42年)

職 業	法 科		政 科		商 科	
	人数	%	人数	%	人数	%
官 公 吏 官	683	13.1	—	—	25	6.7
司 法 官	512	9.8	—	—	—	—
教 員	35	0.7	—	—	13	3.5
銀行・会社員	405	7.8	40	27.8	254	68.5
新聞・雑誌	150	3.5	34	23.6	2	0.5
弁 護 士 業	528	10.1	—	—	—	—
実 業	170	3.3	—	—	37	10.0
自 営 業	1,551	29.8	16	11.1	12	3.2
政 治 家	117	2.2	3	2.1	12	3.2
不 明	643	12.3	50	34.7	13	3.5
在 外	11	0.2	1	0.7	3	0.8
死 亡	373	7.2	—	—	—	—
合 計	5,208	100.0	144	100.0	371	100.0

注) 1) 『明治大学資料大要』8頁より作成。  
2) 明治42年までの卒業生全数の同年当時の状況。

(63) 同上。

(64) 同上。

表5-26 日本大学卒業者の就職状況  
(大正6年)

職 業	人 数	%
高 等 官	286	5.6
その他官公吏	1,072	21.0
司 法 官	283	5.5
教 員	350	6.8
銀行・会社員	675	13.2
新聞・雑誌	186	3.6
弁 護 士	325	6.4
その他専門職	15	0.3
自 営 業	1,627	31.8
政 治 家	181	3.5
在 外	5	0.1
死 亡	107	2.1
合 計	5,112	100.0

注 1) 『日本大学七十年略史』159～60頁より作成。  
2) 大正6年までの卒業者全数の同年当時の状況。

(65) 同上。

表5-27 慶応義塾卒業者の就職状況  
(明治41年)

職 業	人 数	%
官 公 吏	11	2.1
教 員	8	1.5
銀行・会社員	248	46.8
新聞・雑誌	28	5.3
自 営 業	56	10.6
兵 役	17	3.2
留 学	5	0.9
不 明	157	29.6
合 計	530	100.0

注 1) 『尾崎得堂全集』第2巻、41～2頁より作成。  
2) 明治36～41年の卒業者の明治41年現在の状況。

(66) 前掲『学歴の社会史』、336頁。

表21 早稲田大学卒業者の就職状況  
(明治42年)

職 業	人 数	%
官 公 吏	371	6.0
司 法 官	58	0.9
教 員	553	9.0
銀行会社員	1,157	18.8
新聞・雑誌	323	5.3
弁 護 士	46	0.7
その他専門職	37	0.6
自 営 業	2,774	45.2
政 治 家	96	1.6
団 体 役 員	34	0.6
在 外	40	0.7
在 学 中	304	5.0
死 亡	347	5.6
合 計	6,140	100.0

『尾崎得堂全集』第2巻、39～41頁より作成。

# 第三章 大学と宗教—量的分析による宗教の影響の考察—

## はじめに

大学と宗教の関わりを論ずる時、どこに焦点を当てるか。大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を發展させることを目的とし、国立・公立・私立それぞれの設置形態の下で、教育研究水準の向上と、多様で特色ある發展してきた<sup>(1)</sup>。つまり、大学とは、学問を教授し、学ぶ場である。また、学問とは、一定の理論に基づいて体系化された知識と方法のことであり、客観性が担保されているものである。

学校教育と宗教の関わりを示す一例として、明治政府が目指した中央集権政策を挙げる。明治政府は、新政権の正統性を天皇によせ、権力基盤の強化と中央集権化を目指した。1868年（明治元）年には祭政一致を掲げ、皇室祭祀を充実させるとともに天皇崇敬を広めようとした。それによって、天皇制国家権力の宗教的権威が復活し、さらには1870年（明治3年）、大教宣布の詔が出され、天皇の古代的宗教的官位を中心とする神道的な国体観念と国民道徳の強化が進められた。しかし、祭政教一致の国体政策が行き詰まりをみせると、学校教育において天皇中心の「教化」、それに従う道徳を取り入れなくてはならないという声が高まってくる。明治初期においては、天皇崇敬や国体論・皇道論の「教化」は宗教集団が担うべきものと考えられたが、やがて学校教育こそが教化の主要な場となっていた。実際に、戦前に制定された大日本帝国憲法では、信仰の自由については、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」<sup>(2)</sup>と規定されているが、学問の自由を保障する規定はなかった。しかし、戦後の日本国憲法では、第23条に「学問の自由は、これを保障する」<sup>(3)</sup>と規定されている。この規定には、明治初期の天皇崇拜の思想を、学校教育を通じて推し進めてしまったことへの反省があると考えられる。

そうした中、大学と宗教の関わりを研究する上で、「宗教の影響がある中で、本当に大学における学問の客観性は担保されるのだろうか」という問題意識が出てきた。そして、本研究では、「各宗教系大学の成立当初は、宗教の影響により学問の客観性が失われていたが、時代とともに各校が大学としての位置を確立していく中で、学問の客観性は保たれたのではないだろうか。」という仮説を設定し、それを検証していくことに至った。

研究方法としては、キリスト教系の同志社大学、仏教系の駒澤大学と龍谷大学、神道系の國學院と皇學館を取り扱い、大学と宗教の関わりを論じていく。これらの大学を本研究で扱う理由としては、宗教系の大学として成立してから現在に至るまで教育機関として存続していることと、多くの資料や文献が残っているためである。具体的な検証方法としては、各大学史を中心に授業のカリキュラムを取り上げ検証する。本来であれば、時代ごとにどういった授業を行っていたのか、科目名だけでなく実際に扱われた教材や授業内容に

まで検証することが理想的ではあるものの、資料の不足からそのようなアプローチは難しい。

そこで、本研究ではカリキュラム構成における宗教系科目の割合がどの程度占めるか、つまり質的分析ではなく量的分析を行うこととする。その基準となる割合であるが、カリキュラムに対し宗教系科目が2割以上を占める場合、大学で行われていた授業は宗教の影響を強く受けていたと判断する。これに関しては現代の宗教系高校のカリキュラムの在り方から論拠を導き出したいと考えている。現代の宗教系高校を考察対象とした理由は三つある。1つは戦前などの過去の教育機関より現代のそれの方が客観性の高い学問の場であると推測できること、2つ目は義務教育段階とは異なりカリキュラムにおいて学校の自主裁量権が拡大すること、3つ目は専門性の高い大学の前段階であるため考察に適していることである。実際に現代の宗教系高校のカリキュラムを見てみると、例えば駒澤高等学校は高校3年間で99単位中、仏教系科目は僅か3単位であり、割合的には0.3割弱である。また天理高等学校第一部では全3コース3学年の441単位中、天理教に関する科目は30単位であり、割合的には0.68割弱であった。客観性の担保されている現代の宗教系高校で前述の割合であることを考慮すると宗教系科目が2割を超えるカリキュラム編成は十分に宗教の影響が強い学問の場であると推測できる。よって本研究では2割を基準とし、カリキュラムの量的分析を行うこととする。

このように本研究では独自の基準でもって、明治大正期、戦前期・戦時中、戦後期という3つの時代で、各校が大学としての地位を確立していく過程を辿りながら、本研究の仮説として設定した「宗教の影響がある中で、本当に大学における学問の客観性が保たれていたのか」ということを検証していく。

## 第一節 明治期・大正期

### 1. 仏教系学校

仏教系学校の多くは僧侶養成を目的として設立され、今では一般社会人のための教育をしているが、もともと僧侶の養成と研修の場として始まったのであった<sup>(4)</sup>。本節では明治期、大正期の2つの仏教系の学校（駒澤大学、龍谷大学）を取り上げ、当時のカリキュラムを中心に、本研究で設定した「カリキュラム構成における宗教系授業の割合が2割を上回った場合は宗教色の強い学問の場である」という基準を基に分析を進めたいと考えている。本節では駒澤大学と龍谷大学に焦点を当てる。それは両大学とも仏教系の大学として広く知られており、現在まで教育機関として存続しているので、カリキュラムに関して通史的に分析することが出来ると考えるためである。

#### (1) 駒澤大学

駒澤大学は一宗統一（宗内の分派行動を排する）と行学一如を特色とする曹洞宗を源流とする。学問は学問、行為はこれとは別というのではなく、真理探究のための学問も日常の行動も一切、信、誠、敬、愛の四つの実践と不離の一体のものなくてはならないのである。世間によく知られている永平寺に集まる雲水（修行僧）が、仏に対する勤行をし、番

を分けて掃除をし、マキを割り、炊事をし、風呂をわかすのも、食事をし、入浴し、寝につくのも座禅をし、法話をきくのも、一切が信、誠、敬、愛の念の修行であるのも、行学一如の一つの相である<sup>(5)</sup>。

明治維新後は、学寮の近代学校化が始まったが、1875（明治8）年には前身の梅檀林<sup>(6)</sup>の名を曹洞宗専門本校と改め、全国各地にいくつかの支校を設けた<sup>(7)</sup>。開校にあたり、学則「曹洞宗部内専門学本校仮規約」を定めた。同規約には、①学生定員は200人とし、全国に設置する曹洞宗専門支校の卒業生から選抜する、②在学年限3年・九級制を採用し、昇給は年4回の小試験と1回の大試験で決定する、③最高学級九級を優秀な成績で卒業後、永平寺・総持寺での修行を行うこと、同校の教師、または、全国の有力寺院の住職に推薦する、④入学金にあたる掛籍金（住職2円25銭、弟子1円25銭）を納入する、⑤各年度は4月15日を始業式とする、などが定められた。そして、開校時には東京近郊の僧侶50人が入学した。授業科目は仏教・禅学・国学で、教科書も「正法眼蔵」などの僧堂教育で使用する書籍であった<sup>(8)</sup>。明治当初はこのように優秀な学生は卒業後に寺院へ赴き修行を行うことや授業科目が仏教系学問に偏りがあったことなどを考慮すると僧侶養成機関としての性格が大部分を占め、客観性を伴った学問の場であったとは言い難いだろう。

1882（明治15）年にはこの学校を麻布北日ヶ窪に移した。特定の寺から分離独立させたものようである。すでに堂々たる校舎をもち、曹洞宗宗務局の管理のもとに、宗令によって運営された。この時、校名を曹洞宗大学林専門学本校と改めた。諸宗に先がけてできた一宗統一の宗派専門学校である。ここで曹洞宗大学林専門学本校当時（明治18年）の課業表を見てみたい<sup>(9)</sup>。学級は学力により初級から上等九級に分かれており、全課程の半分を占める正課のすべてが『正法眼蔵』や『永平広録』など禅籍を中心としたカリキュラム編成であった。正課外においては英学でスペンサーの著書を購読する科目や幾何学や代数といった数学を学ぶ科目も存在したが、実際には仏教・禅関係の科目しか実施されなかったとある<sup>(10)</sup>。

このように英学や数学など仏教系以外の学問を教授する場がカリキュラム上は存在した一方で、当時のカリキュラム編成において仏教系の学問が占める割合は裕に半分を超えている。本研究で設定した「カリキュラム構成における宗教系授業の割合が2割を上回った場合は宗教色の強い学問の場である」という基準から考えると曹洞宗大学林専門学本校は宗教色の強い学問の場であり、学問の客観性は担保されていなかったということが出来るだろう。ただ、僧侶養成を目的としていたとしていた時代であるし、キリスト教の進出に対抗する中で僧侶養成が時代の要請であったことを考えれば仏教系学問の割合が多いのは当然のことであるのかもしれない。

1886（明治19）年の規則を見ると、修業年限は4年半で、これを九級（学力による九段階）とし、試験によって逐次進級し、全科を完了することになっている。学科は宗乘（自宗の経典）、余乘（仏教一般の経典）と基礎学科としての漢学が正課で、課外に英語や数学を学ぶのであった。2、3年ころからは英語と数学は科目からはずされていれ<sup>(11)</sup>、実際には仏教・禅関係の科目しか実施されなかった。この時期も上記同様にカリキュラム編成



において仏教系の学問が占める割合が多く、宗教色の強い学問の場であったと言えるだろう。

1900(明治 33) 年からは、正課の外に内外の学界の権威者を招いて課外講演を聞き、新しい時代の知識や思潮を学ぶことができるようになった。また総本山永平寺と関東本山総持寺(横浜市鶴見区)の両貫主が交代に毎月来校して講話する外、しばしば宗門の高徳の修行談を聞くようになった。創立 20 周年の 1903(明治 36) 年度には、麻布笄町の長谷寺の傍にあった曹洞寺高等学林と合併し、翌年は専門学校令による仏教の専門校となった。駒澤大学となったのは、1913(大正 2) 年、今の駒沢の地に移ってからである。1919(大正 8) 年には大学に児童研究所というものができた。大学に日曜学校を開設するためである。

1925(大正 14) 年には大学令によって大学(旧制)に昇格し、曹洞宗大学から駒澤大学となった<sup>(12)</sup>。旧制駒澤大学は、現在の大学院に相当する研究科(3 年以上)、仏教・東洋文(同 15 年 1 月、東洋学科に改称)・人文の 3 学科からなる文学部(3～6 年)、予科(3 年)が設けられた<sup>(13)</sup>。1925(大正 14) 年に制定された駒澤大学の学則における予科の学科課程を以下で見たい<sup>(14)</sup>。

	第 1 学年週時間数	第 2 学年週時間数	第 3 学年週時間数
修身	1	1	1
国語及漢文	6	5	5
第一外国語	9	8	8
第二外国語	(4)	(4)	(4)
仏教学	3	4	4
歴史	3	4	
地理	2		
哲学概論			3
論理及心理		2	2
法制及経済		2	2
数学	3		
自然科学	2	3	
修錬及體操	3	3	3
計	32 (36)	32 (36)	32 (36)

予科という学校の特徴から専門的な学問を学ぶ前の段階であるので、仏教に関する学問が少ないことが特徴として挙げられる。この学科表からだけ判断するのなら、仏教系の学校であることは判断しづらいのではないだろうか。その意味で仏教系の学問への偏りのない客観性の高い学問の場であったと考えることが出来るだろう。また、本研究で設定した「カリキュラム構成における宗教系授業の割合が2割を上回った場合は宗教色の強い学問の場である」という基準から考えても週の総時間数に対する仏教系学問の時間数の割合は低く、十分に客観性のある学問の場であったと考えることが出来るだろう。

このように駒澤大学は行学一如を特徴とする曹洞宗を源流としており、明治期にはその理念の実践を志向していた。その意味で、明治期の駒澤大学において本来客観的な営みであるはずの学問に宗教的な色合が含まれるのは不可避であると考えられる。また、元々、僧侶養成を目的として設立された教育機関であるので、学生が学ぶべき科目についてかなり宗教教育的な意味合いが含まれており、曹洞宗に関する特定の学問を学ぶ場であったと考えられる。

ただ、このような曹洞宗による教育機関の閉鎖性に対する批判は存在したようで、「間もなく学生の希望をくみ上げた学修組織に改め、曹洞宗の者に限らず他宗の者にも志望すれば通学を許す」<sup>(15)</sup> ことになった。また、上記の大正期の駒澤大学予科の学科課程表の分析から分かるように、駒澤大学は大正期になると明治期の仏教系学問への偏りは改善され、客観性を伴った学問の場となったということが出来るだろう。

## (2) 龍谷大学

龍谷大学は浄土真宗本願寺の西本願寺に接して建っている。龍谷大学は「本来の目的」として、「親鸞聖人によって開かれた浄土真宗の精神を基盤として、信念ある人材を養成し、もって文化と社会浄化に寄与する」と掲げている。今ではこのように一般社会のための教育をしているが、もともと僧侶の養成と研修の場として始まったのであった<sup>(16)</sup>。

1639(寛永16)年、徳川三代家光のころ、本願寺一三世良如上人の創設した学寮が、この宗派の研究・教育の始まりだった。初めは規模も小さかったが、時代とともに拡張されて学林と称し、浄土真宗の宗典ばかりでなく、一般仏教はもとより和漢の諸学一般(それらの書物を宗教関係の書・内典に対して外典という)をも講究するようになり、年々諸国の末寺の子弟が多数上京してくるようになった。そのころは浄土真宗大教校と称していたが、後、大学林と改称され<sup>(17)</sup>、1875(明治8)年には赤松連城を中心に大学林改革が行われた。

カリキュラムに関して述べるなら、幕末・維新时期より学林振興策として積極的な導入の必要性が叫ばれてきた外学(仏教以外の学問と学科)は、ここに普通学という名称で拡張、徹底がはかれることとなる。普通学とはキリスト教や国学・儒教にたいする護法を目的とした外学から、内容と目的とを変え、より積極的に「弘通の妙用」を高めるための宗乗の補助学、あるいはそのための基礎学、中・小学校で修得すべき一般教養の学といった位置づけがなされたのである<sup>(18)</sup>。実際に大学林時代の1875(明治8)年当時の普通学科下等の課業表を以下で見てみたい<sup>(19)</sup>。

	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級
宗乗	選択集	正蔵末讚	高僧讚	浄土讚	正信偈	改悔文
余乗	八宗綱要	三国仏法 伝通縁起				
句読			八大家文 格	文章軌範	四書	三経訓読
作文	訳文対策	訳文	時文対策	復文	公用文書	私用手簡
算法	連級及 対数用法	累乗開法	差文	比例	分数	加減乗除
地理			日本地理	輿地誌略	同	同
史学	元明史略	十八史略	皇朝史略	万国史略		
博物	金石	草木	禽獸			
物理	物理階梯	同	同			

上記の「課業表」は普通学科下等のものであり、この普通学科は上下の二等に分かれ、それぞれ一級を6カ月とする六級の制をとっていたと記載がある<sup>(20)</sup>。ここには地理・歴史はおろか、博物・物理にいたる、いわれるところの普通学の科目が配されているのを見ることが出来る。外学と称された仏教以外の学問と学科の導入は、すでに天保期より積極化はじめていたようで儒学・国学のみならず、キリスト教や西欧文明にたいする関心・研究意欲の高まりがあった<sup>(21)</sup>。

それに対し1875(明治8)年の改革によって推進される普通学は政府の宗教政策における排仏色の後退、文明開化政策の進行に対応し、西欧的学問をより積極的に受容して教学の展開や教化活動のなかに活用しようとするものであった<sup>(22)</sup>。このように当時から仏教系の学問以外の導入を積極的に進めていたということから、明治期の早い段階において大学林はある程度の客観性を伴った学問の場であったと考えることが出来るだろう。また、上記の課業表を本研究で設定した「カリキュラム構成における宗教系授業の割合が2割を上回った場合は宗教色の強い学問の場である」という観点から考察するのなら、全部で40コマの授業が存在する中で、浄土真宗に関する学問は宗乗の項目の6コマ存在している。本研究で設定した2割を下回っていることから、当時から宗教色の弱い客観性の伴った学問の場であったと考えることが出来る。この際、余乗の3コマは客観的学問としてカウントする。なぜなら、余乗とは自分の宗派以外の教法に関する科目であるため、大学林における浄土真宗の学問に対し、客観性を与える科目であると考えられるためである。

1876(明治9)年には大教校と改称された<sup>(23)</sup>。この大教校は別に西山教校を組み込み、「専門教校」とも称され、1年を一級とする進級制をとった<sup>(24)</sup>。当時の大教校＝専門科の「課業表」が以下ようになった<sup>(25)</sup>。

等級	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級
宗乗	本典	三経	十住論 浄土論	往生要集	往生要集	安楽集 讃弥陀偈
余乗	禪宗大意	成実大意	鎮西大意	西山大意	日蓮宗大意	時宗大意 大念仏宗大意
華嚴	探玄記	孔目章	五教章	起信義記	法界観門	宗致義記
天台	止観	分句 玄義	科注	指要鈔	妙宗鈔	西谷名目
真言	十住心論	大日経口 疏	宝論 菩提心論	二教論 秘鍵	即身義、吽 字義 声字義	摩多体文
法相	義林章	三十述記	導論	二十述記	明門論	三十頌
俱舎	婆娑論	正理論	俱舎論	頌疏	入論	宗輪
三論	中観論疏	百論疏	十二門論疏	勝曼宝窟	仁王経疏	二諦章
律	瓦綱戒疏	業疏	戒疏	行事鈔	釈門章服義	六物図

この当時の授業表はすべてが宗教に関する学問で埋められていた。このように大教校は専門教校とも称されるように専門性の高い学問を中心に学ぶ分、それだけを見れば宗教色の非常に強い学問の場になっていたと言える。ただ、当時の教団の学制、第 13 章に「大教校は専門教校とし、普通上等或いは専門予科卒業にあらざれば入ることを許さず」<sup>(26)</sup>とあるように大教校入学以前にある程度の一般普通学を学んでいることを要求したのであった。ここでも大学林時代同様に仏教系学問への偏りが無いような配慮が意識されたのであった。

1884（明治 17）年には普通教校などの中等程度の学校も設けられた。これらは宗乗（宗派の依拠する仏典）や余乗（一般仏教の典籍）を学ぶ外に、今まで同様に新時代に必要一般普通学をも教えた。この当時、国会開設が近づき、底辺民衆にまで浸透していく西欧政治思想とその運動が存在した。それは、それまでの教団の復古的傾向に対して学生の大勢が反発し、普通学修得の要求を強める動きとして現れた。欧化の波に洗われる一般信徒の教導、そのための普通学の教授が、教団にあらためて要求されることとなったのであった<sup>(27)</sup>。また、欧化の風潮高まるなかで出発した普通教校がとくに力を注いだのは英語教育であった。当時はまだ充分な辞書もなかったが、教科書に英語の原書が多く用いられた。1886（明治 19）年一月にはアメリカ人教師ボルドウィンを招聘し、同年末には東京より

英語教員として和田義軌・手島春治らを迎えた<sup>(28)</sup>。このように、この段階においても前身同様に仏教系の学問への偏りが無いように意識され、客観性の伴った学問の場であったと考えることが出来るだろう。

1887(明治20)年の普通教校時代の修業年限は予科1年、本科4年であった。予科課程は第1期(9月6日から12月25日)、第2期(1月18日から4月12日)、第3期(4月29日から7月20日)に分かれていた。第1期から第3期にかけてすべて毎週の授業時数が29時間であったのに対し、仏教系の学問(余乗、宗乗示教)はわずか2時間であり、英語が14時間であった<sup>(29)</sup>。本研究で設定した「カリキュラム構成における宗教系授業の割合が2割を上回った場合は宗教色の強い学問の場である」という基準から考えても十分に客観性の伴った学問の場であり、普通教校の予科は宗教的な色合いは極めて低かったと考えることが出来る。次に本科課程について見ていきたい。第1年時は毎週の授業時数が30時間であったのに対し、仏教系の学問(余乗、宗乗示教)は予科時代と比べると1時間増えた3時間のみであった。第1学年では1年間を通してこの割合(毎週、全体30時間に対し仏教系3時間)は変わらず、毎週の仏教系の学問の割合は僅か1割であった。第2、第3、第4学年の毎週の仏教系学問の比率に関しても本研究が設定した2割には満たず、それぞれ、1割(第2学年)、0.66割(第3学年)、1割(第4学年)となっている<sup>(30)</sup>。普通教校は予科課程、本科課程の両方において十分に客観性の伴った学問の場であったと考えることが出来る。

1901(明治34)年になると、仏教大学と新設の仏教高等中学(旧制高校の類)および模範中学校(前の普通教校)は東京高輪台(港区の泉岳寺)に移された。浄土真宗教育機関の東京進出である。そして京都には仏教専門学校を経営した。しかるに1904(明治37)年には、早くも東京の高輪仏教大学および仏教高等中学を京都に引き上げ、仏教専門学校と合併し、翌年1月には文部省から専門学校令による大学であることを認められた。これから、今もある図書館(旧館)をはじめ、大学校舎を次々に増設し、1922(大正11)年の新学年から新たにできた大学令による単科大学(文学部)となったのである。この時、龍谷大学と改称した。研究科(大学院)もまた専門部も設けていた<sup>(31)</sup>。

龍谷大学の発足時に開講された講座は仏教学六講座(このうちに真宗学・仏教学各三講座)、仏教史、宗教学宗教史・哲学・心理学・倫理学・教育学・社会学・印度学・支那学・国学・英文学各1講座であった<sup>(32)</sup>。開講された講座の総時間数が214時間であったのに対し、仏教学6講座と仏教史の時間数は83時間であった。この宗教系学問の時間数は本研究で設定した2割を大きく超えるものであり、龍谷大学設立当初は宗教色強い単科大学であったのかもしれない。しかし、「従来の本学があくまで仏教の専門的研究と教授を目的としていたのにたいして、そうした仏教に限定されたものではなく、ひろく宗教・哲学・文学へと範囲を拡大して、文科大学としての研究と教授を標榜し、さらにその蘊奥の攻究することを目的としている」<sup>(33)</sup>とあるように決して宗教色の強い大学の設立を意図したわけではないことがうかがえる。むしろ、仏教に限定されることのない客観性の伴った学問の場の設立を目指したのであった。

龍谷大学は、このように駒沢大学同様に僧侶養成を目的として設立された教育機関であったが、明治期という早い段階から浄土真宗に関する学問だけではなく、新時代に必要一般普通学を教えていたことが特徴として挙げられる。宗教色が強くなりがちな仏教系の教育機関において特定の学問にのみ学生の学習が集中しないよう、一般普通学を教えたのであった。本来、客観的な営みであるべき学問の場において宗教色の強い学問領域に対して客観的な視点を与えることが出来るという意味で非常に意味のある試みであると考えられる。

また、本研究で設定した「カリキュラム構成における宗教系授業の割合が 2 割を上回った場合は宗教色の強い学問の場である」という観点から各時代の龍谷大学のカリキュラムを分析してきたが、そのなかで確かに 2 割を上回るカリキュラムの時代は存在した。しかし、2 割を上回っていたとしても明治、大正のどの時代においても、時代の要請に応じ積極的に一般普通学を教授していたこと、英語教育に力を入れていたことなどを考慮すれば、極めて客観性の高い学問の場であったということが出来るだろう。

## 2. 神道系教育機関

神道系高等教育機関には、明治期に設立された國學院、皇学館の二つの学校が挙げられる。両学校は共通して、皇学（皇室に関係した古典研究）を中心とした学問を扱い、国学者や神官たちの研究所、養成所としての役割を果たしてきた。国家の強い意向により設立、運営されてきた両学校は、戦後アメリカによって廃校に追い込まれるほど強い宗教色をもった教育機関だったといえる。その後再建された両学校は、現在も私立学校の 1 つとして存在しているが、設立当初とは異なり学部編成や授業の内容も設立当初にくらべ多種多様となっている。

この節では、こうした両校の教育内容、方針が初めて誕生した明治期、大正期に焦点をあて、当時教授されていた科目や学校自体がどのような状況だったのかをみていく。その際、カリキュラムにおける宗教系科目の割合がどの程度であったかを見ていくが、その基準は冒頭で示した通り、カリキュラム全体の 2 割を 1 つの基準とし、2 割を超えることが確認される場合には、宗教的教育が色濃く出ていると判断する。

### (1) 國學院

國學院の前身は 1882（明治 15）年に発足した皇典講究所である。皇典講究所は設立されると同時に内務省より神官試験の実施並びに任用資格の授与をするという役目を受託し、皇典講究所の卒業生は無試験で神職に就くことが出来ることになった。総裁には有栖川ありす宮がわのみや職仁親王が就任し、開校当初「国体を講明して以て立国の基礎を堅うし、徳性を涵養して以て人間の本分を尽くすは、百世易ゆべからざる典則なり。しかして世あるいは、此に暗し、これ本校の設立を要する所以なり」<sup>(34)</sup>と述べた。この内容から、この学校の設立目的が伺える。

1882（明治 15）年 9 月に授業を開始したが、当初は授業時間等が十分に整備されていなかったこともあり、翌年改良され、以下の通りになった<sup>(35)</sup>。

科目	予科 1 年目	予科 2 年目	本科 3 年	本科 4 年	本科 5 年
修身	古語拾遺 古史成文	古史成文	古事記	古事記	日本記
歴史	皇朝史略 歴朝大綱	続歴朝大綱 今日抄	日本記 続日本記	日本後記 日本逸史 続日本後期	文徳天皇実録 三代実録日本記 略
法令			令義解 禁秘抄 逸令	延喜式 逸律	延喜式 類聚三代格
文章	徒然草 山常百首	祝詞式 続日本紀宣命	伊勢物語 土佐日記	万葉集 源氏物語	万葉集 源氏物語
礼式	衣紋式直垂 庭上進退式 祭祀式立札 文章授受式	衣紋式狩衣 殿上進退式 行礼式 祭祀調度式 謁見式	衣紋式大礼服 元服式/婚姻式 葬送式	歌会式 蹴鞠式 進講式 餐宴式 夜会式	射礼式 典礼所作 賛者所作
音楽	唱音/吹管	唱音/吹管	唱音/吹管	唱音/吹管 神楽歌	神楽式 神楽 笛/舞/琴
体操	撃剣/矯正術 体操	撃 剣 / 体 操 / 球 竿 木環	撃剣/乗馬/球竿 木環	撃剣/乗馬/球 竿 木環/唾鈴	撃剣/乗馬/二人球 竿 木環/唾鈴

上記の表で特徴的な点は、カリキュラム全体に占める神道系科目の割合の高さである。歴史について取り上げてみても、「皇朝史略」をはじめ、いわゆる神典に分類されるものを中心に扱っている<sup>(36)</sup>。割合としても 2 割を大きく上回り、過半数近くが神道系科目で占められていることが分かる。

このような教育内容で始まった皇典講究所であるが、入学者数が定員に満たず資金集めもなかなか思うようにいかなかった事もあり、特に教授内容を中心とした改正論議がなされた<sup>(37)</sup>。その結果、5年後の 1887（明治 20）年には以下のようなカリキュラムに改正される事となった<sup>(38)</sup>。

科目	予備 1 年	予備 2 年	本科 3 年	本科 4 年	本科 5 年
歴史	上世史 建国体制 修身学	上世史 建国体制 修身学	中世史 歴朝綱紀 修身学	中世史 歴朝綱紀 修身学	近世史 歴朝綱紀 修身学

法制			古代法制 令式格律 有職類	中古法制 徳川禁令類 有職類	近代法制 刑法・治罪法ノ 類
語学	言 辞 類 別 語 法	言辞沿革文法	草紙日記類作 文	古文物語類 作文	歌文集物語類作 文
漢文	史類/史論/作 文	文集経子類作 文			
英語	読方/会話/文 法	会 話 / 翻 訳 / 作 文			
数学	算術学 代数学 幾何学	三角法 代数幾何学 重学			
地理	本邦地理 五大洲地理	地文学 政治地理			
物 理 及 化学	物理及化学 示教	力学/物質学/ 熱学/音響学/ 光学磁気学/経 歴学	無機化学 有機化学		
外 国 歴 史	万国歴史/史 論	万国歴史/史論			
哲学			論理学大意 心理学大意	哲学史/社会 学 心理学	哲学 論理学
政治学			統計学	理財学	人道学/政道学 行政学
礼 式 唱 歌			祭式/諸礼	祭式/諸礼	祭式/諸礼
体操	普通体操/撃 剣	普通体操/撃剣	兵式体操/撃剣	兵式体操/撃 剣	兵式体操/撃剣

1882（明治15）年時の授業内容と大きく異なる点は、授業科目の多様化である。数学、物理をはじめ、外国の歴史や英語が加わっている。しかし、実際に行われた授業時間数は、神道系の史書を扱う歴史科目が本科3年に在籍の場合1週間に6時間授業が行われるのに対し、化学が2時間、政治学が2時間であった<sup>(39)</sup>。そのため、宗教系の授業の占める割合は1.5割弱と大幅に減少したものの、割合の減少ほど教育の中から宗教色が見えなくなるとは言い難い状況だったといえる

その後1889（明治22）年、皇典講究所所長に就任した山田やまだあきよし顯義は、さらなる皇典講究



所の発展を目論み、新たに国学院の創設に尽力した。國學院創設当初に行われていた 1 週間の時間割が以下のとおりである<sup>(40)</sup>。

科目	第 1 年			第 2 年			第 3 年		
	1 学期	2 学期	3 学期	1 学期	2 学期	3 学期	1 学期	2 学期	3 学期
国史	5	5	5	5	5	5	5	5	5
国文	5	5	5	5	5	5	5	5	5
道義	2	2	2	2	2	2	2	2	2
法制	2	2	2	3	3	3	4	4	4
外国史	4	4	4	4	4	4	2	2	2
地理	1	1	1						
哲学	2	2	2	2	2	2	2	2	2
漢文	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英語	3	3	3	3	3	3	3	3	3

国史、国文、国法を中心とする授業が生まれ、礼式などは削除されていることがわかる。また、授業時間について着目してみても、外国史に割り当てられている時間は重点が置かれている国史や国文と大差がない。宗教系科目の割合が低いことはある程度言えそうであるが、国史や国文の科目の細かい内容が不明であるため、年度は下るが 1895（明治 26）年の学科編成を参考にすると、以下の通りである<sup>(41)</sup>。

	第 1 年	第 2 年	第 3 年
国史	徳川武家史 王政史書紀 王政史	鎌倉武家史 王政史書紀 王政史 増鏡	古事記上巻 古事記中巻 文明史
国文	万葉集 言語学 源氏物語 祝詞 近世文学	万葉集 言語学 源氏物語 枕草子	古今集 文法 枕草子 文学史
道義	倫理学	倫理学 中庸	中庸
法制	徳川百カ条 令 三代格	令 法曹至要抄	制度通
漢文	詩経 拙堂文話	史記 左伝	八家文

外国史	西洋史学 支那史	西洋史学 支那史	西洋史学 支那史
哲学	教育学	心理学 論理学	
英文	ジョンハン詩人伝	ピーカー	ヘスチンク伝 ラセラス伝

上記の表を参考にすると、授業時間数だけでなく、授業の科目についても宗教科目の割合が約 1.5 割程度になっていることから、國學院となったことで一旦大きく宗教色が取り除かれたことがわかる。さらに、1899（明治 30）年には、文部省により日本歴史及び国語課の免許資格の取得が認められ、以降中等教員の資格を取得した卒業生を輩出する事となった<sup>(42)</sup>。しかし、こうした動きに内部で反発が起こった。中学校や師範学校の教師を養成するような傾向は本学の趣旨に遠ざかろうとすることであり、神社神職等に適切な科目のさらなる増設の要望が起こったのである。これをうけ、授業は以下のように改正される事となった<sup>(43)</sup>。

科目	1 年級	2 年級	3 年級
道義哲学科	日本道義 哲学概論 論理学	論理学 心理学	教育学
国史法制科	王政時代史 古事記 日本制度通 皇室典範 法学通論	武家時代史 日本書紀 神道史 神祇史 法制史	武家時代史 神道史 憲法・神社制度 法制史 東鑑・記録古文書類
国語国文科	文法 徒然草 十六夜日記 土佐日記 古今集 新古今集 軍記物 作文 作歌	日本文学 文法 大鏡 榮華物語 増鏡 万葉集 枕草子 作文 作歌	語学史 日本文学史 宣命祝詞 源氏物語 万葉集 枕草子 国書取調法 作文 作歌
漢文科	論語 孟子 八大家文 史記	支邦文学史 学庸 莊子 左伝	支邦文学史 尚経 易書 詩経

外国史科	東洋史 西洋史	東洋史 西洋史	西洋史 史学
英文科	講読 文典	講読 文典	講読 作文
随意科	支邦語	祭式作法 支邦語	祭式諸礼 支邦語

上記の表から、神道史を中心に、祭式作法・諸礼等皇典講究所設立当初に見られた科目が再登場していることが見て取れる。全科目における宗教系科目が占める割合は、1.3割と1925（大正14）年にくらべ僅かに減少しているものの、科目全体数が1.5倍に増加しており、宗教系科目はそのなかで減少せず1.25倍と増えていることから、宗教の影響が強くなったともいえる。そのなかでもこの背景には、少なからず皇典講究所の影響があったと推測される。このカリキュラムの改正とほぼ同じ時期の1899（明治32）年、國學院設立後も継続して神官試験及び任命等の役目を負っていた皇典講究所は財団法人となり、神職講習会の開催や神道の礼典調査会の設置など、活発な活動をしていた。この動きに対し具体的な要請が国からあったとの記述はないものの、上記のカリキュラム再編には一定の影響を与えたといえるだろう<sup>(44)</sup>。

1920（大正9）年、国学院大学は慶應義塾、早稲田に続いて明治、中央、法政大学などと同時期に単科大学として認可された。これに伴い、国学院大学は学部を道義学科、国史学科、国文学科に分け、大学部3年、予科2年とし、大学卒業のものにも中等教員、高等教員の無試験認定が認められた。以下が、各学部の必修科目として定められたものである<sup>(45)</sup>。

学部	科目
道義学科	帝国憲法 皇室典範 国民道徳 神道 倫理学 東洋倫理学史 西洋倫理学史 国史 社会学 宗教学 日本宗教史 道義ニ関スル演習
国史学科	帝国憲法 皇室典範 国民道徳 神道 日本法制史 東洋史 西洋史 史学研究法 国史ニ関スル演習
国文学科	帝国憲法 皇室典範 国民道徳 文学概論 国文学史 国語学 言語学 国史 国文学ニ関スル演習 漢文学ニ関スル演習

大学令によって大学に昇格したと同時に行われた学則の大改正により、上記のような学部、授業内容となったわけだが、三学部に通じて帝国憲法、皇室典範、国民道徳が必修として課されている。また、各学科の必修全科目に占める神道系科目の占める割合は、道義学科が3.3割、国学科が2.2割、国文学科が2.0割と、2割以上となっている。もちろん、必修科目以外も合わせるとこの割合は上下するが、随意選択の為分析対象からは外す。

なぜこれほどに科目編成に神道系科目が見られるようになったのか、その背景には母体

となる皇典講究所の存在があったといえる。大学として認可をうけた時期はちょうど第一次世界大戦が終わって間もない時期であった。衆議院において小田貫一議員等数名が皇典講究所に国庫補助を為すべきであると建議し、実際に予算委員会で可決された。政府による積極的な神職養成に対する働きかけにこたえるようにして、皇典講究所もまた精力的に活動してきたといえる。事実、このとき、「大戦後の動揺せる思潮の善導と国民の自覚を促すため」<sup>(46)</sup>と、積極的に全国各地で講演会を開催し、「日本国民の自覚」「帝国の国是として強国主義を提唱す」といったタイトルで講演していたのである<sup>(47)</sup>。

上述してきたように、皇典講究所に始まり神道系学校として歩んできた國學院大學は、カリキュラム編成における神道系科目の割合の推移をみていくと、そも割合は上下し、学問の客観性がある程度保たれた時期もあったといえる。しかし、明治・大正期のほとんどはそのような状況ではなかったといえるだろう。国の要望、その要望を受けた神職養成を中心とした皇典講究所による影響は科目の変遷をみると明らかであり、それは創設期に限らず大学認可を受けた大正期もまた同様であったといえる。

## (2) 皇學館

はじめに、皇學館の専門学校としての歩みを整理していく。皇學館は、はじめ、創立から 1885（明治 18）年の学制までは、小学校高学年から中学校に当たるものであった。そして、1887（明治 20）年に、尋常・高等予科を各 4 年とし、翌年に、小学校尋常科卒業程度という尋常科の入学資格を小学校高等科卒業程度と改め、1890（明治 23）年には、予科 1 年・本科 4 年と中学校と相当する形を整え、しだいに専門学校としての歩みに入った。その後、1899（明治 32）年に、本科 4 年・専科 3 年という体制になり、専門学校としての準備を進めていった<sup>(48)</sup>。

それでは、明治・大正期における皇學館の学科過程の変遷を見ていく。下記の科目過程は、1890（明治 33）年の神宮皇學館官制が公布後に改定されたものである<sup>(49)</sup>。

科目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
径義	道德要旨	左同	左同	左同
法制	王朝法制 神祇制度	左同	武家法制 神祇制度	憲法 神社法
歴史	上古史 南北朝以前 西洋上古史	上古史 中古史 隋唐宋史 西洋中古史	中古史 近世史 元明清史 西洋近世史	神社史 近世近代史 清史 西洋近代史
国語 漢文 英文	釈義 作文 作歌 語法	釈義 作文 作歌 語法 釈義經子類	左同	左同

哲学	論理学 心理学	心理学 倫理学	倫理学 教育学	哲学総論
礼式	祭式	左同	—	—
体操	兵式 撃剣	左同	左同	左同

上記のカリキュラムから分かるように、神道系の科目の割合が大きい。法制については、4年間を通じて神道に関わる法制度を学ぶカリキュラムが整っている。

こうした状態で始まった皇學館の学科過程は、1894（明治 37）年にその体制を改めている。官制公布時は、本科 4 年・専科 3 年で構成されていたが、本科定員を 100 名から 120 名に増加し、専科を 2 年に短縮した。この改正後のカリキュラムは以下の通りである<sup>(50)</sup>。

<本科学科>

科目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
倫理	人倫道德の要旨	左同	左同	左同
歴史	上古史 西洋史	上古史 中古史 西洋史	中古史 近世史 西洋史	神祇史 近世史 西洋史
法制	制度沿革の大要	王朝法制	武家法制	憲法 神社法令
国語 漢文 英文	釈義 文法 作文 講読 附文法	左同	釈義 文学史 修辭学 作文作歌 講読	左同
哲学	論理学	心理学	哲学概論	教育学 附実地授業
礼式	—	—	祭式	左同
体操	兵式 撃剣	左同	左同	左同

<専科学科>

科目	第 1 学年	第 2 学年
倫理	人倫道德の要旨	左同
歴史	上古史 東洋史 西洋史	近世史 神祇史大要 東洋史 西洋史

法制	古代法制	古代法制 神社法令
国語 漢文	釈義 文法 作文 講読	左同
数学	算術	左同
習字	楷行	行草
簿記	単式	複式
礼式	祭式	左同
体操	兵式 撃剣	左同

そして、大正期に入ると、専科学科に大きな貝瀬が行われた。それは、皇典講究所の神職養成部教科が、10ヶ月という短期間で判任神職の資格を得るのに対応したからであった。そこで、皇學館では、専科2年を思いきって短縮し、第1部を4ヶ月、第2部を11カ月とした。やはり、神道系の学校としての地位を築き上げる為には、より多くの人材を神職に就かせる必要があったと考えられる。以下は、専科を2部制に改めた際の学科過程である<sup>(51)</sup>。

<第1部>

科目	摘要
修身	道德ノ要旨及作法
歴史	神祇史及神道大意
法制	神社法令
国語 漢文	釈義、文法、作文、作歌、有職故事
祭式	—

<第2部>

科目	摘要
修身	道德ノ要旨及作法
歴史	国史
法制	憲法、皇室典範、皇室関係法令
国語、漢文	釈義、文法、作文、有職故事
数学	珠算、筆算
習字	—
祭式	—

上記から明らかになる事は、神道系の科目に絞ってカリキュラムを組んでいるということである。以前に比べて科目数を減らし、より神道系の学問を速習できるような仕組みとなっている。また、週の科目数は、国語・漢文が 10 時間となっており、他の科目に比べて非常に大きな割合を占めている。同様に、祭式も 10 時間の枠を設けており、短期間で判任神職の資格を得ることに対応しなければならなかったと考えられる。ただし、その後、皇典講究所の神職養成部が 2 年に延長されたことで、1919（大正 8）年に、再び 2 年制として専科学科を改正した。

そして、1923（大正 12）年から、皇學館では制度の大きな変革が構想された。具体的には、(1) 専科を廃止し、新たに神職養成部を設け、(2) 本科の定員を 320 名に増加し、(3) 第 1・2 学年を共通とし、第 3・4 学年を神道科及び国漢科、歴史科の 3 部に分ける、という計画を内務省に申請した。結果的には、定員数の増加のみが認可されるだけとなった。そこで、さらに構想を変え、(1) 新たに本科の上に研究科を 1 年設置し、(2) 本科の第 1・2 学年を共通とし、第 3・4 学年をそれぞれ第 1 部（文学中心）と第 2 部（歴史中心）に分け、科目に神道を入れる、という計画を申請し、1926（大正 15）年にこれらが認可された。下記は、その時の改正課程である<sup>(52)</sup>。

科目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年(1部)	第 3 学年(2部)	第 4 学年(1部)	第 4 学年(2部)
修身	実践倫理 礼式	実践倫理	国民道徳論 倫理学	左同	東洋倫理学史 西洋倫理学史	左同
国語 漢文	講読 作文作歌 文学史	講読 作文作歌 国語学	講読 作文作歌 文法 文学概論	—	講読 作文作歌 文法 言語学	—
歴史	国史 東洋史 西洋史	左同	—	—	—	—
哲学	心理学	論理学 哲学概論	宗教学 社会学	左同	教育学 教授法	左同
法制	法学通論 経済学	憲法 皇室典範	古代法制	有職故実 神社法令	左同	左同
英語	講読 作文	左同	左同	左同	左同	左同
体操	教練 武道	左同	教練	左同	左同	左同
神道	—	—	神道概論 神道史 神祇史 祝詞及同作文	左同	古典解説 神社祭式	左同

ここから分かるように、非常に多くの科目数が設けられ、神道系の科目の割合も各学年に十分設置されている。このように、明治・大正期における皇學館は、学制の仕組みや科目内容の変更を数多く実施していたことが分かる。そして、改正とともに徐々に全体に占める神道系の科目の割合が増えただけでなく、学校側は、神道を授業に組み込むために科目の改正をしてきたことも分かる。

### 3. キリスト教系学校 同志社大学

本項では、キリスト教系の学校で特に最初に「大学」となった同志社大学の明治・大正期の動向を取り上げる。1920（大正 9）年、大学令により同志社大学はキリスト教系で最初に「大学」となった。そして現在でもキリスト教系大学として知られている。

同志社の創立者の新島襄は、8年間に3つの教育機関で学んだアメリカ留学経験から、帰国後すぐに宣教活動をしながらキリスト教学校設立に着手した<sup>(53)</sup>。同志社の学園自体の起源は、ミッションスクールとして開校した1875（明治 8）年の同志社英学校開校にある。同僚であったアメリカ人宣教師らは「伝道者養成学校」を作ることにしか考えていなかったのに対し、新島襄は聖書と神学を教える学校ではだめだ、近代科学を教えなければ優秀な学生は集まってこないということを主張しつづけた<sup>(54)</sup>。

新島は最終的に大学設立を目指したために、1882（明治 15）年に同志社大学設立運動（第一次）に着手した。大学構想は総合大学が基本にあり、神学、文学、法律・政治・経済、理化学、医学などの学部が想定されていた。総合大学の構想をしたのは、同志社では基本的に神学教育を大学の全体の研究と教育の一環として位置づけ、全人格的な視野と教育を身につけたキリスト教会の指導者の養成を目指すと同時に、大学の諸専門領域が細分化されるのではなく、キリスト教の徳育の基本とすることによって、相互に結合する大学共同体の形成をめざしたからである<sup>(55)</sup>。

1888（明治 21）年には「同志社大学設立の旨意」を新聞や雑誌に発表し、大学設立の協力を呼びかけた<sup>(56)</sup>。ここで新島は、同志社では普通の英学を教授するのみならず、キリスト教主義をバックボーンとし、「良心教育」を示した。だが新島が1890（明治 23）年に死去したために、この総合大学構想と設立の計画は一旦頓挫した<sup>(57)</sup>。1904（明治 37）年には専門学校が誕生し、1912（大正元）年には専門学校令による同志社大学が誕生する。今日的な大学令による大学となったのは前述の通り1920（大正 9）年だった。

これまで、1920年（大正 9）年に大学令による大学となるまでの同志社の変遷を概観した。同志社の建学精神は、新島の在外体験に負うところが大きいと言える<sup>(58)</sup>。特に「リベラル・アーツ」教育重視の教育機関の教育内容と性格が、新島に決定的な感化を与えた<sup>(59)</sup>。新島は「『智育』だけでなく『徳育』に力点を置いた『リベラル・アーツ』を取り入れる学校を日本に作るキリスト教学校のモデルにせよ」、という指示もしていた<sup>(60)</sup>。以上のようなことから、日本のキリスト教系大学のなかでも過去から現在まで残る大学の1つである同志社では、宣教自体が唯一の教育目的になったりすることはなく、明治・大正期にも両者が両立していたのではないかと考えられる。以下では設置科目や学園の様子



をみることで、それについてさらに検証していく。

まず、同志社の学園自体の起源でありミッションスクールとして 1875（明治 8）年に開校した同志社英学校のカリキュラムに注目する。

<同志社英学校規則 1880（明治 13）年 学課表> <sup>(61)</sup>

	第 1 年生科目	第 2 年生科目	第 3 年生科目
第 1 期	綴書	綴書	小文法
	第一読本	第二読本	第三読本
		日本語演説	全上
第 2 期	中地理書	大地理書	大文法
	心算	筆算	筆算
	英語演説 作文	全上	全上
第 3 期	万国史	万国史	英国史
	代数学	幾何学	三角学
	英語演説 作文	全上	全上
第 4 期	文理学	化学	欧州文明史
	物理学	物理学	人身生理
	英語演説 作文	全上	全上
	或日本語演説		
第 4 期	経済学	星学	察地学
	心理学	心理学	英文学
	演説作文	全上	全上
余科	修身学・論理学・万国公法・政事学講説		

上記の表を見ると、キリスト教に関連のある授業はほとんどないことがわかる。同志社英学校は現在でいう国語・数学・英語・理科・社会系の科目を広く取り扱っていたようである。よって宗教色のほとんどないカリキュラムであったといえる。

その後の 1882（明治 15）年の学校規則にあるカリキュラムも多少の変更はあったものの、キリスト教に関連のある授業は先程と同様にほとんどなかった。

3 年後である 1885（明治 18）年の学校概則にあるカリキュラムを見るとこのように変化している <sup>(62)</sup>。

		第 1 期	第 2 期	第 3 期	
英 学 普 通 科	第 壹 年	訳読読本第二(5)	同上読本第三(5)	同上読本第四(5)	
		発音法並会話(5)	同上(5)	同上(5)	
		筆算[邦語](4)	代数[邦語](4)	同上(4)	
		聖書(但随意)(1)	同上(1)	同上(1)	
			史記十伝(1)	同上(1)	
			作文毎月	壹回	
第 貳 年	第 貳 年	音読法並会話(5)	音読法並初等文法(5)	同上(5)	
		米国史(5)	大地理書(5)	地文学(5)	
		幾何学[邦語](3)	代数[英語](3)	同上(3)	
		聖書[但随意](1)	同上(1)	同上(1)	
		史記十伝(1)	正文章軌範(1)	同上(1)	
		作文前年、通、			
英 学 普 通 科	第 参 年	音読法高等並文法(5)	同上(5)	英国史(5)	
		万国史(5)	同上(4)	英国史(5)	
		幾何学[英書](3)	同上並三角術(3)	同上(3)	
		聖書[但随意](1)	同上(1)	同上(1)	
		正文章軌範(1)	東萊博義(2)	同上(2)	
		作文毎月、式回、			
	第 四 年	第 四 年	修辞学読法並作文(4)	英語作文(1)	同上(1)
			解析幾何(4)	生理学(4)	文明史(4)
			物理学(4)	同上(5)	化学(5)
				動物学(2)	植物学(2)
聖書若ク基督教証拠論 [但随意](1)			同上(1)	同上(1)	
唐宋八大家読書(2)			同上(2)	孟子(2)	
作文前年、通、					
第 五 年	第 五 年	心理学(4)	同上(5)	地質学(5)	
		経済並政治学(5)	星学(5)	英文学(5)	
		論理学(3)	倫理学(2)	同上(3)	
		聖書若ク基督教証拠論 [但随意](1)	同上(1)		
		孟子(2)	韓非子(2)	韓非子(2)	
		作文前年、通、			
		邦語演舌(1)	同上	同上	

上記の表を見ると第2年を除く全ての学年に聖書に関する授業が登場する。しかし「但随意」とあるように必修の科目ではなかったようである。また授業時間も他の科目に比べて少ない。1880（明治13）年、1882（明治15）年の学校規則にあったカリキュラムからは大きく変化したものの、キリスト教に関連する授業の割合は依然として非常に少ないことが分かった。

以上から同志社英学校であったときには、キリスト教関連の授業の割合は明治13・15年次のカリキュラムにおいてはゼロで、明治18年次のカリキュラムにおいては全体の0.7割であった。このことから全体として宗教色の弱いカリキュラムであったことがわかった。

次に大学令により同志社英学校から同志社大学へと変わった1920（大正9）年のカリキュラムに注目する。

<甲…政治学科必修 乙…経済学科必修 丙…神学科必修 丁…英文学科必修> <sup>(63)</sup>

一	甲乙	憲法	二〇	乙	経済政策	三九	丙	歴史神学
二	甲乙	国法学	二一	乙	外国貿易論	四〇	丙	聖書学
三	甲	政治学	二二	乙	金融論	四一	丙	猶太史
四	甲	政治史	二三		交通論	四二	丁	文学概論
五	甲	外交史	二四		保険論	四三	丁	国文学
六	甲	行政法	二五		商業学概論	四四	丁	支那文学
七	甲	刑法	二六	甲乙	民法	四五	丁	英語英文学
八	甲	国際公法	二七	乙	商法	四六	丁	言語学概論
九	甲	国際私法	二八	乙	法理学	四七	丁	近代比較文学
十	甲乙	経済原論	二九	甲乙	外国書講読	四八		古代文学
十一	乙	経済史	三〇	丙	哲学概論	四九		独逸語
十二	乙	経済学史	三一	丙	哲学史	五〇		仏蘭西語
十三	乙	農業経済学	三二	丙丁	倫理学	五一		希臘語
十四	乙	工業経済学	三三	丙丁	心理学	五二		希伯来語
十五	乙	商業経済学	三四		教育学教授法	五三		拉典語
十六	甲乙	財政学	三五		美学概論	五四		露西亜語
十七	乙	統計学	三六	丙	宗教学	五五		支那語
十八	乙	社会政策	三七		社会学	五六		朝鮮語
十九	乙	殖民政策	三八	丙	理論神学			

それぞれの授業数は「当該学部教授会ニ於テ之ヲ定ム」とあり、詳しい授業時間についてはわからなかったため、科目名に注目する。宗教学や聖書学といった科目がみられるが、これは上記の表の通り神学科のみ必修の科目であるため、明治期の同志社英学校のカリキュラム同様、キリスト教関連の授業はほとんどない。よって、大学令により正式に大学となってからも、依然として宗教色は弱いカリキュラム構成であったといえる。

## 第二章 戦前期・戦時中

### 1. 仏教系学校

#### (1) 駒澤大学

戦前期の 1925（大正 14）年に駒澤大学と改称され、学部を仏教学科、東洋学科および人文学科の 3 科として予科は 3 年と定めた。さらに戦前には専門部を設置し多くの学生が入学した。また旧制大学に昇格したことで高等教員や中等教員の資格が無試験で与えられることになり、学生は熱心に勉強し、学内の学問活動も盛んに行われた<sup>(64)</sup>。

学科	科目
仏教学科	禅学概論 仏教概論 仏教教理史 禅学 仏教学 印度哲学 支那哲学 西洋哲学 倫理学 宗教学 社会学 第一外国語
東洋学科	禅学概論 仏教概論 仏教教理史 国語国文学漢文学 支那哲学 教育学 文学概論 第一外国語
人文学科	禅学概論 仏教概論 仏教教理史 社会学 英文学 経済学 政治学 修辞学 新聞学 文化史 社会政策 日本文化史 第一外国語

戦前の学科における必修科目の割合は、仏教学科では 12 科目中 6 科目が仏教系科目であるため全体の 5 割を占めている。東洋学科では 8 科目中 3 科目が仏教系科目であるため 3.5 割強、そして人文学科は 13 科目中 3 科目で 2 割が仏教系科目の占める割合となっている。つまりこの時代ではどの科でも予科の後で学科にわかれると 2 割以上が仏教系科目をしめたカリキュラム構成になっている。しかしそれは 3 学科共通で善学概論、仏教概論、仏教教理史が必修となっているためであり、その他の各科に特化した内容の科目については仏教色のある科目はなく幅広い科目で学術に励むことのできるカリキュラム構成になっているといえるだろう。

その後、1938（昭和 13）年にはすでに国民精神総動員法が発布されていたため、大学も戦時下におかれていた。1941（昭和 16）年頃には、教員の中に陸軍将校も含まれていた<sup>(65)</sup>。開講科目、編成や講座数はかわっていないが、戦時下の行事が入り込んできたため講義の時間が減少していた。戦時下の行事とは以下のようなものである。

文部省や陸海軍賞から指令される時局講演会がたびたび開かれ、軍事教練の強化が週 2 時間行われた。靖国神社参拝は年 1 回が義務化された。最後の靖国神社参拝は、学業の妨げにはならないものの教育統制のが行われていたことを示している。また「日本文化講義」が設置され、それは日本精神を教授し浸透させるための講座で 1 日 2、3 時間と長いものだったのであった。その講師や講義名の記録からはどのような点に中心をおいて教育していたかを見ることが可能である。「日本文化講義」の講師・講義名は以下の表のようになっていた<sup>(66)</sup>。

講師	講義名
海軍大佐八木秀綱	無条件時代に於ける帝国海軍
陸軍歩兵大佐大堀知武造	国際情勢より見たる防空
従軍布教師文学士成田芳髓	支那事変と吾人の覚悟
東京刑事地方裁判所長鬼頭豊隆	時局と遵法精神
陸軍中将柴田重一	支那事変と日本精神
文学博士建部琢吾	戦争と禅
駒澤大学学長立花俊道	青年学徒の使命
水野梅暁	北京の臨時政府に就て
海軍中佐小西康雄	今次事変に於ける海軍航空隊の活躍に就て

表からは、時には「日本文化講義」では陸海軍将校を講師とする軍事講演も行われたこともわかる。その他授業に関しては、戦時下でも当初は禅学、仏教学、哲学、国文学、漢学、地理、歴史、英文学などの学会・ゼミナールが活動していた<sup>(67)</sup>。代表的な仏教学会、東洋学会、実践宗乗研究会、地理学会、国文学会は、年1～2度紀要を発行してその成果を世に問うことが行われていたが、これも戦時下で衰退し、やがて中止となっている<sup>(68)</sup>。

1939（昭和14）年からは軍事施設の建設、食糧増産の作業、航空機などの生産、軍需工場への動員作業などの勤労作業がはじまり、それはしだいに勤労奉仕となりあたり前に行うことになっていった。教師は工場に出向き昼の休憩時間を利用して最小限度に必要な講義をするなど、学生としての精神を失わないような努力が払われていた。しかし時局が緊迫の情勢に入ると学徒出陣も行われた。在学生の日常は軍事訓練が主で学業が従となる。1945（昭和20）年度には授業一カ年停止の閣議決定もあり学業は停止せざるおえなくなった。そのため学業に関する資料も少なく戦時中の科目分析を十分に行うことは難しい。この状況は駒澤大学以外の教育の場で見られていることであり戦禍のひとつといえるだろう。

## (2) 龍谷大学

1922（大正11）年5月大学令に準拠する単科大学に認可されて龍谷大学と改称し正式な大学講座制のもとに再出発した。これに伴い従来の「宗学」に代わって新たに「真宗学」が誕生した。大学令により設置された学科としてふさわしく、また近代的な学問体系となることが龍谷大学には要請された。1922（大正11）年から1929（昭和4）、1930（昭和5）年までの時期は真宗学の誕生期であり、「龍谷大学」が成立し発展していった時代と言える。そのあとは龍谷大学の昇格期で宗門立大学からの強権的干渉を受けて、大学の自治学問の自由が深刻な危機を経験した時代であった<sup>(69)</sup>。

昭和時代に入ると日本は満州事変を境に軍国主義とファシズムの時代に突入しており、戦時下にあつて大学としての自由な活動を次第に制限されるようになった。大学の自治や学問の自由を主張して宗門の強権に抵抗した時代は終わりをむかえ、国策協力の合言葉を

もとに宗門と大学が歩調を合わせて国家に奉仕せざるをない時代になっていた。学会の関心は日本精神論など時局の濃いテーマに移行し、純粋な学問としての真宗学の形成が方向をみうしない混迷していくようになっていた。やがてそれは宗門の戦時国策協力路線に沿ってこの時代特有の戦時教学の形成につながっていった。

戦時中の龍谷大学として特筆すべきは戦時教学とよばれる論で、内容は

- ①真宗の阿弥陀仏に対する信心と念仏を持って天皇に奉仕する
- ②敬神の道と帰依仏法の道は矛盾しない
- ③戦争は聖戦であり大乘仏教の精神と一致する
- ④真宗の念仏生活と皇民生活とは融合する<sup>(70)</sup>

といったものである。これは真宗の現実対応性の弁償の帰結は国家の体制を翼賛し、戦争を教義的に正当化するという理論だった。この時代、講座で使われる教科書や購読書の中で文部省から要請をうけ不敬とされる表現は改められるなど国体明徴運動を背景に学問への不当な圧迫が徐々に強くなってきた。親鸞による「念仏申さんひとびとはわが御身の料はおぼしめさずとも、朝家の御ため国民のために念仏を申しあはせたまひ候はば、めでたう候べし」の文言が断章取義的に引用されて護国思想の典拠ともされた<sup>(71)</sup>。

ここでこの時代の必修科目のカリキュラムを見てみると上述第一章の1922（大正11）年次の仏教学6講座、仏教史、宗教学宗教史・哲学・心理学・倫理学・教育学・社会学・印度学・支那学・国学・英文学の各1講座というのは同じである。1931（昭和6）年度以降の真宗学の講座の内容が多少変更された。宗祖、列祖（第1講座）と三経、七祖（第2講座）という区分が教義と歴史に分類改変された。各分野に配当されている普通講義科目は教義分野では真宗学要論、歴史分野では新宗教系論と新宗教学史の2科目である。また1942（昭和17）年度には学則改正で1講座に変更されたが普通講義科目は真宗学概論、真宗聖典概論、新宗教学史、浄土教理史の4科目。これらの科目はのちに定着していき戦後の真宗学会に継承されていく。そして今日の真宗学所科目の名称ともなっている。仏教学のなかの真宗学の講座を取り上げたのが以下の表である<sup>(72)</sup>。

講座分野	科目
教義	新就学要論 真宗聖典概論 真宗安心の研究、在覚教義の研究、教行信証
歴史	真宗教論 真宗教学史 印度浄土教思想の研究、大無量寿経、選択集

戦局が激しさをましていくと、太平洋戦争開始後1942（昭和17）年2月に英文学を廃止にすることが評議会で決まり、この年の4月には文学部に日本思想学科が、翌1943（昭和18）年4月には専門部に興亜科が新設された。日本思想学科は日本思想史、国体学、神道史などを扱う科であった。興亜科では給費制度と全寮制が採用されその寮はすべてにわたり軍隊式だった。しかし両科とも生徒数は予定よりも下回る結果となった。必修科目として設定されているものを検討する限りでは、これまでの大正期に行っていた講座と大きな変化は見受けられない。しかし、この時代は大学で学問をするというよりはやはり国

家全体が戦争に向かって進んでいく時代だったため本来の授業体系とは異なっている可能性が高い。そのため龍谷大学の歴史の中でも特異な時代だったといえる。

## 2. 神道系学校

### (1) 國學院

昭和に入ると、國學院は新たに道義学科を倫理科と哲学科に分け、また専門学校令に拠る神職部を設置し、1929（昭和 4）年には大学の学部として神道学部と改称、1935（昭和 10）年には 3 年制から 4 年制となった。設置背景には、大正から昭和にかけて国民精神の作興が急務となり、神道精神の発揚が要望されていたとしている<sup>(73)</sup>。神道学部を卒業した者には皇典講究所の規則により神職に就くことが認められ、その目的は優秀な神職者養成にあった。以下が新設された学部学科のカリキュラムと同年改正された既存学科のカリキュラムである<sup>(74)</sup>。

#### <神道学部>

科目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
道義・哲学	国民道徳 哲学概論 心理学	神道要論 倫理学 神道書 国民道徳書解題及演習	国民道徳史 社会史 宗教学
歴史	神祇史 国史 国史演習 東洋史	神祇史 国史 国史演習 東洋史 西洋史	国史 国史演習 西洋史 史学概論 考古学 東洋文化史
国語 漢文	国漢文講読 祝詞及祝詞作法 日本文学史 文法 作文 作歌	国漢文講読 祝詞及祝詞作法 日本文学史 文法 作文 作歌	国漢文講読 日本歌謡史 文法 作文 作歌
法制	憲法及皇室典範 法学通論 神社概説	皇室制度 祭祀令 神社法令	日本法制史 神社制度
礼典	神社祭式 国民礼法	神社祭式 雅楽	神社祭式 雅楽
英語	講読及英作文法	左同	左同
体操	武道 教練	教練	左同

共通科目	帝国憲法 皇室典範 古事記 日本書紀 神道概論
道義学科倫理科必修科目 (13)	神道 国民道徳 倫理学概論 日本倫理学史 西洋倫理学史 東洋倫理学史 哲学概論 社会学 宗教学 道義演習
道義学科哲学科必修科目 (13)	哲学 東洋哲学史 東洋哲学 西洋哲学 西洋哲学史 社会学 東洋倫理学史 西洋倫理学史 哲学演習
国史学科必修科目(13)	国史学 日本法制史 東洋史学 西洋史学 古文書学 史学研究法 国史演習
国文学科必修科目(13)	文学概論 国文学史 国語学 言語学 国史 国文学演習 漢文学演習

\* ( )内数字は単位数

それぞれについてみると、まず神道学部のカリキュラムについては、卒業後無試験で神職になることができることもあり、神道系科目の割合は高く約 2.5 割となっている。また、既存の学科の科目についても、大学設置当初は帝国憲法、皇室典範、国民道徳の 3 科目が共通して必修科目として課せられていたが、ここでは共通科目として設置、しかしその数は 5 科目で、全て神道系科目となっている。全学科卒業単位数は 24 単位以上であり、必修以外には共通科目と選択科目があるが、選択科目は約 2.5 割が宗教系科目で占められており、必修科目と同一科目も中にはあることから、必修科目からは宗教系科目の減少が見られるものの、結果的に卒業までに必要な単位を履修した場合、大学設置当初よりも高い割合で宗教系科目を履修する可能性があるといえる。そのため、神道学部に限らず全学部において、宗教系科目の割合が依然として高い状態が続いていたと言える。

1943 (昭和 18) 年になると、戦争の影響もありこれまでの授業数、教員数で大学を運営していくことが難しくなった。そこで、授業数、単位数の減少を中心に学則を大幅に改正し、道義学科、国史学科、国文学科を統合し、以下の通りになった<sup>(75)</sup>。

基礎科目	帝国憲法・皇室典範 神典 道義 神道概論 祭祇概論 史学概論 国史学概論 文学概論
専攻科目	道義学及同演習 国文学及同演習 国史及同演習 漢文学及同演習 国学史 国語学 言語学

上記の科目に加えて、体錬、外国語は必修として課されている。基礎科目、専攻科目併せて何単位取得によって学位が得られるかは記載が見られないものの、少なくとも卒業には基礎科目から数科目採らなければならない仕組みは変わっていない。また、ここでのカリキュラムの改正方針は授業数の縮小という点を考慮してみても、基礎科目における神道系科目の割合の高さは注目に値する。基礎科目の約 7 割弱が神道系科目であったことを考



えると、様々な科目が排除された中で、優先的に神道系科目は残されたと考えるのが妥当だろう。

このように、戦前期、戦時期を通して國學院は、一貫して神道系科目の割合の高さを維持してきたといえる。特に、財政的にも人材的にも余裕のなかった戦時期ですら、その傾向を弱めるどころか維持した点は、神道系大学という特徴を大きく表した点だといえる。

## (2) 皇學館

戦前戦後期の始めの動きとしては、1932（昭和 7）年に、本科において神道が科目として全学年に設置されたことが挙げられる。

科目	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
神道	神道一般 神宮史概要 祭式	神道史 国学史 神典解説 実習及演習	神道史 神典解説 祝詞同作文 実習及演習	神道概論 神典解説 神社有職 祝詞同作文 実習及演習
修身	実践倫理	国民道徳論	国民道徳史 倫理学	東洋倫理学史 西洋倫理学史
法制	法学通論 経済学通論	法学通論 憲法皇室典範	古代法制 有職故実	神社法令
国語 漢文	講読 作文 文学史	講読 作文 文学史 国学史	講読 作文 作歌 文法	左同
歴史	国史 東洋史	国史 西洋史	国史 考古学	国史 美術史 古文書学
哲学	心理学	論理学	宗教学 哲学概論	社会学
英語	講読 作文	講読 作文	講読 作文	—
体操	兵式 擊劍	左同	左同	左同

上記のように、第 1 学年から神道を学ぶことができる仕組みが整えられた。また、学年が上がるにつれて、神道の学習量が増えている。また、第 2 学年からは、今までになかった神道の実践もカリキュラムに含まれている。さらに、神道は、週に 4～5 時間設置されており、国語漢文や歴史の割合と同程度となっている。新たに加えられた科目が、全体の

中で大きな割合を占めるということは、やはり、学校側は神道科目の設置を期待し、神道の割合を大きくしようとしていたと考えることができる。

その後、1972（昭和 17）年に、学部の開設に関するカリキュラムの改正が行われた。皇學館において、学部は、「学部ハ皇国固有ノ教学ノ基本ニ培フ學術ノ理論及応用ヲ教授並ニ其ノ蘊奥ヲ究メ以テ国家有用ノ人材ヲ錬成スルを目的トス」<sup>(76)</sup> という目的を持っていると規定された。科目は、下記のように基本科目と専攻別科目に分けられた<sup>(77)</sup>。

共通科目(16)	祭祀概論 祭式 祝詞 神道概論 神祇史 国体言論 大日本帝国憲法皇室典範 政教言論 有職故実 国史概論 古典概説 国学概論 日本思想史 東洋思想史 西洋思想史 道德言論
祭祀専攻(13)	神祇制度史 礼典原論 神道学 同演習 神道史 支那哲学 歴史哲学 東洋論理学史 西洋論理学史 宗教学
政教専攻(14)	民法 刑法 行政法 法学演習 日本法制史 経済原論 経済学史 経済政策 財政学 社会学
国史専攻(14)	古典講読 国史学 同演習 東亞史学 世界史学 史学概論 歴史哲学
古典専攻(14)	古典講読 古典演習 国語学 漢文学 国文学史 支那哲学 歴史哲学

上記のように、共通科目では神道系の科目が大きな割合を占めている。したがって、専攻で学ぶ内容は違うが、全学生が共通科目で神道系を学ぶようになっていることが分かる。戦時中ということで、先述したように学部の目的がカリキュラムに反映されている。当時の山田学長が、入学式の訓示において「皇学そのものに於て日本の学界を指導する責任がある」<sup>(78)</sup> と述べていたように、「皇學館で行われる教育こそが、まさに国家の枢要である」というような風潮が当時の学内にあったのではないだろうか。したがって、この時期の神道系の科目が多くを占め、宗教色が強い状態であり、必ずしも客観性のある学問が教授されていたといえる状況ではないと考える。

### 3. キリスト教系学校 同志社大学

ここでは戦前・戦時下のカリキュラム、特に文学部の各学科について調べる。当時同志社大学には法学部もあったが、選択科目を含め宗教系の授業はなく、その後の改正においても目立った変化は見られなかったため、本節では文学部のカリキュラムに着目した。まずは 1941（昭和 16）年の同志社大学学則におけるカリキュラムを見てみる。特にここでは必修科目のカリキュラムに注目する<sup>(79)</sup>。

神学科					
神学専攻					
必修科目	単位	時数	必修科目	単位	時数
旧約文学	二	四	宗教教育学	一	二
旧約神学	一	二	宗教哲学	一	二
新約文学	一	二	基督教文学	一	二
新約釈義	一	二	日本精神史	一	二
新約神学	一	二	東洋思想史	一	二
教会史			社会学概論	一	二
教理史	二	四	厚生学原論	一	二
組織神学	一	三	日本仏教	一	二
基督教倫理	一	三	英書講読	一	二
実践神学原論	一	二	独書講読	二	四
実践神学各論	一	二	卒業論文	一	
宗教心理	一	二	計	二六	五四

文化学科					
哲学倫理学専攻					
必修科目	単位	時数	必修科目	単位	時数
哲学概論	一	二	教育学及教授法	二	四
倫理学概論	一	二	外国語(英一 独二)	三	六
心理学概論	一	二	日本精神史	一	二
美学概論	一	二	社会学概論	一	二
経済原論	一	二	基督教通論	一	二
支那哲学	一	二	基督教文学	一	二
印度哲学又ハ宗教学概論	一	二			

心理学専攻					
必修科目	単位	時数	必修科目	単位	時数
哲学概論	一	二	心理学特殊講義	二	四
倫理学概論	一	二	心理学演習	二	四
心理学概論	一	二	心理学選択	三	六
美学概論	一	二	心理学実験	一	二
厚生事業学原理	一	二	日本精神史	一	二
支那哲学	一	二	社会学概論	一	二
印度哲学又ハ宗教学概論	一	二	基督教通論	一	二
教育学及教授法	二	四	基督教文学	一	二
外国語(英一 独二)	三	六	計	二七	五四

英語英文学専攻					
必修科目	単位	時数	必修科目	単位	時数
文学概論	一	二	教育学及教授法	二	四
英文学史	二	四	日本文学	一	二
英文学特殊講義	二	四	支那文学	一	二
英文学演習	二	四	共通特殊講義選択	二	四
英文学選択	二	四	第二外国語(仏又ハ独)	二	四
言語学概論	一	二	日本精神史	一	二
英語学概論	一	二	社会学概論	一	二
英語演習	一	二	基督教通論	一	二
英作文	四	八	基督教文学	一	二
英語音声学	一	二	卒業論文	二	
欧州文化史	一	二	計	三〇	六〇

文芸学専攻					
必修科目	単位	時数	必修科目	単位	時数
芸術学概論	一	二	文化心理学	一	二
芸術史	一	二	文化政策	一	二

芸術学特殊講義	三	六	文化事業実習	一	二
芸術学演習	一	二	経済原論	一	二
英文学史	二	四	第二外国語(仏又独)	二	四
英文学	二	四	日本精神史	一	二
英語学	一	二	社会学概論	一	二
英作文	三	六	基督教通論	一	二
支那文学	一	二	卒業論文	一	
欧州文学史	一	二	計	二八	五六
新聞学	一	二			

厚生学専攻					
必修科目	単位	時数	必修科目	単位	時数
厚生事業学原理	一	二	基督教倫理学	一	三
厚生事業史	一	二	文化政策	一	二
厚生学特殊講義	二	四	経済原論	一	二
厚生学演習	一	二	統計学	一	二
厚生事業実習	二	四	憲法	一	三
社会学特殊講義	一	二	民法総則	一	三
社会哲学	一	二	外国語(英一 独二)	三	六
社会問題	一	二	日本精神史	一	二
社会調査	一	二	社会学概論	一	二
社会政策	一	二	基督教通論	一	二
社会衛生学	一	二	基督教文学	一	二
応用心理学	一	二	卒業論文	一	
哲学概論	一	二	計	二八	五九

神学科において宗教系の科目が多くなることは必然であると判断するため、ここでは範囲の対象外とする。文化学科に設置されている各専攻の科目を見てみると、それぞれにキリスト教関連の科目があることがわかる。専攻ごとに割合を見てみると哲学倫理学専攻では 1.3 割、心理学専攻では 0.8 割、英語英文学専攻では 0.6 割、文芸学専攻では 0.4 割、厚生学専攻では 1 割という結果だった。専攻ごとに多少の違いはあるものの、本研究で設定した数字である 2 割にはいずれも達していないため、この時の同志社大学は明治・大正期と同じく宗教色は弱かったということがわかる。

同志社大学は 1943（昭和 18）年に「文学部学則改正認可申請書」を出した。改正の理由として社会情勢の変化を主にあげており、新たに国学講座を設置させ、それに加えて各専攻 2、3 科目の加除修正を行った。以下は各専攻の変化した部分のみを見ていく<sup>(80)</sup>。

<神学科 神学専攻>

削除セル必修科目	宗教心理学・基督教文学・社会学概論
新シク添加セル必修科目	国学
単位ノ変更セルモノ	組織神学一単位三時間ガ二単位四時間トナル基督教倫理一単位三時間が一単位二時間トナル
選択科目ニ新シク添加セルモノ	基督教文学・宗教心理学・社会学概論

<文化学科 哲学倫理学専攻>

削除セル必修科目	経済原論・基督教文学
新シク添加セル必修科目	国学
選択科目ニ新シク添加セルモノ	基督教文学

<文化学科 心理学専攻>

削除セル必修科目	厚生事業学原理・心理学選択・基督教文学・社会学概論
新シク添加セル必修科目	国学
単位ノ変更セルモノ	心理学特殊講義二単位四時間ガ四単位八時間トナル
選択科目ニ新シク添加セルモノ	基督教文学・社会学概論

<文化学科 英語英文学専攻>

削除セル必修科目	基督教文学・社会学概論
新シク添加セル必修科目	国学
選択科目ニ新シク添加セルモノ	基督教文学・社会学概論

<文化学科 文芸学専攻>

削除セル必修科目	経済原論・基督教文学・社会学概論
新シク添加セル必修科目	美術概論・国学
選択科目ニ新シク添加セルモノ	経済原論・基督教文学・社会学概論

<文化学科 厚生学専攻>

削除セル必修科目	基督教倫理学・基督教文学・社会学概論
新シク添加セル必修科目	国学・医学概論・予防医学衛生学・国学・行政法
選択科目ニ新シク添加セルモノ	基督教文学

先にも述べたが、全ての専攻の必修科目に国学が追加されていることがわかる。それと同時に以前は必修科目にあった基督教に関する科目がほとんど選択科目に移されていたり、単位・時数を減らされていたりしている。戦時下においてはより一層宗教色が弱くなっていることがわかる。

### 第三節 戦後期

#### 1. 仏教系学校

##### (1) 駒澤大学

戦後の新制大学が発足した時から一般教育はさまざまに改革されてきた。一般教育科目を新しく設置し等しく履修させることになったのは、当時最も注目され教育的意義に期待されるが多かった。昭和 40 年代には一般教育は高校段階に卸すべきとする意見があった。しかし欧米諸国の大学においても一般教育が重視されてきたことを考えると慎重に考えるべきだった<sup>(81)</sup>。全学教授会は、1970（昭和 45）年に一般教育運営委員会を発足させ改革策を講じることになった。駒澤大学の一般教育の諸科目は諸学の総合的理解、人間観、価値観の把握など幅広い人間的教養を目指すものだった。同年 8 月に文部省が定めた大学設置基準のうち一般教育に関する規定が改正された。従来の一般教育に関する制限をゆるめて大学が自主的に内容の改善をはかれるようにゆとりをもたせ大幅な自由化が行われた。これによって各大学は創意工夫を生かした教育を実現することができるようになった。

#### <一般教育科目><sup>(82)</sup>

分野	科目
人文分野	宗教学（全学指定必修）、哲学、論理学、倫理学、文学、歴史学、芸術学
社会分野	法学、政治学、経済学、社会学、歴史学、地理学、心理学、統計学、人類学
自然分野	数学、物理学、化学、生物学、地学、心理学、自然化学概論、人類学

新制大学となった駒澤大学内では法学部設置の機運が高まった。そこで教授会は 1963（昭和 38）年に法学部法律学科設置の方針を決定し、あわせて法学部設置委員会を発足させた。その後当時の産業界に欠くことのできない存在となった経営学を設置する動きができた。こういったように新制大学時代にはきちんと整備されていなかった分野についてもカリキュラムを用意し、教授陣も揃えていくことで駒澤大学も総合大学へと発展していくのである。

ここで昭和 40 年代のカリキュラム構成を見ていく<sup>(83)</sup>。

仏教学部		禅学概論 禅宗史 禅学研究 正法眼蔵 伝光録 禅学実習 仏教概論 仏教研究 仏典研究 仏典講義 禅籍購読 仏教教理史 インド哲学史 經典演習 禅学実習
文学部	国文学科	基礎国語学 基礎国文学 国文学概論 国語学概論 文学概論 言語学概論 国語学研究 国文学史 国語学史 国語史
	英米文学科、	英文学解説、米文学概説、英語概説 IA、IB、II A、II B
	地理歴史学科	地理学研究法及地理学史 自然地理学演習 人文地理学演習 自然地理学実習 人文地理学実習 野外巡検
	歴史学科	史学概論 国史概説 東洋史概説 西洋史概説 考古学概説 演習 史学史
社会学科	社会学原論 社会学史 社会調査 社会心理学 統計学 社会政策 社会事業学	

経済学部	経済学専攻	経済原論 経済紙 経済学史 経済政策 財政学 統計学 会計学 経営経済学 金融銀行論 民法 商法
	商学専攻	簿記学 会計学 原価計算 経営経済学 金融銀行論 経済原論 経済史 統計学
法学部	法律学科	憲法 民法 行政法 刑法 国際法 商法 民事訴訟法 刑事訴訟法
	政治学科	憲法 政治学原論 日本政治史 経済原論 行政法 国際法 政治社会学 行政法 国際政治学 外交史 政治制度 政治思想史
経営学部		簿記 経営学 経営史 経済学原理 会計学 経営学史 経営管理論 経営労務論 経営財務論 原価計算 管理会計

仏教学部は 14 科目中 14 科目が仏教系科目であるが、専門性のある学部に進むのだからこの結果は自然だろう。ほかの学部については科目名から仏教系科目と判断できるものはひとつもない。一般教育科目に宗教学が入っていることは仏教系大学の特徴として残ってはいるが、それは駒澤大学の建学の精神ともいえるだろう。戦後に入って学部の中においては宗教色は感じられず総合大学として宗教に影響されずに学問の客観性を保っているように変わっていったことを示唆している。



(2) 龍谷大学

1945（昭和 20）年、日本は敗戦し GHQ による教育に対する四大総司令部指令がだされ、国体護持中心の教育改革を転換させた。文部省は 1946（昭和 21）年 11 月、大学設立に関する内規を緩和することをめざし大学設立基準設定協議会を設立した。ここで 4 年制大学では文科系学生の卒業要件として一般教養 40 単位以上専門科目 80 単位以上を履修するとされた。その他、GHQ を中心に日本国憲法が制定され、教育の領域においても教育基本法や学校教育法が制定され、諸法は整っていった。しかし戦後は紙、食糧、電力不足などで大学が本来の教育と研究の場としての機能を維持することが極めて困難な状況にあった。ここでこの頃のカリキュラムをみていく。以下は文部省に 1946（昭和 21）年に報告した昭和 21 年度学科家庭等調査ノ件によるものである<sup>(83)</sup>。

<予科>

科目	予科 1 年	予科 2 年	予科 3 年
求道	30	30	30
第一外国語	270	270	270
第二外国語	150	150	150
国語	60	60	60
漢文	90	90	90
歴史	60	60	60
倫理	60		
仏教	120	120	120
数学	60		
自然科学	60	60	
体操	30	30	30
心理		60	
法学		60	
楚語、西藏後、仏蘭 西語			120
哲学			60
経済			60

<文学部>

国語国文学講座	国語学史、国文学史、文法演習、平安朝小説誌、
英文学講座	英文学概論、英文学史、アメリカ文学
教化学講座	教化学概論、仏教教育学、仏教倫理学、仏教教化上の諸問題、教化心理学（青年期の研究）、教行信証演習（共通）、現代に於ける異安心に就て（共通）、教育の宗教性（共通）、教育心理学、Dewey, Human Nature

	And Conduct
印度文化学講座	印度哲学史、梵語文法、西藏文法、仏教に於ける縁起説の史的展開、梵文「大莊嚴経論」、Dharmasamuccaya、Karanda vyuha
支那文化学講座	支那哲学思想史、支那文学史、本典、一念他念証文、本願経の研究
梵蔵文学講座	梵蔵文学概論、チベット仏教史、本願経の研究、Kranda vyuha、阿毘達磨文学、現観莊嚴論、梵文「大乘莊嚴経論」、Dharmasamuccay、仏教に於ける縁起説の史的展開
語学	希臘語、拉丁語、英語、梵語文法、西藏文法、Dalgrave's Golden Treasury、Stowe's Uncle Tom's Cabin

仏教学講座	仏教学概論、日本仏教学概論、原始仏教学概論、唯識学概論、華嚴学概論、天台学概論、俱舍教概論、阿毘達磨文学、印度唯識思想史、本願論、天台教理史、現観莊嚴論、成唯識論、華嚴五経章、法華玄義、教行信証演習、中観論、仏教における縁起説の史的展開
真宗学講座	真宗学概論、浄土教理史、真宗教学史、真宗の菩提心義、現代における異安心において、名号の本質と顕現の携帯、本願論、無料壽経、往来論註、安楽集、往来礼贊
支那文化学講座	支那哲学思想史、支那文学史、儒禅思想の史的研究、墨子問話
日本文化学講座	日本文化史、教行信証演習、中世の社会及び経済
仏教史学講座	印度仏教史、支那仏教史、日本仏教史、親鸞とその教団、仏教美術誌、西域仏教史、
東洋史学講座	東洋史概説、西域研究史、魏書釈老志、
国史学講座	国史概説、中世の社会及び経済、吾妻鏡、美術史、
哲学講座	哲学概論、哲学史、近世哲学史、論理学概論、心理学概論、哲学方法論、
倫理学講座	倫理学概論、倫理学史、行為の論理、
教育学講座	教育学概論、教育史概論、教育の宗教性、教育心理学、宗教教育論
宗教学講座	宗教哲学概論、宗教史概論、宗教心理学概論、歴史的時間と宗教、
社会学講座	社会学概論、社会学史、厚生学概論、近代社会及び国家の動向と宗教、現今社会学の主要問題、

予科と文学部の2つを別々に考えてみる。まず予科については全授業時間が1～3学年

あわせて 3,030 時間。そのうち仏教の時間が 360 時間。そのため予科の段階でカリキュラムの中から 1.5 割が宗教的要素を含んでいる。そのため本研究の基準値 2 割には達していないことが分かる。一方文学部での授業において全科目数は 115 となっておりそのうちの 56 科目が仏教系の科目になっている。ここから文学部においては 4.5 割強を仏教系科目が占めていることが分かる。文学部だけをみるとこのように仏教色の強い大学とみえてしまうが、予科の段階で仏教系以外にも満遍なく一般教養科目に分類される学問を学んでいるため、大学としては学問の客観性を担保しようとしてカリキュラムを組んでいたといえるだろう。

その後、学校教育法において「大学は学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定された。また大学は一般教育を基礎にした専門的職業的教育の重要性や豊かな人材の養成が求められていった。このような大学の理念目的の変更に沿って文部省は 1946 (昭和 21) 年大学設立基準設定協議会を設け新制大学の基準改訂にとりくむと、1948 (昭和 23) 年女子系キリスト教系の 12 大学が新制大学として発足した。これにあわせて龍谷大学も新制大学移行準備委員会を発起し議論を重ね、1948 (昭和 23) 年に新制大学移行草案が完成した。新制大学設置の申請に際し大学の使命として「我が国における仏教研究の有力な一中心足らんとする」「仏教の精神に基いて学徒を教養する」ことをあげている。<sup>85)</sup>

ここで新制大学設置申請書にあるカリキュラムをみていく。

#### <一般教養科目>

部門	科目
人文科学関係	仏教学、哲学、倫理学、教育学、宗教学、心理学、国文学、漢文学、史学、人文地理学、人類学、外国語
社会科学関係	社会学、法学、経済学、統計学
自然科学関係	自然科学概論、数学、物理学、人類学
体育	芸術

#### <専門科目> <sup>(86)</sup>

専攻	科目
仏教学科真宗学専攻	新学概論、浄土教理史、真宗教学史、真宗史、仏教学概論。仏教各宗教学概論、基督教新学概論、真宗学特殊講義、仏教学演習、卒業論文
仏教学科仏教学専攻	仏教学概論、仏教聖典学、仏教教理史、仏教各宗教学概論、真宗学概論、仏教学特殊講義、仏教学演習、真宗学演習、卒業論文
仏教学科仏教史学専攻	史学概論、仏教学概論、真宗学概論、印度西域仏教史、中国教史、日本仏教史、真宗史、仏教教理史、浄土教教理史、国史通論、仏教史学特殊講義、仏教史学演習

哲学科哲学専攻	哲学概論、倫理学概論、美学概論、宗教哲学、心理学概論、自然化学概論、西洋哲学史、中国哲学史、社会学概論、宗教学概論、哲学特殊講義、哲学演習、卒業論文
哲学科倫理学専攻	倫理学概論、西洋倫理学史、東洋倫理学史、哲学概論、西洋哲学史、宗教哲学、社会学概論、心理学概論、倫理学特殊講義、倫理学演習、卒業論文
哲学科宗教学専攻	宗教学概論、宗教哲学、宗教心理学、宗教史、哲学概論、日本仏教史、宗教社会学、基督教神学概論、基督教史、仏教教理史、宗教学特殊講義、宗教学演習及講読、卒業論文
哲学科教育学専攻	教育学概論、教育史、心理学概論、教育心理学、教育社会学、教育行政、学校経営論、教育実習、教育学特殊講義、教育学演習、卒業論文
哲学科社会学専攻	社会学概論、社会心理学、心理学概論、経済学、宗教社会学、農村及年社会学、社会事業額概論、社会思想史、統計学、社会学特殊講義、社会学演習及講読、卒業論文
史学科国史学専攻	史学概論、国史通論、日本文化史、日本仏教史、考古学概論、歴史地理学、民俗学、美術史、国史学特殊講義、国史学演習及講読
史学科東洋史学専攻	史学概論、東洋史通論、中国文化史、中国仏教史、考古学概論、歴史地理学、東洋史学特殊講義、東洋史学演習及講読、卒業論文
文学科国文学専攻	文学概論、言語学概論、国語学概論、国文学史、仏教文学、日本文化史、中国文学史、英米文学史、国文学特殊講義、国文学演習及講読、卒業論文
文学科支那語専攻	支那学概論、中国語学概論、中国文学史、中国文化史、中国哲学史、中国仏教史、東洋史通論、国文学史、支那学特殊講義、支那学演習及講読、卒業論文
文学科印度学専攻	印度学概論、印度語学概論、印度文学史、梵巴歳仏典概論、印度哲学史、中国仏教史、仏教教理史、仏教芸術、哲学概論、宗教学概論、印度学特殊講義、印度学演習及講読、卒業論文
文学科英文学専攻	英語学概論、言語学概論、文学概論、英米文学史、欧州文学史、国文学史、基督教史、英文学特殊講義、英文学演習及講読、Current English 及演習

一般教養科目については、龍谷大学の特徴を生かしながら大学基準に忠実に配置している。全科目 20 科目中仏教系科目が 2 科目のため、1 割が全体の中で仏教系科目が占めている割合である。そして、その次の学科編成を概観すると仏教学科の開講数が多い。これは龍谷大学の目的と使命を表しており、専門科目として配当される真宗学要論や仏教学要論の履修が、全学科の学生にたいして課されたのも建学の精神の表れといえる。全科目は

153 科目で、そのうち 53 科目が仏教系の科目のため、3.5 割が仏教系科目の占める割合となる。まだ基準値の 2 割は越えているが、時代がすすむにつれ、仏教系科目の割合が次第に少なくなっていることがわかる。のちに真宗学は、仏教学の中で講義する形式がとられたり、一般教養の仏教学については、廃止され宗教学の中で教授することとなった。カリキュラム編成上の特色は、その目的に合わせて本学の宗門大学としてのありかたを典型的に示すものといえる。

さらに龍谷大学は総合大学へと向かって様々な学部が設立されるようになっていった。必修科目は以下のとおりである<sup>(87)</sup>。

学部	科目
経済学部	経済原論 経済学史 日本経済史 経済政策 国際経済論 金融論 財政学 社会経済統計 会計学 簿記
経営学部	経営学総論 経営財務論 経営労務論 経営数学 経営史 経営管理論 簿記 会計学原理 原価計算論 企業総論 経済原論 経済政策
法学部	憲法 行政法 民法 商法 警報 労働法 国際法 民事訴訟法 刑事訴訟法 外書購読

経済学部のカリキュラムの特徴は全科目中約 4 分の 1 が商学関係で占められており専任教員もその比率に相応していたことである。これは経済学部の教授陣が当初商経学部を予想して構成されたため、計学関係の教授を含んでおりそのため両分野をミックスした形で編成された。また外書購読の方法で行われる授業も専門科目では多く開講されていた。また経営学部の必修科目は 12 科目と多くそのため学生たちに厳格な指導と採点がおこなわれ、多くの単位不合格者を出すこともあった。これがのちの大学紛争にも関わってくることとなる<sup>(88)</sup>。

法学部は各分野で指導的役割を果たしてきた年長教授と指針気鋭の若手教員からなり学会から高い評価を得ていた。カリキュラムは主要科目の必修制を中心とした伝統的な東大大型カリキュラムであった<sup>(89)</sup>。

ここでも再び科目数の分析を試みる。全 32 科目のうち科目名から読み取ることのできる仏教系科目は 0 である。本研究で授業内容まで調べることは文献不足のため困難である。そのためにいくつかの科目の中で仏教思想の入った授業をおこなっている可能性もある。しかしここではカリキュラム編成の科目名から量的分析をおこなっているため、戦後龍谷大学が総合大学へと変貌していくに際し、仏教色は薄くなっていき学問の客観性がきちんと担保された教育の場となっていることを示唆することができる。

## 2. 神道系学校

### (1) 國學院

1946 (昭和 21) 年、第二次世界大戦が終戦を迎えると同時に、國學院に大きな変化が

訪れた。皇典講究所の解散と財団法人國學院大學の設立である。終戦後進駐した連合軍は、戦争遂行の精神的支柱として存在していた神道に弾圧を加えたが、その矛先は当然國學院を始めとした神道系大学にも向けられた。政府並びに連合軍は神社本庁を新たに設立し、そこに神社や宗教法人等の管理の一切を引き継がせ、皇典講究所は解散の運びとなった。その結果、國學院大學は皇典講究所から独立する形となり、財団法人國學院大學が発足することとなったのである。

1947（昭和 22）年、教育基本法・学校教育法が公布されたことをきっかけに、翌年國學院は宗教学・文学・史学・哲学からなる新制文学部の設置申請を行い、認可された。当初の学科目は以下のとおりである<sup>(90)</sup>。

	1年	2年		3年		4年	専攻科
	教養	専門	教養	専門	教養	専門	専門
宗教学科	心理学 論理学 社会学 法学 政治学 経済学 文学概論 考古学 人文地理 現代世界 情勢 自然科学 概論 物理学 生物学 天文学 数学 外国語 憲法	哲学概論 宗教史概 説 神道概論 神道史	哲学概論 倫理学概 論 史学概論 近代思想 史 自然科学 史 社会史 法制史 政治史 経済史 現代社会 問題 文化人類 学 外国語 ギリシャ 語 ラテン語 数学 教育史	宗教心理 学 宗教社会 学 宗教民族 学 宗教学演 習 神社神道 概論 教派神道 概論 古典講読 仏教概論 仏教史 基督教概 論 基督教史 民俗学	哲学史概 説 美学概論 教育学概 論 美術史 芸術史 芸術学 文献学 古文書学 新聞学 ギリシヤ 語 ラテン語	宗教哲学 日本宗教 史 神話学 民族信仰 誌 宗教学特 殊講義 宗教学演 習 祭祇概論 神道特殊 講義 古典講読	宗教学特 殊講義 宗教学演 習 比較神学 基督教神 学 仏教教学 神道神学 伝道学 宗教教育 概論 社会事業 概論 神社経営 概論 宗教制度 史 有職故実 礼典 神道特殊 講義 (宗教学科 のみ)
文学科		文学概論 国文学概 論		国文学史 国語学史 言語学概		国文学史 国語史 国文学作	

	国語学概論 現代文学思潮 国語学研究 中国文学史	論 国文学作品研究 芸能史 国文学研究法 民俗学 諸子学史 漢文学作品研究	品研究 演劇史 現代文学評論 經学史 漢文学作品研究
史学科	史学概論 神話学通論 歴史地理学 日本考古学 日本史概論 東洋史概論 西洋史概論	日本上代史 日本中世史 古文書学 法制史 東洋上代史 東洋中世史 演習 西洋上代史 西洋中世史	日本近世史 東洋民族史 東洋近世史 西洋近世史 世界現代詩 米国史 演習
哲学科	哲学概論 西洋哲学史(古代・近世) 倫理学 哲学演習 哲学講読	西洋哲学史(古代・近世) 倫理学特殊講義 支那哲学史 哲学演習 哲学講読	西洋哲学史(古代・近世) 哲学特殊講義 印度哲学史 哲学演習 哲学講読 宗教哲学

上記の表から、戦前学部が統合される前まで設置されていた学部と今回認可された学部名、数はほぼ同じであり、宗教系学部である宗教学科については科目が他学部 비해 宗教系科目が学部設置専門科目の大半を一目でわかる特徴といえる。しかし、そのほかの学部

で設置されている専門科目、教養科目は、宗教系科目の割合は非常に低く、教養科目における宗教系科目は0であり、専門科目についても史学科2学年の神話通論のみである。文学部などの専門科目の各学科でどのような教材を扱っていたかは不明であるため、宗教色が完全に排除されているかについては断定できないものの、宗教系科目の全科目に占める割合は國學院大學が設置されて以来最低であることは確かである。そして、教養科目の科目数も多く、学科目の多様性もまた同時に高まったといえるカリキュラムである。

その後、学部の再編成と増設が相次いで起こり、総合大学へと着実に歩み始めることとなった。具体的には、1948（昭和24）年に政治学部が設置され、直後に政経学部と改名、政治学科と経済学科を内包する学部が誕生した。そして1962（昭和38）年には法学部が設置され、政経学部の政治学科を内包し、法律学科も加えた2学科でもって学部を構成した。そしてその3年後の1965（昭和41）年には経済学部が設置され、政経学部の経済学科を内包する形となった。その結果、政経学部は解消、文学部・法学部・経済学部の3学部体制となった。この年の各学部の学科目を以下に紹介する<sup>(91)</sup>。

学部名	必修科目
文学部文学科日本文学専攻	日本文学概論 日本文学史 日本文学作品研究(中古、中世、近代、源氏、万葉、近世、古事記) 日本文学各論 中国文学史 漢文作品研究 言語学概論 国語学概論 国語学演習
文学部文学科国語学専攻	国語学演習 国語史 国語学史 国語音声学演習
文学部文学科漢文学専攻	漢文学作品研究 漢文学特殊研究 中国文学概論 中国語学概論 東洋哲学史
	<b>文学部各専攻共通科目</b>
	日本文学研究法 現代文学研究 民俗学
	国語音声学 書道 書道演習



	文学特殊講義(欧米文学) 文学特殊講義 西洋文学史 文学概論 書誌学 有職故実 新聞学 放送学 日本書道史 中国書道史 美術史	書道概論 書道原論 文学構造論 英文学 英語学 英語 独語 仏語 中国語 時事英語
<b>学部名</b>	<b>必修科目</b>	
文学部史学科日本史学専攻	史学概論 日本史概説 日本時代史 日本史演習 古文書学 東洋史概説 西洋史概説 文化人類学 人文地理学 考古学概説	
文学部史学科外国史学専攻	東洋時代史 西洋時代史 東洋史演習 西洋史演習	
文学部史学科考古学専攻	歴史考古学 神道考古学 考古学実習 考古学演習 考古学特講 外国考古学 美術史	
	<b>史学科各専攻共通科目</b>	
	日本特殊史 歴史地理 有職故実 地誌学	

	史籍解題 自然地理学 日本文化史 東洋特殊史 西洋特殊史 日本史演習
<b>学部名</b>	<b>必修科目</b>
神道学科	宗教学概論 宗教史概説 神道概論 宗教哲学 日本宗教史 仏教概論 神道史概説 神社神道概説 教派神道概説 神道古典研究 基督教概論 祭祀概論 宗教学演習
	<b>神道学科共通科目</b>
	宗教学各論 宗教史各説 神話学 民俗学 祝詞 祭祀特殊講義 祭祀演習 神道神学 神道史各説 神道教化概説 関係法規 有職故実
<b>学部名</b>	<b>必修科目</b>
哲学科	哲学概論 哲学各説 哲学演習 西洋哲学史

	東洋哲学史 日本思想史 宗教哲学 哲学特講 倫理学 美学																								
	<b>哲学科共通科目</b>																								
	日本倫理学史 古典語 哲学講読 倫理学各説 哲学各説																								
<b>学部名</b>	<b>必修科目</b>																								
法学部	憲法 国際法 行政法 民法 商法 刑法 刑事訴訟法 民事訴訟法 政治学 国際関係論 政治制度論 経済原論																								
	<b>法学部選択科目</b>																								
	<table border="0"> <tr> <td>外国法</td> <td>国際関係論</td> </tr> <tr> <td>労働法</td> <td>政治制度論</td> </tr> <tr> <td>国際法</td> <td>国際政治</td> </tr> <tr> <td>行政法</td> <td>日本政治史</td> </tr> <tr> <td>商法</td> <td>西洋政治史</td> </tr> <tr> <td>刑事政策</td> <td>行政学</td> </tr> <tr> <td>民事訴訟法</td> <td>地方自治</td> </tr> <tr> <td>法哲学</td> <td>外交史</td> </tr> <tr> <td>日本法制史</td> <td>政治思想史</td> </tr> <tr> <td>西洋法制史</td> <td>経済原論</td> </tr> <tr> <td>国際私法</td> <td>社会政策</td> </tr> <tr> <td>民法</td> <td>日本経済史</td> </tr> </table>	外国法	国際関係論	労働法	政治制度論	国際法	国際政治	行政法	日本政治史	商法	西洋政治史	刑事政策	行政学	民事訴訟法	地方自治	法哲学	外交史	日本法制史	政治思想史	西洋法制史	経済原論	国際私法	社会政策	民法	日本経済史
外国法	国際関係論																								
労働法	政治制度論																								
国際法	国際政治																								
行政法	日本政治史																								
商法	西洋政治史																								
刑事政策	行政学																								
民事訴訟法	地方自治																								
法哲学	外交史																								
日本法制史	政治思想史																								
西洋法制史	経済原論																								
国際私法	社会政策																								
民法	日本経済史																								

	刑法 刑事訴訟法 民事訴訟法 政治学	西洋經濟史 經濟政策 財政学 外国書講読
<b>学部名</b>	<b>必修科目</b>	
経済学部経済学科	經濟原論 外書講読 一般經濟史 經濟政策總論 經濟学史 財政学總論 國際經濟論 統計学總論 社会政策總論	
	<b>選択Ⅰ類(3科目選択)</b>	
	貨幣論 社会思想史 計量經濟学 景気變動論 現代經濟学 日本經濟史 經濟統計論 外国語經濟学 国民經濟計算論 計画經濟論 經濟理論特講 近代經濟学史 日本經濟思想史	
	<b>選択Ⅱ類(4科目以上選択)</b>	
	産業總論 農業政策論 金融論 日本經濟論 地方財政論 工業政策論 交通論 中小企業論 財政政策論	

	国際金融論 後進国開発論 日本農業論 アメリカ経済論 ソビエト経済論 労働経済学
	<b>選択Ⅲ類(3科目以上選択)</b>
	簿記原理 商業英語 会計学原理 原価計算論 商業総論 経営学総論 経営管理論 証券市場論 企業形態論 経営財務論 経営統計論 経営分析論 貿易論
	<b>選択Ⅳ類(3科目選択)</b>
	憲法 民法 労働法 行政法 民法 商法 演習

この時に設置された3学部の必修・選択科目は、終戦直後の授業科目と比べてもより多様性に富んだ、現在の國學院大學の履修科目と大差ない科目であることがわかる。神道学科を別に考えると、経済学部、法学部の必修・選択科目のなかに宗教系の科目をみることが出来ない。また、文学部の他学科・他専攻の科目を見ても、史学科考古学専攻の神道考古学、共通科目の有職故実以外に見ることが出来ない。一方、神道学科についても、戦後直後に比べて他学科と科目数において差が大きくみられることもなく、また神道学科にのみせっちされていた専攻科も見られなくなった。これらの点を踏まえても、戦後直後のときよりもさらに全学部において宗教の影響が低下し、より客観的な科目の教授と科目の耐用性が進んだといえることができるだろう。

(2) 皇學館

1946（昭和 21）年、連合軍総司令部の発した神道指令によって、皇學館は廃校を余儀なくされた。その後、伊勢専門学館と清明高等学院という 2 つの学校を設立して、その存続を図ろうとするが、いずれも、政府の抑圧や神道系の授業を担当する者が現れない等の理由で廃校してしまう。

そして、1962（昭和 37）年に、皇學館大學として開学を果たすことになる。それでは、1964 年（昭和 39）年の科目過程をしてみる<sup>(92)</sup>。

一般教育科目	(人文) 哲学 倫理学 神道 歴史 文学 古典 美術 (社会) 法学 憲法 社会学 経済学 地理学 (自然) 自然科学論 統計学 生物学 心理学 地学
保健体育科目	実技 講義
外国語科目	英語 独語
国史学科専門科目	(必修) 史学概論 国史概論 世界史概論 古文書学 卒業論文 国史学 歴史地理学 社会学概論 経済学概論 政治原論 宗教学概論 心理学概論 (選択必修) 日本宗教史 神道史概説 古典講読 I 有職故実 神道概論 神社神道概論 宮中祭祀 神道文献 宗教史概説
国文学科専攻科目	(必修) 国文学概論 国文学史概説 卒業論文 上代文学 中古文学 中世文学 近世文学 国語学概論 近代文学 漢文学概論 国史学 日本思想史 (選択必修) 日本史学史 日本社会経済史 東洋思想史 考古学概論 日本美術史 地誌学 人文地理学概論 言語表現概論 外国文学 書道 国文法概説

上記のように、戦後では、一般教養科目として人文・社会・自然系列の学問、つまり、客観性のある学問を教授するようになっていく。國學院と同様に、今のカリキュラムに近いものとなっていることが分かる。一方で、神道系の科目は、一般教養科目の中と、国史学科の専門科目の中にのみ設置されている。また、国史学科の専門科目においても、必修科目としてではなく、選択科目としての位置づけがなされている。他にも、2つの専門科目の内容は、以前のような神道系の学問に偏っておらず、やはり、一般的に客観性の担保されている学問も含んでいることが分かる。戦時中のような共通科目として神道科目を教授するようなものとは一変し、國學院と同様に宗教系の科目が減っている。

### 3. キリスト教系学校 同志社大学

戦後国内では占領軍最高司令官の基本方針に基づき、大学基準に関する考え方がさまざまな試行錯誤ののちに結実し、大学設置基準が作られた。この設置基準は国公立の大学を通じて、学部として最低必要とする専任教員数、建物、教室、校地面積、図書数等を定めたものであって、これらの最低基準を満たさなければ新制大学の学部として適格とは判定されないものであった。それに伴い 1947（昭和 22）年、同志社大学は新制大学への準備に取り掛かり、1949（昭和 24）年には神学部、文学部、法学部、経済学部、商学部、理工学部という六学部で学部編成は落ち着き<sup>(93)</sup>、それに加えて 1 年次生と 2 年次生の全員を包含する教養学部が設置された<sup>(94)</sup>。

教養学部の理念には「かかる目的の為に、下記の一般教育を行う。(A)人文科学(B)社会科学(C)自然科学」とある次に、「日本及び同志社の特殊事情から考えて宗教及び英語に重点を置く」と書かれている<sup>(95)</sup>。このようなわけで、教養学部には四つの必修科目がおかれた。すなわち宗教学は第 1 年次に、国語は 1 年次の半年間に、英語と体育は 2 年間にわたって必修のものとする、とされていた<sup>(96)</sup>。

ここで必修とされていた宗教学について詳細を見ていく。なぜ「キリスト教(学)」という名称にしなかったのかは、学生に対しキリスト教を押し付ける印象を与えたくないという配慮が働いたこと、キリスト教神学のみならず、哲学、哲学史、社会倫理学等の専門家をこの必修科目のために動員する必要があったこと、という 2 つの理由があった<sup>(97)</sup>。

こうして出発した同志社大学の宗教学は、学生数が増大し、担当者が変わるにつれていくらか変化をとげていった。キリスト教を中心とする宗教学であることに変わりはないが、そのアプローチの仕方はやがて担当者の裁量にまかされることになった<sup>(98)</sup>。さらにその後、宗教学が形式化・形骸化されているとの批判が起こり、その結果経済学部、商学部、工学部機械工学科は宗教学を必修からはずして選択科目とした<sup>(99)</sup>。しかし教養学部は 1951（昭和 26）年 3 月にはさまざまな要因から廃止され、従来の「横割り」から「縦割り」へと移行した。よって 1、2 年次において必修とされていた宗教学などの教養科目は、4 年間を通して履修することになった。そこには量的な変化はほとんど見られなかったようである。

次に神学部についてみる。6 学部の中に神学部を設置した理由は、「日本の仏教界に於ては宗学の研究及教師養成機関として数個の大学を設置せり然るに基督教界に於ては之等に匹敵するもの多くは専門学校なり(中略)基督教界に於ける当大学の使命極めて重大なり更に日本の知識層に基督教主義を傾聴せしめんと欲せば其の教師は少なくとも大学出身者なるを要する現状にあり(中略)其の現状のもとに益当神学科の内容を拡充せんと欲し左記理由並に要領の示す方針の下に同志社大学に神学部を設置致度」としていた<sup>(100)</sup>。

戦後の同志社大学における各学部の詳細なカリキュラム構成については資料がなかったために全体に占める宗教関連の科目の明確な割合は判明しなかったが、教養学部にあった「宗教学」をあえて「キリスト教学」という名称にせず、その理由のうちのひとつにキリスト教を押し付ける印象を与えたくないとしていた点、形式化・形骸化により一部の学部ではすぐに必修から除外された点、他の学部と同列で神学部を設置し、宗教関連授業を専門化させた点などを考慮すると、戦後の同志社大学も学問の客観性を重要視する傾向は変わらなかったという結論に至った。

## おわりに

「宗教の影響がある中で、本当に大学における学問の客観性は担保されうるのだろうか」という問題意識から、各章で時代ごとに5つの宗教系学校を取り上げ検証を行ってきた。最後に、本研究における問題意識に対し立てた「各宗教系大学の成立当初は、宗教の影響により学問の客観性が失われていたが、時代とともに各校が大学としての位置を確立していく中で、学問の客観性は保たれたのではないだろうか」という仮説がどの程度妥当性のあるものかを検討する。また、本研究における限界もここで示す。

ここで、これまで本研究を通じて検証を行ってきた各大学の状況をここで振り返ろうと思う。

まず仏教系学校について、駒澤大学は僧侶養成を目的とした教育機関として、曹洞宗の理念の実践を志向していた。そのため明治期は宗教的な色合いが強く、曹洞宗に関する特定の学問を学ぶ場であったと考えられる。しかし大正期になると予科を中心にその偏りは改善され、客観性を伴った学問の場となったということが出来るだろう。しかし、戦前・戦時中になると、軍国主義という国家の方針の影響を受け、それに応じた授業内容や行事を行うようになった。戦争によって駒澤大学をはじめ教育の場では国家の介入をうけていたといえるだろう。戦後のカリキュラム編成では仏教系科目の割合は2割をこえることがなく、創設当初からは大幅に大学の様相に変化がみられた。経済学部などの産業において実用的な学問を学ぶための科目も増え、多様な大学が形成されていった。

龍谷大学は、駒澤大学同様僧侶養成を目的として設立されたが、明治期から一般普通学を教えていた。確かに2割を上回るカリキュラムが明治・大正期に一時的に存在したものの、時代の要請に応じ積極的に一般普通学を教授していたこと、英語教育に力を入れていたことなどを考慮すれば、極めて客観性の高い学問の場であったということが出来るだろう。戦前・戦時中になると、やはり駒澤大学と同様軍国主義の影響を強く受け時局色の濃



いテーマに必然的に移行することとなったが、終戦後は新制大学となるため、法律に沿うような形で戦前期以上に体系的な組織になった。戦後直後に一時的に仏教系科目の占める割合が高くなったものの、終戦の5年後には宗教系大学以外の総合大学と相違ないカリキュラム編成となった。

次に、神道系学校については、両校とも同じような流れをたどってきたといえる。國學院大學については、明治・大正期の皇典講究所設立当初、カリキュラムの過半数が神道系科目で構成されるという非常に宗教色の強い組織であった。明治30年代に中等教員免許資格取得が文部省により認可された際、一時的ではあるものの神道系科目の占める割合が2割を下回り、それまでの傾向に変化が見られたが、大学認可以降第二次世界大戦を迎えるまで、國學院大學内に設置された各学部のカリキュラムにおける神道系科目の割合は常に2割を超える状態が続いた。その間母体として機能していた皇典講究所の影響や国家の影響がある程度あったと考えるのが妥当であるということも、当時の各機関の動きをみると明らかであることは既に検討したとおりである。

その後、第二次世界大戦の終わりとともに皇典講究所が解散し、新たな大学として始まった新制國學院大學では、宗教学科を除くと神道系科目の割合は過去最低となり、その割合はほぼ0に近い状態となった。それは法・文・経の3学部の体制になって以降もその傾向はさらに強くなり、宗教学部である神道学科も他の学部と変わらない科目数、進級制度になった。もちろん、科目の多様性も同時に進んだ。もちろん、科目の多様性も同時に進んだ。

皇學館は、國學院ほどの資料はないものの、明治大正期から戦時期にかけては、神道系の学問を教授する過程を整え、学校の共通科目としての神道科目を設置するまでに至っていたことが明らかとなった。学則や科目過程の改正を繰り返す中で、カリキュラムには次第に神道系科目の割合が増え、それらが皇學館の教育内容の中心となっていたことは明らかである。しかし、戦後期以降は、一度学校を廃止にまで追い込まれ、神道系の授業担当者を得ることができない状態に陥っていた。その後、学校法人皇學館大學として、再び開学をすることになるが、その科目過程をみると神道科目は教育内容の中心ではないことが分かる。國學院と同様に、専門科目においても以前のように神道系科目に偏るのではなく、一般教養などの客観性を担保されているとされている学問を教授する過程へと変遷していった。

同志社大学は設立当初から戦後にかけて全体的に宗教色が弱かったといえる。まず同志社大学の前身であった同志社英学校の初期のカリキュラムには宗教系科目は一つもなく、その後改正されて宗教系の科目が追加されることになってもカリキュラム全体のわずか0.7割と少ないものだった。戦前、戦時中のカリキュラムにおいては、法学部には宗教系科目は設置されておらず、文学部にいたっても哲学倫理学専攻で1.3割、心理学専攻で0.8割、英語英文学専攻で0.6割、文芸学専攻で0.4割、厚生学専攻で1割という結果であり、さらにその後当時の社会情勢を受けて改正され、ほとんどの宗教系科目が選択科目に変更されるなど、宗教色がさらに弱まっていることが分かった。戦後も先に述べた通り詳細な

カリキュラム構成はわからなかったものの、学問の客観性を重要視する傾向は変わらなかったという結論に至った。

以上のように振り返ると、本研究の仮説がよく当てはまる宗教系学校と、ほとんど当てはまらない宗教系学校、そしてその中間とに分けることが出来る。まず、神道系学校は、仮説が大筋で当てはまっているということが出来る。設立当初から終戦を迎えるまで、多少の変化はあったもののカリキュラムの2割以上で神道系科目が見られた。しかし、終戦以降、母体や学校の解散をきっかけにこれまでの傾向とは大きく異なり、神道系の科目の割合は大幅に減少し、もちろん宗教系学部は存続したもののその他の学部において宗教の影響を確認することはできなかった。つまり、時代が下るに従い宗教の影響は低下したということが出来る。これは本研究での仮説と大筋で一致した結果であるということが出来る。

一方全く当てはまらなかったのがキリスト教系学校である。設立当初から宗教系科目の占める割合は非常に低く、科目の多様性も確保されており、宗教の影響を受けていたとはいえない状況であった。そしてそれは時代が変化してもほとんど変わらなかった。そのため、本研究の仮説はキリスト教系の学校においては当てはまらなかったと結論付けることが出来る。

そして仏教系学校は両者の中間と位置づけることが出来るだろう。仏教系学校は設立目的が僧侶の養成という点であったことは、神道系学校と類似する点である。そのため、特に駒澤大学では設立当初宗教の影響を受けカリキュラムにおける宗教系科目の割合も高かった。しかし、龍谷大学がそうであるように設立当初から偏りのない教授への取り組みが積極的に行われていたことも確認でき、また神道系学校に比べて当初から宗教系科目の占める割合は低かった。ただ、時代が下るにつれて徐々にその傾向は強まったことから、仮説が部分的に当てはまった結果となったということができそうである。

そして、本研究での限界については、大きく2点あげられる。まず1点目は、今回の仮説検証の結果が宗教系学校のすべてに当てはまるとは言えない点である。それは本研究では資料の有無等から各宗教から学校を限定して検証をしている。そのため、あくまで本研究の結論は本研究で扱った学校に限った結果であるから、どの大学にもあてはまる結果とはもちろん言えない。そのため、より多くの宗教系大学を今後検証した際、本研究の結論とは異なる結果が生じることは十分考えられるのである。

そして2点目は、あくまで量的分析にとどまっており、質的分析には踏み込んでいない点である。冒頭でも述べたとおり、本来であれば質的分析がより望ましい検証方法であるといえる。それは、たとえば科目名は宗教系科目に分類されていない場合でも、実際には特定の宗教の思想を反映した教材を扱っていた場合、実際には宗教系科目の割合は1割程度であったとしても影響の強さでいえば2割以上のものである可能性もあるからである。しかし、本研究では資料の不足等といった理由からあくまで量的分析に徹しているため、そういった可能性まで考慮することはできていない。以上の2点が、本研究における限界であるといえる。

[注]

- (1) 文部科学省 HP「公立大学の役割」  
< [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kouritsu/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm) >
- (2) 国立国会図書館 HP「大日本帝国憲法」  
< <http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html#s3> >
- (3) 国立国会図書館 HP「日本国憲法」  
< <http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html#s3> >
- (4) 日本教育科学研究所『近代日本の私学 その建設の人と理想』有信堂、1972年、132頁。
- (5) 同上、127頁。
- (6) 梅檀林（せんだんりん）とは文禄元（1592）年に吉祥寺内に学寮を設けて禅僧の修学場としたのが始まりであった。当時 11 棟あった学寮は全国から集まって仏典や漢籍を学ぶ僧たちの数は次第に増え、学寮 30 棟が立ち並ぶようになったという（同上、126 頁より）。
- (7) 同上、126 頁。
- (8) 駒澤大学『駒澤大學百二十年：過去からいまそして未来へ』駒澤大學開校百二十年史編纂委員会、2002年、22頁。
- (9) 同上、22頁。
- (10) 同上、26頁。
- (11) 前掲『近代日本の私学 その建設の人と理想』、126頁。
- (12) 同上、128頁。
- (13) 前掲『駒澤大學百二十年：過去からいまそして未来へ』、44頁。
- (14) 同上、45頁。
- (15) 前掲『近代日本の私学 その建設の人と理想』、127頁。
- (16) 同上、132頁。
- (17) 同上、133頁。
- (18) 龍谷大学『龍谷大学三百五十年史 通史編 上巻』龍谷大学三百五十年史編集委員会、2000年、398頁。
- (19) 同上、398頁。
- (20) 同上、400頁。
- (21) 同上、399頁。
- (22) 同上。
- (23) 前掲『近代日本の私学 その建設の人と理想』、133頁。
- (24) 前掲『龍谷大学三百五十年史 通史編 上巻』、408頁。
- (25) 同上、408頁。
- (26) 同上、406頁。
- (27) 同上、428頁。
- (28) 同上、447頁。
- (29) 同上、448頁。
- (30) 同上、450頁。

- (31) 前掲『近代日本の私学 その建設の人と理想』、133 頁。
- (32) 前掲『龍谷大学三百五十年史 通史編 上巻』、634-639 頁。
- (33) 同上、624 頁。
- (34) 同上、178 頁。
- (35) 國學院大學『國學院大學百年史 上巻』1994 年、37 頁。
- (36) 「神典」とは神道の聖典で、日本の神道において信仰の根拠とされる文献の総称である。「神典」とされるものは、日本書紀、古事記などである。
- (37) 前掲『國學院大學百年史 上巻』、76 頁。
- (38) 同上、86 頁。
- (39) 同上、86 頁。
- (40) 同上、147 頁。
- (41) 同上、173 頁。
- (42) 同上、279 頁。
- (43) 同上、347 頁。
- (44) 同上、347 頁、356 頁。
- (45) 同上、566 頁。
- (46) 同上、544 頁。
- (47) 同上、544 頁。
- (48) 皇學館大學『皇學館大学史』1972 年、63 頁。
- (49) 同上、72 頁。
- (50) 同上、78 頁。
- (51) 同上、81 頁。
- (52) 同上、87 頁。
- (53) 大西健夫・佐藤能丸編『私立大学の源流―「志」と「資」の大学理念』学文社、2006 年、103 頁。
- (54) キリスト教学校教育同盟編『日本キリスト教教育史』創文社、129-130 頁。
- (55) 上野直蔵編『同志社百年史 通史編一』学校法人同志社、1979 年、99 頁。
- (56) 同志社大学ホームページ／年表  
< <http://www.doshisha.ac.jp/information/history/nenpyo.html> >
- (57) 志村和次郎『新島襄と私立大学の創立者たち』キリスト新聞社、2004 年、90-92 頁。
- (58) 前掲『私立大学の源流―「志」と「資」の大学理念』、107 頁。
- (59) 同上、107 頁。
- (60) 同上、108 頁。
- (61) 前掲『同志社百年史 資料編一』、254 頁。
- (62) 同上、275-276 頁。
- (63) 上野直蔵編『同志社百年史 資料編二』学校法人同志社、1979 年、1372 頁。
- (64) 駒沢大学『駒沢大學百年史 上巻』駒沢大学年史編集委員会、1983 年、405 頁。
- (65) 前掲『駒沢大學百二十年 過去からいまそして未来へ』、48 頁。
- (66) 前掲『駒沢大学百年史 上巻』、407 頁。
- (67) 同上、415 頁。

- (68) 同上、416 頁。
- (69) 前掲『龍谷大学三百五十年史 通史編 上巻』、683 頁。
- (70) 同上、693 頁。
- (71) 同上、693 頁。
- (72) 同上、685 頁。
- (73) 國學院大學『國學院大學百年史 上巻』1994 年、669 頁。
- (74) 同上、728 頁。
- (75) 國學院大學『國學院大學百年史 下巻』1994 年、953 頁。
- (76) 前掲『皇學館大学史』、184 頁。
- (77) 同上、185 頁。
- (78) 同上、185 頁。
- (79) 前掲『同志社百年史 資料編二』、1382-1385 頁。
- (80) 同上、1393-1397 頁。
- (81) 前掲『駒沢大學百年史 上巻』、468 頁。
- (82) 同上、513 頁。
- (83) 前掲『駒沢大學百年史 下巻』、1121 頁、1123 頁、1162 頁、1190 頁。
- (84) 前掲『龍谷大学三百五十年史 通史編 上巻』、821 頁。
- (85) 同上、896 頁。
- (86) 同上、897 頁。
- (87) 前掲『龍谷大学三百五十年史 通史編 下巻』、128 頁、189 頁、243 頁。
- (88) 同上、190 頁。
- (89) 同上、244 頁。
- (90) 前掲『國學院大學百年史 下巻』、1084 頁。
- (91) 同上、1376 頁、1409-1431 頁。
- (92) 前掲『皇學館大学史』、461-463 頁。
- (93) 前掲『同志社百年史 通史編二』、1292 頁。
- (94) 同上、1296 頁。
- (95) 同上、1297 頁。
- (96) 同上、1298 頁。
- (97) 同上。
- (98) 同上、1299 頁。
- (99) 同上。
- (100) 前掲『同志社百年史 資料編二』、1424 頁。

## 第四章 高等教育における女子教育—発展の過程 に関する一考察—

### はじめに

文部科学省の最新の発表によると、2012年8月27日時点での四年制大学学生総数は約256万人である。その男女比は男子学生約146万人に対し、女子学生約110万人と、ほぼ同数である<sup>(1)</sup>。全国各地に数多く存在する女子大学の助けもあってか、女子は男子と同等の高等教育機会を得ていると言っても過言ではないだろう。

しかしながら、女子高等教育発展の歴史をひも解けば、そこには男子高等教育にはない発展過程があり、歴史的背景をより強く反映していることが分かる。女子高等教育の発展を検証するに当たって、浮き出てくる疑問点は「長く高等教育機関が女性の入学を認めなかった理由はどこにあるのか」ということと、「高等教育機関が女子に門戸を開放するようになった理由はどこにあるのか」という二点である。両者とも問題の表裏をなすものであるが、前者は日本における女性という存在に対する思想史的側面を持ち、後者は歴史的背景に基づいた教育史的側面を持つと考える。そこで、本研究では、後者の「高等教育機関（特に大学）が女子に門戸を開放するようになった理由はどこにあるのか」ということの検証をテーマとし、門戸開放の歴史を辿りつつ、論を展開していきたいと思う。検証内容は、「どうして門戸を開放したのか（＝理由）」という要素と、「どのように門戸が開放されていったのか（＝方法）」といった二つの要素に分けられる。まず後者の「どのように門戸が開放されていったのか」という点を、通史的に明らかにしていくと同時に、各章で設定したテーマ当時の時代背景、社会動向、ならびに、女子高等教育に影響を与えた人物の歴史をたどることで「どうして門戸を開放したのか」という点を明らかにしていきたい。

日本の女子高等教育を歴史的に見る時、国家政策により設立された学校は、1890（明治23）年3月、東京高等師範学校から分離独立し、女子中等学校教員の養成を目的として設けられた東京女子高等師範学校を嚆矢とするとされる<sup>(2)</sup>。小学校の女児の就学率を高めるためにも、必要に迫られた女教師養成が重要とされ、一般教養を目指す女学校の育成よりも方向性が絞られた職業教育を基にして女子高等教育の発展は始まった<sup>(3)</sup>。第一節では女子高等教育のスタートに当たる女子高等師範学校について東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校の東西両校の教育方針、方向性にスポットを当てながら、原初の女子高等教育について明らかにする。

第二節では、1917（大正6）年から行われた大正臨時教育会議について取り扱う。明治以降、多年にわたり議論されてきた学制改革の諸問題がここにおいて改めて検討されることになった。おもに取り扱われたのは、小学教育、男子の高等普通教育、大学教育および専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度の九つであった。それまで軽視されていた女子高等教育の制度化という点に於いて、大きな影響を与え

たとされる大正臨時教育会議での女子教育に関わる答申をまとめ、後に及ぼした影響から歴史的意義を明らかにする。

第三節では、前章で述べた臨時教育会議を受けて起こった女子大学設立構想について、前述の東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校の取り組みを基に、臨時教育会議以前から存在する学校がどう変化していったかを検証する。女子大学設立構想について第一節で述べた後、第二次世界大戦中、第二次世界大戦後の教育政策、ならびに門戸開放の様子にスポットを当て、女子大学構想の量的拡大を明らかにする。

第四節では、女子高等教育拡充に寄与した人物として成瀬仁蔵、それとは異なる意見を唱えた人物として山川健次郎を上げ、人物史を探ることで彼らの取り組みの動機、具体的な人物像を明らかにすることで、当時の女子教育の社会的位置づけを考察する。

むすびとして、第一節から四節で明らかになったことを基に、高等教育機関が女子に門戸を開放するようになった歴史的経緯、その意義を述べ、門戸開放の変遷を明らかにし、日本において、女子高等教育の発展にはどのような困難があったのかをまとめたい。

## 第一節 女子高等師範学校について

どのように門戸が開放されていったのか、という点を探るにあたって、まずは日本の女子高等教育の歴史を探る必要がある。本節では女子高等教育の嚆矢である東京女子高等師範学校の設立を中心にすすめる。女教師養成が重要とされ、一般教養を目指す女学校の育成よりも方向性が絞られた職業教育を基にして始まった女子高等教育の源泉を探りながら、原初の女子高等教育について明らかにする。

### 1. 東京女子高等師範学校

1872（明治5）年8月制定の「学制」は、「太政官布告第214号」をもって公布されたが、その制度の施行にあたってはそれに適する教員を必要とした。それゆえ、当時文部省の緊急かつ重要な施策の1つは、師範学校を創設して小学校教員を養成することであった。そこで学制発布に先立つ1872年5月、東京に最初の師範学校が設立され、ついで6月と8月には大阪と宮城に、1874（明治7）年2月には愛知・広島・長崎・新潟にも官立師範学校が設立された<sup>(4)</sup>。一方、文部省の学監モルレー<sup>(5)</sup>は、1873年12月、「学事概略開申」<sup>(6)</sup>を提出して、女子は教員として適性を持っていることや、女子の教員養成が急務であることを主張し、これが直接の動機となって女子の小学校教員養成を目的とする東京女子師範学校が1874年3月に創設され、翌年11月より開校になった<sup>(7)</sup>。この学校は東京女学校とともに当時の女子の最高教育機関であり、女子教育振興の中心的役割を果たす施設として位置づけられる。

女子に対する教育として、国家が直接実施したのは、必要に迫られた教員養成のみにすぎなかったが、何故このような方向に進むことになったのだろうかということは、東京女学校の動向が参考になる。官立東京女学校は明治新政府によって、1872（明治5）年2月、東京神田に設立された。そしてこの女学校は、西洋人教師による英語教育を主体とし、一

一般教養に重点を置き、かなり高度な教育を行っていたのだが、わずか5年間存在したのみで、1877（明治10）年に閉鎖され、女子師範学校に吸収されてしまった。学校閉鎖の直接的な原因は、西南の役による政府の財政難の余波を受けたためであったといえ、当時の政府が女子教育に対して示した熱意が実を結ぶに至らなかったのは、女子の就学者が少なかったためであった<sup>(8)</sup>。東京女学校・女子師範学校両校の重要性は、いずれもモルレーの意見を取り入れて検討されたのだろうが、まず小学校の女児の就学率を高めるためにも、女教師養成が重要と考え、一般教養を目指す女学校の育成よりも、こうした方向に女子教育機関を絞ったと考えられる。そして、それ以後の女学校は教員養成を行っている官立学校の実験的な付属女学校を除いては、地方公共団体の経営する公立女子学校と、民間人の経営する私立学校によって設立されることになった。

1886（明治19）年4月、「師範学校令」公布と同時に「高等師範学校官制」が布かれ、従来初等・中等教員の養成を合わせ行っていた既設の東京師範学校は、山川浩が校長に任ぜられて高等師範学校に昇格、男子師範学科と女子師範学科に分けられ、東京師範学校女子部となった。しかしその後にもまた分離し、1890（明治23）年女子高等師範学校となり、1908（明治41）年4月に関西に奈良女子高等師範学校が新設されて、東西2校になったので、前者に東京の二文字を冠し、東京女子高等師範学校と改称した<sup>(9)</sup>。

## 2. 奈良女子高等師範学校

明治30年代の高等女学校増設の社会的な背景には、日清戦争後の各方面への状況の変化があった。この時期は戦後の昂揚した国家意識の中で、教育の重要性が認識されたり、その他、宗教と国家の問題、政党政治社会運動、女子の職場拡大等の諸問題が女子教育の意義を自覚させる要因となっている。女子に対して社会性を育成することの重視が女子教育の有用論につながり、女子教育の量的・質的向上の要望が高等女学校の増設を促し、女子中等教員の養成を必要としたのである<sup>(10)</sup>。

そうした中で、1908（明治41）年文部省直轄諸学校官制中に女子高等師範学校の増設が決定、奈良市に奈良女子高等師範学校を開校することが決定された。第二高等師範学校位置の建議に関する議会での討議は、まず衆議院から1907年に「第二女子高等師範学校の位置は京都市に確定せられむことを望む」と建議され、京都選出の奥野市次郎議員が「京都は関西教育の淵源地である」<sup>(11)</sup>とその趣旨を説明し、政府が奈良市に女子高等師範学校の設置を考えたことに反対している。これに対し、浜田国松議員からは、「奈良敢て京都に譲るものに非ず」<sup>(12)</sup>として、便利さや優美閑雅の遺風から見ても奈良は京都に劣らないし、距離の点からも教育上の共助は不可能ではないと反対した。

こうした議論に対し、政府委員の沢柳政太郎は、学校の位置を選定することに関して、嚴重に調査し、従来詳しく説明してきたため、もはや「政府に再考の余地なし」と述べて討論を終結、一都市に学校が集中するのを避け、奈良におく方針を推進した。

奈良女子高等師範学校には東京女子高等師範学校との相違点がいくつかある。

一つ目は入学者選抜規則で独自の選抜試験を課さず、学校長が毎年薦挙生の地方別定員



を定め、各地方長官に通知、薦挙生の中から学校長が選抜し、彼らに体格検査と口頭試問を行い、入学者を決めた点である。この選抜方針は、基本的には 1926（大正 15）年の入学者まで踏襲された<sup>(13)</sup>。

二つ目は東京女子高等師範学校が入学当初から分科制をとり、予科と本科の区別がなかったのに対し、奈良女子高等師範学校は修業年限は同じであっても、最初学科を予科と本科に分け、全員 4 か月の余暇生活を経た後に、本科を修業することに規定された点である。奈良女子高等師範学校が大正 2 年度の入学者までこの変則的な制度であったのは、東京女子高等師範学校に比べ、特色ある教育を実施したいという気持からではなかったと推測される<sup>(14)</sup>。入学した生徒は予科時代に女性としての作法などを仕込まれ、勉強の面でも厳しく鍛えられた。

三つ目は開校当時の決定事項に「女子教育ニ於イテハ婦徳ヲ養成スルコト最モ肝要ナリ」と記されており、初代校長野尻精一は「女教員ノ本領ハ女生徒ニ婦人ノ模範ヲ示スニアルガ故ニ、本校生徒タル者ハ特ニ婦徳ノ修養ヲ重ンゼザルベカラズ」<sup>(15)</sup>とのべ、女子としての必要な徳行である婦徳の涵養を強調している。

各科目の教授の程度は、あくまで高等女学校の教員としての資質を備えることに基準がおかれた点では、両女子高等師範学校とも同じであるが、奈良女子高等師範学校の場合、各科各部に共通科目の修身は、教育勅語・戊申詔書により、国体の由来を明らかにすることはもちろんのこと、「別ニ作法ヲ課シテ国民礼法ノ要領ヲ会得セシム」<sup>(16)</sup>とし、作法の精神を知らしめ日常作法の実習を行わせたのも、徳育を重視して女性の人格形成を目標とする教育方針の具体的な表れであろう。

### 3. 考察

二つの女子高等師範学校に言えるのだが、国家による女子教員養成の面から考えれば、両女子高等師範学校の存在は非常に重要であり、国家の手厚い配慮の下に、この学校が女子高等教育機関の頂点に君臨して、確固たる地位を築いていた。その為卒業生は教育界に君臨したのも当然であり、事実であった。しかし、それは国家の手による女子高等教育機関が教員養成学校に限定され、寡少化したことは、両女子高等師範学校の教員や生徒が総体的に見て、不必要なエリート意識の持ち主になっていく危険性があったことも否定できなかった。従って、国家による女子高等師範学校重視政策は女子教育全体の発展からすれば、女子高等教育の普遍化を妨げ、女子高等教育の開放に逆行するということにもなったとも考えられる<sup>(17)</sup>。

上野葉子<sup>(18)</sup>は、

女高師は頑迷な女子教師を作り上げても良妻賢母養成の任に当たらせている。年若い女性たちの向学心や進歩的な考えを古い慣習で抑え、全寮制の共同生活により規則で縛り付けてしまう女高師の教育は、彼女たちをして自由に人生を考えて、母性の本能を考え、自己の考えを主張する自由を抑制する教育である。あえて自己主張や批判を

行えば、たちまち危険人物と言われる。頭の固い柔軟に物事を考えられない頑迷な女教師を要請して、女子中等教育に当たらせれば、今後の我が国の女子教育は以下にゆがめられていくことであろうか。いかにわが国が官権に強い国であっても、人間の作る教育は権力に負けるものであってはならないと批判し、女子の問題に対して文部省の取る態度に腹を据えかね、文部省の考え手にただただ盲従する女学校長たちを非難するのである。そして、なによりも教師自身がこのことに目覚めなければならない<sup>(19)</sup>。

とも述べている。上記から良妻賢母主義は人々に根付いていたと考えられるが、上野のようにそれに反発する人間も少なからずいた（これに関しては第四節で詳しく述べる）。次節では、女子高等教育の門戸開放について政府に大きな影響を与えた大正臨時教育会議について扱っていく。

## 第二節 大正期臨時教育会議での女子教育に関わる議論

本節では、日本で初めて女子高等教育の制度化をめぐる論議がなされた 1917（大正 6）年の 9 月に設置された臨時教育会議について述べる。この会議ののち正規に女性に門戸を開放する大学が少しずつ現れ始めることから、この会議は女子教育の拡大に関して一つの大きなきっかけと言える。

しかし、まずは、この大正期に臨時教育会議がなぜ成り立ったのかを述べる。文部省『学制百年史』によると、日本の学校制度は明治 30 年以後全体にわたり著しく整備されてきたが、その間において学校制度の改革に関しては常に論議検討されていたのであって、それらの論議を経てしだいに制度の改革が促されてきた、とされる<sup>(20)</sup>。すなわち、文部省は教育改革のための会議や調査会を設置し、諮問に応じて学制改革問題に関する審議を重ねていた。しかし、その明治 30 年頃から開かれていた高等教育会議はあまり効果的な結論を出せずに終わっていた。その為、1913（大正 2）年奥田義人が文部大臣の時、この高等教育会議を廃して教育調査会を設け、学校制度の根本的改革のために調査を進めたが、文部大臣の更迭がしばしばあったので、再度、なんら積極的な調査の結果を出さずに終わってしまった。しかし、1916（大正 5）年 10 月岡田良平が文部大臣に就任すると同時に、かねてからの学制改革に着目したのである。すなわち、第一次世界大戦によって与えられた社会の変化に直面し、学校教育を改革して新しい時代に乗り出す意気をもって臨時教育会議を構成し、ここにおいて学校企画の具体案を提出させ、一挙にこれを実施するところまで進めたのである<sup>(21)</sup>。

こうして臨時教育会議は、1917（大正 6）年 9 月 21 日「臨時教育会議官制」が公布されて成立した。この会議は内閣直属の諮問機関として設けられたのであって、多年にわたって論議されてきた学制改革のすべての問題がここにおいて改めて検討されることとなった。このように重大な意義をもつ会議であった。すなわち、この会議は学制を改革して明治五年以来の教育制度を完成しようとするものであって、十数年来の懸案であった問題をここにおいて解決し、第一次世界大戦以来諸情勢に教育を沿わせようとしたものであった。

この会議は、1917年10月から1919年3月に至るまでの間に教育制度の全般に関する事項を討議した。この間において次の九つの問題について改善方策が諮問されたのである。その問題は小学教育、男子の高等普通教育、大学教育および専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度の九つであった。このおのおのについて改革要綱が答申され、それに理由書が付されたのである<sup>(22)</sup>。

そして臨時教育会議が、以上の九つの問題のうちの一つである女子教育について審議したのは1918(大正7)年であったが、この時期には第一次世界大戦の戦中・戦後の欧米における女性の権利獲得や大学教育の影響が日本にも及びつつあり、またデモクラシーの思想も拡大していたのであり、教育程度の向上を中心に、時代の変化に応じた改善策が期待されていた。臨時教育会議における「女子教育ニ関スル件」の審議は、第23回総会(1918年9月17日)での総括的審議が行われた後、主査委員会(9月21日、25日、30日)と小委員会(27日)での論議を経て、第25回総会(10月24日)で答申が決議されるという経過をたどった<sup>(23)</sup>。以下その議論の経過内容を紹介する。

第23回総会では文相岡田良平の諮問趣旨説明の後、江木千之(衆議院議員)が高等女学校数、学科仮定、婦徳の涵養について質問するなどした。この総会で女性の大学教育の必要性を力説したのは成瀬仁蔵であった。成瀬は文部大臣の諮問機関として1913年に設置された教育調査会で「女子高等教育に関する建議」案や「大学令要項」に関連して女子大学の制度化を積極的に推進しようとしていたのであり、臨時教育会議でも答申にその承認を盛り込むことをねらっていた。成瀬は第23回総会で著書『女子教育改善意見』を各委員に配布し、それをもとに長時間発言した。成瀬は女子大学制度化の必要性を力説し、「積極的ニ今後世界ノ大勢ト我国ノ国情ヨリ女子大学教育ノ方針ヲ確定」することが緊急事だと締めくくった<sup>(24)</sup>。

成瀬の後、嘉納治五郎(東京高等師範学校校長)も女性の高等教育について発言し、家族主義に基づく良妻賢母教育の必要性を力説する一方で、日本的な女子高等教育の必要を説いた。嘉納の主張は、西洋人が「宗教ヲ基礎トシテ」設けた女子高等教育機関だけでは、「他日日本ノ女子ノ思想界ヲ攪乱スル虞」があり、それに対抗して「堅実ナル日本ノ国民精神ヲ本トスル」高等教育機関を設けるべきとする点に重点があり、国家的視点からその必要性を主張したのであった。さらに嘉納は、大学レベルの教育については、東北帝国大学で実施したように女性が入学する途が開けていけばよいと述べた<sup>(25)</sup>。

また、鶴沢総明は家庭的な良妻賢母教育だけでは不十分で、「日本ノ国ニ於ケルツノ婦人」としての教育が必要という観点から、高等教育は単なる職業教育としてではなく、「女トシテノ教育、人間トシテノ教育」でなければならないと主張した<sup>(26)</sup>。以上が第23回総会での女子高等教育をめぐる主要な議論であったが、成瀬仁蔵の意見を支持する委員は少数であった。

さらにこの総会では、より詳細な審議を行うための主査委員として、沢柳政太郎、小松原英太郎、阪谷芳郎、成瀬仁蔵、江木千之、関直彦、三土忠造、水野直、湯原元一を示した。

21 日開催の委員会では女子教育の全般的方針について議論し、湯原、成瀬、江木、三土から、①女性の大学教育の必要性、②女性には家政中心の教育をなすこと、③現行女子教育に虚飾無用の点なきや、④高等女学校長に優良人物を招致するの急務、⑤大体に於いて現制を可とす、などの議論があった<sup>(27)</sup>。さらに 25 日にの委員会では、①今日の女子教育は未だ十分家族主義の徹底し居らざること、②今日の女性には一層高き教育の必要あること、③女性の大学教育に関しては慎重考慮の要あること、④女性に職業教育の途を開く必要があることなどの意見が出された、と報じられている<sup>(28)</sup>。

その後 27 日に江木千之、沢柳政太郎、三土忠造、湯原元一、成瀬仁蔵を委員とした小委員会が開かれ、七項目からなる答申案を起草した。これを受け 30 日に三度目の主査委員会を開き、教科目の選択範囲の拡大を求める一項目を追加した。そして 10 月 24 日の第 25 回総会で、八項目からなる答申案が修正される事なく可決された。以上の経過でまとめられた「女子教育ニ関スル件」の答申は、以下に示す八つの答申項目、一つの希望事項及びそれぞれの答申理由からなり、全体として従来の制度に大幅な改革を加える内容では無かったが、国体観念の強化、高等女学校の修業年限の一年延長、高等科制度の創設などを提言した。

以下に、上に記述した「大正期臨時教育会議 諮問第六号 女子教育ニ関スル件」の答申内容を示す。

#### 諮問第六号 女子教育ニ関スル件

「女子教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」  
答申(大正七年十月二十四日)

諮問第六号女子教育ノ改善ニ関シテハ左記ノ各項ヲ実施セラルルノ必要アリト認ム

- 一 女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ観念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主力ヲ注クコト
- 二 高等女学校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト
- 三 高等女学校及実科高等女学校ノ入学年齢修業年限学科課程等ニ関スル規程ヲ改正シテ一層地方ノ情況ニ適切ナラシムルコト
- 四 高等女学校卒業後更ニ高等ナル教育ヲ受ケムトスル者ノ為ニハ専攻科ノ施設ヲ完備シ又必要ニ応シテ高等科ヲ設置スルヲ得シムルコト
- 五 高等女学校ノ教科目ハ成ルヘク選択ノ範囲ヲ広クシ最モ適切ナル教育ヲ施スコト
- 六 高等女学校長並職員ノ待遇ヲ高メ優良ナル人物ヲ招致スルコト
- 七 女子ニ適切ナル実業教育ヲ奨励スルコト
- 八 以上ノ外高等普通教育改善ニ関スル第二回ノ答申ニ列挙シタル事項ハ大体ニ於テ

女子教育ニ関シテモ同様必要アルモノト認ム

#### 希望事項

女学校ノ校長及視学委員ニハ学識経験ニ富メル適良ノ女子ヲモ任用スルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム<sup>(29)</sup>

また、同会議は答申理由の付記として、女性と高等教育の関係に関する全般的な見解を次のように示した<sup>(30)</sup>。

女子ニシテ専門ノ学術ヲ修メムトスル者ニ関シテハ既ニ東北帝国大学等ニ於テ実施セル如ク女子高等師範学校等ノ卒業者ニシテ大学ニ於テ高等学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト認メタル場合ニ於テハ之カ入学ヲ許可スルノ途ヲ開キテ然ルヘシ然レトモ特ニ女子ノ為ニスル大学ノ制度ヲ立ツルカ如キハ未タ其ノ時期ニアラスト認ム蓋シ女子ノ専門学校教育ニ付テハ今日尚試験ノ時代ニ属ス殊ニ女子ノ為ニ特種ノ大学制度ヲ設ケムトスルカ如キハ其ノ制度ニ関シテモ尚十分ノ研究ヲ要スヘシ今日ハ高等女学校ニ高等科ヲ設クルコトヲ得シメ之ニ依テ一層高等ノ教育ヲ授ケ之ヲ以テ女子ノ高等教育ヲ完成セシムヘシ<sup>(31)</sup>

この付記は、女性の専門学術教育は未だなお試験の時期であることから、女性の「特種ノ大学制度」を設けることは時期尚早であるとの基本の方針を示し、続けて高等女学校に高等科制度を設け、それにより女子高等教育を「完成」させるべきとしている。さらに、女性の大学教育の特別な措置として、特に学術研究の能力をもつ者に対しては、東北帝国大学で実施したように個別大学が独自にその入学を認めてもよいとした。これは、大正後半以降の門戸開放の基ともなった点で、注目すべき方針といえる。しかしその入学条件は大学が高等学校卒業者と「同等以上ノ学力アリト認メタル場合」としており、女子高等学校のような大学への連絡機関を特に設けずに、いわゆる「傍系的」(第二次入学資格)な入学に限って容認しようとしたに過ぎなかった。このように、同会議は基本的に女性の専門学術教育を時期尚早とする原則を堅持しつつ、資格を限定して、少数の女性が大学に入学できる途を残せばよいという消極的な方針を示したものであった。

しかしながら、この答申のもつ歴史的な意義としては次の二点が挙げられる。第一に、それまで政府・文部省が必ずしもその方針を明示していなかった女性と大学教育の関係について、初めて政府の諮問機関によって答申としてまとめられ、その方針が明確にされた、という点である。第二には、文部省はこの方針を直ちに受け入れることはなかったが、1923(大正12)年頃からのちに述べるような限定的な門戸開放を容認し始めたのであり、結果からみて同答申の範囲内で女性の大学教育政策が戦後の教育改革期まで堅持されたという点が指摘できる。このような意味で、臨時教育会議が戦前期における女性と大学教育に関する政策を確定したとみることができる<sup>(32)</sup>。

### 第三節 女子大学設立構想と門戸開放

#### 1. 女子大学設立構想

##### (1) 女子高等師範学校

本節では、前節で扱った大正臨時教育会議をはじめとする教育改革を経て、元から存在していた高等教育機関がどのような変遷をたどって言ったのかを述べていく。女子大学設立構想の通史を検証しつつ、高等教育機関が女子に門戸を開放するようになった理由を考察していく。

まずは、女子高等教育の始まりである、東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校についてである。教育審議会答申は、東京女子高等師範学校や日本女子大学校といった、女子大学の設立を念願していた女子高等教育機関に対して大きな影響を与えた。さらに、1934（昭和 9）年の中等教育や師範教育の改革動向も二つの女子高等師範学校に大学設立構想の立案を迫らせることになった。答申後、東京女子高等師範学校同窓会である桜蔭会は、女子高等師範学校は遅かれ早かれ女子大学になるとの認識を持ち、1946（昭和 21）年 11 月 5 日に同審議会委員でもあった校長下村と懇談し、まず女子大学実現の一手段として師範学校の専門学校化に極力賛成すること、また答申に女子師範大学名称は示されなかったものの、「時は来たのであるから、会員は打つて一丸」となるべきこと、など今後の方針を話し合った<sup>(33)</sup>。桜蔭会は大学の性格としては師範大学に重点を置いていた<sup>(34)</sup>。また、桜蔭会の女子教育研究会で家事科の学科目が示されたが、それに対しては悲観的な見解が出された<sup>(35)</sup>。東京女子高等師範学校の大学設立構想は、1943（昭和 18）年以降は臨戦態勢下の教育再編への対応に転換していった。また、女子総合大学を視野に置きながらも女子教員養成を構成した時期だと言える。

教育審議会女子大学制度化の方向性が明らかになる中で、奈良女子高等師範学校同窓会の佐保会は、1940 年 7 月 28 日の総会で女子文理科大学への昇格に関する意見をまとめるとともに、東京の桜蔭会と意見を交換・促進する計画が報告されるなど、答申への対応を準備していた<sup>(36)</sup>。奈良女子高等師範学校自体は、1942 年 4 月に「奈良女子志願大学制案」と「女子師範大学の特設を必要とする理由」を作成し、師範大学への昇格を構想した。「奈良女子師範大学学制案」では、まず女子師範大学の目的について、皇国の道にのっとり、教育に必要な学術を追及し婦徳の涵養に努めて、新制師範学校、高等学校、専門学校や中等学校の女教員を養成することだとしている。教育審議会が家政に関して学部だけを認めるとしたのに対して、奈良女子師範大学は文学部・理学部のほかに家政学部を設けている。

「奈良女子師範大学制案」の特色として、まず東京女子高等師範学校の案とはやや異なり、師範大学としていることや、予科・大学院を設けるとしていること、そして大学に家政学部を、予科に家政科を設けるとしていること、などが挙げられる。同時期の「女子師範大学の特設を必要とする理由」は、女子師範大学の必要性の論拠を記し、聖戦による新秩序の建設を目指す中で、中等教育の改善に対応した女性教員の資質向上を掲げ、また東

亜諸民族の指導にあたる真の日本婦人の練成をあげるなどと、時代を強く反映した内容となっている。以上のように、教育審議会により女子大学設置の方向が示された直後、及び戦時体制化の教育の再編としての中高等教育改革や師範教育改革に対応した形で、両女子高等師範学校が細部にわたる独自の制度案を作成した。なお、中等学校の理科教育拡充のため、1945年4月に広島女子高等師範学校が設置されている。

## (2) 私立専門学校

1910年代末以降の私立女子専門学校による構想の立案や設立準備は大学令が女子大学制度を想定していない状況下のもので、将来的な積極政策への期待に基づくものであった。一方で、教育審議会による女子大学制度化の答申は、有力な私学による女子大学設立準備に大きな影響を与えた。日本女子大学校では、「総合大学実現と移転完成」のための募金活動をはじめ、その一環として校長の井上秀は欧米の教育事情を視察した<sup>(37)</sup>。

井上は教育審議会が女子高等学校・女子大学の制度を承認しただけでなく、女性の特性に基礎を置く大学像を提示し、さらに家政学を大学における学問として認めたと評価した。また井上は、共学への反対意見を述べるとともに、女性の転職を基盤とし、母性としての教養を高めるために女子大学が必要だと強調している。このような女性の特性を基盤とする女子大学の教育理念は同校創設以来のものであり、1919年の「女子総合大学」設立構想立案の時から強調されていたものであった。

津田英学塾においても、1940年10月の理事会で「国文科新設に関する件」が論議されたが<sup>(38)</sup>、これは同塾が創設以来の英文学を基本に単科大学としての体裁を整えようとしたのだと考えられる<sup>(39)</sup>。この時期の大学設立構想とその動向には、他の時期には見られない三つの特徴があげられる。第一に、政府・文部省による女子大学制度承認の方向性や中等教育や師範教育の制度改革という、国家の教育改革動向の流れを受けて進められた。第二に、師範大学の制度化を目指していた東京・奈良の女子高等師範学校が、前者は教員養成を中心としつつ総合大学に重点を置き、後者は教員養成大学に固執するといったように、両校の構想が微妙に異なっていた。第三に、大東亜共栄圏との関係で女子大学の必要性が論じられた点であり、一方では大東亜の指導国としての日本に女子大学がないことは昭和の欠典とされ、他方では共栄圏への教育政策として必要性が主張された点である。

## 2. 戦時体制下の門戸開放

この節では、官立大学と、1903(明治36)年3月27日の「専門学校令」によって、1年半程度の予科を持つ専門学校として「大学」という名称を用いることを認められた主な大学である慶應義塾と早稲田<sup>(40)</sup>に視点を当てる。

### (1) 名古屋帝国大学

官立名古屋医科大学を母体として、1939(昭和14)年に医学部と理工学部からなる名古屋帝国大学が設置された。1942年4月に後者が理学部と工学部に分離し、同年に理学部で学生としての女性の入学を認めることとし、理学部規程の第二次入学者資格規定第8条第3項に、次のように「帝国大学」型で女性の資格を規定した。

高等師範学校及女子高等師範学校ノ本科ヲ卒業シタル者、専門学校ヲ卒業シタル者其他本学部ニ於テ高等学校卒業程度ニ依リ学力ヲ検定シ適当ト認メタル者但シ検定ハ高等学校ニ委託スルコトアルヘシ

門戸開放の背景は必ずしも明確にされていないが、同帝国大学の設置が戦時体制下における科学技術分野の人材育成という要請によるものであったことを考えると、女性の人材活用という趣旨も含まれていたと推察できる。また、第一次募集で定員を満たすことが困難であったことや、東北・北海道帝国大学の理学部が開放していたことも影響したと考えることができる。同帝国大学への女性の学生としての入学が確認できるのは 1943(昭和 18)年からであり、同年 10 月に化学科に 1 人、1944 年 10 月に数学科に 2 人、1945 年 4 月に数学科 2 人・化学科 1 人が入学している。

### (2) 慶應義塾大学

同大学では、1920 年の「大学令」による大学設立時に予科からの開放を企画したが、実現はしなかった。しかし、同大学沿革史は、1938(昭和 13)年から「傍聴生」として女性が在籍したことを記している。だが、傍聴生規定にはとくに入学資格は明記されていない。さらに同大学は、戦時体制下の財政的な事情から、学生としての女性への門戸開放を検討していた。1943 年の学学徒出陣などによる学生数減少に伴う、授業料収入を補うことが目的であった。立教大学も同大学とほぼ同じ理由で、1941 年から 42 年にかけて聴講生や学部学生としての女性への開放を模索していた。

### (3) 早稲田大学

1921(大正 10)年から聴講生としての女性の学習を認めたが、それ以降は聴講生としての開放にとどまったままだった。1938(昭和 13)年になってようやく同大学に門戸開放の動きがみられた。4 月 18 日開催の臨時理事会において、総長田中穂積が「女子ノ編入資格(中等学校免許状ヲ有スル女子)ニ付門戸開放方針」を示し、その実現を目途として検討するよう理事会に示した。田中が門戸開放の実施の方向を指示したのは、教育審議会の審議の方向性が女性の大学教育の制度化にありそれに影響されたのと、田中自身が女性の大学教育を推進していたからだと考えられる<sup>(41)</sup>。

同年 10 月 27 日の学部長会に「各学部へ女子入学ノ件」が付議され<sup>(42)</sup>、これを受けた 12 月 12 日の理事会で女性への開放に関する学則改正案を決定し、15 日付で学則改正認可を申請した。こうして 2 月 15 日には学則改正の認可を得て、4 月から政治経済・法・文・商・理工の全学部で女性への開放を実施した。全学部の開放は、他の総合大学では例をみない注目すべきものであった。学部学生として女性を入学させた同大学の開放の理念は、一つには、女子聴講生の制度的発達があげられる。また、田中は日本の女性の大学教育の問題を世界の先進国からの立遅れや日本の教育制度上の欠陥として認識しており、そのために女性の大学教育を推進していたのである<sup>(43)</sup>。

『早稲田大学新聞』の記事によれば、同大学が女性への門戸開放に踏み切った理由は、



「東亜」の新秩序建設のため、男性だけでなく女性にも国家への積極的協力が必要とされる社会情勢において、日本の女子高等教育の遅れを改め、指導的女性の育成をはかる目的のためであったとされる。

次に、同大学の女性の入学資格に関する規定についてみる。

第3条 前条ノ入学志望者ヲ入学セシメタル後尚欠員アルトキハ左ノ資格ヲ有スルモノニツキ銓衡ヲ行ヒ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第一項 高等学校高等科ヲ卒業シタル者

第二項 大正7年文部省令第3号第2条第2号ニ依リ指定セラレタル学校ノ卒業  
者

第三項 女子高等師範学校並女子専門学校本科卒業生ニシテ外国語(3年以上ニ互  
リ授業時数合計9時間ヲ下ラザルコト)及左ノ学科目ノ中4科目以上(授業時  
数合計9時間ヲ下ラザルコト)ヲ履修シタル者

修身又ハ倫理 国語 漢文 地理 歴史 哲学概論 心理 論理 法制  
経済 自然科学 数学 物理 化学 植物 動物 鉱物 地質

このように女性の入学資格は、女子高等師範学校・女子専門学校本科の卒業生で、一定時間数の外国語と18科目中4科目以上を履修した者とされた。

また、同大学に学生として入学した女性の数は、『文部省年報』によれば、1939年4人、1940年5人、1941年6人(うち外国人2人)、1942年4月4人、1942年10月5人、1943年16人(うち外国人1人)、1944年2人、1945年5人だった。学部別にみると、文学部40人、法学部6人、政治経済学部1人で、商学部・理工学部への入者は皆無であった。

### 3. 戦後の門戸開放

#### (1) 戦後の教育政策

第二次大戦以降、男女平等の理念がようやく実現に移されるようになり、いずれの大学教育機関へも、女子の入学が正式に認められるようになった。1945(昭和20)年8月15日、ポツダム宣言受諾とともに戦時下の教育方針は停止された。マッカーサー占領軍総司令官は、日本の教育改革こそ重要な占領政策のひとつであると考えた。手始めに、同10月11日幣原首相に指示した「人権確立の五大改革」の第一項が、婦人の政治的解放であり、第二項が学校教育の民主化であった。

そのGHQからの指令に基づいて、男女教育の平等化や上級学校進学機会均等などの具体案を練っていた文部省は、全国の学校に対して各種の通達を出した。また、1945年11月には、女子高等学校の設置と官立大学への進学の途が女子のために考えられた。その理由は、翌年4月に行われる総選挙から婦人参政権制度が実現するならば、女子の社会的地位は高くなるので、現在の女性の質的向上は不可欠であり、女子教育を革新し向上させることが極めて重要であったからである。

文部省は、従来の女子教育機関及び制度を再検討した。ようやく成案をえた内容は、新たに女子高等学校高等科を設け、これを男子高等学校の高等科と同じ内容にし、さらに同校を卒業後、帝国大学を始め官公立大学へも進学できるようにするというものであった。同時に、従来の高等女学校は男子中等学校に比べて教育内容も異なり、程度が低いので、これを男子中等学校程度に引き上げ、上級学校進学者には特別な補充教育を行い、高等学校や大学の課程に耐えることができるものにしようとするものであった。

次に、1946年12月5日に「女子教育刷新要綱」が発表された。これは、男女間における教育の機会均等や、教育内容の平準化などを狙いとする、教育の再建を意図して実施されたものである。直接の動機は、上記でのべたように、婦人参政権に備えて女子に高い教養と深い知性を与えることであり、さらに、女子という劣等感や甘えを取り払い、男子と協力して新しい日本の建設にあたることのできる力を養うことである。これは、社会的責任を持った真の母性の建設を意味するものであった<sup>(44)</sup>。この要綱は、

- 1 方針 男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス。
- 2 要領 差当リ女子ニ対スル高等教育機関ノ開放並ニ女子中等学校教科ノ男子中等学校ニ対スル平準化ヲ図リ且ツ大学教育ニ於ケル共学制ノ採用ヲ目途トシテ左ノ措置ヲナサントス<sup>(45)</sup>

という内容のものであり、これに基づく「行政措置」の狙いは、第1に高等教育機関の開放、第2に女子中等学校教科の男子中等学校に対する平準化、第3に大学教育における共学制の採用、第4に学生以外の一般女子に対する教室の開放などであった<sup>(46)</sup>。翌21年4月からは、上記の刷新要綱に基づき新たな6つの「行政措置」が出された。

第1は、女子大学の創立についてである。現在の女子専門学校のうちで、男子大学同様の内容をもつものに対して大学としての認可を与えることになり、「日本女子大学校」と「東京女子大学」等が有力な候補校となった。

第2に、大学の共学については、女子大学の誕生と併行して、一般官公私立大学へ女子の入学を許可し、完全な共学制をとることにした。

第3に、「高等学校」としての女子専門学校の指定についてである。実質上の「女子高等学校」として、特定の女子専門学校、高等女学校高等科、専攻科中適当なものに対して文部省が指定を与える。また、指定校の卒業者は男子と同等に大学に進学することが出来る。

第4は、高等女学校の教科の向上である。原則として男子中等学校と同程度とするが、結局同水準におく教科は極めて基本的なものであり、英語、数学、国語などの諸教科については、授業時数と教科書を中学校同様のものとする。

第5には、青年学校の年限延長について、女子青年学校は現在の3年または4年から

男子校と同様 4 年または 5 年と修業年限を延長する。

第 6 に、一般女子への講座開放については、学生生徒以外の女子に資格の如何を問わず、大学や高等専門学校の講義を開放して聴講生とする<sup>(47)</sup>。

以上の内容のように、行政措置で考えられた女子の大学教育は、戦前から行われてきたような男子大学への門戸開放と、単独の女子大学新設の二本立てをいっそう強調したものであった。

## (2) 各大学の様子

上記のような教育刷新要綱に基づく行政措置がとられたものの、実際には大学は全般的に共学に対して熱意は低かった。なぜなら、全ての私立大学には予科があり、学部以外の入学志望者を収容する余裕がなかったのと、第 2 に、大半の大学が戦争の被災地で教室の欠乏に悩んでいたことと、第 3 に、学生の復員や衣食住への考慮、教授科目の改革等、当面解決しなければならない問題が山積みしていたからである。では各共学制大学はどのような態度をとったのだろうか。ここでは、国立の高等教育機関である東京帝国大学と、専門学校令によって初期に「大学」という名称を用いることを認められた私立の高等教育機関である慶應義塾（創立者である福澤諭吉は、女子教育の拡充に積極的に力を入れていた）早稲田大学、キリスト教系の私立立教大学、早稲田と共に女子の入学を認めたことで有名である法政大学<sup>(48)</sup>に注目する。

東京帝国大学は、もし女子学生を収容するならば、定員は高等学校卒業生ですでに一杯なので、別に「定員外」として募集しようという案を出した。

慶應義塾大学は、婦人の地位向上が福澤諭吉以来の主張であったが、具体的な案はまだ何もでていなかった。

早稲田大学は、数年前から文学部に女子を収容しており、当時文学部 7 名、経済学部 1 名の在学者がいて、そのままその他の学部にも拡張していく予定であった。

立教大学の場合は、4 月から文学部を復活し、キリスト教学科と英文科を設置の予定で、女子の入学を許可する予定であった。

法政大学は、文科に限って高等学校に準じた指定女子専門学校卒業の女子の入学を許可していたので、すでに 45 名が在籍していたが、他の経済や法学部では女子学生を許可していなかった。

この状況の中で正式に門戸開放を決定したのは、1946（昭和 21）年 2 月 4 日に開催された終戦後初の帝国大学総長会議においてであった。始めて正式に女性学生へ門戸を開く東京帝国大学の南原繁総長は、「女性へ大学の門戸を開くことは率先してやりたい。試験によって高等学校程度の十力のあるものはどしどし入学させ、聴講生制度も復活させる」<sup>(49)</sup>と述べている。南原総長の積極的な発言は、その他の帝大や他大学に大きく影響を及ぼしたといえる。

その後、同年 2 月 22 日に、文部省令により次のような大学入学資格が発表された。

1. 高等学校卒業生
2. 大学予科修了者、専門学校本科卒業生
3. 高等女学校高等科卒業生
4. 高師、女高師、修業年限3年以上の臨時実業教員養成所卒業生
5. 師範学校 卒業生

ただし、昭和18年以降の男女卒業生と元師範学校専攻科卒業生

6. 高等試験予備試験免除者

陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校卒業生、海軍兵学校、海軍経理学校卒業生。

以上のうち、女子に対しては各大学で、必要に応じ一定の資格制度を行う<sup>(50)</sup>

この規定により、入学者募集は過年度の卒業生にまで広く門戸が開かれることになり、4月には、東大や京大などで初の女子受験者を交えて、入試も施行されることになったのである。こうして、戦後の民主的な諸改革の中にみられる男女同権の理念の実施により、まず正式に旧制大学のすべてに女子の入学が認められるようになったのである。

### (3) 女子大学・女子帝国大学設立運動

これまで既設大学教育機関の女子への門戸開放による共学大学について述べてきたが、ここからは女子のみの独立した大学教育機関の設立をめざしてきた女子高等教育機関の戦後の動きについてみていく。1945年(昭和20)12月25日、文部省の閣議決定によって発表された「女子教育刷新要綱」の行政措置として、現存する女子専門学校の中で適当なものは、女子大学とするように措置するといった内容の条項が発表された。それからまもなく、「津田塾専門学校」の理事会では長年の念願であった女子大学設置を検討し始めることとなる<sup>(51)</sup>。

日本女子大学は戦時中の「専門学校例」改正により三年制になっているが、新しく「大学令」による女子大学を創設することを決めた。

東京女子大学は大学に昇格するよりも、現在の教育内容の充実、学生の学力水準向上によって専門学校としての実力を養うべく、専門学校のままで残るように伝えられていたが、しばらくして女子大学に生まれ変わることを計画した。

東京女子医学校は大学令による女子医科大学の構想として、新学生では男子同様の六年制に改め、大学に相当する研究科を設置することも考えた。

このように、東京にある四校の女子専門学校は、戦前に果たすことのできなかった女子大学昇格を実現すべく、いち早く「新女子大学案」を計画し、1946年1月末から2月にかけて、大学昇格の手続きをとることを決めた<sup>(52)</sup>。

次に、行政措置で実施しようとした問題について述べる。女子専門学校が「女子高等学校」としての資格を与えられれば、当然男子専門学校からも高等学校と同様の大学入学資格を要望する声が出てくる。この方針の決定については制度と機構、組織運営上などの様々な難問があった。

その後、大学令による「女子大学」の誕生については、前期四校の他に、帝国女子医学専門学校、帝国女子薬学専門学校、金城女子専門学校などが申請を行ったが、1946年4月から、文部省が認可を与え女子大学として発足する学校は一枚もなかった。

その第一の理由としては、帝国大学をはじめとする一般の大学が女子にも門戸を開放するに至った現在、あえて不完全な女子大学の出現に固執する必要がないと文部省上層部が考えていた。

第二の理由として、女子大学に申請してきた女子専門学校が文学部・家政学部との二本立てで認可を求めが、大学令の改正という事務的な面と、「家政」を「学」としては認めがたいとする現実面とが重なったことが挙げられる。文部省の田中耕太郎学校教育局長は、名実ともに大学レベルの内容が整うまで焦らず準備して、女子大学への昇格はのばすという態度をとっている。このような見解に対して、日本女子大学校長井上秀は、時間をかけてゆっくり準備すると語り、一方で津田塾専門学校長の星野アイは、女子大学昇格のためにはまず何よりも大学昇格自体に関する先決問題を解決することが大切であるという考えであった。また東京女子大学学長の石原謙は、大学準備への一本槍で行くという決意の程を述べている。ここで、当事広島文理科大学の教官たちが、日本で最初の女子高等学校を作ろうとしたことは注目すべきである。

次に、戦前から女子大学昇格運動と平行して行われてきた、女子高等師範学校の女子師範大学への昇格問題は、戦後どのように改革案が計画され、運動がなされたのかについて述べる。

戦後は官立女子大学の創設についてまだ文部省当局には積極的な計画はなかったため、東京・奈良両女子高等師範学校の改革への動きは遅かった。

そのため東京女子師範学校では1945（昭和20）年秋以来、同校内に「東京女子帝国大学」という官立女子大学の創設を計画、文部省当局とも均衡を重ね、翌年の3月に大体具体化の動きとなった。

一方、奈良女子高等師範学校においても、1946年1月28日には、「女子大学創設委員会」が開催され、1月30日付の同校の『教官会議事項録』によると、「奈良女子帝国大学」を、女子高等師範学校に併置する案が審議されている。

それにもかかわらず、東京・奈良両女子高等師範学校による「官立女子帝国大学案」もまた、文部省当局には指示されず、学校自体の計画に止まってしまった。だが、女子教育刷新要綱の行政措置としてすべての帝国大学が1946年4月から女子に門戸開放することが決定するとすぐに、「女子帝国大学」を計画し、東京や京都帝国大学の教育程度・教育内容を目指したことは、両女子高等師範学校の教育水準と志気がいかに高かったかを示している。

ではなぜ両女子高等師範学校が第二次大戦後の帝国大学の門戸開放によって、帝国大学と肩と対等の女子帝国大学の創設を意図したのかというと、戦後帝国大学が門戸を開放したことによって、文理科大学と肩を並べるよりも、帝国大学の女子部的な性格の大学にしたいという希望が、東京や京都帝国大学出身の教官により強く出てきたからだと考えられ

ている。

このように、旧学制下の「帝国大学令」や「大学令」による女子の大学教育機関の設立は、いずれも実現されないままで中断されてしまった。そしてまもなく、新学制による「女子大学」構想が検討されるようになっていった。

ただ、戦後すべての大学が門戸を開放して、女子の入学が可能になったけれども、一方伝統ある女子の高等教育機関が単独でそれと同等のレベルになることを希望したということが着目すべき点である。

## 第四節 女子高等教育黎明期に影響を与えた人物とその功績

### 1. 成瀬仁蔵

成瀬仁蔵は、日本最初の女子総合大学設立の構想をもって、1901（明治 34）年に日本女子大学校を設立した人物であり、近代日本の女子教育の発展に尽力、貢献したことが知られている。日本女子大学校は「私学の三羽鳥」として、慶應義塾大学の福沢諭吉、同志社大学の新島襄とともに挙げられたが、女子の高等機関教育の設立者として評価を得たのは成瀬のみであった。「男女別の義務教育就学率の推移」<sup>(53)</sup>からも明らかなように、明治期は女子より男子が社会的に優先されていたと言える。女子高等教育機関として日本女子大学校を設立するには男子の高等教育機関設立以上に社会的な批判、反対が少なからず存在したことは推測されるが、にもかかわらず、成瀬が女子高等教育の拡充を図ったルーツはどこにあるのだろうか。

成瀬仁蔵は、1858（安政 5）年に長州藩毛利家藩士の長男として生まれた。成瀬家は父祖 3 代が皆教育者であり、父の小左衛門は藩校憲章館の教授であった。成瀬が 5 歳の時にこの憲章館に入学して漢学を修めた。成瀬は儒教に基づく武士道的教育を父から受けてきた。成瀬本人が後に「自分は米国にきてキリスト教に入信したが、その基礎は、陽明学を学んで、すでに出来ていたのだ」<sup>(54)</sup>と綱島佳吉に語ったように、儒教、陽明学がキリスト教入信の思想的基礎を培ったことになる。また、成瀬が 7 歳の時に母歌子が腸チフスで亡くなっている。まもなく継母としてきたを迎えるが、この新しい母と成瀬はなじまなかったようである<sup>(55)</sup>。晩年の成瀬は幼少期に関して『新婦人訓』の中で、母にもう 1 度逢いたいということが何よりの希望で、これが宗教心の起こった初めだったとこと振り返っている。また、明治七年には母に続いて、弟と父が亡くなってしまう。1875（明治 8）年山口教員養成所（山口師範学校の前身）に入り、翌年に小学師範科を出て、山口県下の小学校長兼巡回訓導に任命された。

1877（明治 10）年に同郷出身の沢山保羅と出会い、キリスト教を紹介される。後に成瀬は、このことを「生れ変わったような心持がし、（中略）一日、夜に至るまで話をして『これは真実である』と思ひました」<sup>(56)</sup>と、述べている。母や父、弟の死が沢山との出会いを契機にキリスト教の救いと結び付いたともとれる。同年に沢山の出立に付き添って山口をあとにし、大阪に赴き、沢山保羅によって洗礼を受けた。翌年、大阪の浪花教会によって新たに開設された梅花女学校の専任教師の職を与えられた。梅花女学校は、神戸女

学院や同志社女学校のようなミッションスクールではなく、日本国内の社会と学生の出費で経営される独立自給学校であった。キリスト教主義の徹底が梅花女学校の中心はあったが、自発的で経験を重視する教育を行っていた。この教育は日本女子大学での「自学自動主義」の教育と同様であり、既に実践されていた<sup>(57)</sup>。

また、女学校教育に携わることで、成瀬の女性観は大きく変化したと言える。かつては、厳格な武士道的鍛錬を課する父の教育が真の教育であり、男尊女卑、男は陽、女は陰とする儒教的な女性観でもって、女性は感情的で姑息な愛情を持つ者と見て、「祖母・叔母などが自分を非常に愛してくれた事実を認めながら、それは（中略）溺愛で正しく人間を育てる真の姿ではなかった」<sup>(58)</sup>と捉えていたが、神の前では男性と区別のない平等な存在である存在として女性を認識させられることとなった。

しかし、梅花女学校の財政難や、成瀬自身のキリスト教伝道への憧れ、社会的啓蒙活動への意志もあり、1882（明治 15）年に辞職した。辞職後は浪花教会の出張所があった大和郡山を中心に伝道に力を入れ、牧師として活動していた。だが、キリスト教を邪教として見る人々には社会に害をもたらすものでしかなく、路傍で石を投げつけられる、夜道で襲われる、教会の白壁に「耶蘇教の無理道」と黒文字で書かれるなどの妨害もあった。1886（明治 19）年に新潟第一基督教会を設立し、成瀬はその初代牧師になった。そして、1887（明治 20）年の新潟女学校の設立で成瀬が校長に就任し、北越学園の設立も同年設立された。

1890（明治 23）年には女子教育の研究と宗教的要求のために米国留学をした。留学渡航費の捻出には在新潟アメリカン・ボード宣教師のスカッターや、浪花教会以来の知己であるアメリカン・ボードのレヴィットの協力があつた。成瀬はノースアンドヴァーの牧師をしていたレヴィットに温かく迎えられ、滞在した。レヴィット家の生活で成瀬が特に感銘を受けた点は、夫婦関係や家族関係、家庭生活の在り方であつた。とりわけ、成瀬は、子ども達をも含めて家族全員がその家庭生活の仕事を分担し、互いの独立と自由を尊重する態度、そして、レヴィット夫人が家庭の精神的な中心となり、家庭の精神的な中心となり、家族全員の精神的向上を推し進めることに感心したとされる<sup>(59)</sup>。

ちなみに、渡米後間もなくの夫人への手紙で、成瀬は帰国後に女子大学校を興して、この大学を中心に日本全体に感化させたいとの旨を伝えている<sup>(60)</sup>。留学中にレヴィットの母校であるアンドヴァー神学校へ特別生として入学していたが、成瀬が特に影響を受けたのはタッカーの講義した社会学であつた。のちの成瀬自身の回想では、以下のように述べられている。

私の宗教思想に大いなる変革の力を持ち来した力は科学である。特に私がアンドヴァーで研究した社会学である。その以前の私は熱心なクリスト信者であり、思想としては、形而上的、神学的哲学であつたのであるが、それを破つたものは科学、特に社会学であつた。私は今後の宗教、今後の信仰というものは、独断的なクリスト教のみではない。同様に他の宗派のみでもないと考えたのである<sup>(61)</sup>。

レヴィットのもとを離れ、アンドヴァー神学校の寄宿舎に移った成瀬は体調を崩し、一ヶ月余り入院することもあった。アンドヴァー神学校以外にもクラーク大学での研究を行い、ケンブリッジ、ハーバード、ヴァッサーなどの共学大学、女子カレッジ、教育・宗教・社会事業等の機関の訪問を重ねた。留学での観察・研究の対象は多様であったが、広範な視野で熱心に研究し、日本社会の啓蒙と改良にそれらを生かすことが可能かどうかを考えていた。成瀬の日記では、以下のように書かれていた。

吾目的は吾天職を終わるにあり。吾が天職は婦人を高め徳に進ませ、力と知識練達を与へ、アイデアルホームを造らせ人情を敦し、国を富し、家を富し、人を幸にし、病より貧より救ひ、永遠の生命を得させ、罪を亡ぼし理想的社会を造るに有り（人類改良もあり）<sup>(62)</sup>。

吾生涯の目的は吾が日本全体の家庭を通じて即ち、Convert して日本社会を救うにありとす。各々の家に天国を来すにあり。是れ吾が天職と信ず。此を遂るの準備として女子教育、社会改良、結社、貧民救済、著書、新聞雑誌発行、伝道、男子青年の教導。又之に関する著書、演説等に従事す可し。男子学校に働き其の他凡ての社会に入り、之に成り立つホームを改良し、又新にホームを作ることに熱心に尽力す可し。其結果としてホームより大学者、大事業家を出しホームより富国を生みホームより強兵を造りホームより道徳を流すにあり、又ホームより幸福、万善を産出するにあり。ホームは社会の元素なり。社会を改良せんとせば之より始めされば能はず<sup>(63)</sup>。

1894年（明治27）年1月に留学を終えて帰国し、3月に梅花女学校の校長の座が決まり、規則を改正して新学年に備えた。具体的には商学部の設置、ロジック経済学・外国通信・速記・外国商業通信などの科目を置いた。文芸活動も奨励し『この花』を創刊した。また、女子体育にも力を入れ、教育体操・遊技体操・容儀体操の三種に分けられ奨励された。しかし、順調に梅花女学校の改革が進んだわけではなく、急な革新は摩擦を起こした。まず4年制から5年制へ変更し、最高学年にもう1年在学するように申し渡した。これがきっかけで同盟休校が行われることにもなったが、成瀬はこれを説得しおさめた。けれども、梅花女学校に設置され、学校運営に務めてきた「教育社」の社員との対立があった。成瀬は梅花女学校を女子高等教育の拠点として考え、家政学部・商業部・教育部・文学部・音楽部等を構想していたが、社員からの理解を得られなかった。結局、成瀬はこれまでの学校の歴史を尊重し、校長就任から2年後の1896（明治29）年に辞任、新たな教育機関を設立することになる。

また、校長時の夏期休暇中から成瀬は『女子教育』の構想の具体化にとりかかった。当時の女子教育の実情を見ると、1894（明治27）年度の小学校就学率は男子78%に対し、女子は44%に過ぎなかった。また、中等教育では文部省が承認した男子の中学校は82



校に対し、高等女学校は14校と、男子よりも女子に遅れが見られる。加えて1898(明治31)年施行の民法にみられるように「家」を基礎とする家族国家観のもとで母や妻の役割を儒教的な伝統を踏まえた女性像として家庭内に限定する論調が変わることはなかった。こういった社会情勢を考えると、新たな女子大学の設立のためには多くの有識者に女子教育の必要を説得し、賛成者や助成者を募ることが求められたのである。

そうして、1896(明治29)年に『女子教育』は刊行される。この書は5章から成り、女子教育の方針、智育、徳育、体育、実業教育の章に分かれている。第1章の「女子教育の方針」では、一部を要約すると、従来の家政上の実用中心の教育や社会万般にうとい女性であってはならず、男女の間に教育の差、区別をするべきではないこと、女子高等教育は緊急の必要時であることが述べられ、今後の日本の女子高等教育はどうあるべきかについては、①「重点を普通教育に置くこと。教育はどのような境遇でも人としての教育が基本にあるべき」、②「女子の天職を尽くすのに十分な資格を養うこと。賢母・良妻は天職の主要になるがそのためには学ぶことが伴う」、③「国民としての義務を全うする資格を養うこと。女子もまた社会の一員であり、独立自活の力量を持つこと」、の3点があげられている。そして、今後の日本の女子高等教育の方針として、①女子を人として教育すること、②女子を婦人として教育すること、③女子を国民として教育すること、があげられている。

同年に「女子大学設立趣旨書」を作成、印刷し、時には『女子教育』とともに有識者に配布してまわった。この趣旨書には、日清戦争後に世界の舞台に登場した日本において、国民の一半を荷なう女子の教育を振興する必要がある、日本女子大学校を設立して日本の女子教育の改善発達を促進し、国運の振張に一助したいという内容が書かれている。また、日本女子大学の方針として『女子教育』と同様に、人として婦人として国民として教育することを述べ、幼稚園から大学までの一貫教育をも構想し、同時に一貫教育と教育理念が全国に広まることを期している旨もあわせてこの趣意書にはあげられている。有識者、事業者を中心に賛同を求めた成瀬は年内でも150名ほどになり板垣退助・山県有朋・蜂須賀茂韶・土倉庄三郎・広岡浅子・西園寺公望・大隈重信などの多くの賛助者、賛同者をえている。けれども日清戦争後の反動の不景気から、設立資金を容易に集められず、なかなか進展しなかったが、三井三郎助による校舎敷地となる土地の寄附もあり1901(明治34)年の開校にこぎつけた。

日本女子大学校への初年度の入学者は、家政学部84名、国文学部91名、英文学部10名、英文予備科37名、付属校となる高等女学校各学年あわせて288名の計510名だった<sup>(64)</sup>。成瀬は、日本女子大学の生徒が、これまでの女子中等教育の経験と成瀬のアメリカでの経験を活かした教養を持った女性として育つことで、近代日本の家庭の再構築を願った。だが、女子中等教育には良妻賢母主義が家父長的な民法の下で教育政策の方針として打ち出されていたために、外部からは家政学部＝良妻賢母という捉え方がしばしばなされた<sup>(65)</sup>。開校時、42歳だった成瀬は、自らの教育思想を具体化し、基礎を固め、望ましい校風を作り上げ、生徒を人として教育することに力を入れた。1904(明治37)年、専

門学校令が發布され日本女子大学校も認可を得た。森村市左衛門の設立した森村豊明会によって、教育学部開設のための 55,000 円の寄付がなされ、教育学部と、附属幼稚園・小学校の設立がきまった。これらの開設は 1906（明治 39）年のことであり、これによって幼稚園から大学までの一貫教育体制が具体化された。

また、1905（明治 38）年に学内の評議員会となる毎月会が設立され、意見交換などが行われた。毎月会の発足に際し成瀬は開会の辞で目的を二つ挙げている。1 つは女子の高等教育に関する問題を研究し、女子大学に应用すること、もう 1 つは国家・社会の調和統一の思想の中核を作り上げることである<sup>(66)</sup>。西園寺公望や大隈重信といった社会的な地位や知名度のある人々が参加したことや、評議員であれば自由に議論に参加できたことから、女子の高等教育への理解を広げることにつながったと言える。

さらに、成瀬は単行本の執筆の他に共同執筆の著作、新聞や雑誌に言説が掲載されるなど、ジャーナリズム活動にも積極的であった。大隈重信撰『開国五十年史』上巻の「女子教育」の項目を担当した他、1907（明治 40）年に『講演集 第一』を出版、1911（明治 44）年に『進歩と教育』を出版、1913（大正 2）年『婦一協会会報』を発刊など枚挙に暇が無い。1914（大正 3）年に出版された『新時代の教育』は成瀬の教育論の集大成であり、女子教育に限らず教育全般にわたりその所信を述べている。大正期の教育の任務として、「人格主義の教育の振興、個人の発達に力むる事、自治的国民の養成、実業教育を盛んにすること、女子教育を興す事、科学教育の普及、美術教育の普及」が挙げられている。

1913（大正 2）年に、成瀬は政府の教育調査会の委員になった。「学風改善ニ関スル建議案」、「女子高等教育ニ関スル建議案」の 2 案を出したが、決議には至らなかった。次いで高田早苗文部大臣となり「大学令案」が提示されると、成瀬は私立大学の成立や女子大学について提言、活動した。けれど、大学令の改正は多数の賛成を得たものの、公私立大学などの大学教育の拡大は貴族院・枢密院の反対に会い実現しなかった。1916（大正 5）年寺内内閣が成立すると、文部省下の教育調査会が廃止され、総理大臣直属の教育会議として諮問に応じて建議する体制に変わった。

女子教育に関する諮問において成瀬は力を入れた。良妻賢母主義の徳育を主張する委員に対しては、女子教育に科学的な知識の必要性を述べ、家政学でも単なる実用的知識より社会の改善進歩に貢献しうる知識や技能を養成すること、経済学、農学、音楽、人類学などを家政学の近縁の学として同時に学ぶことを主張した。また、同時に『女子教育改善意見書』を配布し、人格教育を基本とすることや、女子は男子と異なっているために女子の特性を伸ばす教育の場があるべきとするような成瀬のこれまでの女子教育論が展開される。こうした主張に嘉納治五郎や鶴沢總明は理解を示し賛成するが、山川健次郎や高木兼寛は女子の出生率、死亡率などを持ち出し、女子への教育が我民族の繁殖を妨げるとして変わらず反対している。そこで、義務教育 6 年は明治末にほぼ達成され女子の中等教育進学希望者も増加しているので、高等女学校に高等科、専攻科を設けることを容認することとなった。結果的には成瀬の主張はほとんど受け入れられなかった。1919（大正 8）年に成瀬は肝臓癌で亡くなるが、この 2 年後の高等女学校令の改正で、正式に高等科や専門科

を置くことが認められた一方、1920（大正 9）年の大学令改正で男子系の大学を公立や私立にも認可するようになり、男女の教育格差は広がったともいえる。

高等女子教育の拡充に向けた成瀬の女子大学構想は明治期の社会状況から考えれば、理解を得られやすいとは言えない茨の道であった。日清戦争などを通じて国粋主義的思想の徐々に強まっていく明治末期での活動であったため、批判や誹謗の対象となることもあった。加えて、中等教育段階で進学が閉ざされており、女子高等教育機関設立の必要性を理解する人が一般には少なかった。けれども、成瀬は官吏や儒教の道ではなくキリスト教の伝道を選び、教育にしても男子教育ではなく女子教育に向かった。この行動の原動力となったのは、アメリカ留学やキリスト教を通じて獲得した日本には従来存在しなかった価値観、特に家族観と、社会学を中心とした科学である。

アメリカ留学やキリスト教との出会いから、成瀬は、日本の伝統的な思想を批判的に捉える視座を得て、女子教育の拡充や日本女子大学校の構想へと結びつくことになった。そして、女子教育の意義を提起した『女子教育』をはじめ成瀬の著作が、女子高等教育への有権者の理解を集め、旧来の女性観を打破する道標になった。成瀬による日本女子大学校設立の上で、女子を人として、婦人として、国民として教育すべきという理念があったが、日本女子大学校が平塚らいてふ、井上秀、大橋広、上代たの、奥むねお等の社会的な活動家を多く輩出したことは、成瀬の理念が反映されたものとして考えることもできるだろう。

## 2. 山川健次郎

大正臨時教育会議は、後の女子高等教育制度の第一歩となり、女性と大学教育の関係について初めて政府の諮問機関によってその後の方針が示されたという点が重要であるというのは、第二章で取り扱ったとおりである。同時に諮問第六号「女子教育ニ関スル件」の審議はわずか一回で終わり、しかもその審議の中心論点は初等教育および中等教育レベルの女子教育問題に集中しており、高等教育レベルの審議についてはごく僅かの時間で終わってしまっていた。委員の中には日本女子大学創始者で、女子高等教育の必要性を早くから唱えていた成瀬仁蔵や、東北帝国大学総長としてはじめて女性の正規入学者を認めた沢柳政太郎も加わっていたにもかかわらず、審議の結果は、「時期尚早」論に終始してしまっていた<sup>(67)</sup>。

この審議において重要視されたのが「徳育」の問題、すなわち、それまで主として高等女学校で目指されていた「良妻賢母」のあり方についてである<sup>(68)</sup>。この審議において、「女子に高等教育を受けさせることは、民族の繁栄に害がある」<sup>(69)</sup>と云ってのけた人がいる。それが初代東京帝国大学総長でありながら、東宮御学問所評議委員<sup>(70)</sup>を勤めていた山川健次郎である。非常に保守的であるにもかかわらず、その発言の影響力はすさまじかったようである。それは、以下で紹介する彼の略歴、実績を踏まえればわかることだろう。以下にそれを紹介する。

山川は、1854年（嘉永 7 年）、会津藩国家老山川重固の下に生まれた。五人兄妹の二男であった<sup>(71)</sup>。1862年（文久 2 年）会津藩校日新館に入学すると、三年後の 1865 年（慶

応元年) 一等に昇級し、学問で秀でた成績を収める。その後藩命でフランス語を学ぶ。1868年(明治元年) 白虎隊に入隊するも、最年少ということで訓練から外される。若松開城時には籠城戦に参加するが、新政府軍に敗戦。猪苗代に謹慎処分となるが寺小性に扮して脱走。長州人奥平謙輔の書生となり、漢学、英学を学ぶ。1871年(明治4年)、アメリカへ留学、エール大学に入り物理学を学び、学位を受ける。ここまでも山川がいかに勉学に秀でており、かつ、壮絶な幼少期、青年期を過ごしたかがわかるだろう

帰国後、1878年(明治9年) 東京開成学校教授補となり、物理学を教える。その後1878年(明治12年) 東京大学理学部教授補に就任し、日本として初の物理学教授となる。1888年(明治21年) 理学博士の学位を受けると、5年後の1893年(明治26年) 東京帝国大学理科大学学長に就任する。8年後の1901年(明治36年) 東京帝国大学初代総長に就任。その後貴族院勅選議員となった後、戸水事件を経て一度東京帝国大学総長を辞任、後に九州帝国大学初代総長を務めたのち、1913年(大正2年) 東京帝国大学総長に再任される。さらに沢柳事件を経て京都帝国大学総長を兼任(戸水事件、沢柳事件については後述)。二年後に爵位を得ると1920年(大正九年)、67歳になるまで日本の教育界の第一線で活躍した<sup>(72)</sup>。日本の最高学府である東京帝国大学の歴史を語るうえで外せない人物であり、当時の教育界における影響力は言うまでもないだろう。

山川の二回にわたる東京帝国大学総長在任期間には、大学の自治や学問の自由にかかわる重大な事件が起こり、山川健次郎という名を日本の教育界に知らしめることとなった。

最初の在任期間に起こった戸水事件は、法学部(当時は法科大学)教授の戸水寛人が、日露戦争終結の過程で過激な講和条件案を主張して世論を扇動し、社会への影響を懸念した文部省が1905年、文官分限令に基づく休職処分を出した。これに対して法学部教官団は、大学教授がその発言の是非を文部省に審査され教団を追われれば、大学の自治と学問の自由は根底から覆されると反発し、処分の撤回と戸水の復職を求めた<sup>(73)</sup>。ここで山川は事態の鎮静化を図るため、責任を取って自身の辞表を提出するとともに、戸水を法学部講師に任命して研究を続けさせる措置を取った。しかし、山川の辞表が受理され、松井直吉が次の総長に任命されたことで紛争は再燃する。全額の教官が教授総会を開催して文部大臣に抗議するとともに、山川の復職を求め、200名近い教授、助教授が辞表提出を決意し、東京大学は自壊寸前にまで陥った。このように多くの教授が自らの職を賭してまで山川の復職を求めた背景には、山川への深い畏敬の念があるという。

生涯、芸者を侍らせるような宴席は敬遠したと言われるように、清廉潔白で高潔な人格は周囲からも一目も二目も置かれており、その高潔さは少年時代に目にした会津落城の悲劇を忘れまいとする自戒の念と武士道を体現した人生からくるものであった<sup>(74)</sup>。

結果として松井直吉はわずか10日で辞職。久保田文部大臣も辞職し、翌年には戸水の教授復職も実現した。しかし、山川は自身の美意識から総長への復職を固辞したのである

(75)。ここからも彼の信念に基づいた行動がうかがえる。

再び総長に就任し 1913 年に起きたのが沢柳事件である。これは、京都帝国大学総長に就任した沢柳政太郎が着任早々、大学教員の質向上を目指して、不要とされた教授七名を一挙に罷免し、これに反発する教授団との紛争が起きた、というものである。沢柳が教授会の決議を経ずに教授を退任させたことは、教授会自治に基づいた学問の自由を脅かす行為他ならなかったのである。法学部の教授全員が辞表を提出するにまで至ったこの紛争は、沢柳が総長を辞任し、代わりに山川を就任させること収束に向かった。東大総長と京大総長した山川は、各部教授会の意見を十分に聞いたうえで後任の総長を選出した。これが国立大学における総長公選の原点である。のちに山川は東京大学でも総長公選制度を導入し、現在にまで至っている、そのほかにも、帝国大学調査委員会の設置、教授定年制度の導入など、大学の制度改革においても大いにその実力を発揮したのである (76)。

この二つの事件からわかることは、山川の人望の厚さ、問題解決力の高さである。このような実績が、世間における山川の発言の影響力を強めていったともとらえることができる。

さて、話を女子高等教育とのかかわりに戻そう。山川の怒涛のような人生、歴史に名を連ねる実績は、前述のとおりである。彼が直接女子教育高等教育について言及したという資料は、大正臨時教育会議時のもの以外はあまり見つかっていない。もちろん、女子が高等教育を受けることをよく思っていなかった為、資料がないのも当然と言えば当然なのだが、多くの資料に残る山川の人物評を探ると、彼の思想の根底をなしていたものがわかってくる。

そして先生は常に「会津武士」たることを忘れず、子ども方の教育にも「会津の武士は決して泣かぬ」といふことを以って訓戒とせられたものである (77)。

背院生はよく世人から武士道の典型を以て擬せられた。…まさに男らしいとふ言葉は先生にして初めて当て嵌まる言葉であらう。先生は会津武士の典型であった (78)。

多くの文献に登場するのが、「会津武士」のような人、という表現である。これには、武士道教育、特に会津武士道と呼ばれる幼少期の教えが大きく反映されている可能性が高いと考える。会津武士道とは「ならぬものはならぬ」という原則の下、通常の武士道精神よりも厳格な倫理や価値基準のことである (79)。保守的であり、旧体制の色濃く残った会津で、幼少期から青年期を戊辰戦争という動乱の中で過ごした山川にとって、その思想は山川自身の倫理や価値基準になっていたのではないだろうか。また、男らしく、女らしくということのを大事にし、その差異を明確に論ずる武士道は、時に男尊女卑ともとらえらえることがある。

山川は、女子高等教育の拡充よりも、(武士道精神に基づく) 本来の男女の差異のが変わってしまうことを憂い、先の大正臨時教育審議会での発言に至ったのではないだろうか。

男女の性差を尊重する日本古来の思想が、女子高等教育の拡充という点に於いて、一つの障害たりえていたのではないかと、ということは、山川健次郎という人間の歴史を振り返れば見えてくる要素である。前述のように、日本の大学制度の基礎を作り上げ、教育界に大いなる発言力を持った山川という人間が、女子高等教育の拡大に否定的であったという事実は、「武士道的男女観」といったような日本国に根付く考え方が、当時如何に広範な影響力をもっていたかが窺い知れる。

## むすび

本研究では、大正臨時教育会議以前、大正臨時教育会議後、戦中、戦後という時代を経て、女子高等教育がどのように門戸を開放していったかを史実を基に検証した。東京女子高等師範学校で「教員養成」という社会要求をのむ形で開始した女子高等教育が「男女の教育機会の平等」と言えるまでに成長するには、多くの困難があったことを改めて認識した。女子高等教育の指針が初めて正式に示されたと言える大正臨時教育会議の「女子教育ニ関スル件」は、女子高等教育の門戸開放の大きなきっかけにはなったが、その内容は限定的であり、劇的な門戸開放を実現するには、第二次世界大戦の敗戦による、占領下での大規模な教育方針の転換が必要であったということが研究を通して理解できた。また、そのような歴史的転換点が訪れなければ変化が起きないという点に於いて、日本政府は女子高等教育の門戸開放に対して極めて消極的であったということもまた事実であろう。それは、第四節で扱った山川健次郎の主張、ならびにそれを容認した当時の政府見れば明らかであろう。

しかしながら、それでも女子高等教育の拡大を求める運動が起きたのは、各節にも明記した通り、男女平等を求めるデモクラシー思想の影響、第一次世界大戦を通じて諸外国の思想が日本に伝わったことが挙げられる。また、成瀬仁蔵等、女子高等教育の拡充のために心血を注いだ先人たちの働きも大いに作用して居るだろう。

高等教育機関が女子に門戸を開放するようになった理由はどこにあるのかということに立ち返ると、上記のデモクラシー思想の影響や、第四節で述べた人物らの活躍があったことは間違いない。そこから人々の意識が変わり、政府も応答せざる終えなくなり、制度が変わっていったと考える。

本来良妻賢母主義に則るべきであるとされていた女子教育は、デモクラシー思想の拡大や、女性の権利獲得運動、そして成瀬のような人物を通して、変化していった。そしてその教育観に対し、第二節以降で述べたように、政府も大正臨時教育会議や教育審議会で応答し、門戸を開放するようになったとまとめることが出来る。

しかし門戸開放はされたと言っても、本研究の女子高等教育と現在の女子高等教育とでは、役割や人々の女子教育に対する思いも違う。その点を描出することが出来ないのが本研究の限界であり、課題であると言える。

[注]

- (1) 文部科学省『大学の関係学科別学部学生数』  
< <http://www.gender.go.jp/positive/siryo/po05-2.pdf> >
- (2) 村田鈴子『わが国女子高等教育成立過程の研究』風見書房、1980年、2頁。
- (3) 同上。
- (4) 前掲『わが国女子高等教育成立過程の研究』、1頁。
- (5) モルレーはアメリカにおける大学教育の経験に基づいて画策、献策し、それらが基礎となつて、東京大学の規模および創設計画に寄与した人物でもある。  
< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317599.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317599.htm) >
- (6) 英語を用いて教育を行なう可否、師範学校設置に続き、日本の女子教育にも触れている。モルレーは、女子教育の必要性を述べたうえで、女子に寮を提供すること、女子のための科目を設けることを提案している（『「横浜毎日新聞」「東京横浜毎日新聞」からみる神奈川県の自由民権運動と教育』高崎経済大学論集第49巻 第3・4合併号 2007年 161頁）。
- (7) 前掲『わが国女子高等教育成立過程の研究』、1頁。
- (8) 同上、2-3頁。
- (9) 同上、6-7頁。
- (10) 同上、7頁。
- (11) 同上。
- (12) 同上、7-8頁。
- (13) 同上、9頁。
- (14) 同上、9-10頁。
- (15) 奈良女子大学『奈良女子大学六十年史』、1970年、26-27頁、
- (16) 同上、10頁。
- (17) 同上、16頁。
- (18) 東京女子高等師範学校国文出身の現職女学校教師。
- (19) 上野葉子『婦人問題と文部省の態度』葉子全集第一巻、396頁。
- (20) 文部科学省ウェブサイト『学制百年史資料編』。  
< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317651.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317651.htm) >
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 文部省『臨時教育会議（総会）速記録』第25号、1979年、5-6頁。
- (24) 同上第23号、46頁。
- (25) 同上第23号、53-54頁。
- (26) 前掲『臨時教育会議（総会）速記録』第23号、69-70頁。
- (27) 「実業答申案可決」『東京日日新聞』1918年9月22日 3面。
- (28) 「女子教育審議」『東京日日新聞』1918年9月26日 3面。
- (29) 文部科学省ウェブサイト 『学制百年史資料編』。  
< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm) >
- (30) 文部省『臨時教育会議要覧』1919年、140頁。

- (31) 船橋治『近代日本の女性と大学教育 教育機会開放をめぐる歴史』不二出版、2003年、105頁
- (32) 同上。
- (33) 『同前書』二四四号、1941年12月10日、1-2面。
- (34) 「昭和一七年度臨時総会」『同前書』二四八号、1942年9月15日、1面。
- (35) 女子高等教育及大学教育と中等教員について『同前書』二三三号1940年3月1日、5面。
- (36) 「総会報告『佐保会報』二九号九月号、1940年9月30日、1面。
- (37) 日本女子大学校『日本女子大学校四拾年史』日本女子大学校、1942年、275頁。
- (38) 津田塾大学『津田塾六十年史』津田塾大学、1960年、251-252頁。
- (39) 津田塾理科の歴史を記録する会編『女性の自立と科学教育—津田塾理科の歴史』ドメス出版、1987年、49頁。
- (40) 森秀雄『日本教育制度史』学芸図書株式会社、1984年、41頁。
- (41) 『近代日本教育史制度科 第十卷』講談社、1956年、649頁。
- (42) 『田中穂積日記』、早稲田大学中央図書館蔵『前掲書』第3巻、802頁。
- (43) 教育審議会『教育審議会 諮問第一号 特別委員会 整理委員会会議録』第7巻、192頁。
- (44) 前掲『わが国女子高等教育成立過程の研究』、187頁。
- (45) 同上。
- (46) 同上、188頁。
- (47) 前掲『わが国女子高等教育成立過程の研究』、188-189頁。
- (48) 児玉三夫『日本の教育 連合軍占領政策資料』明星大学出版部、1983年、95頁。
- (49) 『朝日新聞』1946年2月5日、1面。
- (50) 前掲『わが国女子高等教育成立過程の研究』、192頁。
- (51) 前掲『奈良女子大学六十年史』、212頁。
- (52) 前掲『わが国女子高等教育成立過程の研究』、204-217頁。
- (53) 文部省『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達—』参照。
- < [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201\\_2\\_011.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201_2_011.html) >
- (54) 梅花学園沢山保羅研究会『沢山保羅研究 I』梅花学園、1968年、33頁。
- (55) 中島邦『成瀬仁蔵』吉川弘文館、2002年、9頁。
- (56) 中村雅雄『日本女子大学四拾年史』日本女子大学校、1942年、10頁。
- (57) 影山礼子『成瀬仁蔵の教育思想』風間書房、1994年、43頁。
- (58) 前掲『成瀬仁蔵』、40頁。
- (59) 前掲『成瀬仁蔵』、40頁。
- (60) 前掲『日本女子大学四拾年史』、18頁。
- (61) 仁科節『成瀬先生伝』大空社、1989年。
- (62) 『成瀬仁蔵著作集 第一巻』、504頁、「明治二十四年八月十日の日記」。
- (63) 同上、522-523頁、「明治二十五年一月十四日の日記」。
- (64) 前掲『日本女子大学四拾年史』、140頁。
- (65) 前掲『成瀬仁蔵』、138頁。
- (66) 同上、140頁。
- (67) 文部科学省『臨時教育会議』



< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318173.htm) >

- (68) 寺崎昌男「勤惰日本において大学の本質はどのように考えられてきたか」、『中部大学教育研究』、7頁。
- (69) 橘木俊昭『女性と学歴』劉草書房、2011年、98頁。
- (70) 当時の皇太子（後の昭和天皇）の教育係。
- (71) 妹の二葉、捨松は女子教育の拡充に努めた教育者である。
- (72) 花見朔己『男爵山川先生<伝記>山川健次郎』大空社、2頁、山川先生略年譜より。
- (73) 佐藤慎一『山川健次郎の胸像を迎えて』東京大学寄贈、18頁。
- (74) 馬場錬成『物理学校—近代史の中の理化学生—』中公新書ラクレ、2006年、91頁。
- (75) 前掲『山川健次郎の胸像を迎えて』、18頁。
- (76) 同上。
- (77) 前掲『男爵山川先生<伝記>山川健次郎』、488頁。
- (78) 同上。
- (79) 星亮一『会津武士道「ならぬことはならぬ」の教え』青春出版社、2006年、51頁。

## 第五章 帝国大学に見る大学の研究体制

### —大学は研究機関か、教育機関か—

#### はじめに

大学とは何なのか。2006（平成 18）年に改正された「教育基本法」の第 7 条において、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」<sup>(1)</sup>とあるように、大学は本来、高い教養を身につけると共に深く研究を行う場であると定められている。

しかし、今日の大学ではこの本来の目的と実態とがかけ離れているように感じる。昨今の大学生は、大学での研究それ自体を目的として大学で学ぶという意識よりも、大学卒業後の進路をその最終目的とし、大学を一つの通過点としてとらえるような現状があるのではないだろうか。大学進学の際、「就職に強い大学」などのランキングなどを参考に、大学で何を学びたいかという研究そのものよりも、その先にある将来を見据えて進路を決めるという人も多いのではないだろうか。さらに、学生側だけでなく、大学側も、学生の就職支援にかなり力を入れているように感じる。

ベネッセの調査によると、2009（平成 21）年度の取り組みとして、7 割の大学が、キャリアセンター主体で「職業観育成のためのガイダンス」を単位なしの講座として実施しており、そのうち約半数の 54.3 %が 1 年生から実施している。また、学部や学科などの教学側主体の取り組みをみると、約 5 割が「職業観育成のためのガイダンス」を単位ありの科目として実施しており、学年別には 2 年生で 64.6 %ともっとも多い<sup>(2)</sup>。さらに、大学と産業界がパートナーシップを形成し、産学連携による高度専門人材の育成を行うことにより、大学の人材養成機能の充実・強化を図ることを目的とした「産学連携による実践型人材育成事業」<sup>(3)</sup>も実施されているように、今日の大学は産業界との連携が強まっていることがうかがえる。このような調査から、今日大学の授業は学生に研究をさせることや学生の研究意識を育むようなものというよりも、それ以上に就職を成功させることに重きを置き、それが主たる目的となりつつあるのではないか。本来は研究が目的であるはずの大学において、このような就職・進路重視の傾向は、一体いつから始まったのだろうか。

歴史をさかのぼると、日本教育の最高学府としてその立場を確立してきた帝国大学は 1886（明治 19）年の「帝国大学令」で「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」<sup>(4)</sup>とあるように、教育を授ける場、研究を行う場としての存在基盤や創設理念を有していた。しかし実態は、官僚養成的な側面を強めていった。1887 年の「文官試験試補及見習規則」では、「三年以上分科大学ノ教授ニ任シタル者ハ高等試験及実務練習ヲ要セス直二本官ニ任シ法学博士ノ学位ヲ受ケタル者ハ法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得」<sup>(5)</sup>とあるように、帝国大学の卒業生は無試験で試補となることができ、帝国大学は官吏

養成の中心的な機関としての制度的地位を与えられた。これにより、文官試験試補及見習規則施行の翌年、1888（明治 21）年から 1897（明治 30）年の帝国大学法科大学の卒業生の 7 割以上が官庁に就職し<sup>(6)</sup>、同時期の行政官僚における高級官僚の内訳は帝国大学法科大学卒業生が 8 割を占めていた<sup>(7)</sup>。これは一部の例ではあるが、このようなデータから、帝国大学は研究機関というよりも、官僚養成機関としての性格を強めていったということがうかがえる。

また、帝国大学卒業生の進路は、法科大学生の行政官僚への道以外にも、幅広く用意されていた。司法官任用試験、弁護士試験、医師試験などといった国家試験制度が、帝国大学卒業生にはすべて免除されるという特権が与えられ<sup>(8)</sup>、この試験免除制度により、法科大学卒業生の行政官僚への就職率が非常に高かった事実と同様に、司法官僚や弁護士などの職業に占める帝国大学の卒業生の割合は非常に高いものであった。このように、当時から帝国大学の卒業生は進路としての将来がほぼ約束されたようなものであった。このような状況を考えると、帝国大学側と学生側の両者とも、大学での研究それ自体を目的とするよりも、大学を約束された進路や将来のための一つの通過機関として捉えていたのではないかという推測が出来る。つまり、現代の大学が持つ、学生の就職を重視する傾向は、ここ最近始まったことではなく、帝国大学創設当初から確認することができるのではないだろうか。今日の大学が研究よりも生徒の就職を重視する風潮は、大学創設当初の大学のあり方に起因するものではないだろうか。

そこで本研究において帝国大学に焦点を当て、帝国大学の創設時、「大学は研究を行う場」という理念とその実態にずれが生じていたのではないかということ、文献調査を通して検証し、本来研究の場であるはずの大学が、実際は学生が研究する場として機能していなかったのではないか、という仮説のもと研究を進めたいと思う。本研究においてもっとも重要で困難な点は、何を持って大学で「研究」が行われていたか、という定義をいかに設定するかである。本論文では、学部における授業体制（講義が主であったか、または演習や少人数ゼミナールが組まれていたか、卒業論文などの学生主体の研究体制が組まれていたか、それが重視されていたか）と、卒業生の進路（研究者や学者を輩出していたか、または官僚や専門分野の道があらかじめ用意されていたのか）という二つの軸を設定し、これを指標として検討していきたいと考える。学部に関しては帝国大学創立当初から存在する文学部と法学部、理学部の三学部を扱うこととする。

## 第一節 文学部における研究体制

### 1. 授業形態に関して

文学部は東京大学創立当初から存在し、学科は第一科と第二科に分かれていた。第一科とは史学、哲学、政治学の三学科のことを指し、第二科は和漢文学科のことを指した。文学部には言語の習得を重要視する伝統があるが、それは創立当初から存在したものだ<sup>(9)</sup>。第一科では 4 年間イギリス文学を学び、最初の 2 年間はフランス語かドイツ語を学習し、さらに和文学、漢文学をも履修しなければならなかった。創立当初の文学部の学習科目は以下の通りである<sup>(10)</sup>。

第1学年		英語	論理学	心理学	和文学	
		漢文学	フランス語またはドイツ語			
第2学年	第一科	和文学	漢文学	英文学	哲学	
		欧米史学	フランス語またはドイツ語			
第2学年	第二科	和文学	漢文学	英文学	欧米史学または哲学	
	第3学年	第一科	和文学	漢文学	英文学	哲学
欧米史学			政治学	経済学		
第3学年	第二科	和文学	漢文学	英文学	欧米史学または哲学	
	第4学年	第一科	英文学	欧米史学	哲学	政学
第二科			和文学	漢文学	欧米史学または哲学	

文学部	第一科	史学科	哲学科	政治学科
	第二科	和漢文学科		

<『東京大学百年史 部局史1』より> <sup>(11)</sup>

これを見ると科目の選択肢がほとんどないことが分かる。そしてまた、演習といったような参加型の授業形態の存在もその名称からはうかがい知ることが出来ない。

1879（明治12）年になると学科組織の改編が行われた。第一科から史学を削り、理財学が加えられた。これは広い範囲を扱う史学を教えるに適する人材が不足していたためであり、かつ史学科を希望する学生がほとんどいなかったことも理由の一つとしてあげられる。しかし史学科は学科としての名称は無くなり、科目として残ったものの、史学を専門的に学ぶことは難しくなったと考えられる。一方で新しく開設された理財学科を希望する学生は少なくはなかったようだ<sup>(12)</sup>。

また、注目すべきはこの改正に伴い漢文の作文が重視されるようになり、卒業論文が科せられるようになったことである。卒業論文は第一学科、第二学科ともに第4学年で課せられており、卒業論文を重視する文学部の伝統はこのときから始まった<sup>(13)</sup>。

文学部	第一科	理財学科	哲学科	政治学科
	第二科	和漢文学科		

<『東京大学百年史 部局史1』より> <sup>(14)</sup>

1881（明治14）年には哲学を独立させて第一科とし、政治学と理財学を第二科、和漢文学を第三科と改めた。その図が以下である。

文学部	第一科	哲学科		
	第二科	政治学科	理財学科	
	第三科	和漢文学科		

<『東京大学百年史 部局史1』より> <sup>(15)</sup>

また、このとき第二外国語としてフランス語とドイツ語での選択を改め、第二外国語はドイツ語のみとなった。なお卒業論文の使用言語も限定され、第一科と第二科は邦文漢文もしくは英文で、第三科は和漢両文とされた<sup>(16)</sup>。このとき、新設の科目も増え、少しずつではあるが、科目の選択肢も広がってきたようだ。同時にこの頃、文学部政治学科の1期生が助教授として任用された。これを機に多くの卒業生が教授として再び大学に戻ってくるようになる。

1885（明治18）年には文部省から通達があり、第二科を文学部から法学部に移すこととなった。また和漢文学科は和文学と漢文学に分けられた。これによって文学部は哲学科、和文学科、漢文学科の3つの学科から成ることになった。

文学部	哲学科	和文学科	漢文学科
-----	-----	------	------

<『東京大学百年史 部局史1』より><sup>(17)</sup>

1886（明治19）年、「帝国大学令」が發布されて東京大学は帝国大学となった。この際、博言学が加わり、文学部には哲学科、和文学科、漢文学科と博言学科の4学科となった。このとき修業年限が4年から3年へと短縮された。減った1年分の授業を補うために各学年の授業時数は増えていくが、それでも完璧に補えるものではなかったようである。

文学部	哲学科	和文学科	漢文学科	博言学
-----	-----	------	------	-----

<『東京大学百年史 部局史1』より><sup>(18)</sup>

次に、当時の哲学科と和文学の学習科目を見てみたい。それが以下の表である。△がついている科目はその中から2つを選択することとなっていた。これを見ると創立時に比べて選択できる科目が増え、学科に特化した科目が出現していることがわかる。

哲学科						
第1学年	論理学	心理学	哲学	東洋哲学	史学	英語
	作文	ドイツ語	△地質学	△動物学	△和文学	△漢文学
第2学年	哲学	生理学	社会学	東洋哲学	英語	ドイツ語
	作文	△地質学	△動物学	△和文学	△漢文学	
第3学年	心理学	哲学	審美学	東洋哲学		

和文学科						
第1学年	論理学	心理学	哲学	東洋哲学	史学	英語
	作文	史学	日本歴史	和漢古代法制	支那歴史	和文学
第2学年	哲学	社会学	東洋哲学	和漢古代法制	日本歴史	支那歴史
	和文学	英語	作文			
第3学年	哲学	東洋哲学	日本歴史	和漢古代法制	支那歴史	和文学
	作文					

<『東京大学百年史 資料1』より><sup>(19)</sup>

1887（明治 20）年には史学科、英文学科、独逸文学科が増設され、全部で 7 学科となった。新設の 3 学科とも教育学が教科の中に加えられたことは注目に値するであろう<sup>(20)</sup>。史学科は前述したように教授がいなかったために廃止されていたものである。外国から教授を迎え、開設にこぎつけた。

文学部	哲学科	和文学科	漢文学科	博言学
	史学科	英文学科	独逸文学科	

<『東京大学百年史 資料 1』より><sup>(21)</sup>

また翌 1888（明治 21）年には国史科が新設され、同時に和文学科は国文学科に、漢文学科は漢学科と名称を変更した。

文学部	哲学科	国文学科	漢学科	博言学
	史学科	英米文学科	独逸文学科	国史科

<『東京大学百年史 資料 1』より><sup>(22)</sup>

1890（明治 23）年には仏蘭西文学科が新設され、文学部は合計で 9 学科となった。この頃から教員養成にも力が注がれるようになる。先ほど触れた教育学が教科に加わったこともこの一環であったようだが、これは外国人教師、ハウスクネヒトの提案に従ったものである。この提案により、一定期間のうちに教育学教授法を教えるとともに教育の実習をさせるという「特約生教育学科」（教育課程の前身）が設けられた<sup>(23)</sup>。

文学部	哲学科	国文学科	漢学科	博言学	史学科
	英米文学科	独逸文学科	国史科	仏蘭西文学科	

<『東京大学百年史 資料 1』より><sup>(24)</sup>

1904（明治 37）年、文学部では久しぶりに大きな改変が行われた。これは従来の 9 学科を統合し、哲学科、史学科、文学科の 3 学科とするというものだった。下の表は学科とその下にある専攻をまとめたものである。

文学部	哲学科	哲学	哲学史	支那哲学	印度哲学	心理学
		倫理学	宗教学	美学	教育学	社会学
	史学科	国史学	支那史学	西洋史学		
		国文学	支那文学	梵字学	英吉利文学	独逸文学
		仏蘭西文学	言語学			

<『東京大学百年史 資料 1』より><sup>(25)</sup>

また、同時期から単位制が導入されるようになった。これにより学生は、学年によって決められた授業を受けるのではなく、専攻を選び、それについて定められた必修科目を履修し、卒業試験に挑むこととなった。卒業試験は、外国語2科目の試験に合格すると論文試験を受験でき、これに合格すると口頭試験を受験できる、というものだった。修業年限がなくなったこともあり、何年たっても卒業できない者が続出した<sup>(26)</sup>。この弊害をなくすため、1910(明治43)年に新制度が施行された。この新制度によって、一言でいえば専攻の科目が一層重視されるようになり、外国語教育がやや軽視されるようになった<sup>(27)</sup>。

さらに1916(大正5)年には、各学科とも外国語は1科目のみの履修となった。1919(大正8)年には文学部の3学科制は廃止となり、その下にあった19の専攻が独立した。このとき学修規定も改正され、専門研究に進む者と、一般教養を学ぶ者によって単位数を異にした。

ここでは、文学部の授業形態について述べてきたが、科目名を詳細に記述した資料を十分に検討できず、本論文で研究の指標と定めた演習の存在とその数の変化は追うことができなかった。しかし、研究を進める中で、次第に学科数や専攻、科目数が増えていくことが明らかとなった。このことから、時代を経るにつれ、教育の幅や専門性は高まっていったと捉えることができるだろう。また、上記でも触れたように卒業生が教授として任用されるようになったという事例も確認されたことから、帝国大学は教育者および研究者の育成という役割を果たしていたと考えられるのではないだろうか。

## 2. 卒業生の進路に関して

文学部(文科大学)の進路状況は、創立初期においては、下の表からもわかるように、行政官吏となるもの、あるいは学校教職員となるものが圧倒的な割合を占め、大学院進学や海外留学をするものは少なく、民間に進む者にいたっては皆無であった。これは、序章でも述べたように、明治中期当時の文学部にも行政官吏や中等教員試験の免除特権が付与されていたという要因が大きく、当初の東京大学が人材育成機関の側面が強かったということの表れであると言えるだろう。

	行政官吏	学校教員	民間	進学	留学	不明	死亡	合計
人数	25	28	0	5	3	12	2	75

1876～1891(明治9～24)年の文学部(文科大学)卒業生の進路状況<sup>(28)</sup>

しかし、1893(明治26)年ごろからその傾向は変化を見せる。下の表を見るとわかるように、教職員になる者の人数は依然としてかなりの割合を占めているものの、行政官吏の道に進む者の割合が圧倒的に少なくなり、かわりに学業を継続する者(大多数が大学院進学、他にごく少数ながら留学、他学部、他学校への入学がある)が卒業生全体の約半数近くを占めるようになってきていることである。その後の年代を追ってみても、1917(大正6)

年にいたるまで、学業継続者と学校教員になる者の人数の合計は総数の 7, 8 割を超えており、卒業してもなお学校体系の中に留まり続ける者が多いことを示している。

	学業継続	学校教員	行政官吏	民間	軍隊	不明	死亡	合計
明治 26 ～30年	88	52	5	2	2	23	2	174
明治 31 ～35年	131	156	5	3	21	40	2	358
明治 36 ～40年	192	173	1	4	1	61	1	433
明治 41 ～45年	150	233	1	1	—	111	2	498
大正 2 ～6年	127	186	—	21	—	99	—	433

1893～1917（明治 26～大正 6）年の文科大学卒業生の進路状況<sup>(29)</sup>

前述したように、ここでの大きな変化は学業継続者の圧倒的な増加にあるが、大学院の卒業生の就職先もまた教職であるのが一般的だった、という事実も存在することから<sup>(30)</sup>、学業継続者の増加が文科大学の学問研究の側面の強化であるとは言い難い。しかし、発想を転換してみると、文科大学または大学院を卒業して教職等に就いた者でもそれはまた同時に「学者」とであると捉えることもできるのである。『東京大学百年史 資料 2』の中に、夏目漱石（明治 26 年文学科英吉利文学専修卒）の例が挙げられているが、彼は文科大学在学中から東京専門学校講師をつとめ、また大学院在学中から高等師範学校の英語講師などをつとめた後、様々な学校の教職を転々とし、英国留学や帝大講師のキャリアを経たのち文筆一本の生活にはいったとあり、それが卒業生の「一般的な形」に近いとされている<sup>(31)</sup>。

他にも、高山樗牛（明治 29 年哲学科卒）、小山内薫（明治 39 年英文科卒）、鈴木三重吉（明治 41 年英文科卒）、芥川龍之介（大正 5 年英文科卒）、久米正雄（同上）らのように、在学中からの作家活動を続ける者にしても、教職等に就き生活の糧を得つつ文筆活動を行うのが一般的であった<sup>(32)</sup>。そういった事情を考慮すると、教職に進む者が多いという事実から単純に文科大学の人材育成の側面の大きさを語るにはいささか不足があると言える。教職に就いてはいるが、教育者であると同時にあくまで「研究者」でもあるというスタイルをとっている者が多かったということがこれらの記述からわかる。

1918（大正 7）年以降も、民間企業の発展に伴う民間への就職者の増加がみられるものの劇的な変化ではなく、基本的な数値の傾向は変わらない。しかし 1923（大正 12）年以降はそれまで 3, 4 割程度だった学校職員に就く卒業生の割合が 5 割以上に急増している。これは高等教育機関の拡充と、それによる中等教育における進学ブームが主な要因だと考



えられ、またそもそもの卒業生数が急増しているのもそのような教員需要の増加によるものと考えられる<sup>(33)</sup>。教員需要の増加に対応して供給を増やすというこの年代における傾向は「国家ノ須要ニ応スル」、単なる人材養成に偏っている側面を多少なりとも感じざるを得ない。

	学業継続	学校教員	行政官吏	民間	軍隊	不明	死亡	合計
大正7年 ～11年	146	179	9	34	0	89	1	485
大正12～ 昭和2年	300	555	37	82	0	64	10	1,048

1918～1927（大正7年～昭和2）年の文学部卒業生の進路状況<sup>(34)</sup>

文学部の創立から大正時代までの過程を見た上で、本研究の「大学は研究機関か」というテーマにそって考えると、文学部は前述したように「教員養成」という側面と「文学士（学者、研究者）養成」という側面の二面性を有していると言えるため、進路状況の数値で判断するのは非常に難しいものである。しかしながら、前述したように、「教職者でありながら研究者（文学士）」というようなスタイルが一般的という記述を踏まえると、卒業生には研究を行う基盤が確立されている。つまり、結果から判断すると、文学部の中では研究を行う姿勢を身につく環境が存在していたと判断できるのではないだろうか。単なる教授を行うだけでなく、研究を行う機会が設けられていたと推測することができるのである。

## 第二節 法学部における研究体制

### 1. 授業形態に関して

本節では法学部において研究というものが行われていたのか、について検証していきたい。この検証を進めるにあたって、「ゼミ」「演習」「論文」そして「研究室（会）」の4つのワードに焦点を当てていく。

まず、東京大学法学部の明治時代と大正時代の授業形態について見ていく。まず法学部発足以前に遡り、その母体をなした東京開成学校ならびにその起源をなす南校、および後1885（明治18）年に東京大学に合併され法学部に引継がれる東京法学校（元司法省の法学校）、つまり1871（明治4）年から1877（明治10）年3月の東京大学法学部の前史を見ていく。次いで同年4月から1886（明治19）年2月の東京大学法学部・同法政学部と司法省法学校・東京法学校、同年3月から1919（大正8）年3月の東京帝国大学法科大学、東京帝国大学法学部時代の同年4月からの授業形態を見ていく。

1871（明治4）年7月に文部省が設置され、南校、東校ともに文部省の所管となる。9月、学制改革のため南校、東校ともに一時閉鎖される。南校の再開を前に、15歳以上20歳以下を対象に「普通科」生徒を募集する。翌1872（明治5）年8月に文部省より「学

制」が頒布され、大学なるものの性格について、「大学校ハ高尚ノ諸学ヲ教フル専門科ノ学校ナリ、其学科大略左ノ如シ、理学、化学、法学、医学、数理学」<sup>(35)</sup>と規定された。同年9月に司法省の法学校が授業を開始する。この時期に研究に関する目立った記述はないが、1874（明治7）年9月に改定された法学科の教科課程の中に「心理学及論文」「修身学及論文」があり、1876（明治9）年7月に再度改定された教科課程の中に「法律討論演習」がある。これだけではあるが、当時知識を埋め込まれるだけでなく、自ら考えそれをまとめるというような「研究」に近いものがあったことがわかる。

1877（明治10）年4月12日付の文部省布達第二号をもって「東京大学」の創立が決まる。9月、東京大学3学部（法理文）は新たな教科編成を決定し、文部省の認可を得る。その基本方針は、「理論実用共ニ偏取偏廢セズ、専ラ其中庸ヲ取ルヲ主旨トシ、以テ一学科中ニ博ク諸科目ヲ加ヘテ之ヲ兼修セシムル事」<sup>(36)</sup>とされた。この基本方針に基づき、法学部の教科課程は以下のように決定された。

本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ旁ラ支那、英吉利、法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ受クル事トス、但シ本邦ノ法律未タ完備セサルヲ以テ現今専ラ英吉利法律ノ要領ヲ学修セシム<sup>(37)</sup>

当時の学習科目は以下の通りである。この表には、演習のような名前の科目はなく、学生は受け身となり知識を埋め込まれているような印象を受ける。

第1年級	英文学、論理学、心理学、欧米史学、和文学、漢文学、フランス語
第2年級	日本刑法沿革、英吉利法律（法律大意、不動産法、動産法、結約法、刑法）、フランス語
第3年級	日本古代法律、日本現行法律（擬律）、英吉利法律（論拠法、衡平法、訴訟法、治罪法、私犯法）、英吉利国憲、フランス語
第4年級	日本古代法律、日本現行法律（弁明）、支那法律要領（唐律、明律、清律）、英吉利法律（海法）、フランス法律要領（民法）、列国交際法（公法、私法）、法論

<『東京大学百年史 部局史2』より><sup>(38)</sup>

1883（明治16）年7月、前年9月から7月に至る1学年間の授業成果を述べた「申報」の中で、「古代ヨリ第十四世紀ニ至ル英国憲法ノ發育進歩ト云エル論題」について「現今独乙ノ諸大学ニ於テ施行セル方法ニ倣ヒ、政治学演習会ヲ設ケ、篤志ノ学生ヲ集メ之ニ従事セシメタリ」<sup>(39)</sup>と記されており、「政治学演習会」、いわゆるゼミが実施されたことが報告されている。1884（明治17）年4月、法学部は本年度に限り卒業論文を免除することに決定<sup>(40)</sup>、という記述がある。

今日私たちは卒業論文の制作を研究と考えているが、この考えが当時と同じだとするならば、研究というものが根付いていると言えるだろう。1885（明治18）年12月15日、文部省からの通達により、文学部の第二科（政治学及理財学科）を法学部に移し、法学部を法政学部と改称される。1886（明治19）年1月、教室での出欠調査を廃止<sup>(41)</sup>することとなり、学生の自主性が尊重されるようになる。

1886（明治19）年3月、勅令第三号「帝国大学令」が公布され、東京大学に工部大学校等を統合して新たに「帝国大学」が創設される。9月、「帝国大学文科大学通則」を施行する。法科大学は3学科（法律学第一科＝仏語、法律学第二科＝英語、政治学科）を設け、学科ごとに教科課程を定めた。以下がその学習科目である。

○法律学科第一科	
第1年	法学通論、契約法、仏民法、英国憲法、理財学、仏語
第2年	法学通論、海上法、保険法、私犯法、刑法、仏民法、羅馬法、国法学、仏語、民法刑法実地演習
第3年	日本行政法、治罪法、不動産法、衡平法、流通証券法、訴訟法、証拠法、国際法、法理学、訴訟演習及刑法民法実地演習

○法律学第二科	
第1年	法学通論、民法、刑法、治罪法、英語
第2年	民法、訴訟法、羅馬法、理財学、英語、実地演習
第3年	日本行政法、商法、国際法、法理学、英語、実地演習

○政治学科	
第1年	史学、理財学、統計学、私法、外国語
第2年	史学、理財学、国法学、行政学、私法、刑法、外国語
第3年	(行政学ノ部) 欧州諸大國比較行政論、財政学、訴訟法、治罪法 (財政学ノ部) 財政学、欧州諸大國比較財政論、訴訟法、治罪法 (外交学ノ部) 国際法、外交学及領事々務、地理学(殊ニ商業地理学)、仏語

<『東京大学百年史 部局史2』より><sup>(42)</sup>

法律学第一科において「民法刑法実地演習」と「訴訟演習及刑法民法実地演習」、法律学第二科においては「実地演習」という記述がある。1887（明治20）年9月、法科大学の学科編成が改められ、新たに独逸法を加えて法律学科を英吉利部、仏蘭西部、独逸部の3部に分ける。これに伴って新教科課程が定められた。

○法律学科英吉利部	
第1年	法学通論、契約法、代理法、附托法、組合法、売買法、仏民法、英憲法、仏語、 理財学、審問法
第2年	法学通論、海上法、保険法、私犯法、日本刑法、仏民法、羅馬法、公法、仏語、 実地演習、審問法
第3年	日本行政法、日本治罪法、不動産法、衡平法、流通証書法、訴訟法、証拠法、 国際法、法理学、実地演習、審問法

○法律学科仏蘭西部	
第1年	法学通論、民法、日本刑法、理財学
第2年	民法、訴訟法、羅馬法、日本治罪法、英語、実地演習
第3年	日本行政法、商法、国際法、法理学、英語、行政法、実地演習

○法律学科独逸部	
第1年	法学通論、羅馬法、日本刑法、理財学、羅句語、英語、羅句語演習
第2年	独逸民法、独逸商法、日本治罪法、公法、日本行政法、英語、羅馬法演習、実 地演習
第3年	訴訟法、国際法、法理学、英語、独逸民法演習、独逸商法演習、実地演習

○政治学科	
第1年	史学、法学通論、理財学、民法、刑法、独逸語
第2年	史学、比較財政学、理財学、公法、行政学、仏民法、独逸語、理財学演習
第3年	日本行政法、比較行政法、比較財政法、理財学史、治罪法、訴訟法、国際法、 私法、仏語、行政学演習、理財学演習

<『東京大学百年史 部局史 2』より> <sup>(43)</sup>

法律学科英吉利部において「演習」が2科目、法律学科仏蘭西部においても2科目、法律学科独逸部においては6科目、そして政治学科においては3科目、というように東京帝国大学法科大学期に演習という形で、研究が学生にとってより大きなものになってきていることが窺える。

1890（明治23）年9月、帝国大学に講座制を設ける件について文部省より大学評議会に照会があり、評議会では講座案を添えて答案書を提出した。法科大学関係の「講座及補助講座」案は以下の通りである。民法(4)、商法(2)、裁判所構成法及民事訴訟法(1)、刑法(1)、刑事訴訟法(1)、法理学(1)、憲法(1)、国法学及政治学(1)、行政法(2)、国際公法(1)、国際私法(1)、羅馬法(1)、経済学(2)、財政学(1)、統計学(1)、日本法制沿革(1)、法制沿革(1)、外国法律(3)、以上計26講座である。法科大学は学科編成学科課程に改定

を加えることとなり、法律が学科を従来のように 3 部に分けて制度を廃し、法律学として毎年本邦法典その他を教授し、別に参考科（3 部）を置き、そこにおいて外国法を教授することとした。新たな教科課程は次の通りである。

○法律学科	
第 1 年	法例、民法、刑法、民法原理、羅馬法、演習
	参考科第 1 部 英吉利契約法、英吉利私犯法、
	参考科第 2 部 仏蘭西民法
	参考科第 3 部 パンデクテン
第 2 年	民法、裁判所構成及民事訴訟法、刑事訴訟法、民法原理、演習
	参考科第 1 部 英吉利訴訟法、国際私法、英吉利売買法
	参考科第 2 部 仏蘭西民法
	参考科第 3 部 独逸商法及倒産法
第 3 年	商法、商法（保険海上法）、民法商法原理、民法総論、法理学、憲法、行政法、国際法、演習
	参考科第 1 部 英吉利証拠法、英吉利衡平法
	参考科第 2 部 仏蘭西民法
	参考科第 3 部 独逸私法

○政治学科	
第 1 年	民法要領、刑法、憲法、政治論、理財学、統計学、史学
第 2 年	理財史、国法通論、行政法、社会学、理財学及財政法、理財学演習、民法（要領）、商法（要領）
第 3 年	理財史、行政学、行政法、法制沿革通論、日本法制沿革、理財学及財政学、理財演習、財政学、国際公法

<『東京大学百年史 部局史 2』より> <sup>(44)</sup>

1891（明治 24）年に「学科」の改正を施行した。「本邦法典を授くるに、三ヵ年にては日時不足なるを慮ひ」<sup>(45)</sup> という理由から、修業年限を 4 年に延長した。

1893（明治 26）年 9 月、前月審査制定された「学科及授業科目」「試業規定」を施行する。「学科及授業科目」の一部を以下に引用する。

第四 各学科講義ノ外別ニ演習科ヲ置キ受持教員ノ見込ヲ以テ談話問題質疑論文等ニ依リ学生ヲ訓導ス。

但演習科ヲ設クヘキ科目ハ教授会ノ決議ニ依ル <sup>(46)</sup>。

1897（明治 30）年 7 月、卒業式において浜尾総長は「各自所修ノ學術ヲ基礎トシ、公

私ヲ問ハス各般ノ業務ニ従事シ、又細大ヲ問ハス学理ヲ攻究シ応用ヲ拡充シ、以テ直接間接ニ国家ノ事業ヲ進張シ、次世代ノ開明ヲ裨補スルコト尠少ニアラサルヘシ」<sup>(47)</sup>と訓辞。1908（明治 41）年 6 月、法科学科・政治学科の科目ならびに時間数等を改正。その一部の以下に引用する。

第五 各学科講義ノ外別ニ演習科ヲ置キ受持教員ノ見込ヲ以テ談話、問答、質疑、論文等ニ依リ学生ヲ訓導ス但演習科ヲ設クヘキ科目ハ教授会ノ決議ニ依ル<sup>(48)</sup>

1919（大正 8）年 2 月、勅令により法科大学を法学部と改め、経済学部は独立することとなる。1921（大正 10）年 9 月には、冬学期政治史演習、英法演習が開設される。次いで 1926（昭和元）年 10 月、松波教授演習が開講する。この時期から、「演習」という記述が目立ち始めるが、この時期から用いられる「演習」といのは今日におけるゼミに近いものと言えるだろう。

## 2. 卒業生の進路に関して

序章でも述べたとおり、帝国大学が官僚養成的存在を確立していったのは 1888（明治 21）年ごろからのことである<sup>(49)</sup>。当時の帝国大学は法学士の進路に特に力を入れていた。それ以前はというと、明治 10 年代の帝国大学の前身諸学校においては、全体として工学系を筆頭に技術的専門家が重点的に養成されていた。1876（明治 9）年から 1885（明治 18）年までの帝国大学の前身諸学校における 849 名の卒業生の専攻別内訳は、法学系が約 15 %（東京大学法学部 62 名、司法省法学校本科 62 名）、文学系が約 6 %（東京大学文学部 47 名）、理学系約 11 %（東京大学理学部 91 名）、医学系約 25 %（東京大学医学部 215 名）、農学系約 12 %（農商務省駒場農学校 103 名）、そして工学系が最も多く約 32 %（工部省工部大学校 211 名、東京大学理学部 58 名）であった<sup>(50)</sup>。これに対して帝国大学創立以後における専攻別構成は、1886（明治 19）年から 1896（明治 29）年の卒業生 1,353 名のうち、法科大学約 41 %（555 名）、文科大学約 7 %（94 名）、理科大学約 6 %（87 名）、医科大学約 24 %（321 名）、工科大学約 22 %（296 名）となった<sup>(51)</sup>。依然として自然科学部門が過半を占める事に相違はないが、法科卒業生の数が工学系卒業生と入れ替わる形で首位に躍進したことは、注目すべきではないだろうか。

この法学士の急増は、政策的に誘導されたものであった。これは、内閣制度の創設に伴う大規模な行政機構改革の一環として実施された諸高等教育機関の帝国大学への統合の際、政府が官吏任用の際資格任用制を導入し、官僚制の中核を占める高等行政官を、主に法科大学から調達しようとして計画した結果であった<sup>(52)</sup>。このような政策が考慮され始めたのは 1881（明治 14）年の政変後であった<sup>(53)</sup>。当時東京大学文学部と法学部の学生は、この政変で下野した大隈重信が翌年立憲改進黨を組織すると、在学のまま参加し活発な議論活動を行った。官立大学から有力な政府反対派が生まれた事は当時政府に多大な衝撃を与えることとなった。当時の東京大学文学部、法学部にとって、工学部や司法省法学校と

異なり、卒業生を送り込むべき官途を有していなかったことが在学生の政党加入の背景になっていると考えた政府首脳は東京大学における政治教育を統制し、卒業生には間食を保障することを考え始めたのである。

このような流れで政策へと移され、1887（明治 20）年に公布された「文官試験試補及見習規則」により、行政官の供給源とみなされることとなった法科大学卒業生は高等官試補への無試験任用の権利を与えられることとなり、当時官庁に占める帝国大学法科大学卒業生の割合が急激に増加した。そしてこのような政府の法科重視政策を受けて、帝国大学側もまた、法科大学の拡張を計画・実行した。1886（明治 19）年各分科大学の入学予定人員（総数 400 名）が定められ、法科大学 37 %（150 名）、文科大学 15 %（60 名）、理科大学 15 %（60 名）、医科大学 15 %（60 名）、工科大学 18 %（70 名）となった<sup>(54)</sup>。先述した帝国大学の前身諸学校および帝国大学創立直後の実績と比較しても、法科大学が規模の面においても重視されるようになったという点は明白である。

このように文官試験試補及見習規則により、政策的に法科大学から官僚への道が用意されることとなった以前の法科大学卒業生の進路はどのようなものだったのだろうか。1886（明治 19）年に最初の卒業生 11 名を出した法科大学の卒業生の進路のおよそ半数にあたる 6 名が新設の大学院へ進学した<sup>(55)</sup>。その中には植村俊平<sup>(56)</sup>や岡野敬次郎<sup>(57)</sup>などがいた。大学院へ進学した者全員が学者になったわけではなく、就職した上で大学院に籍を置く者もいた。また進学しなかった 5 名の中には、就職したのち大学に教授として戻った者も、戸水寛人<sup>(58)</sup>含め数人いた。このように創立当初の法科大学の卒業生の多くは大学院への進学を経て学界や司法界へと進んでいたことがわかる。

政府の法科重視政策以前の法科大学の卒業生の進路を踏まえた上で、政策後のそれを分析してみたいと思う。資料によると、明治 21～30 年までの 10 年間の 697 名の法科大学の卒業生の進路を分野別にまとめると、この 10 年間で、洋行・留学及び大学院や研究科などで修学を続けた者は約 6 %、学校教職員になった者は約 1 %、内閣等の行政官庁に就職した者は約 36 %、司法省及び陸海軍で司法官になった者は約 30 %、会社に就職した者は約 7 %であった<sup>(59)</sup>。行政官と司法官を合わせて官庁入りした者が全体の約 66 %と、大半を占めていることや、民間に就職した者が約 10 %に満たないという実績を踏まえると、当時の法科大学は官吏養成所に近いものになっていたと推測することが出来るだろう。

また、この 10 年間における法学士の進路選択状況をさらに詳しく、第一期から第三期に分けたデータを分析したいと思う。これによると、第一期（明治 21～23 年）の、「文官試験試補及見習規則」が施行されてから帝国議会が開会されるまでの期間における法学士の官庁就職率は約 78 %<sup>(60)</sup>、第二期（明治 24～26 年）の文官高等試験が停止されていた期間では約 74 %<sup>(61)</sup>と、いずれも非常に高い割合であるということから、このような政策により、帝国大学の法学士にとって官庁への就職がいかに王道的な進路であったかということがわかる。また、第三期（明治 27～29 年）は文官任用令により法学士にも文官高等試験が課されるようになり、かつ日清戦争が勃発してその影響が出始めた頃であり、この時期の法学士の官庁就職率は 57 %と低迷している<sup>(62)</sup>。この動きから、文官試

験試補及見習規則や文官高等試験における政策的な「帝国大学優位」の政策が、いかにその卒業生の進路に影響力を有していたかが読み取れる。

また、このような政策の他にも法学士の官庁進出を決定づけた事柄があった。それは、1886（明治 19）年から開講された内閣総理大臣秘書官金子堅太郎による日本行政法の講義であった。金子は「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸」の核たるべき憲法と行政法の講義を法科大学に新設するよう働きかけ、憲法起草中の多忙な時間を割き自ら出講し、1886（明治 19）年から 1888（明治 21）年にかけて 3 年間講義を行った<sup>(63)</sup>。その講義の内容は、日本における基本的な法律規則の変遷から、中央・地方政府組織及び権限、行政官吏の権利及び義務、国債、国税、会計に関する法規など、多岐にわたるものであった<sup>(64)</sup>。金子の講義を聴いた最初の学生は 1887（明治 20）年 7 月に卒業したが、総数 11 名の卒業生のうち大学院へ進学した者は 1 名のみで、その他は内閣法制局（1 名）、内務省（4 名）、外務省（3 名）、司法省（2 名）への進路を歩んだ<sup>(65)</sup>。ここで、当時の法学士にとって金子の講義がいかに影響力を持っていたか、を印象付ける言葉を紹介したいと思う。以下は、この年の首席卒業生であった、一木喜徳郎<sup>(66)</sup>が残した言葉である。

自分が最も興味を覚えさせられたのは、初めて行政学の講義が設けられ、金子堅太郎氏が講壇に立った時であった。…後年余が行政法に入つて行つたことには多少因縁がある。…若し大学に残らうとしたならば、授業中にも其の話をする人も在り、残れたことと思ふが、遂に行政の實際に当ることに志を定め、金子氏の世話で内務省に入ることになつた<sup>(67)</sup>。

金子の講義は、廊下まで聴衆があふれる盛況であったと伝えられているが<sup>(68)</sup>、彼は講義を通じて法学士に行政実務への興味を喚起しただけでなく、試験を通じて人材を鑑別し、自ら就職の斡旋も行うなど、法科大学生の進路に大きな影響や変化を与えたといえるだろう。

このように法科大学生の進路が政策や大学の講義により官庁へと向かったが、そののち徐々に変遷をたどることになる。明治後期から大正にかけて、民間へ就職する者の数と卒業後大学院に進むなどして学業を続行する者の数が急増したのである。まずは民間就職者数の増加についてみていきたい。1898（明治 31）年からの 5 年間の間で官庁就職者がほぼ横ばいないし微増にとどまっているのに対して、日露戦争後に民間就職者は急増し、1908（明治 41）年からの 5 年間には官庁へ就職した者 494 名に対し、民間に就職した者は 488 名と、官庁就職者とほぼ同数に達したのである<sup>(69)</sup>。

この民間急増の主力は弁護士ではなく、銀行社員などであった。この傾向は、卒業生が激増する一方で官庁の採用数が固定的であったため、民間にあふれ出したという面と、財閥等の企業が多角化と重化学工業化を推進するにあたって、その管理職要員に法学士を積極的に採用し始めた面という両方から生じていた、と推測することができると指摘されている<sup>(70)</sup>。このような民間への就職者の増加は、その後大正期にも引き継がれていった。



その後民間への就職者数が官庁への就職者数を上回るようになり、1913(大正2)年～1917(大正6)年の統計では官庁就職者379名(卒業者数全体の約13%)に対して民間就職者が828名(約28%)<sup>(71)</sup>、1918(大正7)年～1921(大正10)年では官庁就職者526名(約20%)に対して、民間就職者が1,358(約54%)名<sup>(72)</sup>といったように、帝国大学法学部卒業生の進路選択の傾向は変わっていった。この時期においては銀行のほかに新聞や雑誌社に入社して記者になる者が多く存在したという<sup>(73)</sup>。

なお、司法官吏と弁護士に関しては資格制度が改正され、1914(大正3)年に裁判所構成法と弁護士法が改正されて、その4年後である1918(大正7)年の「高等試験令」に統合された。それが1923(大正12)年3月1日から施行されたため、帝国大学法律学科卒業生に与えられていた無試験任用の特典が廃止されるようになった<sup>(74)</sup>。これを受け、弁護士や判事検事試補になる卒業生は一層少なくなった<sup>(75)</sup>。

続いて学業を続行する者の数であるが、先述したように明治中期までは圧倒的多数の卒業生が官庁入りしており、大学院への進学率も低かった。1888(明治21)年～1892(明治25)年までの間の卒業生総数294名のうち、学業継続者数は16名、わずか5%ほどであった<sup>(76)</sup>。しかしこれ以降学業継続者数は急増し、その割合は1898(明治31)年～1902(明治35)年の間では約12%、1903(明治36)年～1907(明治40)年では約24%といったように増加した<sup>(77)</sup>。その後学業継続者数は徐々に減少し、1908(明治41)年～1912(明治45)年では約11%、1913(大正2)年～1921(大正10)年では約8%となった<sup>(78)</sup>。このような学業継続者数の急増は、帝国大学全体の卒業者数の増加からくる、官庁に占める新卒者の増加によって一時名目上「大学院に進学」という進路を設け、その実際は官庁の定員空きを待っていたという記載もされているが<sup>(79)</sup>、当時民間へ就職する者が急増した時期とも重なることから、職業や進路選択の自由が活性化され、その進路として学業を継続する者の数が増えたことを表している、とも読み取ることができるのではないだろうか。

このような民間就職者数が官庁就職者数を上回る状態はこの後大正末期まで引き継がれた。創立当初は大学院への進学者が約半数であった帝国大学法学部卒業生の進路は、その後主に明治期における政策的な意図により官僚養成機関のような性格を構成し、圧倒的な好条件での官庁への進路を提供され、その分多くの官吏を輩出してきた。しかしそんな官僚養成的な側面は明治末期から大正にかけて徐々に変化していき、時代とともに民間への就職者の割合が増加し、大正末期においてはその割合が官庁への就職者数を大きく上回る結果となった。

ここで本研究の主題である、「研究」か「人材養成」かという問題を再び考察すると、明治期の官僚養成的な性格を有したとされる時代は、研究よりも人材養成といった側面が強いように思える。しかしこれは政策的に仕組まれたものであり、帝国大学法学部全体の官庁進出のきっかけは政府による官吏養成だったとしても、先述した金子氏の講義に胸を打たれ自ら行政法を学ぶ意思を持ち官僚となった一木喜徳郎のように、その卒業後の職業は官僚であっても大学在学中の学びおよび研究に取り組んだ末、その知識と学びを活かし、

官僚という職業に就いた者が彼の他にもいると推測することができる。また明治後半から民間への就職者数や大学進学者数が急増し、前者が官庁就職者数を大きく上回る傾向があったことから、明治期に帝国大学法学部の卒業生に与えられていた特権のためというよりも、大学において知識を身につけそれを自らが思う道で活かすという卒業生が増えていったのではないだろうか。

### 第三節 理学部における研究体制

#### 1. 授業形態に関して

本節では、理学部に学部生が研究を行う組織や機会があったのかどうか、「演習」や「卒業研究」の有無に焦点を当て、検討していく。理学部の中でも、数学科、物理学科、天文学科（星学科）、化学科の4つを検証の対象とする。

1877（明治10）年4月、東京開成学校と東京医学校を合併して東京大学が創設され、その4学部の中の一つとして、東京大学理学部が正式に発足した。理学部の中には数学物理学及び星学科・化学科・生物学科・工学科・地質及び採鉱学科の5学科が設けられた。1877（明治10）年の東京大学理学部学科規定制定の内容を見てみると、「第一年ノ課程ハ各学科異同アルコトナシ而シテ後三周年間ハ本人ノ撰ニ任セー学科ヲ専修セシム」<sup>(80)</sup>とし、第一年の共通の学科として、「英吉利語、論理学、心理学、数学、重学大意、科学、金石学、地質学、画学」が挙げられている。

当時は数学、物理、星学の3つが1つの学科であったため、第二学年からは「数学物理学及び星学科」及び「化学科」の学科課程をみってみる。まず、「数学物理学及び星学科」の第二年では、「純正数学、応用数学、物理学、有機化学、英吉利語、法蘭西語或日耳曼語」、第三年では「純正数学、応用数学、物理学、星学、英吉利語、法蘭西語或日耳曼語」、第四年では、「純正数学、応用数学、物理学、星学」が挙げられている。次に「化学科」では、第二年では「分析化学、有機化学、冶金学、物理学、金石学、英吉利語、法蘭西語或日耳曼語」、第三年では「分析化学、製造科学、物理学、石質学、英吉利語、法蘭西語或日耳曼語」第四年では「分析化学、製造科学」が科目とされていた。

以上のように、1877（明治10）年の学科課程を見てみると、当時の課程の中に演習的な科目は見当たらず、研究的な授業があったかの明確な資料は見つからなかった。しかし、天文学科の資料の中に以下のような文面があった。「当時物理学科の学生だった藤沢利喜太郎等が、1878（明治11）年のアメリカ合衆国から来朝したメンデルホール指導の下に重力測定に必要な天測の理論及び実地作業を習得したのが最初の学生による研究で、その成果は1880（明治13）年『Memoirs of the Science Department, Tokio Daigaku』第5号に発表された」<sup>(81)</sup>。この文面を踏まえると、カリキュラム内に研究が含まれていたかは明らかではないが、当時の学生は自主的に、意欲的に研究に関与していたのではないかと推測することができる。

1881（明治14）年に「数学物理及び星学科」が「数学科」「物理科」「星学科」に分離された。その後の1886（明治19）年に改正された「帝国大学理科大学学科課程」をみて

みる。「数学科」の課程では、第一年で「微分積分、純正数学、物理学、力学、球面星学、星学実験、数学演習、物理学実験、独語」、第二年で「純正数学、幾何光学、最小二乗法、力学、高等物理学、物理学実験、数学演習、独語」、第三年で「純正数学、力学、高等物理学、星学、数学演習」が挙げられている<sup>(82)</sup>。

次に「物理科」を見てみる。第一年では「微分積分、純正数学、力学、物理学、球面星学、科学実験、物理学実験、数学演習、独語」、第二年では「純正数学、最小二乗法、幾何光学、力学、高等物理学、数学演習、物理学実験、独語」、第三年では「力学、高等物理学、数学演習、星学実験、物理学実験」が科目として書かれていた<sup>(83)</sup>。

「天文学科」では、第一年「微分積分、純正数学、物理学、力学、球面星学、星学実験、数学演習、物理学実験、独語」、第二年では「純正数学、最小二乗法、幾何光学、力学、高等物理学、星学、星学実験、物理学実験、数学実験、独語」、第三年は「力学、星学、高等物理学、星学実験、数学演習」が規定されていた。

最後に「化学科」をみってみる。第一年では「純正数学、力学、物理学、化学実験、鉱物学及実験、独語」、第二年「高等物理学、化学、生理化学、物理学実験、科学実験、独語」、第三年「理論及物理化学、光線科学、バクテリア学、化学実験」と定められている<sup>(84)</sup>。

以上のことから、1886（明治 19）年の「帝国大学理科大学学科課程」の頃には、学科目の中に「実験」や「演習」が存在し、単なる受動的な授業だけではなく、生徒による能動的な授業が行われていたととらえることができる。

1919（大正 8）年に「大学令」が改定、科目制度が採用され、科目を必修・選択・参考の3種に分け、学科課程が大きく改変された。この時の課程を学科ごとに見ていきたい。

まず、「数学科」の必修科目は、「微積分学、代数学、幾何学、一般函数論、微分方程式論、力学、特別講義、数学講究」であった。必修科目の中の「特別講義」は、各教授がその当時の新興の題目を捕えて講義するもので、学生はその中の一つを修了するものであった<sup>(85)</sup>。また、「数学講究」は最終学年において、学生各自の研究志向に応じて一人の教授の指導のもとに特殊の問題を攻究するものである<sup>(86)</sup>とのことから、ゼミのような組織が存在したかは不明であるが、学部生の最終学年において今日の「卒業論文」や「卒業研究」にあたるものが設けられていたことがわかった。

「物理学科」は、必修科目として「一般物理学、物性論及熱学、電気磁気学及光学、力学、流体力学、弾性論及音響学、放射学、微分積分学、応用微分方程式論、応用微分方程式論、物理学実験、最新ノ物理学研究論文及論講」が挙げられている<sup>(87)</sup>。物理学科に関しては、「実験」や「論講」のようなものは存在したが、数学科の「数学講究」のような自ら研究を施す課題があったという資料はなかった。しかし、物理学科の授業形態について書かれた資料の中で、「英国、米国より新たに来航した教師たちは、開発研究の実行能力を持ち、新進気鋭の若手を含む人達で、本学生徒達を助手として精力的な研究を行い、従ってその下で、実証的な精神を持つ正統派物理学者が育ってゆくことになった<sup>(88)</sup>」とあった。ここから、自ら課題を見つけて研究を行っていたかは定かではないが、学生は教授と共に研究を進めることで、研究者としての基盤を養成していたことが伺える。

「天文学科」は、必修科目として「球面天文学、最小二乗法、軌道論、天体力学、実地天文学、天体物理学、暦ノ計算演習、天体観測、天文学講究又ハ実地研究、微分積分学、力学、一般物理学」が挙げられている<sup>(89)</sup>。「化学科」には、必修科目として「化学通論、無機化学、有機化学、物理化学、応用化学、一般物理学、分析化学実験、無機化学実験、有機化学実験、物理化学実験、電気化学実験、特別問題実験」がある<sup>(90)</sup>。

以上のことから、1919（大正8）年には、授業のカリキュラムの中に自ら課題を検討するような「数学講究」が存在したこと、学生は教授と共に研究を行っていたという実態が明らかになった。

次に卒業論文について検討していく。東京大学創立の年にあたる1877（明治10）年に早くも卒業生を出した唯一の学科が化学科であった。化学科は東京大学創立以前の時期において相当充実した教育の存在があったからだとされている<sup>(91)</sup>。その化学科での卒業論文に関しての資料があった。東京大学ができる以前の東京開成学校化学科本科以来上級生は卒業研究を行って、その結果を卒業論文として提出していた。1886（明治19）年の帝国大学理科大学への移行に伴い、一時卒業研究に関する規定がなくなったものの、1906（明治39）年卒のクラスから卒業研究が復活し、その研究成果を発表することが始まった<sup>(92)</sup>。

ここで、参考までに『東京大学百年史』の中にあつた本学科第一回卒業生である久原躬弦の卒業論文についての記述を挙げる。卒業の翌年1878（明治11）年に理学部准助教授となった本学科第一回卒業生である久原躬弦の卒業論文は「日本染色及捺染法」と題するもので、これに関連した紫根色素に関する論文は1879（明治12）年英国科学会誌に掲載されたという<sup>(93)</sup>。これはあくまで一例にすぎないが、この事実からは化学科において卒業論文が存在し、しかもかなりレベルの高い論文が書かれていたことが推測される。

このように理学部の4学科（数学科、物理学科、天文学科、化学科）を検討するなかで、帝国大学には1886（明治19）年の時点で既に「演習」「実験」のような授業がカリキュラムに組み込まれていたことが明らかになった。また、カリキュラム内に演習的な授業が含まれていない時期においても学生は積極的に研究を行い、さらにその研究は世間からも高い評価をされていたという事実も浮かび上がってきた。以上のことから、理学部では学生に対して「教育」だけでなく、「研究」も行われていたとすることができるのではないだろうか。

## 2. 卒業生の進路に関して

本項では東京大学理学部卒業生の進路を検討し、大学が官僚養成の場なのか、それとも研究の場なのかについて各学部卒の卒業人数と進路から考察していく。卒業生の進路を調べるにあたり、明治期の資料を見つけることができず、大正時代からのデータになってしまったが、これらをもとに検討していきたい。

1915（大正4）年までの時点の東京帝国大学理学部卒業生の進路は次のようになっている。計728人卒業生のうち、行政官僚が2人、技術官僚が104人で、官庁は計106人。

学校教員が 381 人、銀行会社員が 4 人、会社技師が 49 人、弁護士が 1 人、その他 2 人で民間は 56 人である<sup>(94)</sup>。

	法	医	工	文	理	農	計
行政官僚	1,012	20	7	29	2	17	1087
司法官僚	607			1			608
技術官僚		33	1,138		104	537	1,812
官公病院医		899				64	963
(官庁計)	1,619	952	1,146	29	106	618	4,470
学校職員	116	297	208	1,361	381	244	2,607
銀行会社員	978	31	40		4	24	1,077
会社技師			1,185	49	70	1304	
弁護士	583				1		584
開業医		605				1	606
獣医						5	5
その他	987	41	82	56	2	81	1,249
(民間計)	2,548	677	1,307	56	56	181	4,825
帝国議会議員	30	1	2	12	3	5	53
大学院等	15	30	21	54	23	19	153
海外留学	24	27	13	11	7	2	84
在学中	10	1	16	11		5	43
未定・不明	379	22	243	63	60	137	904
死亡	305	336	231	114	92	129	1,207
総計	5,046	2,343	3,177	1,712	728	1,340	14,346

卒業生の進路で最も多かったのは学校教員であり、官僚になったのはその 3 分の 1 程度である。このことから理学部は官僚養成を行う所だったとは考えにくい。

また、1954（昭和 29）年から 1964（昭和 39）年までの新制理学部数学科、物理学科、天文学科、化学科の卒業生数は以下の表のようになる。

	昭和 29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	合計
数学科	25	15	21	22	22	19	19	16	17	20	21	217
物理学科	31	30	26	29	25	28	28	32	28	30	28	315
天文学科	7	6	5	6	3	6	4	6	7	6	5	61
化学科	30	25	22	24	25	26	26	25	22	21	22	268
合計	93	76	74	81	75	79	77	79	74	77	76	861

旧制大学と新制大学との違いは、学科のくくり方にある。旧制理学部から新制理学部になると物理学科、天文学科、地球物理学科の3つの学科が統合し物理学科になった。また、動物学科、植物学科、人類学科が生物学科に、地質鉱物学科と地理学科が地学化に統合された<sup>(95)</sup>。卒業生数は1954(昭和29)年から1964(昭和39)年の間は横ばいとなっており、増加傾向はみられない。帝国大学創立後大学は法学部に力を入れてきた結果、理学部生の生徒数が増加していないのではないかと考えられる。

では理学部学部生と比べ理学部大学院の卒業生数はどのような変化をしているのか、修士課程修了者を以下の表にまとめた<sup>(96)</sup>。

	昭和29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	合計
数学科	8	9	13	10	8	10	9	15	7	8	18	115
物理学科	22	25	23	27	25	29	29	23	28	30	34	295
天文学科	3	4	4	3	4	2	2	3	4	4	3	36
化学科	20	15	20	18	18	11	16	11	15	19	27	190
合計	53	53	60	58	55	52	56	52	54	61	82	636

理学部大学院の生徒の多くは理学部学部からの進学者であり、帝国大学理学部の卒業生の多くは研究の場に身を置いていることがわかる。以上のことから帝国大学の理学部に関しては官僚養成を行う場ではなく、研究機関としての存在を確立していたのではないだろうか。

なお、本来であれば帝国大学理学部の進路についてより詳細に示し、理学部がどのような存在であったかを検討したかったのであるが、残念ながらそれに適した資料を見つかることができず、全体としての卒業生の進路しか扱えなかった。これを帝国大学理学部卒業生の進路についての研究の限界とする。

## おわりに

私たちは「はじめに」において、学生が研究していることの定義として、学部における授業体制（講義が主であったか、または演習や少人数ゼミナールが組まれていたか、卒業論文などの学生主体の研究体制が組まれていたか、それが重視されていたか）と、卒業生の進路（研究者や学者を輩出していたか、または官僚や専門分野の道をあらかじめ用意されていたか）という二つの軸を設定した。この軸をもとにこれまでの検討結果をまとめてみる。

まず、文学部である。授業に関して、科目名を詳細に記述した資料が見つからず、本論文の中で学生の研究であると定めた「演習」の存在を明確に肯定することができなかったが、「卒業論文」が科せられるようになったこと、卒業試験には論文試験、口頭試験が含まれ、ただ暗記するだけの教育ではなく、学生自ら考える機会が存在していたことが明らかになった。卒業生の進路は、学校教員の割合が多いこと、1893(明治26)年頃から行

政官の割合が減り、学業を継続する者が急増したことが明らかになった。また、教員になる者の中に、教育者であると同時に「研究者」でもあるというスタイルをとっている者の存在も確認することができた。

次に法学部である。授業形態としては、1883（明治 16）年の「政治学演習会」という今日のいわゆるゼミが実施されていたという記載を皮切りに、その後数々の演習や研究会が組織され、学生の参加が課されるようになった。そして講座制が導入されるようになると、ますます学生主体の授業が行われるようになった。このような講座や演習、研究会への参加を通して、大学側の学生に「研究」を行う意識を身につけさせようとする意図を見とることができる。また進路に関しても、明治期には官僚養成機関的側面が前面に押し出され、意図的に多くの官吏を要請していたが、その後無試験任用制度などが廃止され大学や学部間での平等性が担保されるようになるにつれ、官僚養成的な性格は弱まっていった。それに代わり、民間への就職者や大学院進学者の増加がみられるようになっていった。

最後に理学部である。理学部の授業形態では、1886（明治 19）年の時点で既に「演習」「実験」のような授業がカリキュラムに組み込まれていたこと、カリキュラム内に演習的な授業が含まれていない時期においても学生は積極的に研究を行いその研究は世間からも高い評価をされていたという事実が浮かび上がってきた。卒業生の進路に関しては、詳細を示すことができなかったが、官僚に進むものは少なく、教師になるものや大学院に進学するものが多かったことがわかった。

以上のことから、卒業生の進路に関しては、職業としての研究者になった者の割合は少ないが、一見研究とは無関係な職業に就職をした者でも、同時に研究者であると考えられる例を多数見出せた。また、授業形態に関してはどの学部にも「卒業論文」や「演習」「実験」など、ただ教育を受けるだけではなく、演習的な要素を含む授業の存在を確認することができた。結果的に、私たちが序章で示した、帝国大学の創設理念の「研究を行う場」という側面が希薄になっており、実際は学生が研究を行う場として機能しておらず、単なる人材育成機関となっていたのではないか、という仮説は実証されず、当時の東京大学においては「研究を行う場」としての側面も十分に有していたと言える結果が得られた。

また、今回の研究の中で明らかになったのが、学生の学業に対する意識の高さである。文学部では夏目漱石等の例から、法学部では金子堅太郎氏の授業に影響され行政法を学ぶ意志を持った一木氏や、理学部でもカリキュラム内に演習的な授業が含まれていない時期においても学生は積極的に研究を行っていたとの記述から学生の学業に対する意識の高さを垣間見ることができる。このように、当時の帝国大学は「卒業論文」や「演習」、「実験」が存在し、形式的に研究を行う場があったこと、そして在籍している生徒自身にも自発的に研究する姿勢があったことがわかった。

このことから、序章において述べたような、現代の大学が単なる就職への踏み台としての機関になってしまっているという現状は、必ずしも過去に拠るものではないことが明らかになった。また同時に、今日の問題は、現代の大学生の意識低下によるもの、またそのような風潮に大学自体が迎合してしまっているのではないか、というさらなる疑問につな

がった。しかし、これはまだ単なる推測に過ぎないので、この疑問の解明を今後の課題とするとともに、我々自身の研究意識を見つめなおす契機としたい。

また、本論文では講義名から授業体制を解明し、卒業生の進路も数字で判断したため、量的な分析になってしまった。いかなる授業を行っていたのか、また、卒業生がどのような仕事を行っていたのか等、質的な分析を施せなかったことが本論文の限界であるといえるだろう。ただし、大学に研究を行う機会は十分に存在していたことを示すことができたことは本論文の成果であるといえるだろう。

[注]

- (1) 文部科学省 HP 教育基本法（条文）。  
< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf) >
- (2) 大学データブック 2012 第4章「大学から社会へ」 3-1 キャリア教育の実施状況。  
< [http://benesse.jp/berd/center/open/report/dai\\_databook/2012/pdf/data\\_07.pdf](http://benesse.jp/berd/center/open/report/dai_databook/2012/pdf/data_07.pdf) >
- (3) 文部科学省 HP 産学連携による高度人材育成等。  
< [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/sangaku2/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/index.htm) >
- (4) 文部科学省 HP 帝国大学令（明治十九年三月二日勅令第三号）。  
< [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1318050.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318050.htm) >
- (5) 中山茂『帝国大学の誕生』中央公論社、1978年、105頁。
- (6) 『東京大学百年史 部局史2』東京大学出版会、1986年、108頁。
- (7) 天野郁夫『大学の誕生（下）』中公新書、2009年、209頁。
- (8) 前掲『東京大学百年史 部局史2』、108頁。
- (9) 同上、413頁。
- (10) 同上、414頁。
- (11) 『東京大学百年史 部局史1』東京大学出版会、1986年、414頁。
- (12) 同上、415頁。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 同上、416頁。
- (18) 同上、418頁。
- (19) 『東京大学百年史 資料1』東京大学出版会、1984年、639頁。
- (20) 前掲『東京大学百年史 部局史1』、419頁。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 同上。



- (25) 前掲『東京大学百年史 資料 1』、649-650 頁。
- (26) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、421 頁。
- (27) 同上、422 頁。
- (28) 天野郁夫『大学の誕生(上)』中公新書、2009 年、231 頁。
- (29) 『東京大学百年史 資料 2』東京大学出版会、1984 年、179 頁。
- (30) 同上、180-181 頁。
- (31) 同上。
- (32) 同上、181-182 頁
- (33) 同上、544 頁。
- (34) 同上、545 頁。
- (35) 前掲『東京大学百年史 部局史 1』、5 頁。
- (36) 同上、18 頁。
- (37) 同上。
- (38) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、18-19 頁。
- (39) 同上、34 頁。
- (40) 同上、37 頁。
- (41) 同上、41 頁。
- (42) 同上、43 頁。
- (43) 同上、46-47 頁。
- (44) 同上、54 頁。
- (45) 同上、56 頁。
- (46) 同上、65 頁。
- (47) 同上、81 頁。
- (48) 同上、127 頁。
- (49) 前掲『大学の誕生 (下)』、209 頁。
- (50) 『東京大学百年史 通史 1』東京大学出版会、1984 年、1,053 頁。
- (51) 同上、1,054 頁。
- (52) 同上。
- (53) 同上、1,055 頁。
- (54) 同上、1,054 頁。
- (55) 同上、1,064 頁。
- (56) 法科大学助教授を経て弁護士、日銀支配人などを務める (同上、1,065 頁より)。
- (57) 植村の後任助教授、ドイツ留学を経てのち法科大学教授、文部大臣、司法大臣などを務める (同上より)。
- (58) 判事補として東京始審裁判所に就職したのち英国への留学を経て、1894 (明治 27) 年法科大学教授となった (同上、1,067 頁より)。
- (59) 同上、1,083 頁。
- (60) 同上、1,087 頁。
- (61) 同上。
- (62) 同上、1,088 頁。

- (63) 同上、1,065 頁。
- (64) 同上。
- (65) 同上。
- (66) 1890 (明治 23) 年ドイツへ私費留学、1893 年帰国、1894 年法科大学教授、兼任内務省参事官、のちに法制局長官、文部大臣、内務大臣などを務める (同上より)。
- (67) 一木先生追悼会『一木先生回顧録』、1954 年、7-8 頁。
- (68) 前掲『東京大学百年史 通史 1』、1,067 頁。
- (69) 前掲『東京大学百年史 部局史 1』、177 頁。
- (70) 同上。
- (71) 同上、178 頁。
- (72) 前掲『東京大学百年史 資料 1』、541 頁。
- (73) 同上。
- (74) 同上。
- (75) 同上。
- (76) 前掲『東京大学百年史 部局史 1』、176 頁。
- (77) 同上。
- (78) 同上。
- (79) 同上。
- (80) 前掲『東京大学百年史 資料 2』、667 頁。
- (81) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、385 頁。
- (82) 前掲『東京大学百年史 資料 2』、674 頁。
- (83) 同上、676 頁。
- (84) 同上、678 頁。
- (85) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、316 頁。
- (86) 同上。
- (87) 前掲『東京大学百年史 資料 2』、685 頁。
- (88) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、341 頁。
- (89) 前掲『東京大学百年史 資料 2』、684 頁。
- (90) 同上、686 頁。
- (91) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、432 頁。
- (92) 同上、469 頁。
- (93) 同上、438 頁。
- (94) 前掲『大学の誕生 (下)』、280 頁。
- (95) 前掲『東京大学百年史 部局史 2』、301-302 頁。
- (96) 同上。

---

2012年度 山本ゼミ共同研究報告書

「大学史に見る日本の大学問題」

2013年3月15日 発行

発行者 慶應義塾大学文学部教育学専攻山本研究会

<代表 山本正身>

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

慶應義塾大学文学部内

TEL 03-3453-4511 (内) 23112

